

平成 2 4 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 3 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 3 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 3 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 3 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 3 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 4 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 4 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 5 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 16 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について

議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1 号 平成 23 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 23 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 23 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 23 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第 5 号 平成 23 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

報告第 7 号 平成 23 年度旭市病院事業会計継続費の精算について

提案理由の説明並びに政務報告..... 5

議案の補足説明及び報告の説明..... 15

散 会..... 74

第 2 号 (9 月 7 日)

議事日程..... 75

本日の会議に付した事件..... 75

出席議員..... 75

欠席議員..... 76

説明のため出席した者..... 76

事務局職員出席者..... 76

開 議..... 78

議案質疑..... 78

議案第 17 号直接審議 (先議) 118

決算審査特別委員会設置..... 118

決算審査特別委員会委員の選任..... 119

決算審査特別委員会議案付託..... 119

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告..... 120

常任委員会議案付託..... 120

常任委員会陳情付託..... 120

散 会	1 2 1
-----	-------

第 3 号 (9月11日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
説明のため出席した者	1 2 3
事務局職員出席者	1 2 4
開 議	1 2 5
一般質問	1 2 5
1 番 大 塚 祐 司	1 2 5
1 7 番 日 下 昭 治	1 4 5
1 2 番 滑 川 公 英	1 6 7
5 番 伊 藤 保	1 8 4
散 会	1 9 3

第 4 号 (9月12日)

議事日程	1 9 5
本日の会議に付した事件	1 9 5
出席議員	1 9 5
欠席議員	1 9 5
説明のため出席した者	1 9 5
事務局職員出席者	1 9 6
開 議	1 9 7
一般質問	1 9 7
2 0 番 高 橋 利 彦	1 9 7
1 5 番 木 内 欽 市	2 2 5
8 番 伊 藤 房 代	2 4 3
4 番 太 田 將 範	2 5 1

散 会	2 6 5
-----	-------

第 5 号 (9月26日)

議事日程	2 6 7
本日の会議に付した事件	2 6 7
出席議員	2 6 7
欠席議員	2 6 8
説明のため出席した者	2 6 8
事務局職員出席者	2 6 9
開 議	2 7 0
決算審査特別委員長報告	2 7 0
質疑、討論、採決	2 7 2
常任委員長報告	2 7 6
質疑、討論、採決	2 7 9
常任委員長陳情報告	2 8 5
質疑、討論、採決	2 8 6
議案上程	2 8 8
議案第18号 平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
提案理由の説明	2 8 8
議案の補足説明	2 8 8
質疑、討論、採決	2 8 9
事務報告	2 9 6
閉 会	2 9 7

平成24年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成24年9月5日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市

17番 日下 昭治

19番 嶋田 茂樹

21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹

18番 林 俊介

20番 高橋 利彦

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直

教育長 刃田 哲雄

秘書広報課長 伊藤 浩

総務課長 加藤 寿一

財政課長 加瀬 正彦

市民生活課長 斉藤 馨

保険年金課主幹 渡邊 満

社会福祉課長 渡辺 輝明

高齢者福祉課長 石井 繁

農水産課長 大久保 孝治

都市整備課長 伊藤 恒男

会計管理者 宮 應孝行

水道課長 新行内 弘

病院経理課長 鈴木 清武

学校教育課長 菅谷 充雅

体育振興課長 野口 國男

農業委員会事務局長 加瀬 恭史

副市長 増田 雅男

代表監査委員 木村 哲三

行政改革推進課長 林 清明

企画政策課長兼被災者支援室長 米本 壽一

税務課長 佐藤 一則

環境課長 大木 多可志

健康管理課長 高山 重幸

子育て支援課長 佐久間 隆

商工観光課長 堀江 隆夫

建設課長 北村 豪輔

下水道課長 加瀬 喜久

消防長 佐藤 清和

病院事務部長 菅谷 敏之史

庶務課長 横山 秀喜

生涯学習課長 高野 晃雄

監査委員事務局長 馬淵 一弘

事務局職員出席者

事務局長 堀江 通洋

事務局次長 向後 嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解を願いたいと思います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

また、クールビズ期間中でございますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整をさせていただきます。

◎日程第1 開 会

○議長（林 俊介） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成24年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 俊介） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 俊介） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

7番、平野忠作議員、8番、伊藤房代議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 俊介） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月26日までの22日間といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月26日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第17号までの17議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（林 俊介） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第17号までの17議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件を一
括上程いたします。

議案第 １号 平成２３年度旭市一般会計決算の認定について

- 議案第 2 号 平成 23 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 23 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 23 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 23 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 23 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 23 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 23 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 23 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 24 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 24 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 24 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 24 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 23 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 23 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 23 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 23 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 23 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 平成 23 年度旭市病院事業会計継続費の精算について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 俊介） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） おはようございます。

平成24年度も上半期が過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しており、ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

はじめに、提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第9号までは、平成23年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成23年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額339億6,519万2,454円、歳出総額311億4,660万7,318円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6億6,337万3,505円を差し引いた実質収支は、21億5,521万1,631円となりました。

議案第2号は、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額91億8,246万1,361円、歳出総額87億5,067万145円、差し引き4億3,179万1,216円となりました。施設勘定は、歳入総額8,705万11円、歳出総額7,173万8,988円、差し引き1,531万1,023円となりました。

議案第3号は、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額4億1,975万2,335円、歳出総額4億1,003万3,480円、差し引き971万8,855円となりました。

議案第4号は、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額39億8,844万2,267円、歳出総額39億7,494万9,115円、差し引き1,349万3,152円となりました。

議案第5号は、平成23年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額11億5,479万9,635円、歳出総額10億4,857万3,267円、差し引き1億622万6,368円となりました。

議案第6号は、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,068万230円、歳出総額4,395万4,346円、差し引き672万5,884円となりました。

議案第7号は、平成23年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万9,085件、普及率は83.4%、年間給水量は584万7,443立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は14億8,054万5,397円、事業費用は13億1,216万1,412円、差し引き1億6,838万3,985円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入1億492万4,800円、支出は5億1,384万4,223円となり、収支不

足額 4 億 891 万 9, 423 円は減債積立金等で補てんいたしました。

なお、決算の認定とともに当該年度の未処分利益剰余金 1 億 6, 838 万 3, 985 円の処分についても議会の議決を求めるものであります。

議案第 8 号は、平成 23 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、入院患者数及び入所者数は年間延 35 万 9, 637 人、外来患者数及び通所者数は年間延 80 万 579 人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は 346 億 2, 039 万 9, 391 円、事業費用は 342 億 1, 464 万 2, 422 円、差し引き 4 億 575 万 6, 969 円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入 38 億 4, 278 万 7, 000 円、支出は 69 億 2, 011 万 4, 112 円となり、収支不足額 30 億 7, 732 万 7, 112 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

なお、決算の認定とともに当該年度の未処分利益剰余金 14 億 892 万 9, 015 円の処分についても議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 号は、平成 23 年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、23 年度末日をもって事業を廃止いたしました。

利用者については、震災の被害で 1 年間休業しておりましたので宿泊・休憩とも 0 人であります。

決算額については、収益的収支において、事業収益は 3, 514 万 1, 495 円、事業費用は 6, 622 万 2, 070 円、差し引き 3, 108 万 575 円の純損失となりました。

また、資本的収支は、収入 2 億 9, 590 万 7, 845 円、支出は 2 億 9, 694 万 4, 790 円となり、収支不足額 103 万 6, 945 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第 10 号は、平成 24 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 20 億 4, 500 万円を追加し、予算の総額を 289 億 5, 300 万円とするものであります。

議案第 11 号は、平成 24 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ 1 億 5, 700 万円を追加し、予算の総額を 92 億 9, 700 万円とするものであります。

議案第 12 号は、平成 24 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 5, 086 万 8, 000 円を追加し、予算の総額を 1 億 286 万 8, 000 円とするものであります。

議案第 13 号は、平成 24 年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、資本

的支出に2億1,892万5,000円を増額するものであります。

議案第14号は、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長熊釣堀センターの休場日に関する規定を規則へ委任し、また、指定管理者制度に関する規定を追加するため、改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、外国人登録法の廃止に伴い、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正するため、関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、本年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、岩井明廣氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

報告第1号は、平成23年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成23年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成23年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成23年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成23年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は、平成23年度旭市病院事業会計継続費の精算について、それぞれ報告するものであります。

次に、東日本大震災から間もなく1年6か月が経過し、第2回定例会においてもご報告いたしましたでしたが、報告後の対応も含め、復旧・復興に向けた取り組みについて申し上げます。

はじめに、被災者の生活再建のための各種支援の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,338世帯に対して2億3,463万円を支給いたしました。また、災害義援金については、3,514世帯に対して、国・県分と合わせて12億6,936万5,000円を配分し、このうち市への義援金分は3億6,261万円を配分しております。

なお、市内外より心温まる義援金をお寄せいただいておりますが、今月30日を持ちまして受付を終了させていただきます。この場をお借りして、ご厚志を頂きました1万人を超える皆様方に心から感謝申し上げます。

このほか、災害援護資金の貸付については、90件、貸付総額1億8,612万円の申し込みがありました。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%にあたる798世帯に、加算支援金が、対象世帯の約72%にあたる582世帯に、合わせて12億5,725万円が支給されております。

県の液状化等被害住宅再建支援金については、234世帯に1億1,882万1,000円を支給したところであります。

次に、負担金の免除について申し上げます。

震災により、半壊以上の被害を受けた方に対する国民健康保険一部負担金及び介護保険利用者負担金の免除については、本年9月30日まで延長してきたところでありますが、これをさらに平成25年3月31日まで再延長することとし、引き続き被災者の生活支援を行ってまいります。また、千葉県後期高齢者医療広域連合においても、本市を含む該当市町村の被災者に対する一部負担金の免除を同日まで再延長することが決定されました。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

応急仮設住宅は、設置後1年4か月余りが経過する中で、入居者の住宅再建も進み、徐々に退去する世帯も増えてきておりますが、現在、130世帯332人が入居しております。

今年5月に行ったアンケート調査では、入居期限となる来年5月までに、87世帯の方々が住宅再建の目途が立っていない状況にありますので、県に要望し、1年間の貸与期間の延長が決定されたところであります。

また、県では、応急仮設住宅のさらなる居住環境の改善策として、希望者に対して、風呂の追いだき機能の追加や物置の提供などを行っているところであります。

今後も、県をはじめ、関係機関と連携を図りながら、入居者の生活支援策を積極的に講じてまいります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅の建設については、6月に実施した応急仮設住宅入居者へのアンケート結果から、27世帯の方々が災害公営住宅への入居を希望しており、その建設に向けて復興交付金事業計画の第4次申請の提出期限である10月中旬までに、国へ申請を行う予定であります。また、関連補正予算を本定例会に提案したところであります。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

市内の災害廃棄物の処理については、順調に進んでおりますが、6月から岩井地先の仮置

き場において受入れを再開したところ、8月末現在、約930トンの搬入がありました。

また、民間の最終処分場での受入れが縮小され、野中地先の仮置き場に集積されている約5,800トンの災害廃棄物については、8月1日から運搬処理を再開し、12月末の完了を目指しているところであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅施設整備事業については、8月2日に第4回旭市道の駅建設準備委員会を開催し、建設候補地を旭中央病院アクセス道東西線沿いに決定いたしました。

今後は、地権者のご協力をいただきながら用地確保を進めるとともに、管理運営形態、導入施設、駅長の選定方法などについて、検討してまいります。

次に、旭中央病院検討委員会について申し上げます。

旭中央病院の今後について検討するため、総合病院国保旭中央病院検討委員会設置要綱を7月24日付けで制定し、地域医療における役割や病院の課題と対策、また、改革プランに基づく経営形態の調査や研究などを行ってまいります。

なお、委員の構成は学識経験者3名をはじめ、医師会代表や県職員など13名をもって組織することとしました。

次に、地区懇談会について申し上げます。

震災からの復興状況の報告やまちづくりについて、市民の皆様から意見や提案をいただくために、10月22日から市内6か所で地区懇談会を開催いたします。

次に、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

旭市の魅力や特性を市内外に積極的に発信し、本市のさらなるイメージアップを図るため、各種イベントなどで活用するキャラクターのデザインと愛称の募集を、小学生以上の市民、市内に在学若しくは在勤されている方を対象として今月3日から開始しました。

多くの皆様に応募していただき、旭市にふさわしいキャラクターを創出したいと考えております。

次に、徴収対策について申し上げます。

徴収対策室において、今月から国税庁の元職員を臨時職員として1名採用し、債権管理業務の指導をお願いすることといたしました。この方が持つ豊富な知識と経験に基づき、債権回収に関する指導や助言を受けることで、滞納額の縮減に努めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、今月17日の敬老の日に、保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場として開催いたします。

次に、学校給食について申し上げます。

第二学校給食センターについては、県の完了検査を受け、8月30日に竣工式を挙行了しました。今月からは、海上・飯岡地区を中心とした10校の児童生徒に、給食の提供を開始しております。

次に、体育振興について申し上げます。

今月24日から27日までの4日間、総合体育館において、「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選手選考会」が開催され、全国各地から選手が集い、熱い戦いが繰り広げられます。

また、10月5日と6日の2日間、あさひ健康パークにおいて、「第4回向太陽杯パークゴルフ大会」を開催いたします。

全国各地から110名の選手と、市内選抜選手50名を合わせて160名の選手が参加いたします。

運営にあたっては、心温まるおもてなしで「食の郷」「交流の郷」をPRしてまいります。

11月18日には、「勇気・元気・復興への道」をスローガンに「第3回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、小中学校の吹奏楽や郷土芸能等のエキシビジョンなど、市民の一体感のさらなる醸成を図るため、多くの市民が参加できる大会にまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

昨年、開設できなかった海水浴場については、今年は飯岡、矢指ヶ浦ともに7月21日から8月26日までの37日間、開設いたしました。期間中は天候にも恵まれ、海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人々で賑わい、区域内での事故もなく無事終了することができました。

7月21日に「あさひ砂の彫刻美術展」において、「砂像と光のレーザーショー」が開催され、また、同日に「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」も開催されました。

7月28日、29日には、復興をテーマとして「いいおかYOU・遊フェスティバル」が2年振りに開催され、8月6日、7日には一日も早い復興を願い「勇気・元気・復興への道」をテーマとして「旭市七夕市民まつり」が開催され、県内外から多くの人々で賑わい盛況のうちに終了することができました。

事業運営にご尽力をいただきました観光協会をはじめ、各関係機関に心より感謝を申し上げ

げる次第であります。

次に、秋の観光について申し上げます。

恒例となりました袋公園秋の釣り大会が10月下旬に、長熊釣堀センターの釣り大会が11月3日に、菊花大会が11月上旬に開催を予定しております。

長熊釣堀センターについては、指定管理者制度を導入することとし、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、食彩の宿いおか荘について申し上げます。

第2回定例会で申し上げましたが、「いいおか荘あり方懇談会」を設置して、今後のあり方について検討をいただいております、これまでに3回の会議を開催したところであります。

次に、市独自で行っている自家消費作物の放射性物質簡易検査について申し上げます。

8月20日から検査を開始したところでありますが、8月中に行った7件の検査については異常がなく、依頼者に通知したところであります。今後も市民に食の安心を得ていただくため継続して行ってまいります。

次に、農業について申し上げます。

農産物の放射性物質検査については、県とともに4月以降16品目23検体を実施しましたが、すべて基準値内でありました。今後も県と連携を密にして農産物の安全を確認してまいります。

水田農業については、「農業者戸別所得補償制度」の加入申請が7月2日に締め切れ、264名が加入しました。また、米の放射性物質の検査については、本年は県から3か所の検査を求められましたが、8月23日に安全が確認されて自粛解除となり、安全な旭産の米が出荷されているところであります。

野菜の生産振興については、生産農家が施設の規模拡大と管理機等の整備について、県補助事業「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を活用して、本年は12件の事業に取り組んでおります。また、JAちばみどりの集出荷貯蔵施設であります「フレッシュグリーン」については、稼動後17年が経過し、選果設備を最新の設備へ更新するための工事を12月の完成を目途に着手しており、今後の野菜生産振興への寄与を期待するところであります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内6地区で経営体育成基盤整備事業が進められている中、飯岡西部地区の基盤整備事業については、事業進行が遅れておりましたが、9月末には事業区域も確定する見込みとなりました。今後は、県において換地作業、計画変更手続きへと進めていく予定となっております。

おります。地元との連絡調整を密にし、県とともに事業の推進を図ってまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

7月23日から27日までの5日間に渡り、ジェフユナイテッド市原・千葉レディースU-15の選手19名による農業体験活動を実施しました。恒例となりました本事業も6年目となりますが、これは受入農家のご理解と家族ぐるみのご協力により継続できますことを改めて感謝申し上げます。また、参加選手の皆様には、スポーツのみならず、この貴重な体験を通じて社会性を身に付けられますとともに、旭市との交流が一層深まることを願うものであります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

産業まつりの日程については、11月4日に干潟地区、11日に旭地区、23日に海上地区で開催いたします。なお、旭地区の会場については、新設した旭文化の杜公園といたしました。各会場へ市内外から大勢の方に来場していただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、本市の農産物や地場産品についてPRしたいと考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

震災により被災した道路等の復旧工事のうち、繰り越しの手続きを行った工事は完了いたしました。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から北側の整備に向け、現地調査等を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、一部、工事を着手いたしました。また、未取得地について、今後も引き続き関係地権者にご理解とご協力を賜り、早期完成に努めてまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

川向西野地区の排水路整備事業については、本年度完成を目指して工事を進めているところであり、蛇園南地区流末排水整備事業についても、早期完成を目指し工事を進めているところであります。

次に、旭駅前線の整備状況について申し上げます。

県施工で整備を行っている旭駅前線については、起点部の旭駅前広場並びに終点部の交差点改良工事が終了し、一部の区間を除いて供用を開始したところであります。

これにより歩行者と路線バスなどの利用者との動線を区分することができ、利用者の安全と円滑な通行を確保することが可能となりました。今後も、県と連携を図りながら早期完成

に向けて努力してまいります。

次に、旭駅東側の駐輪場について申し上げます。

防犯対策として、駐輪場に防犯カメラを2台設置し、7月1日から運用を開始しております。今後は、防犯カメラの抑止力に期待するとともに、運用にあたっては、個人情報等の取り扱いを含め、適正な管理に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

平成25年4月の運用開始に向けて整備を進めております、消防救急無線デジタル化事業と共同指令センター整備事業の進捗状況を申し上げます。

消防救急無線デジタル化事業については、無線機器の購入契約を締結し、今後機器取付けを順次進めるものであります。

共同指令センターについては、構成消防本部による協議会において、運用に関する協議を進めるとともに、派遣職員の研修や指令装置の取付けを進めるものであります。

今後の事業計画により、旭市管内の119番回線の切替えを平成25年3月7日に実施予定であり、切替え後は共同指令センターにてすべて処理、運用される予定であります。

次に、地域安全について申し上げます。

昨年開催できなかった総合防災訓練については、今月2日に旭文化の杜公園をメイン会場に、地元14地区の住民の皆様をはじめ、関係団体のご協力をいただき実施いたしました。

今回は、メイン会場における訓練以外にも、市内32か所すべての避難場所の開設訓練を実施し、650名の市民の皆様へ避難訓練参加のご協力もいただきました。

また、昨年6月に公布・施行された津波対策推進法で、11月5日が「津波防災の日」と定められたことから、津波避難訓練を10月28日に、海岸地区を対象に県と合同で実施する予定です。

今後も、災害時において適切な行動ができるよう、平常時の訓練の重要性を周知・啓発してまいります。

次に、交通安全について申し上げます。

高齢者による交通事故を防止する観点から、8月30日に市と警察署及び海匠地区タクシー事業者組合旭地区の三者による「高齢者交通事故防止の相互協力に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は、65歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納を促進することにより、高齢者の交通事故を未然に防止することを目的としており、自主返納した高齢者が組合加入のタクシー

を利用した場合、利用料金の一部を割り引く制度であります。

最後に、新庁舎の建設について申し上げます。

新庁舎の建設については、8月22日に旭市庁舎建設検討委員会を開催し、平成30年度の新庁舎開庁を目途とした基本構想の策定準備を開始したところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 俊介） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 平成23年度一般会計決算認定の補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成23年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。

資料の1ページをお願いいたします。

第1の決算規模でございますが、平成23年度一般会計の決算規模は、歳入が339億6,519万2,000円で、前年度と比べて47億8,020万9,000円、16.4%の増、歳出が311億4,660万7,000円で、前年度と比べて45億8,095万6,000円、17.2%の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源6億6,337万3,000円を差し引いた実質収支は21億5,521万2,000円で、合併以来最も大きな額となりました。

次に、2ページをお願いいたします。

第2の歳入の決算額ですが、第2の1表は、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成23年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で31.8%、2番目は市税で20.4%となっております。

続いて、3ページに移りまして、第2の2表は、主な歳入4項目について決算額の推移を

表したものです。

平成23年度は、前年度と比べて、市税は1.1%の増、地方交付税は18.2%の増、国県支出金は49.9%の大幅な増となりました。市債については、12.0%の減となっております。

それぞれの額は、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額です。第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、衛生費、公債費、教育費、土木費となっております。

次に、5ページに移りまして、第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて4.9ポイント、経常的経費の割合は0.6ポイント低下しております。また、投資的経費の割合についても、0.9ポイント低下しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第4の財政の弾力性です。第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。

23年度の経常収支比率は、84.5%で、前年度の83.2%と比べまして1.3ポイント上がりましたが、県平均値を下回る見込みであり、財政の弾力性は維持できているものと考えております。

次に、7ページに移りまして、第5は、将来の財政負担であります。このうち、上のグラフ、第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しています。

23年度の決算では14.9%となり、前年度の16.2%と比べて1.3ポイント下がり、前年度と同様、起債の借り入れについては、同意で済むこととなります。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、基準を大きく下回っているものでございます。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率、これを表しています。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成23年度決算の数値は103.9%となり、前年度の116.5%と比べて12.6ポイント下がりましたが、本数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号で改めてご説明申し上げます。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しております。

市債の現在高は、平成23年度末で276億7,313万3,000円となり、前年度と比べて4億80万1,000円増加となりました。

次に、9ページに移りまして、第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

棒グラフの平成23年度をご覧くださいと思います。短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものでございます。

はじめに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成23年度末の市債現在高276億7,313万3,000円に対しまして、交付税算入見込額が217億3,965万円で、約78.6%となっており、実質負担額は年々減少しているものでございます。

また、長いほうのグラフの全会計では、平成23年度末の市債現在高629億4,926万2,000円に対しまして、交付税算入額が319億8,637万9,000円で、50.8%となっております。

なお、交付税算入見込額は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第6は、基金の現在高です。第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成23年度末における基金の総額は78億6,133万7,000円で、前年度と比べて19億3,587万5,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金及び庁舎整備基金が増えたことと、災害復興基金を新たに設置したことによるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように83億5,731万7,000円となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

災害関連事業費として、復旧から復興に要した事業費及び歳入についてまとめた資料でございます。これは今年度改めて載せてございます。事業費総額は45億9,423万6,000円でございます。

歳入の主なものは、国より災害廃棄物処理事業費補助金13億5,880万1,000円をはじめ、災害復旧費に係る負担金及び補助金の合計で16億7,961万2,000円。

県からは、避難所の設置、炊き出し、障害物の除去費等、災害救助法に係る委託金2億9,653万3,000円をはじめ、災害廃棄物処理や被災者住宅再建支援事業費等の合計で7億5,348万1,000円。

また、市町村振興協会や総合事務組合、一般災害見舞金の諸収入の合計で5億6,962万9,000円。

特別交付税では、震災復興分としての追加項目による算入、それから通常分の交付の前の4月、9月に交付された特例交付の合計で、15億776万4,000円がございました。

歳出の主なものは、災害廃棄物処理事業19億1,926万5,000円、災害復興基金積立金7億3,312万9,000円、災害救助費6億2,839万7,000円、災害復旧費は道路橋梁をはじめ、民生施設・農業用施設・都市計画施設・学校施設・商工観光施設・防災施設等の合計で11億2,145万円でございました。

以下、12ページから22ページまでは、昨年と同様のデータを表にして表示してございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、23年度決算における主な事業概要を、決算書の掲載ページ順に掲載してございます。これらも後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、資料による説明は終わりました、次に決算書によりご説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

まず、決算書の3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略いたしまして、18ページの歳入からご説明いたします。

18ページ、左右見開きとなっておりますので、右ページの収入済額、ここをご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの差引増減、これは先ほど説明いたしました決算説明資料の13ページに表として記載してございます。

1 款の市税は、収入済額69億3,384万7,987円で、前年度比7,766万8,989円、1.1%の増となっております。

市税のうち主な税目について、前年度との比較を申し上げますと、1 項市民税は、収入済額31億3,756万5,871円で、前年度比1,376万3,947円、0.4%の減となっております。減の理由は、法人市民税は2,370万1,307円の増であります、個人市民税が震災による減免等により3,746万5,254円の減収になったことによるものであります。

2 項固定資産税は、収入済額28億8,192万456円で、前年度比2,743万3,367円、1.0%の増、3 項軽自動車税は、収入済額1億3,934万6,257円で、前年度比215万969円、1.6%の増、4 項市たばこ税は、収入済額5億2,290万268円で、前年度比6,617万9,804円、14.5%の増、7 項都市計画税は、収入済額2億4,895万4,785円で、前年度比318万8,296円、1.3%の増とな

っております。

なお、市税については、先ほどの決算に関する説明資料の14ページに市税徴収実績表を掲載してございます。

次に、決算書の20ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は、収入済額 3 億7,154万3,458円で、前年度比1,067万1,815円、2.8%の減となっております。

3 款利子割交付金は、収入済額1,554万8,000円で、前年度比531万4,000円、25.5%の減となっております。

4 款配当割交付金は、収入済額1,824万7,000円で、前年度比1,010万8,000円、124.2%の増となっております。増の主な理由は、22年度に交付されるべき440万円ほどが、遅延により23年度に歳入となったことによるものです。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額374万4,000円で、前年度比72万8,000円、16.3%の減となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 6 億5,128万8,000円で、前年度比2,658万2,000円、3.9%の減となっております。

次に、22ページになります。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 1 億810万円で、前年度比1,839万6,000円、14.5%の減となっております。

8 款地方特例交付金は、収入済額 1 億4,512万5,000円で、前年度比2,013万9,000円、12.2%の減となっております。

9 款地方交付税は、収入済額が108億132万円で、前年度比16億6,080万3,000円、18.2%の増となっております。

内訳としましては、備考欄にございます 1 番、普通交付税が83億1,544万4,000円で、前年度比 1 億2,720万6,000円、1.6%の増。増の理由は、社会福祉費の単位費用の増や臨時財政対策債への振替額の減などによるものです。

備考欄 2 番、特別交付税が24億8,587万6,000円で、前年度比15億3,359万7,000円の大幅な増となっております。増の理由は、震災関連の特例交付等によるものです。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,268万2,000円で、前年度比26万3,000円、2.0%の減となっております。

11 款は分担金及び負担金、収入済額 6 億9,025万3,016円で、前年度比445万3,211円、

0.6%の減となっております。

24ページになります。

12款使用料及び手数料です。収入済額 4 億121万5,375円で、前年度比64万4,844円、0.2%の減となっております。

飛びまして、28ページになります。

13款国庫支出金は、収入済額45億4,134万1,530円で、前年度比15億5,581万7,633円、52.1%の増となっております。増の主な理由は、震災関係になりますが、1 項 2 目の災害復旧費国庫負担金は新規の目の設定でございましたが、公共土木施設や文教施設に係る災害復旧費に 1 億1,364万6,000円が交付されたものです。

30ページになります。

中ほどの、3 目衛生費国庫補助金の 2 節清掃費国庫補助金が新規で、災害廃棄物処理事業費に13億5,880万1,000円が交付されたものです。

32ページになります。

7 目災害復旧費国庫補助金も、これも新規の目の設定で、1 節厚生労働施設から 5 節農林水産業施設災害復旧費に 2 億716万5,000円が交付されたものでございます。

34ページをお願いいたします。

14款県支出金です。収入済額20億1,351万1,774円で、前年度比 6 億2,595万892円、45.1%の増となっております。増の主な理由は、国庫支出金と同様に災害関連でありまして、次の36ページになりますけれども、中ほどの、2 目衛生費県補助金の備考欄の一番下、10番、災害廃棄物処理促進支援事業費補助金 2 億3,118万2,000円、これは新規に交付されております。

飛びまして、40ページをお願いいたします。

9 目災害復旧費県補助金は、目の新規の設定で、1 節厚生労働施設から 3 節文教施設災害復旧費に 1 億3,369万3,000円が交付されたものです。

このページの一番下になります、3 項 2 目 3 節災害救助費委託金も、これも節の新規設定で、備考欄 1 番、東北地方太平洋沖地震災害救助費委託金は、22年度からの繰越明許分として交付されたものです。

42ページをお願いいたします。

15款財産収入は、収入済額5,033万4,494円で、前年度比685万5,085円、12.0%の減となっております。減の主な理由は、次の44ページになります。2 項 1 目 1 節土地売却収入の減でございまして。

16款寄附金は、収入済額4,795万5,889円で、前年度比4,069万5,889円の大幅な増となっており、災害見舞金によるものでございます。

46ページになります。

17款繰入金は、収入済額2,914万9,603円で、前年度比5億5,045万4,959円、95.0%の減となっております。減の主な理由は、2項1目1節の財政調整基金からの繰り入れを行わなかったことによるものでございます。

48ページをお願いいたします。

一番上の18款繰越金は、26億1,933万1,540円、前年度比9億7,902万23円、59.7%の増となっております。増の理由は、備考欄2番、繰越明許費繰越金が12億2,703万8,000円で、災害救助費等を繰り越したことによるものです。

その下の19款諸収入は、収入済額13億2,495万3,788円で、前年度比9億984万7,409円の大幅な増となっております。増の理由は、これは50ページになりますが、中ほどの3目雑入の備考欄の10番、総合事務組合災害弔慰金4,750万円、12番の市町村振興協会災害対策支援金2,616万2,000円、14番の市町村振興協会災害見舞金4億8,059万円、18番、全国市有物件災害共済会地震災害見舞金4,159万9,018円は、震災関連として受納したものでございます。また、備考欄の17番、ふるさと市町村圏基金返還金2億400万円は、基金の縮小に向け、返還されたものでございます。

20款市債は、収入済額31億8,570万円で、前年度比4億3,520万円、12.0%の減となっております。減の主な理由は、52ページになりますが、6目1節の臨時財政対策債によるものです。

以上で、歳入の説明を終わりにさせていただきます、続いて歳出について……

○議長（林 俊介） 議案の補足説明の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） それでは、引き続いて歳出につきまして、款ごとに主な事業をご説明申し上げます。

なお、歳入と同様に支出済額、これが右側の中ほどにございますので、ご覧いただければと思います。

それと、各款ごとの増減、これにつきましては、決算の説明資料、この15ページに一覧として款だけ載せてございますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、58ページをお願いいたします。

1 款議会費でございます。支出済額 2 億6,439万9,180円、前年度比5,949万8,720円、29.0%の増となっております。増の主な理由でございますが、地方議員年金制度の廃止に伴う給付費負担金が増額になったことによるものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。下のほうになります。

2 款総務費です。支出済額48億2,686万6,662円、前年度比12億462万1,472円、33.3%の増となっております。

少し飛びまして、69ページをお願いいたします。

1 項 1 目一般管理費の備考欄の 7 番、庁舎改修事業1,024万2,897円は、飯岡支所への消防署飯岡分署の移設工事や海上支所への海上分署指令設備の移設工事等を行ったものでございます。

備考欄 8 番、庁舎改修事業、これは繰越明許費分でございますが、3,846万5,621円は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、海上支所のエレベーターや冷暖房設備の改修工事等を行ったものでございます。

71ページをお願いいたします。

備考欄11番、庁舎整備基金積立金、新たに 3 億円の積み立てを行いまして、23年度末現在高を約 9 億円としたものでございます。

少し飛びまして、77ページになります。

上段の 1 項 3 目文書広報費の備考欄 6 番、緊急雇用創出震災記録誌作成事業682万5,000円は、記録誌を後世に残すことで今後の防災対策に生かすため、2,000部を作成し、市内小中学校、図書館、公民館等に配布したものです。また、このたび、復興基金を活用して記録誌を全戸配布するため、所要の補正予算をお願いしているところでございます。

下の 1 項 4 目財政管理費の備考欄 2 番、災害復興基金積立金 7 億3,312万9,191円は、市町

村振興協会災害見舞金、一般寄附金としての災害見舞金及び特別交付税算入額を財源として積み立てたものでございます。

81ページをお願いいたします。

上段の1項6目財産管理費の備考欄3番、財政調整基金積立金は、6億7,172万8,660円の積み立てを行っております。

下の1項7目企画費の備考欄2番、総合計画策定事業899万7,975円は、平成24年度を初年度とする今後5年間の市政運営の指針となる後期基本計画を作成したものです。

次に、89ページをお願いいたします。

1項10目地域振興費になります。備考欄の下の方2番、コミュニティ育成事業2,923万円は、地区集会所の建設や祭り用備品への助成のほか、東日本大震災で破損した施設の修繕に対して助成したものです。

少し飛びまして、93ページをお願いいたします。

一番上段の備考欄7番、地域振興基金積立金2億2,574万7,150円は、ふるさと市町村圏基金返還金及び利子を積み立てたものでございます。

次に、97ページになります。

2項2目賦課徴収費は、前年度と比較して4,114万5,195円の減になります。前年度に緊急雇用創出固定資産台帳整備事業3,990万円があったことなどによるものでございます。

なお、総務費に係る主要事業でございますが、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから30ページに記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、108ページをお願いいたします。

3款民生費です。支出済額79億5,750万8,483円で、前年度比7億4,512万5,347円、10.3%の増となっております。

111ページの1項1目社会福祉総務費をご覧ください。

備考欄3番の地域福祉計画策定事業216万6,145円は、自助・共助・公助を踏まえた地域の助け合いによる福祉を進めるため、平成24年度から28年度までを計画期間とする第2次の旭市地域福祉計画を作成したものでございます。

少し飛びまして、115ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費の備考欄の一番下、3番、障害福祉計画策定事業316万1,740円は、平成24年度から28年度までの5年間、これを計画期間とする第2次の障害者計画と、24年度から26年度までの3年間で計画期間とする第3期障害福祉計画を一体的に作成したものでござ

ざいます。

少し飛びまして、121ページをお願いいたします。

備考欄14番、自立支援給付事業 7 億3, 202万508円は、療養介護給付や居宅介護をはじめ、就労支援給付等により前年度比 1 億2, 929万611円の増となっております。

少し飛びまして、133ページをお願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費の備考欄 7 番、子ども医療費助成事業 1 億2, 219万6, 672円は、4 款の衛生費から組み替えしたことによるもので、助成対象を小学校 3 年生まで拡大したことから、前年度比2, 138万8, 615円の増となっております。

135ページをお願いいたします。

2 目児童措置費の備考欄 2 番、子ども手当給付事業12億1, 680万1, 211円は、支給月額の法改正などにより 1 億3, 750万6, 658円の増となっております。

少し飛びまして、146ページをお願いいたします。

5 項 1 目災害救助費の備考欄 1 番、東北地方太平洋沖地震災害救助費（繰越明許）でございしますが、6 億2, 839万7, 353円は、11節需要費のうち被災住宅に係る応急修理費や、13節委託料のうち災害廃棄物処理委託料、149ページになりますが、20節扶助費のうち災害見舞金の給付など災害救助扶助費、これが主なものとなっております。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の31ページから42ページに記載してございます。

次に、4 款衛生費です。支出済額34億1, 903万1, 854円で、前年度比18億2, 567万5, 788円の大幅な増となっております。

翌年度繰越額は、3 億8, 307万2, 000円で、災害廃棄物処理事業費を繰り越したものでございます。

少し飛びまして、159ページをお願いいたします。

1 項 2 目予防費の備考欄 5 番、感染症予防対策事業 1 億4, 188万5, 450円は、前年度比 6, 461万2, 710円の大幅な増で、161ページになりますが、20節扶助費の肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種費用助成金が平年ベース化になったこと等によるものです。

少し飛びまして、173ページをお願いいたします。

1 項 5 目の公害対策費の備考欄 4 番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業433万7, 000 円は、省エネ型社会の実現に向けた自然エネルギーの有効利用の促進のため、設置費用の一

部に対して補助を行ったものでございます。

179ページをお願いいたします。

2項2目塵芥処理費の備考欄4番、災害廃棄物処理事業19億1,926万4,532円は、瓦れきの分別及び処理経費で、国県補助金及び特別交付税で措置されております。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の43ページから50ページに記載しております。

次に、5款の労働費でございます。支出済額2,843万2,730円で、前年度比331万3,009円、10.4%の減となっております。

次に、少し飛びまして、182ページ、6款の農林水産業費です。支出済額6億5,346万3,071円、前年度比2億7,306万2,838円、29.5%の減となっております。翌年度繰越額は、72万4,000円で、春海地区に係る広域農業基盤整備事業負担金を繰り越ししたものでございます。

少し飛びまして、191ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄5番、水田農業構造改革推進事業3,142万3,858円は、水田農業を保持していくため、耕畜連携による飼料用米や米粉用米への転作等に補助を行ったものでございます。

193ページをお願いいたします。

備考欄の10番になります。「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業4,240万9,000円は、認定農業者や生産者団体が行う園芸生産施設や省力機械等の整備に対して助成をしたものです。

少し飛びまして、203ページをお願いいたします。

5目農地費の備考欄6番、広域農業基盤整備事業4,036万1,149円は、効率的・安定的な農業経営の育成を図るため、万才Ⅱ期地区、万力Ⅱ期地区等4地区のほ場整備事業への負担金です。

次に、209ページをお願いいたします。

3項4目漁港建設費の備考欄1番、水産基盤整備事業796万1,000円は、漁船の安全確保と漁業経営の安定を図るため、飯岡漁港の外西堤防の整備としゅんせつ等を行ったものでございます。なお、親水型防波堤である外西堤防については、開放に向け、利用者の安全を図るため放送設備等の整備を進めているところであります。

農林水産業費に係ります主要事業は、説明資料の51ページから55ページに記載してございます。

次に、7款商工費です。支出済額3億5,538万7,806円、前年度比214万9,982円、0.6%の

減でございます。

少し飛びまして、217ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費の備考欄11番、商店街復興支援事業680万円は、商店会の早期復興と商業活性化のため、プレミアム付共通商品券の発行やイルピースタンプ会へのイベント助成を行ったものでございます。

219ページをお願いいたします。

1項3目観光費の備考欄4番、海水浴場開設事業74万5,923円は、飯岡・矢指ヶ浦海水浴場ともに開設できませんでしたが、津波により流出した看板の作成や、駐車場の復旧工事等を行ったものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の56ページから59ページに記載してございます。

少し飛びまして、222ページをお願いいたします。

8款の土木費になります。支出済額27億2,778万427円、前年度比2億632万7,558円、7.0%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費9億6,176万7,000円、事故繰越し1,520万6,500円となっております。

繰越明許に係る事業でございますが、蛇園南地区流末排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、街路整備事業の谷丁場遊正線等、全9事業でございました。

事故繰越しに係る事業は、松ヶ谷地区の急傾斜地崩壊対策工事の1事業でございます。

少し飛びまして、233ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄5番及び6番の蛇園南地区流末排水整備事業は、繰越明許分を含めて1億6,547万8,541円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から26年度事業として実施しているものです。

次のページ、235ページになります。

備考欄の7番、8番の旭中央病院アクセス道整備事業は、繰越明許分を含めて3億5,073万5,518円で、国道126号線から南側の整備については終了し、去る3月26日に開通式を行い供用開始したところであります。

下の備考欄9番と、次の237ページになりますが、備考欄10番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、繰越明許分を含めて1億5,374万245円となります。用地購入、物件補償が主な内容で、本工事に向けて事業の推進を図っております。

その下の備考欄11番と12番の南堀之内バイパス整備事業は、繰越明許分を含めて7,181万8,676円となります。この事業についても、用地購入、物件補償が主な内容で、本工事に向

けて事業の推進を図ったところであります。

下の２項４目橋梁維持費の備考欄２、橋梁長寿命化修繕計画策定事業694万1,820円は、地域道路網の安全性・信頼性の確保を目的として、橋梁の予防的な修繕、計画的な架け替えが可能となると同時に、今後の橋梁補修の国庫補助の採択要件の一つであることから策定したものでございます。

少し飛んで、241ページをお願いいたします。

３項２目街路費の備考欄３番と、次の243ページになりますが、４番の街路整備事業は、繰越明許分を含めて２億6,479万5,078円となりますが、谷丁場遊正線の道路新設工事を中心として、用地取得、物件補償などを行ったものでございます。

少し飛びまして、249ページをお願いします。

４目公園費の備考欄７番、文化の杜公園整備事業２億8,148万9,190円は、22年度からの繰越事業であります。植栽工事、給排水設備工事、管理棟整備工事などを行い、本年４月から供用を開始しております。

253ページをお願いします。

下のほうになりますが、４項２目住宅建設支援費の備考欄１番、被災者住宅再建支援事業9,207万3,000円は、国の支援制度が適用されない世帯について、県と市が連携して独自の支援策を講じたもので、地盤復旧世帯66件、半壊補修世帯128件へ助成しております。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の60ページから72ページに記載しております。

次に、一番下になります。９款の消防費です。支出済額11億5,676万5,750円、前年度比6,697万5,258円、6.1%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費１億7,673万6,000円、255ページの一番上になりますが、事故繰越し174万3,105円となっております。

繰越明許に係る事業は、消防広域化・共同化基盤整備事業及び非常通信設備整備事業で、ともに、国の３次補正予算に係るものでございます。

事故繰越しは防災対策事業で、防災備蓄品の購入を予定したものでありますが、震災の影響による需要拡大に伴い、年度内の納品が困難となったことによるものです。

257ページをお願いいたします。

１項１日常備消防費の備考欄４番、消防広域化・共同化基盤整備事業8,655万305円は、消防救急デジタル無線及び指令業務の平成25年度からの共同運用に向けた負担金でございます。

少し飛びまして、263ページになります。

３目災害対策費の備考欄の３番、非常通信設備整備事業6,593万4,840円は、災害時等非常

時における連絡体制確保のため、移動系防災行政無線の整備を行ったものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の73ページから77ページに記載しております。

次に、264ページをお願いします。

10款教育費です。支出済額30億1,774万8,499円、前年度比3億242万5,340円、9.1%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費10億1,055万円となっております。翌年度への繰越事業としましては、学校給食センター統合改築事業ほか3事業でございます。

少し飛びまして、271ページをお願いします。

1項2目事務局費の備考欄の11番、学校図書購入事業、これは繰越明許費分でございますが、2,200万円。地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業として、小・中学校の図書を購入したものでございます。

少し飛びまして、279ページになります。

2項1目学校管理費の備考欄4番、矢指小学校改築事業（繰越明許）、5億9,059万3,870円は、老朽化が著しく耐震性の低い校舎の改築工事を実施するとともに、旧校舎跡地を含む運動場を整備したものでございます。

少し飛びまして、287ページになります。

3項1目学校管理費の備考欄の一番下、5番、第一中学校改築事業、これも繰越明許分です。5,723万1,676円。老朽化による耐震性の低い屋内運動場の改築工事を実施したものでございます。

次に、301ページをお願いします。

上のほうになります、4項1目社会教育総務費の備考欄9番、生涯学習施設改修事業（繰越明許）5,385万3,950円は、地域活性化・きめ細かな交付金事業として、いいおかユートピアセンターのエレベーター設置や、海上公民館及び海上キャンプ場の改修工事を行ったものです。

次に、335ページになります。

5項2目体育施設費の備考欄の5番になります。社会体育施設改修事業1,463万7,000円、これはスポーツの森公園野球場のスコアボードや庭球場の人工芝補修工事、また、バリアフリーに対応すべく飯岡体育館の多目的トイレやスロープの整備などを行ったものです。

下の6番、社会体育施設改修事業の繰越明許費1,224万3,000円は、地域活性化・きめ細かな交付金を活用して、飯岡体育館の屋根の改修工事を行ったものです。

少し飛びまして、343ページになります。

下のほうの 5 項 3 目学校給食費の備考欄の 9 番、学校給食センター統合改築事業 3 億 1,729 万 6,350 円と、次のページの備考欄 10 番の繰越明許分 787 万 5,000 円は、老朽化した第二、第三給食センターを統廃合して新たな給食センターを建設したもので、去る 8 月 30 日に竣工式を行いまして、2 学期から 10 校に対して安心して安全な給食の提供を始めております。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の 78 ページから 90 ページに記載しております。

次に、11 款災害復旧費になります。支出済額 11 億 2,144 万 8,403 円で、翌年度繰越額は、繰越明許費 2 億 8,803 万 9,400 円、事故繰越し 6,050 万 2,500 円となっております。繰越明許に係る事業は、農業用施設、道路橋梁、都市計画施設、社会教育施設、防災施設等多岐にわたる災害復旧費について、繰り越ししたものでございます。

災害復旧費の主なものを申し上げますと、1 項 1 目民生施設災害復旧費 9,765 万円は、日の出保育所の園舎、園庭及び外構等の復旧工事、それから、1 項 2 目衛生施設災害復旧費 8,228 万 6,400 円は、萩園生活排水浄化施設等の復旧工事を行ったものです。

346 ページをお願いします。

2 項 2 目農業用施設災害復旧費 1 億 2,741 万 739 円は、園芸施設・用排水路の復旧、水田の除塩等に対する補助を行ったものです。

2 項 3 目水産業用施設災害復旧費 3,348 万 4,900 円は、被災漁船修理費、それから、共同利用施設の復旧費等に補助を行ったものでございます。

一番下の 3 項 1 目道路橋梁災害復旧費、これは繰越分を含めまして 2 億 7,335 万 8,226 円、道路・河川・橋の復旧工事を行ったものでございます。

348 ページをお願いいたします。

中ほどの 3 項 2 目都市計画施設災害復旧費 1 億 7,070 万 6,610 円は、パークゴルフ場、海岸トイレ、袋公園等の復旧工事を行ったものです。

一番下の 3 項 3 目公営住宅災害復旧費 231 万円は、万歳住宅の復旧工事を行ったものです。

350 ページをお願いいたします。

4 項 1 目公立学校施設災害復旧費 6,426 万 813 円は、干潟中学校、滝郷小学校等の復旧工事。4 項 2 目社会教育施設災害復旧費 1,469 万 4,560 円は、旧林家住宅やいいおかユートピアセンター等の復旧工事。4 項 3 目保健体育施設災害復旧費 1,347 万 1,500 円は、第二給食センターの復旧工事を行ったものです。

352 ページになります。

5 項 1 目その他公共・公用施設災害復旧費 2 億 4,181 万 4,655 円は、干潟支所、矢指ヶ浦及

び飯岡海水浴場、長熊スポーツ公園、消防自動車、消防庫等の復旧工事分でございます。

なお、災害復旧費に係る主要事業は、説明資料の91ページから102ページに記載しております。

次の354ページになります。

12款公債費です。支出済額31億7,005万4,851円で、前年度比531万8,824円、0.2%の増でございます。増の主な理由は、臨時財政対策債の償還額の増でございます。

以上で、歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは、最後に財産に関する調書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の末尾、一番後ろから4枚ほど戻っていただきますと、538ページになります。

財産に関する調書でございます。

まず、1の公有財産の（1）土地及び建物について、異動状況を説明いたします。

最初に、土地の増減です。本庁舎のうち550.63平方メートルの減は、旭中央污水ポンプ場の完成に伴い、担当課へ所管替えを行ったものでございます。

次に下へいきまして、その他の行政機関のうち消防施設の225.80平方メートルの増は、既設の防火水槽などの用地について、普通財産から種別替えを行ったものであります。

次に、公共用財産のうち、その他の施設の9,351.63平方メートルの増の主なものは、国民宿舎いいおか荘が企業会計から一般会計へ所管替えされたことによるものです。

次に、普通財産になります。宅地810.61平方メートルの増は、旧海上分署の移転などに伴う行政財産からの種別替えになります。

次に、その他の469.00平方メートルの減は、既設防火水槽分が行政財産へ種別替えしたことによるものであります。

次に、建物の木造の増減です。その他の行政機関のうち消防施設の33.12平方メートルの減は、消防団飯岡方面隊旧1－3の車庫のこれは震災により滅失したことによるものでありまして、次に、公共用財産のうち、学校の16平方メートルの減は、矢指小学校の倉庫及びトイレの取り壊しによるものであります。

次に、公営住宅の281.50平方メートルの減は、老朽化した双葉団地9戸を解体したことによるものであります。

次に、その他の施設55.40平方メートルの増は、国民宿舎いいおか荘の車庫及び倉庫などが企業会計から所管替えされたことなどによるものであります。

次に、非木造の建物の増減になります。その他の行政機関のうち、消防施設の45.77平方

メートルの減は、旧海上分署の解体及び消防庫の新設などによる差し引き減となります。

次に、公共用財産のうち、学校1,580.71平方メートルの増は、矢指小学校の校舎新設及び旧校舎解体などによる差し引きの増でございます。

次に、公営住宅の157.35平方メートルの減は、老朽化に伴う神西住宅5戸の解体によるものであります。

次に、公園の149平方メートルの増は、文化の杜公園の完成に伴うトイレ及び管理棟の新設によるものであります。

次に、その他の施設の4,134.45平方メートルの増の主なものは、国民宿舎いいおか荘の企業会計からの所管替えによるものであります。

次に、540ページをお願いいたします。

有価証券になります。年度末現在高は1億8,315万円で、増減はございません。

(3)の出資による権利ですが、1億4,210万9,000円の減で、年度末現在高は29億8,285万9,000円となりました。減の理由といたしましては、ふるさと市町村圏基金への出資金が、基金の縮小に向けて2億400万円返還されたことと、東総広域水道企業団への出資金の増、この差し引きになります。

次に、右側の541ページになりますが、2の物品の増減内容についてご説明申し上げます。

乗用車2台と貨物車4台の減及び軽自動車2台の減は、震災及び老朽化によるものであり、消防車4台の減は、震災及び消防団組織の再編によるものであります。

また、特殊自動車1台の減は、建設課ショベルローダーの老朽化によるものでございます。

次に、食品放射能検査装置につきましては、市民の皆様の食の安全と健康の安定を図るため、自家消費作物に限り放射性物質の簡易検査を行うため、農水産課に配備されたものであります。

次の542ページから544ページまでは、平成23年度末の基金現在高であります。

主なものとしまして、(1)の中の一般財政調整基金が6億7,172万9,000円増の27億4,987万1,000円。(3)の庁舎整備基金が3億30万2,000円増の9億91万7,000円。(4)の災害復興基金は新たに設置したもので、7億3,312万9,000円となっております。(5)の地域振興基金が2億2,468万8,000円増の21億7,491万9,000円となっております。

以上で、議案第1号、平成23年度旭市一般会計決算についての補足説明を終了いたします。

○議長(林 俊介) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課主幹、登壇してください。

(保険年金課主幹 渡邊 満 登壇)

○保険年金課主幹(渡邊 満) 議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成23年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万3,423世帯で、前年度比28世帯、0.2%の減であります。また、被保険者数は2万8,504人で、前年度比457人、1.6%の減であります。年度末の加入割合は、世帯比で55.0%、人口比で41.2%となっております。

被保険者数の内訳であります。一般被保険者数が2万7,349人で、前年度比527人、1.9%の減であります。退職被保険者数は1,155人で、前年度比52人、4.7%の増であります。介護保険2号被保険者数は1万2,279人で、前年度比14人、0.1%の減となっております。

次に、国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が、所得割6.5%、資産割30%、均等割1万2,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。後期高齢者支援金分が、所得割1.5%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が47万円、介護納付金分が9万円、後期高齢者支援金分が12万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

決算書359ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は91億8,246万1,361円で、前年度比3.4%の増となり、歳出決算額については87億5,067万145円で、前年度比4.4%の増となっております。

368ページをお開きください。

歳入歳出差引残額4億3,179万1,216円につきましては、平成24年度財政調整基金へ2億2,000万円を積み立てまして、残額2億1,179万1,216円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

378ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税の収入済額は24億471万4,469円となり、前年度比で0.5%の減となっております。不納欠損額は1億4,960万622円で、収入未済額は12億9,684万2,665円であり、収納率は62.44%となり、前年度と比べて0.67ポイント上昇しました。

1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分の収入済額は14億6,285万5,930円となり、収納率は88.44%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は 4 億3,299万5,059円となり、収納率は 87.13%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は 1 億9,996万2,015円となり、収納率は87.03%であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は 1 億3,644万7,444円となり、収納率は13.59%であります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収入済額は2,904万5,746円となり、収納率は 15.62%であります。

6 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は1,900万2,257円となり、収納率は13.83%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は7,624万406円となり、収納率は95.34%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は2,222万6,865円となり、収納率は 94.87%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,932万5,651円となり、収納率は94.73%であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は470万8,808円となり、収納率は35.31%であります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収入済額は90万3,755円となり、収納率は28.46%であります。

続きまして、380ページをご覧ください。

6 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は100万533円となり、収納率は33.57%であります。

4 款国庫支出金の収入済額は26億6,802万9,936円となり、前年度比3.1%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は20億817万5,772円となり、前年度比6.0%の減であります。内訳は、療養給付費負担金が13億7,301万1,875円で、後期高齢者支援金負担金が 4 億1,631万8,566円、介護納付金負担金が 2 億1,884万5,331円であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,458万1,309円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は1,781万2,000円であります。

382ページをご覧ください。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 4 億 8,089 万 7,000 円で、前年度比 11.1% の減であります。内訳は、普通調整交付金として 4 億 482 万 8,000 円、特別調整交付金として 7,606 万 9,000 円であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、65 歳未満の方のうち退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は 3 億 5,594 万 4,151 円となり、前年度比 19.9% の増であります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、65 歳以上 74 歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は 10 億 2,218 万 5,208 円となり、前年度比 48.8% の増であります。

384 ページをご覧ください。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の 4,458 万 1,309 円であります。

2 目特定健康診査事業費等負担金は、国庫負担金と同額の 1,781 万 2,000 円であります。

2 項 1 目県財政調整交付金は 4 億 3,855 万 1,000 円で、前年度比 6.0% の増であります。

8 款共同事業交付金の収入済額は 11 億 4,397 万 6,893 円で、前年度比 2.5% の減となっております。その内容を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額については 2 億 5,187 万 8,906 円で、前年度比 4.3% の減となっております。これは高額医療費のうち、1 か月につき 80 万円を超えるものについて交付の対象となるものであります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金については、その収入済額は、8 億 9,209 万 7,987 円で、前年度比 2.0% の減となっております。内容としましては、高額医療費のうち、1 か月につき 30 万円を超え 80 万円以下のものが交付の対象となっております。

10 款の繰入金について申し上げます。

386 ページをご覧ください。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億 7,327 万 9,273 円となり、前年度比 1.1% の減であります。内訳は、保険税軽減分が 1 億 3,315 万 2,000 円、保険者支援分が 4,012 万 7,273 円であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は 4,290 万 6,000 円となり、前年度比 17.0% の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は 3,654 万 6,000 円となり、前年度比 7.6% の減であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は 1,992 万 7,000 円となり、前年度比 5.5% の増であります。

5 節その他一般会計繰入金の収入済額は 5 億円となっております。

11 款繰越金の収入済額は 2 億 5,047 万 6,545 円となっております。

12 款諸収入の収入済額は 6,259 万 8,493 円で、主なものは、保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

392 ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は 3,087 万 4,419 円となり、前年度比 49.7% の減であります。

1 項 1 目一般管理費の 1,722 万 1,373 円は、国保事業の管理運営費で、前年度比 65.5% の減であります。

394 ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は 55 億 2,188 万 1,553 円となり、前年度比 3.0% の増であります。また、審査支払手数料と第三者納付金並びに返納金を差し引いた 1 人当たりの給付費は、19 万 2,887 円で、前年度比 4.8% の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は 48 億 8,756 万 4,873 円となり、前年度比 3.8% の増であります。

396 ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は 5 億 6,269 万 3,006 円となり、前年度比 2.5% の減であります。

400 ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は 12 億 7,887 万 7,379 円となり、前年度比 7.2% の増であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は 379 万 3,683 円となり、前年度比 83.3% の増であります。

402 ページをご覧ください。

6 款介護納付金の支出済額は 6 億 4,366 万 2,740 円となり、前年度比 8.5% の増であります。これは第 2 号被保険者分の納付金であり、1 人当たりの負担額は 5 万 4,191 円で、1 万 2,282 人分を支払基金に納めたもので、前年度に対して、1 人当たり 2,084 円の増であります。

7 款共同事業拠出金は 9 億 9,910 万 9,315 円で、前年度比 3.4% の減であります。その主な内容を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は 1 億 7,832 万 5,238 円で、前年度比 2.2% の減であります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1 か月につき 30 万円を超え 80 万円以下的高額医療費が対象でありまして、その支出済額は 8 億 2,078 万 2,283 円で、前年度比 3.6% の減であります。

404ページをご覧ください。

8 款保健事業費は1 億676万9, 434円となり、前年度比0. 1%の減であります。

406ページになります。

11款諸支出金は1 億6, 551万4, 993円で、その主なものは、408ページになりますが、国庫支出金の精算に伴う返還金及び国保税の還付金並びに中央病院と滝郷診療所への繰出金であります。

少し飛びまして、428ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

369ページにお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。歳入決算額は8, 705万11円となり、前年度比6. 0%の増となっております。歳出決算額は7, 173万8, 988円となり、前年度比5. 8%の増となっております。

374ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1, 531万1, 023円につきましては、平成24年度に財政調整基金へ800万円を積み立てまして、残額731万1, 023円は、繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして、414ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は7, 128万4, 615円となり、前年度比7. 9%の増であります。

416ページをご覧ください。

6 款繰入金の収入済額は824万円となっております。

7 款繰越金の収入済額は679万7, 131円であります。

8 款諸収入の収入済額は63万7, 050円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料等であります。

続いて、歳出になります。

422ページをお開きください。

1 款総務費ですが、支出済額は3, 257万3, 842円となり、前年度比0. 3%の増となっております。

424ページをご覧ください。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入費でありまして、支出済額は3,824万2,694円となり、前年度比8.8%の増であります。

426ページをご覧ください。

3 款施設整備費ですが、これは震災に伴う施設の修繕工事費で、支出済額は88万9,837円であります。

429ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

保険年金課主幹、登壇してください。

（保険年金課主幹 渡邊 満 登壇）

○保険年金課主幹（渡邊 満） 議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成23年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は8,856人で、前年度比151人、1.7%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で、3割負担の方が329人で、前年度比24人、6.8%の減、1割負担の方は8,527人で、前年度比175人、2.1%の増となっております。

保険料率につきましては、平成22年度と同様に、県下均一の年額3万7,400円のところを、旭市在住の方につきましては、3,300円安い3万4,100円となっております。所得割につきましても、7.29%のところを、0.65ポイント低い6.64%となっております。また、限度額につきましては、県下一律で50万円となっております。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして、均等割においては9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割においても5割軽減がとられたものであります。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかからず、均等割も9割軽減されています。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

決算書431ページをお開きください。

歳入決算額は4億1,975万2,335円で、前年度比0.4%の減となり、歳出決算額は4億1,003万3,480円で、前年度比0.7%の減となっております。

歳入歳出差引残額は、436ページにごございますように971万8,855円でありまして、平成24年度へ繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

440ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は2億8,528万2,200円となり、前年度比で2.4%の減となっております。収納率は98.72%であります。不納欠損額は21万1,000円で、収入未済額は348万1,300円であります。

1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は2億181万700円となり、収納率は100%であります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,198万100円となり、収納率は97.46%であります。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は149万1,400円となり、収納率は48.98%であります。

2 款繰入金の収入済額は1億2,320万1,222円で、前年度比7.7%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものです。

3 款繰越金の収入済額は839万7,754円となっており、前年度比34.3%の減となっております。

4 款諸収入の収入済額は287万1,159円となり、前年度比55.1%の増となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合からの賦課徴収業務委託金であ

ります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

446ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,073万5,958円となり、前年度比13.9%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の863万5,857円は、広域連合に代わって各種の届け出を処理するための事務的経費で、前年度比15.9%の増であります。

2 項 1 目徴収費の210万101円は、保険料の徴収に要した経費で、前年度比6.4%の増であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は3億9,857万722円となり、前年度比2.6%の減であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を保険基盤安定拠出金として広域連合へ納付したものであります。

448ページになります。

3 款諸支出金の支出済額は72万6,800円となり、前年度比129.7%の増であります。これは保険料還付金であります。

450ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課主幹の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成23年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

1 ページです。

1 番の高齢者人口等ですが、この資料は平成24年3月末の状況を第4期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は前年度と比較して説明いたします。

上から2行目のB欄です。

65歳以上の第1号被保険者数は1万6,734人で、対前年398人の増、伸び率2.4%です。

3行下になります。

65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は24.2%で、対前年0.8ポイントの増です。

要介護認定者数は2,371人で、対前年71人の増、伸び率3.1%で、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は13.6%で、対前年0.1ポイントの増です。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページは3番介護保険料、4番所得段階別第1号被保険者数、3ページは5番保険料納付状況、6番保険給付費のサービス別支出状況が、記載のとおりとなっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書についてご説明いたします。

451ページをお開きください。

歳入歳出予算額40億4,600万円に対し、歳入決算額は39億8,844万2,267円で、対前年4.8%の増です。歳出決算額は39億7,494万9,115円で、対前年6.0%の増で、歳入歳出差引残額は1,349万3,152円です。

次の452ページから456ページの歳入歳出決算の内容については、457ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

458ページは、歳入の事項別明細書の総括です。

次のページ、460ページの歳入から、決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1款保険料は、収入済額5億9,136万1,805円、対前年1%の減で、収納率は95.2%です。

3行下になります。1項1目1節現年度分特別徴収保険料は5億3,508万8,845円で、収納率は100%です。

2節現年度分普通徴収保険料は5,373万9,938円で、収納率は82.6%です。

3節過年度分普通徴収保険料は253万3,022円で、収納率は12.2%です。

2款国庫支出金は、収入済額9億8,447万9,313円で、対前年12%の増です。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分と介護保険災害臨時特例補助金でございます。この介護保険災害臨時特例補助金の内訳といたしましては、東日本大震災の被災者に対する介護保険料減免分が1,740万4,000円、介護サービス利用者自己負担分が1,801万5,000円、施設利用者の食費・居住費の支給分が1,544万6,000円で、合計5,086万5,000円でございます。

3款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は11億4,602万9,000円で、対前年3.9%の増です。内容は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分です。

462ページになります。

4 款県支出金は、収入済額 5 億7,721万5,850円で、対前年3.3%の増です。内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分でございます。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で 5 億5,010万円、464ページになりますが、2 項の基金繰入金としまして、介護保険給付費準備基金から8,000万円を繰り入れました。繰入金の総額は、6 億3,010万円で、対前年24万9,749円の減となりました。

7 款繰越金は、収入済額5,383万3,234円で、前年度からの繰越金です。

8 款諸収入は、収入済額532万5,711円で、内訳といたしましては、第三者納付金16万1,442円と地域支援事業利用収入397万2,605円、雑入119万1,664円で、備考欄記載のとおりでございます。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、468ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1 款総務費は、支出済額4,575万8,227円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等でございます。

一番下の欄になります。3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,144万9,520円で、審査回数は96回、審査件数は2,948件です。

470ページになります。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費1,379万3,931円で、調査件数は3,036件です。

472ページになります。

2 款保険給付費は、支出済額38億1,570万8,268円で、対前年 2 億421万7,586円の増、伸び率5.7%です。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,405人、地域密着型サービスが96人、施設サービスが569人で、合計2,070人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。

主なものは、1 目居宅介護サービス給付費は13億5,091万8,963円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は 2 億7,039万2,608円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当します。

3 目施設介護サービス給付費は16億8,073万8,365円で、月平均の施設入所者数は569人で

す。内訳は、老人福祉施設366人、老人保健施設200人、療養型医療施設3人です。

474ページになります。

6目居宅介護サービス計画給付費は1億8,786万9,240円で、ケアプラン作成費です。

2項介護予防サービス等諸費は8,979万3,335円で、要支援者の保険給付費です。

476ページになります。中段下になります。

3項1目審査支払手数料は359万210円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、5万5,234件分です。

4項高額介護サービス等費は5,645万1,821円で、利用者負担が高額になったときに支給するもので、5,414件分です。

478ページです。

5項高額医療合算介護サービス等費は502万2,096円で、介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額になったとき、所得区分により定められた限度額を超過した部分について軽減するもので、支給件数は220件です。

6項特定入所者介護サービス等費は1億5,045万7,520円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、24年2月末における食費・居住費の負担限度額認定者は537人、介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定者は18人で、軽減対象者の合計は555人でした。

480ページになります。一番下になります。

4款基金積立金は、支出済額9万7,354円です。これは利子分を積み立てたもので、平成23年度末の介護保険給付費準備基金の残高は1億1,398万7,335円です。

482ページになります。

5款地域支援事業費は、支出済額5,538万8,063円です。地域支援事業の主なものは、1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費の備考欄2番、通所型介護予防事業436万7,193円は、介護予防拠点において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ217人です。

2目介護予防一般高齢者施策事業費の備考欄4番、484ページになります。高齢者筋力向上トレーニング事業805万8,750円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者は18人です。

2項1目包括的支援事業費の備考欄3番、486ページになります。総合相談・支援事業で、13委託料500万円は、市内5つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

3項1目任意事業費は2,103万189円で、主なものは、備考欄記載のとおり、1番、家族介

護用品給付事業、2番、介護相談員派遣事業、488ページになります。3番、配食サービス事業等を行いました。

6款諸支出金は、支出済額5,799万7,203円で、主なものは、1項2目償還金4,253万6,857円で、22年度保険給付費の精算による国、県、支払基金及び一般会計への返還金でございます。

1項3目災害臨時特例支出金は1,516万1,280円で、東日本大震災の被災者の方が施設を利用した際の食費・居住費の自己負担額の減免分でございます。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

次に、492ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。こちらは記載のとおりです。

以上で、議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 加瀬喜久 登壇）

○下水道課長（加瀬喜久） 議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、公共下水道の整備状況についてご説明申し上げます。

お手元の下水道事業の決算に関する説明資料、2ページをお開きください。

1の下水道の状況をご覧ください。

平成24年3月末の供用開始区域は184.5ヘクタールで、処理区域内人口は6,391人、使用人口は3,581人であります。

普及率は、行政区域内人口6万8,169人に対して、処理区域内人口6,391人で、9.4%となっており、前年度比0.8ポイント増であります。また、水洗化率は処理区域内人口6,391人に対して使用人口3,581人で56%、前年度比3.1ポイント減となっております。これは、平成23年度末に新たな区域を供用開始し、処理区域内人口が大幅に増えたため減となったものです。新たな処理区域16.9ヘクタールにつきましては、今年度に接続していただくことになります。

なお、供用開始区域184.5ヘクタールは、事業認可区域202ヘクタールに対して91.3%が整備されたことになります。

それでは、決算書の493ページをお開きください。

平成23年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入11億5,479万9,635円、歳出10億4,857

万3,267円で、498ページとなりますが、歳入歳出の差引額は1億622万6,368円となり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

502ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金1,917万4,800円で、これは19年度から23年度に賦課した負担金の5年分割したうちの23年度納付分と、一括納付分等の合計であります。なお、平成23年度の受益者負担金の納付率は42.1%であります。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は6,425万475円、納付率は94.4%であります。手数料43万2,050円は、下水道排水設備指定工事店の登録手数料等となっております。

3款国庫支出金は2億5,567万円であり、中央汚水ポンプ場及び処理場建設工事費並びに管渠建設事業費に対する補助金で、うち6,627万円が処理場等建設工事費の繰越明許分であります。

5款繰入金金は4億1,756万円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものであります。

6款繰越金は8,633万5,845円で、前年度からの繰越金及び繰越明許費繰越金であります。

504ページをお開きください。

7款諸収入は694万9,139円で、主な内容としましては、消費税及び地方消費税還付金659万5,880円が主なものであります。

8款市債は3億440万円でありまして、内容としましては、現年度分2億1,990万円、このうち建設事業費分が1億9,600万円、特別措置分が2,390万円であります。また、繰越明許分8,450万円は建設事業費分であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

508ページをお開きください。

1款総務費は6,945万8,111円で、これは給料・手当等の人件費及び需用費等の事務費であります。

510ページをお開きください。

2款事業費は7億1,519万2,805円であります。

1項の管理費は1億3,724万7,777円で、人件費や運転業務委託料、汚泥等運搬処理業務委託料などであります。不用額の823万4,223円の内容としましては、運転業務委託及び水質分析委託における入札執行残や維持管理において補修工事が少なかったこと等によるもの

であります。

512ページをお開きください。

2項の工事費は5億7,794万5,028円であります。主な内容といたしましては、13節委託料は5億2,153万円で、ポンプ場等整備委託料及び処理場等整備委託料でありまして、うち1億5,859万円がポンプ場等整備委託料の繰越明許分であります。

15節工事請負費は5,477万3,250円で、イ地区旭中央病院周辺面整備工事と愛宕団地内で平成22年度整備地区の舗装復旧工事等を行ったものであります。

なお、不用額6,212万1,972円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管の切廻し工事に係る負担金が現場対応により不要となったこと等によるものでございます。

514ページをお開きください。

3款公債費は2億6,392万2,351円でありまして、起債借入金の元金及び利子の償還金であります。

516ページは、平成23年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書で、記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。資料の2ページでございます。

1番の普及状況でございますが、平成23年度全体の処理区域内人口2,218人に対しまして、使用人口は1,557人ございました。普及率は70.2%となっております。

それでは、決算書についてご説明をいたします。

517ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額5,200万円に対しまして、歳入決算額につきましては5,068万230円で、執行率は97.5%となりました。歳出決算額につきましては4,395万4,346円で、執行率は84.5%となっております。

次に、内容につきまして事項別明細書よりご説明申し上げたいと思います。

526ページをお開きいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金の収入済額84万円は、江ヶ崎地区と琴田地区の現年度分各 1 件ずつの加入によるものでございます。

収入未済額540万8,000円の未納件数は、過年度分で江ヶ崎地区 6 件、琴田地区 8 件となっております。

2 款使用料及び手数料は1,529万7,763円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしましては、江ヶ崎地区現年度分1,070万9,263円、過年度分 4 万7,250円、琴田地区現年度分452万565円、過年度分 2 万685円であります。

3 款繰入金は2,801万9,000円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計より繰り入れたものでございます。

4 款繰越金、これは前年度繰越金でございまして、652万3,460円となっております。

5 款の諸収入につきましては、ございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明をいたしたいと思います。

530ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は598万2,463円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

2 款事業費は1,794万7,356円で、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費並びに資源循環事業費及び工事費となっております。

534ページをお願いいたします。

3 款公債費は、地方債の償還元金及び利子でございます。1,918万4,527円となっております。なお、借入先でございますが、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構となっております。23年度末におけます地方債残高は 2 億7,157万2,058円となっております。

4 款繰出金は84万円であります。これは、歳入で受けました加入負担金を一般会計へ繰り出しをしたものでございます。

最後に、536ページにございますが、実質収支に関する調書は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

(水道課長 新行内 弘 登壇)

○水道課長(新行内 弘) 議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。事業報告書でございます。

(1) 総括事項、3行目からになりますが、本年度は東日本大震災により被害を受けた椎名内、足川、蛇園、後草、三川地域の配水管布設替工事を実施いたしました。

また、昨年より継続中であった旭配水区と飯岡配水区の配水区域変更に伴う配水管布設工事を実施し、生活用水の安定供給を進めてまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,749人、給水件数は1万9,085件、普及率は83.4%。

東日本大震災の影響により、年間給水量については584万7,443立方メートルとなり、前年度と比較しますと21万9,930立方メートルの減となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量も556万4,791立方メートルとなり、前年度と比較しますと34万3,844立方メートルの減となりました。

2行下の後半になりますが、有収率は95.2%で、前年度と比較しますと2.2ポイント下がりました。

次に、建設状況でございますが、本年度は東日本大震災の災害復旧工事として椎名内、足川、蛇園、後草、三川地先に口径50ミリメートルから75ミリメートルの耐震性配水管等を延べ2,428.93メートル布設替えいたしました。また、主な拡張工事として三川地先に口径150ミリメートルの配水管等を541.65メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、このあと、決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

平成23年度の決算報告書でございます。この報告書の金額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、(1) 収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額16億1,802万円に対し、決算額15億5,144万6,740円となり、収入率は95.9%となりました。

なお、第1項の営業収益は水道料金等、第2項の営業外収益は国、県、市補助金等、第3項の特別利益は過年度損益修正益であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億8,731万4,000円に対し、決算額13億8,079万7,604円となり、執行率は92.8%となりました。

第1項の営業費用は、受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は災害復旧に係る臨時損失、不納欠損等の過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

次は、(2)資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額2億7,129万7,000円に対し、決算額は1億492万4,800円となり、収入率は38.7%となりました。

この決算額の内訳ですが、第1項企業債は、配水管等整備に係る企業債でございます。

第2項出資金は、合併特例債活用事業及び災害復旧工事に係る一般会計からの出資金であります。

第3項負担金は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金及び蛇園南地区流末排水整備事業に伴う水道管切廻し工事負担金、配水管布設費用負担要綱による申請者の工事負担金であります。

第4項は給水申込納付金で、第5項は災害復旧に係る国庫補助金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額7億2,381万3,000円に対し、決算額は5億1,384万4,223円となり、執行率は71%であります。

この決算額の内訳ですが、第1項建設改良費は拡張工事費及び災害復旧に係る配水管布設替等改良工事費、公用車購入等の固定資産取得費で、第2項企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金でありまして、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

主な工事概要につきましては、後ほど13ページをご覧いただきたいと思います。

翌年度繰越額につきましては、地方公営企業法第26条の規定による建設改良費の繰り越し1,890万円であり、東日本大震災により災害復旧工事を優先したため、県道の路面復旧工事を翌年度に繰り越したものでございます。

2ページの一番下の欄外、細かくて大変恐縮でございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億891万9,423円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額213万2,715円、減債積立金2億3,477万2,277円、過年度分損益勘定留保資金1億7,201万

4,431円で補てんをいたしました。

続いて、3ページの損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載しております。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、14億2,784万3,025円、2の営業費用として12億7,752万3,357円、差し引き営業利益は、3列目の1億5,031万9,668円となりました。

続いて、4ページです。

3の営業外収益として、やはり2列目になりますけれども、5,268万1,732円、4の営業外費用として2,814万2,340円、差し引きは3列目の2,453万9,392円となり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は1億7,485万9,060円となりました。

5の特別利益、2万640円から6の特別損失の2列目、649万5,715円を差し引いた額、3列目になりますが、マイナス647万5,075円となり、前段の経常利益に加えますと1億6,838万3,985円が23年度の純利益となり、当年度末処分利益剰余金も同額となります。

次に、5ページの剰余金計算書、6ページの剰余金処分計算書について申し上げます。

地方公営企業会計制度の見直しにより、平成23年度決算から剰余金の処分について議会の議決が必要となりましたので、議案名に「剰余金の処分」を追加いたしました。併せて剰余金計算書と次ページの剰余金処分計算書の様式が表形式に改正されたものでございます。

では、剰余金計算書についてご説明申し上げます。

表の左の資本金についてですが、前年度末残高は25億3,965万636円であり、当年度の変動額は中ほどの段になりますが、一般会計出資金の受け入れ、減債積立金からの組み入れ、企業債の発行、企業債の償還で合計1億4,612万8,458円のマイナスとなり、当年度末残高は一番下になりますが、23億9,352万2,178円となります。

次に、資本剰余金のうち、受贈財産評価額については、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けたもので、前年度末残高4億763万9,601円に当年度受入額740万4,191円を加え、当年度末残高は4億1,504万3,792円となります。

補助金は、国、県、市からの補助金で、前年度末残高11億2,553万5,263円に災害に係る国庫補助金1,910万8,000円を加え、当年度末残高は11億4,464万3,263円となります。

負担金は、他会計負担金及び工事負担金でありまして、前年度末残高5億1,579万1,131円に、当年度受入額840万3,865円を加え、当年度末残高は5億2,419万4,996円となります。

給水申込納付金は、水道の加入申し込み時点でいただいている納付金でありまして、前年度末残高15億1,151万9,280円に、当年度受入額3,664万5,000円を加えて、当年度末残高

は15億4,816万4,280円となります。

その他資本剰余金は、前年度末残高42万8,640円で、当年度の変動はなく、以上5項目の資本剰余金の合計当年度末残高は、36億3,247万4,971円となります。

次に、利益剰余金についてですが、表の右から3列目の未処分利益剰余金は、前年度末残高の2億3,477万2,277円の全額を減債積立金に積み立てて処分しましたので、処分後の残高はございません。当年度純利益の1億6,838万3,985円は、当年度末処分利益剰余金となります。

表の右から4列目の減債積立金は、ただいまご説明申し上げました2億3,477万2,277円全額を当年度に資金的収支不足額の補てん財源として使用しましたので、当年度末残高はございません。

次に、表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計でありまして、当年度末残高は一番右下になりますが、61億9,438万1,134円となります。

続きまして、6ページに移ります。

先ほど会計制度の見直しについてご説明申し上げましたとおり、この剰余金処分計算書につきましても表形式に改正され、処分については議会の議決を経ることになります。

処分の内容については、表の右の未処分利益剰余金の当年度末残高1億6,838万3,985円の全額を減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、7ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、63億9,587万2,774円となります。

次に、負債の部ですが、3、固定負債と次のページになりますが、4、流動負債の合計である負債合計は2億149万1,640円となります。

次に、資本の部ですが、5、資本金、6、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目に記載してあります、資本合計61億9,438万1,134円となり、これに前のページの負債合計を加えますと負債資本合計は、63億9,587万2,774円となりまして、資産合計と一致いたします。

次のページの事業報告書は、先ほど説明いたしましたので、12ページをご覧ください。

こちらは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項であり、(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項については該当がありません。

続きまして、13ページ、2、工事についてですが、(1) は建設工事の概況、次の14ペー

ジ、（２）は保存工事の概況を記載してあります。

15ページは年間の業務量であり、前年度と比較して記載してあります。

16ページは事業収入に関する事項、それから17ページは事業費に関する事項で、それぞれ消費税抜きの前年度比較で記載してあります。

18ページになりますが、４、会計、（１）は重要契約の要旨です。

続いて、19ページになりますが、（２）は企業債及び一時借入金の概況であります。

（３）はその他経理に関する重要事項は該当事項ございません。

５、その他、（１）は他会計補助金の使途について記載してあります。

次の20ページから25ページまでは収益費用明細書であり、消費税抜きの科目ごと明細となっております。

次の26ページは固定資産明細書、続きまして27ページは企業債明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第７号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで２時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時１０分

再開 午後 ２時２５分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第８号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第８号、平成23年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の14ページをお開きください。

平成23年度病院事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、当院では、公営企業の目的である公共性と経済性を発揮

し、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。本館稼働とともに、病床は、一般病床が33床増床となりました。4月から5月にかけて、本館への引っ越し作業の実施や、震災の影響により入院患者の抑制と外来患者の減少により、収入が一時期大きく減少いたしました。さらに、本館完成により減価償却費が前年度比10億円程度増加するという、厳しい経営環境の中でしたが、収益改善プロジェクトを立ち上げた結果、当期利益金4億500万円を計上することができ、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、業務の状況でございますが、患者数は入院患者数及び入所者数、年間延べ35万9,637人、1日平均984人、外来患者数及び通所者数、年間延べ80万579人、1日平均3,277人となりました。具体的な収支につきましては、決算報告書にてご説明いたします。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります、この決算額につきましては税込み処理で記載されております。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額355億9,104万5,000円、決算額は346億9,490万5,484円となり、収入率は97.5%となりました。

収入のうち主なものとしましては、第1項医業収益の決算額は310億8,511万6,723円で、この内訳は、入院収益161億3,158万2,527円、外来収益139億7,771万8,523円等でした。

第2項医業外収益の決算額は24億5,944万2,083円で、この内訳は負担金交付金等でありま

す。

2ページをお開きください。

収益的収支について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額353億5,002万1,170円に対し、決算額は342億5,392万3,665円となり、執行率は96.9%でした。

支出のうち主なものとしましては、第1項医業費用の決算額は311億1,938万3,957円で、その主な内訳は、給与費139億2,579万4,535円、材料費105億8,187万5,112円であります。

第2項医業外費用の決算額は15億8,973万4,959円でした。

3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額40億9,002万8,000円に対し、決算額38億4,278万7,000円で、収入率は94%となりました。

主なものとしましては、第1項企業債は28億円、第2項補助金は10億4,278万7,000円とな

りました。

4 ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額76億8,416万5,760円に対し、決算額は69億2,011万4,112円で、執行率は90.1%でした。また、翌年度繰越額の合計3億5,848万5,758円は、再整備事業改修工事等の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は58億5,140万9,978円で、主なものは改修工事費等で35億6,765万2,742円であります。

第2項企業債償還金の決算額は10億6,870万4,134円でした。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額30億7,732万7,112円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

5 ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計は310億2,397万6,863円であります。

2、医業費用は（1）給与費から（6）の研究研修費までの合計309億5,542万6,842円で、差し引き医業利益は6,855万21円となっております。

3、医業外収益から次ページの10、グループホーム・ケアホーム事業までの計は35億9,642万2,528円でした。

11、医業外費用から18、グループホーム・ケアホーム事業までの計は30億2,619万3,848円でした。

この結果、当年度経常利益は6億3,877万8,701円、純利益は4億575万6,969円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金10億317万2,046円を合わせた当年度末処分利益剰余金は14億892万9,015円となっております。

8 ページをお開きください。

地方公営企業会計制度の見直しにより、平成23年度決算から剰余金計算書、剰余金処分計算書の様式が改正されるとともに、剰余金の処分につきましては、会計予算の見直しに伴い、病院事業会計は議会の議決をお願いするものです。

まず、剰余金計算書について申し上げます。

資本金のうち借入資本金ですが、当年度企業債の発行額は28億円、償還金額は10億6,870

万4,134円で、当年度末残高は293億3,805万4,582円であります。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、受贈財産評価額の2,297万円は絵画等の寄附であります。国・県補助金の10億4,278万7,000円は、施設整備に対する県からの公的医療機関整備事業補助金等であります。また、1億3,738万2,675円は、固定資産破棄による取り崩しであります。当年度末残高は122億8,630万3,223円であります。

続いて、利益剰余金ですが、未処分利益剰余金のうち当年度純利益は4億575万6,969円で、前年度残高と合わせて当年度末残高は14億892万9,015円で、先ほど損益計算書で説明したとおりであります。

9ページの剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。

先ほど申し上げました剰余金の処分内容は、当年度未処分利益剰余金14億892万9,015円のうち、減債積立金に7,100万円、建設改良積立金に10億円を積み立てようとするものであります。

次に、10ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は483億297万500円でした。

11ページをご覧ください。

(2)無形固定資産と(3)投資を含めた固定資産の合計は483億8,471万2,694円となっております。

2の流動資産合計は136億8,540万1,989円となっております。

3、繰延勘定合計25億6,876万342円を合わせた資産合計は646億3,887万5,025円となっております。

12ページをご覧ください。

次に、負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は23億9,601万3,446円となっております。

13ページをお開きください。

続きまして、資本の部であります。

資本の部、6の資本金と7の剰余金の合計額は、資本合計622億4,286万1,579円になり、これと負債合計と合わせた負債資本の合計は646億3,887万5,025円となりまして、資産合計と一致するものであります。

14ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

16ページの（２）は議会議決事項、次の17ページの（３）行政官庁許認可事項となっております。

18ページ（４）は職員に関する事項が記載されております。

21ページの２、工事には、（１）建設改良工事の概況、22ページには（２）保存工事の概況等が記載されております。

次に、25ページをお開きください。

３、業務には、（１）業務量が記載されております。

26ページ、（２）は事業収入に対する事項、次の27ページ、（３）は事業費に関する事項です。これは、22年度決算額と23年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、28ページをお開きください。

28ページから31ページは、４、会計、（１）重要契約の要旨、（イ）工事請負、（ロ）医療機器、（ハ）ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

32ページから39ページまでは、収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

40ページは、固定資産の明細となっております。

41ページから44ページは、企業債の明細となっております。

以上で、議案第８号についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第９号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の９ページをお開きいただきたいと思います。

国民宿舎事業の事業報告、ここから説明をさせていただきます。９ページでございます。

平成23年度につきましては、東日本大震災によりまして甚大な被害を受け、１年間休業しており、今後について検討してまいりましたが、復旧には多額の費用がかかることや、ここ数年の損失額・負債額を考え、市の直営は断念することとなりました。このことから、現状のまま修繕をせずに、企画提案型のプロポーザル方式で貸し付け先を公募することとなり、１者から申し込みがありましたが、貸し付け先としては適切ではないとの判断をし、貸し付

けを行わないことといたしました。

市での直営は行わないことの決定、これにより、去る３月定例市議会におきまして、事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例、廃止に伴う清算のための補正予算を提出し、いずれも可決されたことから、平成23年度末をもって国民宿舎事業が廃止となりました。

経理状況につきましては、決算報告書で説明をさせていただきます。

戻りまして、１ページをお開きいただきたいと思います。

１ページ、決算報告書の決算額につきましては、消費税を含んだ額で記載をしてございます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、国民宿舎事業収益の予算額3,522万円に対して、決算額3,522万3,142円となり、収入率は100%となりました。

この決算額の内容は、売店収益などの営業収益で15万6,579円、他会計補助金等の営業外収益で3,353万7,858円、送迎バスの売却によります特別利益152万8,705円となります。

支出につきましては、国民宿舎事業費用の予算額6,779万6,000円に対しまして、決算額は6,651万4,582円となり、執行率は98.1%となっております。

この決算の内容につきましては、人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で6,651万4,582円、企業債利子等の営業外費用で971万1,188円となりました。

次に、２ページをお開きいただきたいと思います。

２ページ、資本的収入及び支出につきまして申し上げます。

資本的収入につきましては、予算額２億9,590万8,000円に対し、決算額は２億9,590万7,845円となっており、予算に対し99.9%となっております。

資本的支出は、予算額２億9,794万5,000円に対し、決算額は２億9,694万4,790円となり、執行率は99.7%であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103万6,945円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10万2,132円、建設改良積立金93万4,813円で補てんをいたしました。

次に、３ページをご覧くださいと思います。

損益計算書につきましてご説明を申し上げます。この金額につきましては、消費税抜きで記載をしてございます。

営業収益としまして14万9,124円、営業費用としまして5,651万882円、差し引き営業損失は5,636万1,758円となりました。

営業外収益としまして3,353万6,461円、営業外費用として971万1,188円、差し引き営業外利益は2,382万5,273円となりました。

特別利益として、バスの売却によります固定資産売却益として145万5,910円となり、3,108万575円の純損失となりました。

この経常損失は、前年度繰越欠損金 1 億6,715万9,653円を加算し、1 億9,824万228円が当年度末処理欠損金となります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

4 ページ、剰余金計算書につきまして申し上げます。

資本剰余金 2 億8,758万8,000円は、主に補助金でございます。

利益剰余金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、当年度末処理欠損 1 億9,824万228円を計上しておりますが、建設改良積立金の当年度末の残高は1,293万163円となっております。

続きまして、5 ページの欠損金処理計算書であります。未処分利益剰余金は 1 億9,824万228円でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

貸借対照表につきまして説明を申し上げます。

資産の部の資産合計は、7 ページになります。6 億8,418万5,360円であります。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

負債合計16万232円と、資本合計 6 億8,402万5,128円を合わせまして、負債資本の合計は 6 億8,418万5,360円となり、資産合計と一致をいたします。

続きまして、10ページをお願いいたします。

事業報告書としまして、議会議決事項、職員に関する事項を掲載してあります。

次に、11ページ、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項、建設改良工事の概況となっております。

続きまして、19ページでございます。

企業債明細書と他会計長期借入金明細書でございます。企業債 2 億2,980万円、他会計長期借入金6,500万円は、返済が完了しております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表につきまして、その概要を説明をいたしましたが、その他の資料につきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 9 号の補足説明を終了させていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成23年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成23年度旭市一般会計、国民健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計の各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました決算書及び決算関係書類について審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに平成23年度中に実施した定期監査及び例月出納検査を参考に、慎重に審査を行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

また、公営企業会計の事業運営は、国民宿舎事業を除き、いずれもすべて健全で効率的な経営であると認められました。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付されました、基金の運用状況の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数はい

ずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付されました、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率よりなる健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

本市の健全化判断比率の審査の結果として、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれの比率も早期健全化基準をクリアした比率であることを確認しました。

とりわけ、実質公債費比率については、23年度は3年間平均で14.9%となっており、前年度の比率16.2%から1.3ポイント低下し、改善が図られています。早期健全化基準25%以下はもちろん、起債協議基準18%も下回っており、良好な状態です。

公営企業及び法非適用企業の資金不足比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず、良好であることが認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので省略させていただきます。

次に、個別の事業の中で、特に配慮しなければならない2事業について申し上げます。

初めに、病院事業について申し上げます。

入院及び外来の患者数が、震災の影響などにより減少しているものの、医業収益、医業外収益が増加したことにより、約4億570万円の当期純利益が生じています。

また、経営改革プランの経常利益との比較では、計画では9億2,500万円のマイナス見込みでありましたが、計画を実際が15億6,300万円上回っています。

引き続き、地域医療連携の推進や高度医療の提供などの医療面の改革に取り組むとともに、収益の確保、費用の節減などの経営面のさらなる改革に取り組むことが肝要であります。

また、現在、医師不足が問題となっており、今後の病院経営に向け、原因の調査・分析、それに基づく対策を取りまとめ、早急に対応することが重要と考えます。

今後も、地域の中核的な基幹病院として、医療、福祉の向上に寄与されることを要望します。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

国民宿舎食彩の宿いいおか荘は、昭和42年の開業以来、飯岡地域の滞在型観光の拠点施設

として多くの人々に利用されてきましたが、その後の社会経済情勢や観光ニーズの変化に伴い、宿泊利用客が減少し、厳しい経営状況となっていました。

こうした中、宿泊利用者の増加を図るため、平成19年度、20年度に改修工事を行ったところですが、増収の効果が得られず、さらに昨年3月11日の東日本大震災で、施設に甚大な被害を受け、翌日から営業を休止することになり、この結果、当年度をもって事業を廃止することになったものであります。

今後の経営を見ると、施設の復旧に多額の費用が見込まれることや近年増加する累積欠損金により、ますます運営が厳しくなることが予想されることから、経営を断念せざるを得ないものと考えます。

今後、観光施設のような、より経済性の発揮が求められる事業を展開する場合には、この経験を踏まえ、慎重に取り組むことを要望します。

施設の利用及び解体に当たっては、十分な検討をし、適切な措置を講ずることを望みます。
最後に、結びとして申し上げます。

市政運営の核となる旭市総合計画後期基本計画及び東日本大震災からの復旧・復興に向けた旭市復興計画が策定され、計画に基づいた各種事業が展開されます。

施策の取り組みについては、必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮するとともに、計画的かつ迅速に進め、市民生活の向上と、震災以前にも増した活力あるまちづくりの実現に努力されることを強く期待するものです。

以上、平成23年度一般会計決算、各特別会計決算及び各公営企業会計決算審査の結果の報告とします。

○議長（林 俊介） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について、説明を求めます。

議案第10号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ20億4,500万円を追加し、予算の総額を289億5,300万円とするものです。

第2条です。繰越明許費と、それから第3条の地方債の補正、これにつきましては、後ほ

どご説明申し上げます。

2 ページから 4 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、5 ページからの説明になります。

第 2 表、繰越明許費ですが、2 事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものでございます。

8 款 2 項道路橋梁費の橋梁新設改良事業は、文化の杜公園西側の仁玉川にかかる橋の架け替え工事を行うものでありますが、詳細設計が 9 月末まで要する見込みということで、年度では標準工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いいたします。

次の、4 項住宅費の災害公営住宅整備事業は、本年度及び来年度の 2 か年で整備する予定で、被災者住宅の早期の安定確保を図るため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

6 ページになります。

第 3 表の地方債補正でございます。消防施設整備事業の限度額を 250 万円増額し、1 億 6,350 万円とするもので、県補助金との組み替えによるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。なお、詳しい事業内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9 ページです。

13 款 1 項 1 目民生費国庫補助金 500 万円の追加は、児童扶養手当負担金でありまして、受給者の増によるものです。

2 項 7 目総務費国庫補助金 3 億 6,702 万 8,000 円の追加は、説明欄 1 番の東日本大震災復興交付金でありまして、災害公営住宅の建設を予定するものです。

14 款 2 項 1 目民生費県補助金 2,012 万 3,000 円の追加は、説明欄 1 番、子ども医療費対策事業費補助金と、説明欄の 2 番、子育て安心応援事業費補助金の増によるものであります。

2 目衛生費県補助金 140 万円の追加は、説明欄 1 番、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金の増によるものであります。

4 目農林水産業費県補助金 600 万円の追加は、説明欄 1 番の地域農業経営再開復興支援事業費補助金の新規計上によるものです。

7 目消防費県補助金 258 万 3,000 円の減は、説明欄 1 番の消防防災施設強化事業費補助金で、合併特例債との組み替えによるものでございます。

10 ページになります。

17款 2 項 2 目災害復興基金繰入金6,619万2,000円の追加は、農業集落排水事業特別会計への繰出金や震災記録誌の増刷など、8 事業への充当を予定するものです。

5 目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、3 億6,702万8,000円の追加で、復興交付金については経理の明確化等のため、一度基金に積み立てを行い、これを取り崩して事業実施することとされていることから、総務費国庫補助金と重複の計上となるものでございます。

18款 1 項 1 目繰越金12億921万2,000円の追加は、留保しておりました繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものでございます。

19款 5 項 3 目雑入310万円の追加は、「緑の募金」東日本大震災復興事業交付金を新規に計上するものです。

11ページをお願いいたします。

20款 1 項 4 目消防費250万円の追加は、第 3 表の地方債補正で説明したところです。

以上で歳入の説明は終わります。

次に、歳出になります。

12ページです。

2 款 1 項 3 目文書広報費611万7,000円の追加は、説明欄 1 番の広報活動費で、災害復興基金を活用し、震災記録誌「被災地あさひ」の全戸配布をするものです。

4 目財政管理費 3 億6,702万8,000円の追加は、説明欄 1 番の東日本大震災復興交付金基金積立金で、歳入で説明したとおりであります。

6 目財産管理費11億円の追加は、説明欄 1 番の財政調整基金積立金で、平成23年度決算の確定に伴いまして、繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7 目企画費57万4,000円の追加のうち、説明欄 1 番の企画事務費26万円の追加は、中央病院検討委員会の開催経費です。説明欄 2 番の「がんばろう！旭」復興支援事業31万4,000円の追加は、演歌キャラバン隊の開催経費で、災害復興基金を活用するものでございます。

13ページになります。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費244万7,000円の追加は、説明欄 1 番の障害者福祉事務費で、海上保健センターの一部を障害児通所施設として整備するものです。

3 項 1 目児童福祉総務費2,289万1,000円の追加のうち、説明欄 1 番の子ども医療費助成事業789万1,000円の追加は、入院医療費の助成対象を小学校 3 年生までから中学校 3 年生までに拡大するものでございます。説明欄 2 番の児童福祉手当給付事業1,500万円の追加は、受給者の増によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

4目保育所費2,501万6,000円の追加は、説明欄1番の保育所施設改修事業で、3歳未満児保育の定員増や、老朽化施設の大規模改修を行う二つの民間保育所へ助成を行うものです。

4款1項1目保健衛生総務費435万6,000円の追加のうち、説明欄1番の海上健康増進センター管理費120万6,000円は、温水プール用熱交換器の修繕を行うものでございます。説明欄2番の飯岡保健センター管理費315万円の追加は、老朽化の著しい多目的ホール及びエントランスホールの空調設備の更新に係る設計委託料を計上するものでございます。

2目予防費1,487万円の追加は、説明欄1番の感染症予防対策事業で、不活化ポリオワクチンへの移行や、乳児及び保護者の負担軽減のため、集団接種から個別接種への移行に伴う委託料の増等によるものです。

15ページです。

5目公害対策費200万円の追加は、説明欄1番の住宅用太陽光発電システム設置助成事業で、県補助金の追加配分に併せ、事業費を増額するものでございます。

6款1項2目農業総務費301万2,000円の追加は、説明欄1番の自家消費作物等放射線物質簡易検査事業で、市民の皆様の食の安心等を図るために簡易検査を行うもので、災害復興基金を活用して実施するものです。

3目農業振興費621万円の追加は、説明欄1番の地域農業経営再開復興支援事業で、東日本大震災の影響で損害が生じた地域農業の復興を図るため、経営体の育成や農地集積等に必要な取り組みを定めたマスタープランを作成するもので、直接経費は全額県費で行うものでございます。

16ページになります。

5目農地費5,974万2,000円の追加のうち、説明欄1番の農業水利施設改修事業854万1,000円は、農業用排水路の長寿命化や改修に取り組む団体を支援し、農家負担の軽減を図るものです。説明欄2番の農地・水保全管理事業33万3,000円は、新たに3地区において活動組織が立ち上げられたことから追加するものです。説明欄3番の農業集落排水事業特別会計繰出金5,086万8,000円の追加は、破損により機能停止が懸念される管路改修の実施設計業務と、GISに対応した管路網図の作成を行うもので、災害復興基金を活用するものです。

2項1目林業総務費310万5,000円の追加は、説明欄1番の保安林植栽事業で、「緑の募金」東日本大震災復興事業交付金を受け、中谷里地先に植栽工事を行うものでございます。

17ページになります。

7款1項2目商工振興費231万8,000円の追加は、説明欄1番の旭市特産品開発事業で、土産品や地域の食材を使用した調理品などの開発、改良に対して助成するものでありますが、第1回の公募に対して多くの申請がなされたことを踏まえて追加するもので、災害復興基金を活用して行うものでございます。

8款4項3目住宅建設費4億1,946万円の追加は、説明欄1番の災害公営住宅整備事業で、繰越明許費及び歳入の復興交付金でも申し上げましたが、災害公営住宅の建設を予定するものでございます。

18ページになります。

10款1項2目事務局費301万3,000円の追加のうち、説明欄1番の防災教育推進事業は、児童・生徒の防災意識を高めるための防災冊子を配布するとともに、貴重な被災者からの聞き取り調査の記録集である「語り継ぐ いいおか津波」の冊子を、各小・中学校図書館へ配備するもので、災害復興基金を活用して行うものでございます。説明欄2番の小中学校児童生徒復興支援活動促進事業は、児童・生徒による復興支援活動の促進を図るため、ユニホームとして「がんばろう旭」のTシャツを作成するもので、災害復興基金を活用して行うものでございます。

19ページになります。

2項2目教育振興費284万1,000円の追加は、説明欄1番の放課後児童クラブ室建設事業で、嚶鳴小学校児童クラブ室の25年度の建設に向け、設計業務を進めるものでございます。

最後の20ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

第3表の地方債補正で説明しましたが、消防施設整備事業債を250万円増額したので、これにより、平成24年度末現在高見込額は、一番右下になりますけれども、293億7,123万8,000円となるものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第16号について、保険年金課主幹、登壇してください。

（保険年金課主幹 渡邊 満 登壇）

○保険年金課主幹（渡邊 満） 議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億9,700万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税は2,226万2,000円を減額し、23億4,227万7,000円とするもので、震災に伴う保険税の減免影響額であります。

4款2項1目財政調整交付金は7,414万円を増額し、5億2,019万2,000円とするもので、震災に伴う国民健康保険税の減免額のうち、一般被保険者分2,095万8,000円及び一部負担金の減免分5,318万2,000円に対しまして、特別調整交付金として財政支援されるものであります。

8ページをご覧ください。

6款1項1目前期高齢者交付金は、交付額の決定により1,502万8,000円を減額し、11億3,325万3,000円とするものであります。

11款1項2目その他繰越金は、財源調整として1億2,015万円を追加し、1億2,015万1,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は5,318万2,000円を追加し、47億318万2,000円とするもので、9月末までの被災者に対する一部負担金の免除見込額分を増額するものであります。

す。

3款1項1目後期高齢者支援金は71万5,000円を追加し、13億8,404万5,000円に、4款1項1目前期高齢者納付金は19万5,000円を減額し、142万3,000円とするもので、ともに納付額の決定によるものであります。

10ページをご覧ください。

11款1項3目償還金は1億329万8,000円を増額し、1億1,003万2,000円とするもので、前年度交付の療養給付費等負担金及び療養給付費等交付金並びに災害特例補助金の精算に伴う返還金であります。

以上で、議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、外国人登録法が廃止されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約別表第2備考1及び2中「及び外国人登録原票」の文言を削るものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課主幹の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,086万8,000円を追加し、予算の総額を1億286万8,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費でございますが、第2表で説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。

2款事業費、1項管理費でございますが、江ヶ崎地区排水施設維持管理費1,817万6,000円でございますが、これにつきましては年度内の完了見込みができませんので、繰り越し措置をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてご説明を申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金は5,086万8,000円で、光熱水費分95万円を除き4,991万8,000円の原資は、一般会計でもご説明しましたが、全額災害復興基金を繰り入れするものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出についてご説明を申し上げます。

2款1項1目維持管理費5,086万8,000円のうち、説明欄1番、江ヶ崎地区排水施設維持管理費3,841万5,000円でございますが、内容といたしましては、11節需用費のうち光熱水費95万円、13節委託料のうち調査・設計委託料1,817万6,000円は、県道旭笹川線、これは通称大正道路と呼ばれる路線でございますが、その管路施設、約800メートルを改修するための実施設計を、またその下の調査・測量委託料1,928万9,000円につきましては、管路網図の作成を行うためのものでございます。同じく、説明欄2番の琴田地区排水施設維持管理費1,245万3,000円につきましても、江ヶ崎地区と同様に、管路網図の作成を行うためのものでございます。

なお、江ヶ崎地区におけます管路施設改修の実施設計につきましては、管路網図作成後となりますので、第2表で申し上げましたとおり繰越明許とするものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第13号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、資本的支出予定額の補正で、資本的支出既決予定額46億9,907万3,000円に対し、2億1,892万5,000円増額し、49億1,799万8,000円に補正するものです。

第3条は、宿舍建設工事について、継続費の上限として、26億2,500万円を補正させていただくものです。

この事業は本年度、基本設計・実施設計等を行うものですが、建物の高さは旭市の30メートルのはしご車が届く範囲内、それから事業費は起債借り入れを行わず、全額病院の自己資

金で行うこととし、総額は20億円以内に抑える方針で取り組んでまいります。

8 ページをお開きください。

平成24年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書によりご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1 項 1 目 1 節工事費既決予定額 7 億6,968万5,000円に対し、宿舍建設工事7,350万円、放射線治療室準備工事 1 億4,542万5,000円増額し、9 億8,861万円に補正するものです。

9 ページをお開きください。

宿舍建設工事の継続費に関する調書であります。平成24年から26年にかけての3年間の継続事業といたしました。先ほど述べた総事業費20億円以内におさめるように事業を進め、予算額との差額につきましては、不用額として市議会へ報告いたします。

議案第13号についての補足説明は終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

議案書と併せまして、お手元の新旧対照表を一緒にご覧になっていただきたいと思います。

新旧対照表につきましては、1 ページから 3 ページでございます。

本議案につきましては、長熊釣堀センターに指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、第4条、休場日及び開場時間の規定につきましては削除し、他の公の施設の設置及び管理に関する条例との整合性を図るということから、長熊釣堀センターの管理及び運営に関する規則に委任するものであります。

さらに、11条から14条までの4条を追加をするものでございます。

第11条は、指定管理者制度の導入を担保する規定でございます。

第12条は、指定管理者が行う業務の範囲を定める規定で、施設が本来行うべき事業の実施、施設使用の許可、また施設全般の維持管理を行わせるものとしております。

第13条は、指定管理者が行う施設管理の基準について定めるものでございます。

第14条は、指定管理者の使用料の収受の規定を定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を本年10月1日とするものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたものであります。

近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、設置する際の位置、構造及び管理に関する条例を新たに定めるものであり、この改正に伴い、旭市火災予防条例についても所要の改正を行うものであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 斉藤 馨 登壇）

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますけれども、このうち1名が平成24年12月31日に任期満了となっておりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方であります。

岩井氏は、長年にわたり法務局職員として法務行政に携われ、人権擁護に関する幅広い知

識を有しておられ、温厚誠実な人柄で、退職後も豊富な知識と経験を生かして千葉家庭裁判所八日市場支部家事調停委員を務めており、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はございません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号、平成23年度旭市土地開発基金の運用状況についてご説明申し上げます。

まず、上から2行目、開いていただいて上から2行目のA欄がありますけれども、これが平成22年度末現在高でありまして、現金・預金、土地、貸付金、そして合計額を表示してあります。3行目のB欄から、それと下から2行目のJ欄、ここまでの23年度中の増減の内訳を、そして一番下段のK欄に平成23年度末現在高を表示してございます。

一番下段の合計の欄でございますが、この数字、9億6,416万1,454円、これが土地開発基金の平成23年度末の現在高でありまして、22年度末と比べて1万2,602円の増となっております。

内容ですが、平成23年度中の基金の運用といたしましては、1件ございまして、G欄の貸し付けとH欄の貸付金返済の元金について、2,500万円の数字がプラスとマイナスで相殺されております。これは、国民宿舎事業会計に対する運転資金の貸し付け、そしてその返済によるもので、平成23年9月26日に貸し付けを行いまして、平成24年3月27日に返済された、そのようなものでございます。

また、I欄の利子、1万2,602円につきましては、この貸し付けに伴う年利0.1%による利子でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号でございます。平成23年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、ご説明申し上げます。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

まず、算定項目1の実質赤字比率であります。これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字でございましたため、該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございまして、全会計とも黒字であったため、ここも該当いたしません。

なお、これら二つ指標の括弧書きにつきましては、参考として、黒字の比率を表したものでございます。

次に、3の実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る14.9%でございます。昨年度の16.2%と比べますと1.3ポイント下がりました。議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以来、4年連続で前年度を下回っておる状況でございます。

次に、4の将来負担比率でございまして、これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率となります。本年度は103.9%で、昨年度の116.5%と比べまして12.6ポイント下がりました。早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上のとおり、平成23年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしましたけれども、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号になります。平成23年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を報告するものでございます。23年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業はありませんので、すべて該当いたしません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございまして、

一番下の国民宿舍事業会計の比率は、431.5%となっておりますが、これは分子が資金剰余金の64万2,846円となって、分母が営業収益である売店商品の処分等14万9,124円であることから、剰余金は少額ですけれども、指数として大きくなっているという、これは計算上の話でございます。

以上のとおり、平成23年度はすべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上で報告第5号の報告を終わります。

○議長（林 俊介） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） 報告第2号、平成23年度旭市奨学基金の運用状況についてご説明申し上げます。

初めに、お手元の資料のA欄の積立でございますけれども、運用利息2万3,807円を積み立てでございます。

B欄の基金現在高でございますが、平成23年度末6,744万7,702円となりました。

C欄の返還につきましては、406万7,000円が返済されました。

D欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、23年度末で35人、1,730万7,000円となり、E欄の預金残高につきましては、5,014万702円となっております。

以上で報告を終わりにします。

○議長（林 俊介） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課主幹、登壇してください。

（保険年金課主幹 渡邊 満 登壇）

○保険年金課主幹（渡邊 満） 報告第3号、平成23年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

表をご覧ください。

初めに、平成23年度末の基金現在高でございますが、左下であります、1,000万円であります。

次に、貸付等の状況でございますが、右上をご覧ください。平成22年度末貸付残高が5件、26万5,000円、預金残高が973万5,000円ございました。

平成23年度中におきまして、下段をご覧いただきたいと思いますが、合計で36件、345万5,000円を貸し付けまして、40件、367万5,000円が返済されました。

この結果、23年度末貸付残高は1件、4万5,000円となり、預金残高は995万5,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課主幹の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成23年度の事業経営状況及び平成24年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告をいたします。

1ページをお開きください。

事業実績として、と畜頭数は、牛が1万7,887頭、前年比4,651頭、135.1%と増でございます。豚が39万832頭、前年比8,743頭、97.8%と減となっております。

次に、収支でございますが、損益計算書にてご説明をしたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。

収入でございますが、売上高68億8,516万6,000円に対しまして、費用となります売上原価は64億7,344万8,000円、売上総利益は4億1,171万8,000円で、これから販売費等を差し引いた営業利益ですが、1億7,940万円でございます。なお、税引き後の当期純利益ですが、7,443万7,000円となっております。

続きまして、14ページをお願いしたいと思います。

平成24年度の事業方針でございます。

近況についてですが、日本経済は、ユーロ圏全体に拡大した信用不安や米国債引き下げの影響等による円高とデフレ、産業の空洞化等々の課題が山積しております。食肉公社におきましては、食肉安全のためのISO22000、コンプライアンス体制の継続推進を進めております。

また、東京食肉市場との連携によりまして、集荷・販売の拡大を目指しており、県下の食肉流通の基幹センターとして、安全で安心な、そしてより新鮮な食肉の提供を基本に、衛生管理体制のさらなる強化を図り、地域の発展と畜産振興に寄与できる食肉公社として取り組んでいくという内容でございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

経営計画でございますが、平成24年度においての集荷目標は、豚が38万7,000頭、牛が1万3,280頭を見込んでございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。

24年度の収支計画でございます。本年度は、効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとともに、当期利益を3,684万7,000円と見込みました。なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しましては、当期までの返済元金の累計は、23億2,670万円余りとなりました。返済計画に対しまして、確実な償還が行われております。

以上で、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成23年度事業経営事業及び平成24年度の事業計画についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第7号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第7号は、継続事業費の精算であります。

平成22、23年度、2年間の継続事業であります再整備事業既存棟LAN敷設工事は予定どおり24年3月に完了いたしましたのでご報告申し上げます。

以上で、報告第7号についての補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 病院経理課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時55分

平成24年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成24年9月7日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第17号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会陳情付託
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英

13番 嶋田哲純
15番 木内欽市
17番 日下昭治
19番 嶋田茂樹
21番 林 正一郎

14番 柴田徹也
16番 佐久間茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智忠直	副 市 長	増田雅男
教 育 長	刃田哲雄	病 院 事 業 者	吉田象二
秘書広報課長	伊藤 浩	管 理 改 革 長	林 清 明
総 務 課 長	加瀬寿一	企 画 政 策 課 長	米 本 壽 一
財 政 課 長	加瀬正彦	兼 被 災 室 長	
市民生活課長	斉藤 馨	税 務 課 長	佐藤一則
保 險 年 金 課 長	渡邊 満	環 境 課 長	大木多可志
主 幹		健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子 育 て 課 長	佐久間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石井 繁	支 援 課 長	
農水産課長	大久保孝治	商工観光課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男	建 設 課 長	北村豪輔
会 計 管 理 者	宮應孝行	下 水 道 課 長	加瀬喜久
水 道 課 長	新行内 弘	消 防 長	佐藤清和
病院経理課長	鈴木清武	病 院 事 務 部 長	菅谷敏之史
学校教育課長	菅谷充雅	庶 務 課 長	横山秀喜
体育振興課長	野口國男	生 涯 学 習 課 長	高野晃雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	加瀬恭史	監 査 委 員 長	馬淵一弘
		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 俊介） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 平成23年度旭市一般会計について質疑申し上げたいと思います。

まず、歳入の関係で、市税で調定額84億4,843万434円、それに対して収入額69億3,384万7,987円ということで、それと合わせて不納欠損額1億5,856万9,527円と、かなり不納欠損額が市税においては大きいということでございます。

それと、収入未済額が13億5,600万円以上あるということで、収入未済額もかなりあるわけでございます。

それと、当然それなりの原因はあろうかと思えます。その辺の不納欠損の大きいのと、それと現年度分の不納欠損がここに出てきているわけでございますけれども、その辺の内容は、当然現年度分でございますので、いろんな理由があると思えますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

当然、固定資産税もありますし、軽自動車税にもあります。都市計画税にもあるわけでございますので、その辺の関連、あるいは件数ですか、そういったものを説明いただきたいなと思えます。

それと、県支出金という形の中で、これ何ページになるんですかね、民生費委託金、40ペ

ージですね。ここで、20億6,200万円の予算現額に対して、調定額が2億9,810万3,798円ということでございますけれども、この予算の組み立てというのですか、その辺は22年度繰越明許費29億円組みました。この補正予算を組む時点で間違っていたと思うんです。こういう予算の組み立てということは、あり得ないと思うんです。それで、市長専決で5月6日でしたっけ、32億円ほど市長専決でやりました。それが今度は、国庫支出金として出ています。20億40万円ですか。その2分の1は国の補助金、2分の1は起債を起こして、あとで交付税措置しますということだと思うんです。それが本来の予算の組み立てだったと思うんです。23年の3月23日に補正を組みましたけれども、その時点で誤った予算立てだったんじゃないのかなと。

まず、それに申し上げたいのは、繰越明許費29億円行いましたけれども、繰越明許費の、自治法213条、繰り越される財源は税収入、あるいは国庫補助金、地方債、県支出金のところでしょうけれども、収入が確実なものでなければならないということをうたっているわけです。この時点で確実なものがなかったわけでしょう。そうじゃないですか。

それでそのあと、実は私、皆さんから支出決定通知書を出してくださいと申し上げました。いただきました、たしか。決定通知書でなく、いただいたのは環境衛生部長ですか、その通達文書をいただきました。繰り替え支弁の通達文書、その内容は、こういう緊急事態でありますので、それに必要な予算は講じてくださいと。繰り替え支弁というのは、とりあえず払ってください、あとでそれなりのものは精算しますということだと思うんです。財源のないものを予算に組んできたんじゃないのか、その結果このような形になって災害救助費の不用額が出てみたり。

それで、市長専決でやりましたのは、災害救助費ではなく今度は衛生費のほうで組んであると思うんです、環境衛生費で。ちょっとページ数が多いからちょっと分かりませんが、たしかそれで組んであると思うんです。それが災害廃棄物処理料ですか、塵芥処理費のね。本来ならば、それが本当の予算の組み立てだったと思うんです。それをたまたまあのときに、庁舎積立金、否決されましたね。それを大急ぎで1週間後に組んだのがこの結果なんです。我々がそのときに庁舎積立基金は、災害救助費に充てるべきであって、そういう形でやるべきであって、それであればね、当然繰り替え支弁ということが当てはまるんですけれども、これ繰り替え支弁でしてくださいというものを、予算で20億円組んでくるそのものがおかしかったと思うんです。それらについては、今、決算で初めて出てきたわけですが、それについて説明いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、日下議員のご質問にお答えいたします。

初めに、22年度、23年度と比べました税の収納状況につきましてご説明をいたします。

調定額につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成23年度につきましては84億4,843万円、平成22年度につきましては84億772万3,000円でございます、4,070万7,000円の増でございました。

収入額につきましては、23年度69億3,384万8,000円、22年度が68億5,617万9,000円、7,766万9,000円の増でございました。

不納欠損額につきましては、23年度1億5,856万9,000円、22年度1億5,832万円、24万9,000円の増でございました。

それから、収入未済額でございますが、平成23年度末でございますが、13億5,601万3,000円、22年度が13億9,322万4,000円、3,721万1,000円の縮減ができたところでございます。

続きまして、収納率でございますが、23年度の現年度につきましては96.02%、22年度の現年度が95.44%でございます、0.58%の増でございました。

滞納繰越分なんです、23年度につきましては11.41%、22年度が11.18%でしたので、0.23%の増でございます。

現年滞納繰り越し合わせまして、23年度が82.07%、22年度が81.55%でございます、0.52%の増ということでございました。

それから、不納欠損の関係でございますけれども、24万9,899円、昨年から見ますと増えてございます。これらにつきましては、長引く景気低迷の影響によりまして、個人所得が実質的に落ち込んでいる中、滞納者に対する滞納処分を行使する財産がない、滞納処分により生活困窮に陥る、所在不明など、今後の納付が困難な滞納者の時効に伴い、不納欠損をしたところでございます。市税の収納率が厳しい状況が続く中で、納税者の経済状況を調査し、滞納処分を実施したものでございます。

欠損の主な理由でございますが、地方税法第18条第1項によります5年時効につきましては9,876万6,543円、15条の7第4項、執行停止によります3年時効でございますが、550万4,056円でございます。それから、15条の7第5項、即時消滅でございますが、5,429万8,928円でございます。

それから、現年度分の不納欠損額についてのご質問でございますけれども、これにつま

しては、地方税法第15条の7第5項即時消滅時効の規定で定められておりまして、滞納者の死亡に伴い相続人がいないとき、または相続人が全員放棄したとき、解散した法人で無財産であるとき、それから国外への出国のときと該当条項がございます。

平成23年度の現年度分の不納欠損額でございますが、現年度分につきまして個人住民税が110万6,611円、固定資産税が164万2,343円、軽自動車税が20万4,800円、都市計画税が14万1,957円、合計で309万5,711円であります。

理由としましては、解散した法人で無財産が6法人130万2,298円で最も多く、続いて外国人の出国が30人で115万9,938円、相続人なしまたは全員放棄した者が4人で63万3,475円となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、県支出金のこの不用額の大きなもの、その中で平成22年3月に組んだ補正予算、これが誤った予算ではなかったのかということが1点。

それから、その財源として確実なものではなかったのではないかと、そういうご指摘でございます。

それぞれ経緯を申し上げますと、3月補正で災害救助に係る経費と道路の仮復旧など、この経費を計上しております。この時点で組んだ予算は35億1,800万円、このうち災害廃棄物の処理の関係、これは道路の障害物の撤去・運搬というのが5億5,000万円、廃棄物の収集処分委託ということで10億310万円ほど組んでございます。

そのあともまた5月の専決処分で、災害廃棄物は別途衛生費に組んだ、これは確かにそのとおりで組んでございます。このときに組んだのが、災害廃棄物の処理関係で20億円ということでございます。

まず、誤った予算ではないのかということでございますが、今回のような未曾有の災害で、その復旧については早期に継続して事業を行う必要があるだろうと、そういう中で、災害廃棄物に係る経費のうち当然生活に支障を来す障害物の除去・運搬費用は救助法の中にございますし、これも先ほど議員がご質問の中で述べられたように、県が費用支弁するということになっております。そこで上がってきた瓦れき、これも当然に早急な対応が必要であろうということで、この時点で組んだものでございました。

その後4月以降、国のほうで国庫補助金の該当になるということがあって、そこで改めて5月の予算に組み直した、これは確かにそのとおりでございまして、3月に組んだものは、

確かにその時点では明確でなかったのではないかとわれれば、そのとおりかもしれません。ただ、その時点では、やはり住民の安心、安全、そういったことを最優先に考えたときには、最大限速やかに対応していく手段として当時は予算措置、さらに繰り越していく必要があるだろうということで考えたものです。

次に、確実な財源であったのかどうかという点でございますが、災害救助法の趣旨、それから県通知、4月になってからいただいた通知ですけれども、市が対象事業に支出した額については、その補てん財源が収納されるのは、まず確実というところがきちんと読み取れます。

仮に特定財源として見込んだ額が収納されないということがあったとした場合には、それは一時的に市の一般財源をもってこれを立て替える必要が生じるんですけれども、しかし、使用した額は必ず交付されるということがあります。ですから、そのところでは県の支出として見て問題ないのではないか、そのように考えております。

ただ、その中で組んだもののうち、仮設住宅の整備費、これも相当あとになって決定したものですから、8億円余りが入っていた。それと災害救助の分が10億円あった。その18億円が確かに予算で見込んだもののうちの中で不用になっている。そのぐらいの数字にはなっているというのが、それは確かでございます。

ただ、その時点ではうちのほうも、とにかくよく考えた中で、この予算を組んで継続して、しかも途切れなく実施する必要があるという、そういうものの考え方の中で組んだものでございます。その辺はぜひ、ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 決して理解していないわけではないんです。理解はしています。

しかし、そのために財調はあるわけです、市の。あったのがあるわけです。そのために財調というのは、そういう形の中で、緊急時のためにある。全く財調なくするということは困ると思うんです。

ただ、これについては県の委託金で組んであるんです。委託金というのは、確実なものを県から受けるわけでしょう、市は。それで予算組んだらと思ったんです。我々は3月22日に補正を組んだ際には、当然国だって県を通じて入金する金がありますので、県を通じて入るのかなと思ったんです。この20億円くらいの県の支出金というのは、民生費ではなく県支出金で入ってきていますけれども、当然そういうことを想定したがためにこういう予算は適正かなと思ったんです。予算を編成するのは。

しかし、現実には29億円、繰り越しまで1週間しかないんです。3月23日ですから、1週間で29億円を繰越明許費しまして、計算書が6月で示されたのが28億幾らでしょう。使ったのは、1億幾らしか使っていないでしょう。

それで災害瓦れきの問題、当時、環境課長、今、環境課長は代わっていますけれども、環境課にありました結果、どういう契約をしていますかと、その災害瓦れきの処理については契約をやっていますかと言ったら、常用というんですか、その都度その都度支払いでしょう。であるから1億幾らしか出ていなかったんでしょ。繰越明許費の計算書で28億幾ら載ってきたでしょう。だからそういうことがあって、5月6日に専決をするわけです、市長専決を。6月時点では、そういった計算書が出ているわけです。しかし、5月6日に専決をするんです。たしか科目は違います。それは今度は衛生費で組むんですから。しかし、こういう形のものはそのときには、財調があるんだから財調を充当して、財政課長よく説明していただきました、かかったものは支払い必ず返してくれますよと、支払ってくれますということとは、それはあるんですよ。分かります、それは。

しかし、この時点ではそういったことではなかったのではないのでしょうかと。それと、この件について監査委員の指摘はございませんでしたか、こういう予算の組み立てに対して。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、日下議員ご指摘のように、財政調整基金があるんだからそれですべて賄って一たん措置しておく、これも必要でなかったのではないかと、そのようなご質問でございます。確かにそのような考えもよぎったことはあったと思います。当時、非常に忙しい中でございましたけれども。ただ少なくとも、この災害救助法の趣旨、それからその中で措置する、市が一たん支弁して、それは確実に入れていただけるというところがあって、その部分はやはり県の支出として見る必要があるのではないかとということで、そういう予算を組んだところでございました。

あと、監査委員の指摘というところがございますが、監査委員からはこの部分については指摘を受けたという記憶はございません。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 監査委員に指摘を受けない。私は指摘をしますけれども、議会では、そういうことがあったということ、監査委員は見逃しているかも知れないです、これは。通常は、我々も思っているんです。皆さんは、適正な予算を組んできたと思っているんです。

しかし、現実的には結果が、こういうことが生じるわけです。これは間違っただけだということでは最初から思っていない。間違っただけということは失礼ですね。いろいろ忙しかつたら誤った判断をしたということで、そういうことを最初から見ていないんですよ。

我々は、皆さんはプロですから、適正な予算編成をしてくれたものと思って、これに基づいてすべてをやるんですけれども、たまたま気がついたのは、同じ項目で市長専決でやられたから私は疑問を持ったわけです。そういう形でここ来ちゃうとその間がなければ分からなかったかも分からないんです。それだけなんです。これについては答弁はいりませんから。

ただ、監査委員は多分見逃しているかも知れない。多分、20億円の金があると来ないで
は全く違いますから、その辺は。

私はそういうことで申し上げさせていただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　ここでも、税務課長にお願いしたいんですけども、やはり不納欠損
 が大きいと。やはり国保会計、厳しい中で5億円つぎ込んであるわけです。不納欠損が大き
 い。

それと、収入未済額がかなりあります。収入済額の半分以上あるんです、未済額。こういう形で、大変でしょう、確かにこの徴収に関しては。大変でしょうけれども、やはりこの国保会計を維持するには大変な努力もしなければならないと思います。

お願いですが、ぜひその辺を不納欠損がなく収入をより多くという形で、社会情勢厳しいわけですが、ぜひその辺をお願いしたいなと思います。それについては、先ほど一般会計のほうでありましたので、同じ答えだと思えますので、それについてはよろしいです。

それと、市長、お願いしたい。施設会計にありますね。ここで1,531万円ですか、歳入あったわけです。基金繰入金で800万円やるわけですがけれども、やはり今までの基金6,500万円くらいあるんじゃないですか、滝郷診療所の基金、6,581万円ですか。やはりそれらは、こういったいろんな中で、滝郷診療所は特に今までいろんな形の中で改修等いろいろお願いして、医師の確保を含めてお願いしてきたわけですがけれども、当然やることによって利益が生

まれているんです。恐らくこの24年度に入りまして、どのような変化があるか分かりません。しかし、23年度で結果的には1,500万円、利益が上がっているわけです。だから決してマイナスな施設ではないと思うんです。でありますので、当然医師の確保もある程度のめどはついたということは聞いていますので、これから25年度以降は、スムーズな形で進むなと思います。

しかし、いろんな中でその現場の条件だとか、いろんなもの、今、先生と話をされている中では、当面やった中でいろいろ改修等も相談したいということでございましょうけれども、やはり地域医療を守るという、これから中央病院の医師不足だとか、いろんな中央病院のほうからも外部へ逆紹介しているわけです。ぜひそういう面で、診療所の施設等については、十分充実した施設を地域からお願いしたいし、ぜひその辺を考えてほしいなど。

それと、6,500万円あって、23年度末で800万円の積み立てをする予定ですがけれども、そうしますと、この6,500万円にこの800万円が増えるということで、加算されるということによってよいのでしょうか、今年度中に。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） ただいまのご質問ですがけれども、基金の関係ですか。23年度末の基金に今回の剰余金の半分を積み立てることになります。そうしますと、約7,300万円という形で24年度はなる予定でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 滝郷診療所のことでありますけれども、地元の議員の皆さん方から、たびたび要望を、いろんなことを要請されているわけでありまして、そのことは着実に交渉締結の時点を迎えているというようなことの中で、医師の先生と今後の滝郷診療所の施設設備については、先生にも聞いたんですがけれども、少し半年くらい休院して直してから先生に来てもらったほうがいいのかなというような話もしたんですがけれども、それよりは、やっているうちにいろんな足りない部分があるというような部分で、やりながら改善点を見つけながらやっていくというようなことを伺っておりますので、そういった部分で、全面的に先生と意思の疎通を図りながら、地元の診療所として、中央病院の問題もありますけれども、そういった部分で充実、発展をさせていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく

お願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、お願いしたいなと思います。

我々ももし、遅ればせながら微力ではありますがありますが、いろんな面で役に立つことがあれば役立ちたいと思いますので、ぜひ市長の今の気持ちを、私は4区の区民の皆さんに伝えておきますので、ぜひまたそういう形でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算について幾つかお聞きしたいと思います。

12ページ、企画費の中の企画事務費。これは病院のほうの検討委員会のほうの報償費かなというふうに思うんですが、これをどのように、一律で報償費を払っていくのか、メンバーを教えてくださいながら、ちょっと教えていただきたいと思います。

2点目、18ページ。災害公営住宅の建設についてということで、4億円の予算が計上されておりますが、これの具体的な建設の場所、構造物の、どのような建物を建てるのか、戸数はこの間30戸というお話がございました。あと、家賃については、家賃も収入によっても違うのかなというふうに思いますが、教えていただければありがたいなど。また、これは災害復興住宅なんで一般の方は入れないと思うんですが、どういう方が希望されているのか、また、家族構成、年齢等も分かれば教えていただきたいと思いますというふうに考えております。

3点目、19ページです。放課後児童クラブ室建設事業ということで、この6月に共和のほうもございましたが、どのような建物を建てるのか。また、今、子どもが減っている中で、空き教室も出るんじゃないかなというふうに考えていますが、その辺のところも含めてご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 予算書12ページ、説明欄の企画事務費26万円の具体的な内容についてお答えいたします。

これは、本定例会後に予定しています旭中央病院検討委員会の委員に対する報償費と旅費

であるわけであります。

初めに、報償金の内容です。委員は13名の構成です。具体的に今、議員がおっしゃられましたので、具体的には13名の内訳ですけれども、学識経験者が3名、旭市医師会1名、市民代表が2名、議会から1名、県職員が1名、旭中央病院が3名、市職員が2名という13名であるわけです。そのうち、市職員と中央病院の計5名分を除く8名の委員に1回当たりの報償金6,000円を、そしてその会議想定回数4回考えてますので、掛け算しまして19万2,000円を計上いたしました。

次に、旅費の内訳であります。委員13名のうち、学識経験者としてお願いしました東京都内と千葉市内から会議に出張されます委員3名の電車運賃、これ実費分ですけれども、これに会議想定回数の先ほどの4回掛け算しまして6万8,000円、これを計上したわけであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、18ページになります。災害公営住宅建設工事の具体的な内容ということで、場所、構造、家賃、どういう方が希望しているかと、そのようなご質問でございました。

これにつきましては、10月中旬の復興交付金事業の申請に向けて、今準備をしているところということが前提でございます。その中で、今、案として考えているところということでお答えしたいと思います。

建設の予定地でございますが、市有地の中で模索した結果、今、応急仮設住宅の飯岡地区にあります一番南側の舗装していない碎石敷の駐車場があるんですけれども、そこをまず候補地として考えたいと、そのように思っております。

構造規模につきましては、震災に強い、津波等にも耐えられるというところがあって、できれば鉄筋コンクリート造りで身障対応も考えますとエレベーターをつけたいということがあって、3階建て以上であればエレベーターがつくということがありましたので、できれば3階建てで、戸数は先ほどお話がございました30戸、これを上限かなということで予定しています。

あと、世帯の構成ということもあるんですけれども、これは、入居を希望している世帯のうち63%の世帯が高齢世帯です。ただ、高齢者を含む世帯ということになりますと、実は88.9%ということで、ほとんどが高齢を含む世帯ということになります。そういう世帯構成

でございます。

あと、単身が14、複数世帯が今13、実際にはこの調査から漏れているところがあるかもしれませんので、それらを想定していると。

あと、家賃につきましては、現段階では細かく算定はできませんけれども、一定の期間は収入に応じて家賃費用を支援する家賃の低廉化事業というのがありますので、そういうものを活用したいと考えています。具体的には、家賃の算定基礎額というのが収入に応じた額が定められています。そこから広さ、それから市町村の立地、それから経過の年数、そういったもので家賃が算定されると。単身向けであれば、それほど高い金額にいかないで済むのかなと、今の状況ではまだそこまでしか答えられない状況であるということでご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから19ページの放課後児童クラブについてご説明申し上げます。

この放課後児童クラブの内容でございますが、どのような建物を建てるのか、それから空き教室が出るのではないかなというようなご質問でございましたが、まずこの内容でございますけれども、嚶鳴小学校での整備を平成25年度から進めたいということで、本年度、今、設計を委託するというところでございます。

それで、どのような建物かということでございますが、この嚶鳴小学校の児童クラブですけれども、40名程度を上限に区分けするようになっておりますので、現在約70名の希望している児童がいるということでございますので、二つの教室ができるような形にするということでございます。ですので、建物も2クラブを分けて運営できるような形にするということでございます。

構造につきましては、木造で平家建てでございます。

面積は、建坪で70坪、約230平方メートルを一応予定しております。

それからあと、今後の嚶鳴小学校の子どもの数でございますけれども、現在、嚶鳴小学校、実は市内15校の小学校の中で2番目、中央小に続いて2番目に大きいという学校でございます。それで、こちらのほうで一応推計をしまして、24年4月、今年の4月現在で371名、クラス数が普通クラス12学級、あと知的が1学級、言語が2学級、自閉症障害児学級1クラスということで、合計16クラスで現在運営されております。

この状況に、現在、嚶鳴地区に住んでおりますゼロ歳児までを加味した推計では、5年後

の平成29年4月に318名ということになります。クラス数のほうでございますが、これから推計、これで全部やっていきますと、実はクラス数は変わりません。12クラスということで、特別支援学級についても一応、今の状況を見ますと、今後4クラスはやっぱり維持されるのかなということで、いわゆるその空き学級については、今のところ私たちの推計では生まれないというふうに一応見ております。ということでございます。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 1点目についてはそれで結構でございます。

2点目です。この災害復興住宅のほう、4億円ということで1戸当たり計算すると1,300万円を超えるということなんで、かなりの高齢者もいるということで、確かにこの高層のほうがいろんな面で使い勝手がいい面もあると思うんですが、ある程度、飯岡の方は飯岡に住みたいということで、やっぱりコミュニケーションをかなり大事にしているところはあると思うんですが、その辺を含めてどうでしょう、高齢の方は本当は平家のほうがよかったりということもないのかなというふうに思っています。

また、いずれは市営住宅と同じ扱いになると思うんですが、一般の被災した人以外は入れないのか、また入れるとすればいつになるか、そういったものには入れるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと3点目。この空き教室というのは、今後も例えばまだこういった児童クラブの建物というのは建てる予定があるのか。また他市町村というのは、どのような空き教室を利用したり、そういったこともお聞かせいただければありがたいなと考えております。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 高齢者の方がたくさんいて、コミュニケーションのとり方、平家のほうがというようなご指摘でございましたけれども、県のほうの発表している仮に10メートルの津波が来たときに、あそこのところでも50センチぐらいの実は浸水の可能性がある、これはあくまでも可能性でございますけれども、そういったことを考えたときに、やはり安心、安全を考えたときには、少し高いところへ避難できるようにしたほうがいいんじゃないかということで、今回、屋上部分については陸屋根として、できれば避難場所として利用できるようにしたいと、そのように考えておりますので、その辺のご理解いただければなと思っております。

それと、いずれ市営住宅ということで、今回も確かに災害公営住宅として建設するので、

市営住宅ではあるんですけれども、少なくとも当初申し込める方は家屋を滅失した方、これ限定になって、少なくとも３年間はその形でいかざるを得ないだろうと。その段階で空いていけば、一般のほうにという形になっていくのかなと。いずれにしても、市営住宅、公営住宅法に基づく家賃算定とされますから、家賃については相当低く抑えながらいけるのかなと、そのようには考えております。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） まず、最初の今後の計画ということでございますけれども、とりあえず私たちのほうで今の状況、今後の児童の推移というものを見ておりまして、一応緊急性を要しました共和と嚶鳴ということで考えておりまして、あと、実は教室を兼用で使っている学校が数校ありますので、その辺をまずは改善をしたいということも考えているんですが、ただ、今、申し上げましたように、嚶鳴地区が非常に周りの住宅があるということで、全体的にはもちろん児童の数は減っていくんですけれども、その減り方を見たときに、今後どういった対応が必要となってくるかということで、ですからその辺の今後の児童の推移と地域の要望とか、そういったものをかんがみて考えていく必要があるのかなということで考えております。

当面は、今申し上げましたように兼用教室、実は学校の中といたしますか、それを使っているところがやはり７校ほどございまして、あとそれ以外は体育館等の空いているところを使っているんですけれども、特に学校の中につきましては、子どもの数が少ない割には空き教室があるところがあるところがありますので、そういったところは空き教室を十分使えるんですけれども、今申し上げました嚶鳴小あたりは、本当にもう兼用という形でやっているものですから、そういったようなところが若干ございますので、その辺を今後の子どもの動きを見ながら考えていきたいと、こう考えております。

それから、周りの市の状況でございますけれども、銚子市や匝瑳市につきましては、本市ほど開設している数は多うございませぬ。少ないという状況です。例えば、匝瑳市でいいますと、学校の敷地外にも作っております。学校の中じゃなくて、敷地外で運営しているところもございます。ただ、例えば匝瑳市辺りですと、非常に本市に比べまして子どもの数の減り方が大きいということでありまして、ですので、本市よりも空き教室が出る状況が学校によってはあるというふうに聞いておりますので、そういったような状況でございまして、数的にはうちがすべての学校で開設しているものですから、そのこのほうの改善をしていきたいということで、他市はそういうような状況でございます。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、何点か質問します。

まず、12ページ、広報活動費の関係でございますが、前回、説明で災害復興基金を活用し、震災記録誌を全戸配布するということでございますが、1点目としては、今回作るという震災記録誌、昨年たしか2,000部作ったと思うんですが、これと同じものなのか、また違いがあるのか。そして、前回はどのような予算で作ったのか。また、ちなみに前回の1冊当たりの単価についてお尋ねします。

それから、2点目として、今回、全戸配布するに当たっての発行部数と1冊当たりの単価。そして、この完成の時期と配布の時期についてお尋ねします。

それから、同じ12ページの企画事務費の具体的な内容、先ほど飯嶋議員も質問した中で、私も何点か質問させていただきたいと思いますが、報奨金、費用弁償等につきましては、それから誰に払うのかにつきましては、これは答弁いただいておりますので結構でございます。

そういう中で委員が決定していれば、その委員の報告をお願いしたいと思います。

それから、この予算を使用して何を検討する委員なのか具体的に説明をお願いします。

そして、決算の補足説明でも、中央病院は引き続き健全な経営を維持しているとの説明があった中で、経営に関する検討なのかその辺をお尋ねします。

次に16ページ、農業集落排水事業特別会計繰出金の具体的な内容でございますが、前回の説明では、破損により機能停止が懸念される道路改修の実施設計業務とGISに対する管路網図の作成を行うということでございますが、管路網図をなぜ今、作るのか。それから既存の管路図を利用できないのか。それから、GISに対応するとはどういうことなのか。それから、当初管路を埋設したとき、そのような図面を作成しなかったのか。それから、管路改修を今後行う予定なのか。その辺をお尋ねします。

それから、18ページ、災害公営住宅の建設工事の具体的な内容でございますが、これもちょっと飯嶋議員の質問と重複する面がありますが、まず、大きさ、戸数です。そういう中で、1室の面積、それから坪単価、これをお尋ねします。

そして、この高齢者が多い中でなぜ3階なのか。そして、エレベーターを作るということでございますが、後々かなりのメンテがかかると思うんですが、その辺をお尋ねします。

それから、高齢者が多く入居すると思われますので、お互いの関係を図る上、よく今、独居老人の死亡なんかありますね、そのようなお互いに監視する中で、むしろ平家のほうがい

いのではないかとと思われる中で、なぜ3階なのか。

それから、家賃。まだ決まっていないということでございますが、今、仮設住宅に入っている人、これは無料ですね。そういう中で、今度は1万円でも2万円でも取られますと急に高くなったという感じがすると思うんですが、そういう中で、先ほどまだこの家賃は分からないということでございますが、ざっくりで結構です。出していただきたいと思います。

それから、将来的にはこの方々、退室された場合、一般の人も入居できるのか、その辺をお尋ねします。

それから、次に19ページです。放課後児童クラブの関係でございますが、クラブ室の面積、これは70坪という先ほど答弁がありました、どのくらいの費用を想定しているのか。そして建設場所はどこに造るのか。それから、構造についてはどういう構造なのか。それから、先ほど将来の生徒の推計、それから児童クラブの推計、出されておりますが、そういう中で生徒数変わらないということでございますが、私の出した数字ではかなり減るんですが、なぜ減らないという数字が出ているのか。それから、現在の教室の数、それからクラス数は先ほど16、これは出ておりますので、教室の数、そういう中でその教室を有効活用できないのか、お尋ねをします。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、お答えいたします。

今回の補正です。これは昨年のもと同じものかというご質問です。

これは、昨年のもとは全く同じものです。前回のものは、予算措置した後に公共施設、県とか、それから小・中学校、それから市内の図書館、公民館、こういうところに配布するために2,000部の作成をいたしました。今回の補正の内容につきまして発行部数でございますが、2万5,000部です。

それと完成時期です。それから配布、これにつきましては、6月の総務常任委員会の中で、私のほうでお話しさせていただいたんですが、今回の被災地あさひにつきましては個人、各種団体を通じて、いろんな資料の収集によりまして、このことによりまして大変よいものができた、仕上がったと思っています。今回この被災の状況を風化させることなく、後世に伝えたい。そのためには、より早く全戸配布をしたいということから、現計予算の中で執行させていただきたいというお願いをさせていただきました。このことによりまして、今回は完

成時期、今、補正予算を組みながら、完成時期につきましては7月31日に完成しております。それから各区長さんをお願いいたしまして、各戸配布につきましては8月9日に全戸配布しております。

あと単価ですが、全戸配布いたしました単価は、総額で611万6,250円、これで2万5,000部ですので、1冊当たりの単価244.65円です。

以上です。

(発言する人あり)

○秘書広報課長（伊藤 浩） 2,000部につきましては作成費ということで委託料でありまして、それを総額の委託料を1冊当たり単価でやりますと、3,412.50円、3,412円ということです。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 同じく12ページです。説明欄、企画事務費のご質問がありました。委員が決定をしていれば報告をということですから、先ほど飯嶋議員に報告してさらにですから、もう少し詳しく述べよということだと思います。昨日、実は全員承諾をいただきましたので、もう少し詳しく述べさせていただきたいと思います。

学識経験者3名です。お一方は、全国社会保険協会連合会、近藤常務理事であります。それと2人目は、千葉大の医学部附属病院の高林副病院長。3人目ですけれども、東日本税理士法人、長隆さん、代表社員であります。それから旭市医師会の代表の方は、江畑理事でございます。市民代表2名につきましては、区長会長と代表監査委員にお願いしました。それから、議会は議長にということであります。それから、千葉県の職員は医療整備課長にお願いしました。中央病院の3人は、事業管理者と事務部長と企画監ということですから、旭市の職員は2名ですけれども、副市長と財政課長にお願いしました。以上、これが13名の内訳でございます。

それと2点目、この予算を使って何を検討するのかということでありました。3点目の経営に関する検討なのかというご質問でありますので、一緒に答えさせていただきたいと思っております。

7月に設置要綱を定めましたので、その第2条で4点掲げてありますので述べさせていただきたいと思っております。地域医療において、中央病院が果たすべき役割に関することが一つです。二つ目としまして、中央病院における課題と対策であります。3点目ですけれども、こ

れは経営形態の調査及び研究に関すること。4点目、その他、市長が特に必要と認めたという事項を掲げて4点。これが目的であります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは16ページ、農業集落排水事業特別会計繰出金についてご説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯になってしまいますが、農業集落排水事業の管路網図につきましては、江ヶ崎地区は平成5年度県営事業、琴田地区につきましては平成9年度市営事業として実施されたものでございます。

既存資料につきましては、両事業ともに施工図をもとに出来高を落とした程度のもので詳細な部分がありませんでした。供用後は大きな事故、修繕もなく推移してまいりましたが、最近になりまして江ヶ崎地区の管路について、一部亀裂等による不明水の流入が確認されました。このときに既存資料との相違がかなりあることが判明いたしましたので、両地区の既存資料を再度現地と合わせてみますと、かなりの相違がありましたので、今回将来の一元管理に向けて管路網図の整備が必要との判断をいたしました。

G I Sに対応することで、図面上で道路台帳、構図等の他の情報と合わせて管路の埋設状況を確認することができ、万一の場合に迅速な対応が可能になることから、G I S対応とするものでございます。

それでは、ご質問の繰出金の具体的な内容についてご説明申し上げますが、これにつきましては、議案第12号の補足説明でご説明させていただいたとおりでございますが、主な内容といたしましては、県道旭笹川線に係る排水管の破損等に対し、機能停止等が懸念される管路施設約800メートルを改修するための実施設計業務、また災害対応力強化のため、G I Sに対応した江ヶ崎地区・琴田地区の管路網図の作成業務に係る委託料を災害復興基金を全面的に活用いたしまして、今後の業務推進を図ろうとするものでございます。

なお、最後のご質問でございますが、今後毎年行うかということでございますが、当面は不明水等、破損が見られる800メートル区間のみを予定してございます。

また、G I Sといいますのは、地理情報システムと申しまして、阪神・淡路大震災の反省に基づきまして、ライフラインの早期復旧を目的に国土交通省が整備したものでございます。位置に関する情報データ、これは空間データも含んでおりますが、それらを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度の分析や迅速な判断を可能にする技術ということでございま

す。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅に関するご質問についてお答えいたします。

まず、大きさ、戸数、部屋の面積ということでございました。今、考えているのは、1DKから3DKの大きさを想定しております。その中で、今、公営住宅の標準の建設面積というのが一つあります。これは65平米です。ですから、仮に3DKで標準でといったときには、65平米前後というのが一つの目安になるんだと思います。ただ、それに応じて1DK等は面積が小さくなっていくと。ですから、40から45ぐらいの面積にはなるんだろうなと思っています。これらを全部積み上げていくと、多分、1,700から1,800ぐらいの面積になっていくだろうと。そうすると、坪単価ということでこれを割り返していけば、七十五・六万円という数字が出てまいります。これは、公営住宅を建てるときの標準の建築費とほぼ同じぐらいの金額で想定できているかなと思っています。

それと、なぜ3階建てにするのかということなんですけれども、先ほど飯嶋議員のところでもお答えいたしましたけれども、津波の関係もある、それと屋上をできれば避難場所としても活用したい、それと安心を与えたいという、そういうところがございますので、そういう形にしたい。

それから、お互いの関係ということで、コミュニティーの件がありますけれども、これは、また別途検討させていただきたいなと思っています。

それと、家賃なんですけれども、ざっくりということでございましたが、ちなみに今、家賃算定をする場合の標準の算定基礎額というのが、収入が月額10万4,000円以下、これは一番低い階層になるんですけれども、その方が3万4,400円というのがあります。これはあと面積に応じて割落としがかけられて、市町村の利便係数等をかけて徐々に低減していくことになります。そうすると、今、仮にざっと弾けば1万5,000円前後が一番安い金額になる、けれども、さらに低廉化事業というのがあって、それを活用したいということでいけば、当初はその3分の1程度で入れるのかな、一番安い方はそのぐらいの想定はあります。あくまでもアバウトなんですけれども、そういった想定はしております。

あと、退室したときに一般の方が入れるのかということなんですけれども、当然退室して、当初特例入居ということで収入のある方も被災を受けてれば入れますけれども、ある年数が来たときには、それで収入超過という形になって、家を建てたときには出ていくと、そうい

うことがあります。そのときには、今度空いたときには一般入居が可能になるということになります。

以上です。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、ただいまのご質問について説明させていただきます。

最初にどのぐらいの費用でということですが、一応費用といたしましては、本体建築費、これにはもちろん浄化槽とか水回り、空調、あるいは周りのロッカーの備えつけのさまざまな備品等を合わせまして4,950万円、ただこのうち県の補助金が2,867万2,000円と見込んでおります。費用については以上でございます。

建設場所でございますが、嚶鳴小学校の東側の正門のすぐ南側の南北の道路沿いに杉林が茂っている場所がありまして、そこは現在特に使われていないんですけれども、その場所を考えております。

それからあと、構造のほうでございますが、先ほど申し上げましたように木造の一応平家建てを用意しております。

それからあと、子どもの推計でございますけれども、先ほど私のほうで説明させていただきましたが、嚶鳴地区につきましては、子どもの数につきましては24年4月、今年の4月現在371名です。それで、5年後の29年4月は318名、もちろんこれは社会増等、全く考えておりませんが、318名ということで、これは減っております。ただ、学級数なんです、実は学級数のほう、学年のほうで全部カウントしていきますと、1年生、2年生は現在37か38というふうので1学級になっているんですけれども、一般的にはまだ現在国のほうで40人ということで1学級やっているんですけれども、全学年とも40人を超えておりますので、学年につきましては、いわゆる生徒数は減ってはもちろんいるんですけれども、学級数については変動はないと、つまりこのままずっとしばらく2学級が続いていくと、学年でどこかもしも40名を割ってしまいます、あるいは1年生で38名ぐらい割ってしまいますと2学級ということもあるんですけれども、一応こちらの推計では、嚶鳴小につきましては、ずっと2学級でこのまま続いていくというふうに、一応こちらのほうで算出しております。

また、特別支援学級等につきましても、先ほど申し上げましたように、今、非常に特別支援の対象といえますか、そういった子どもが増えているものですので、こちらについてもこのままでいくのかなと。特に言語学級というのを嚶鳴小は設けているんですけれども、ここはセンター的な活動をしておりまして、市内で中央小学校と嚶鳴小2校だけが言語学級とい

う学級を持っておりまして、周りの学校からも子どもたちが来るということで対応しておりますので、現状を見たときには、子どもの数はもちろん若干減っていきますが、教室については一応今のところ当面減らないということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、もう2点ほどお答えさせていただきます。

最初に、教室の数のほうでございますけれども、嚶鳴小学校、先ほども申し上げましたように、いわゆるクラス数でいいますと普通学級が12、特別支援学級が4クラスで16学級ということでございますが、それ以外の教室ということで3階ですけれども、もう一つ視聴覚室がございます。3階に視聴覚室、それからあと2階には少人数教室がございます。2階に少人数教室、1教室ございます。あと1階の主なものですが、いろいろ職員室とか更衣室、保健室とかあるんですけれども、主な部屋でいいますと、家庭科室が1階にございます。あとその奥に先ほど申し上げました言語学級が使う部屋ということで、一つ部屋がございます。あとそれ以外に2階に理科室と音楽室。あと平成に入りまして新たに教室が少ないということでつけ足しました別棟になっておりまして、図工室と図書室がございます。現在はこの図工室と図書室を兼用という形で学童のほうで使っているという形でございます。

教室の主なものについては以上です。

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） それ以外ですか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（菅谷充雅） 総数ですか。

子どもたちが使う教室といたしましては8教室です。

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅)　そうですね、教室といいますか、図工室、図書室とかですね、いろいろな施設がもともと設置されている教室もございますので、子どもたちが活動する部屋という形で、教室というよりも子どもたちが活動する部屋という形になります。

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅)　それ以外に保健室とか、資料室とか、職員室、校長室というような形になっております。

(発言する人あり)

○学校教育課長(菅谷充雅)　はい、そうです。

続きまして、学童のいわゆる推移でございますけれども、今年の4月の段階で嚶鳴小学校371名のうち70名が利用しております、率といたしまして18.9%という状況でございます。それで、5年後の29年4月、先ほど申し上げましたように児童数が318名となりますが、これを一応私たちといたしましては75名程度の利用があるんじゃないかと考えております。利用率23.6%。

この上昇傾向を見る要因といたしまして、嚶鳴小学校のこれまでの過去との比較を実は出しましたところ、平成18年度で1年生のほうなんですけれども、54人のうち11人が学童を利用しておりました。平成18年、1年54人の新入生のうち11名が学童を利用しておりました。20.4%の利用率でありました。これが今年の平成24年度になりますと、1年生59名、5名増えておまして、59名のうち23人の利用で39%の利用と伸びております。この辺から、一応先ほど申し上げましたように、あと周りの嚶鳴小の状況とか、こういったものを考えたときに、いわゆる率としては23.6%ぐらい、全校の児童は減るんですけれども、むしろ率は横ばい、あるいは若干増えるんじゃないかなというふうに考えて、微増ということで一応考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介)　企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一)　議員がおっしゃられるように何をやるのかというのが先ほど申し上げました要綱に定めた四つということでお答えさせていただきました。

議員は、さらに詳しくもっと具体的にということであるんでしょうけれども、これからそれは詰めるところでありますので、申し訳ございません、先ほどの答えでご了承お願いしたい

と思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず広報活動費の件でございますが、前回の説明では、補正を組んだ中でこれから記録誌を作っていくということでございましたが、私もびっくりしましたが、補正を組まないで予算を使えるなら、何も議会なんかいらんと思うんです。何のための議会なのか、議会にそういう予算を上程するのか、まずその辺1点お尋ねします。

それから、そのようなことが通ることであれば、ほかの予算もこういうことがままあるんじゃないかと思うんですが、私たちの分かんないところで。それについて。

それから、使ってから補正予算を組むということは、これでは全く計画性も何もあったものじゃないんです。皆さん、そのために働いているんでしょう。これではまるっきり議会軽視じゃないんですか。その辺、まずお尋ねします。

それから、次の企画事務費の関係でございますが、これではあまりにもざっくりで、今の病院の現状を見た場合で、なぜこういう検討委員会を開く必要があるのか。経営も万全、それから医者不足もこの前の議会の答弁では、医師マンションの問題、それから学力の問題、これを解決すれば医者不足解決するということなんですよ。なぜそういう中で、検討委員会を作る、それで開かなければならない、それというのはやはり、この前の議会答弁と病院からの執行サイドへの医者不足の説明、全然違うということになっちゃうと思うんです。そういう中での答弁。

それから、次に農業集落排水の繰出金の関係でございますが、先ほどの答弁ですと、かなり管が壊れているということでございますが、これは何年くらいしているのか。そんな中でなぜこの配管図が、当然これを作るときには、こういうふうに管は埋めるんだよと、そういう配管図はあると思うんです。それがなくて適当に埋めたのかということなんです。その辺、お尋ねします。

それから、次に災害復興住宅の件でございますが、それは確かに3階建て、避難場所を含めた中で建設、これはいいかもしれません。しかし今、かなり孤独死が多くなっているんです。それからやはり、マンション形式にしますとコミュニケーションがとれない、隣は何をする者ぞになっちゃうわけです。そういう中で、それらはやはり別にしたほうが私はいいと思うんです。そして、まして高齢者が多いわけですから、それは確かにエレベーターがあれば問題ないと言うかもしれませんが、やっぱり年寄りはそこも大変なんです。その辺をどう

いうふうに考えているのか。

それから、かなり家賃については、いろんな措置される中で安いと思うんですが、この高齢者の方々、だんだん収入が減っちゃうわけです。そういう中で、果たしてこの家賃を払えるのか、払えないのか。それから、前回28戸ですか、この方々が入りたいということでございますが、家賃との整合性の中で、今は家賃ただですから、それで……

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) だから、その辺聞かなくちゃ。

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) その辺も含めてね。ですから、28名の方々が、その辺を含めた中で本当に入れるのかどうかお尋ねします。

それから、次に放課後児童クラブの件でございますが、嚶鳴の場合、かなり生徒数、多いわけです、教室から見ますと。そういう中で、先ほどお答えいただきましたが、教室、ほかの学校から見ますとかなり窮屈な面もあるわけです。しかし、そういう中で、今度これは計画としては木造平家で約70坪、それで4,950万円、坪で70万円、大分今度は共和から見ますと安くなるような感じなんです、材質がかなり違うのか、その辺もお答えいただきます。

その辺をお尋ねします。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長(伊藤 浩) それでは、使用してからの補正予算というのは非常におかしいと、議会軽視じゃないかということでもあります。

先ほども私のほうから、担当の立場からご説明させていただきたいんですが、6月議会の中でもご説明させていただいたと、それから思いといたしまして、早い時期に全戸配布をして市民の皆様方に見ていただきたいという思いからの執行でありました。

あと、予算の作り方につきましては、また財政課長のほうから答弁があると思います。よろしくお願いします。

○議長(林 俊介) 財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 先に執行してしまっ、そのあとで予算づけをすることという、そういう趣旨のご質問だと思います。計画性がないと。

ただ今回の事業につきましては、きちんと6月の議会の中で説明をしながら、それで先行して進んだということがございました。そのほかにも、確かに予算というのは、目的を持っ

て執行されるものというのは、議員ご指摘のとおりだと思うんです。ただ、同じ款、項というのが、実は一つ議決事項であって、それ以下の目、節というのは執行科目になります。そういうところの中で、当然流用、予算が少し足りなければ予備費の充当があると。あるいは、予算を流用して当初予定していなかった事業をやっていく上で、その後、補正予算をもって当初の予算事業を執行は当然できる。今回は、既に持っていた広報の予算という現計予算があって、その中で災害のPRをしたいということがあって、その中で先食いをした、それを補てんするという今回の補正予算ですので、これは問題がないのかなとそうように考えています。

もう一つ質問の中で、こういうことが多々あるんじゃないかというそういうご質問がございました。それは実務の中で、確かにちょっと足りないということは多々あります。それをじゃ、議会に全部はからないでやっているんじゃないかというそういうことは決してございませんので、きちんと予備費を充当したときには、決算書の中にもそういう形をしました。確かにこれは後づけの説明になってしまう場合もあるかもしれませんが、少なくともその時点でどうしても必要なものについては、予算をつけて実施しているということをご理解いただければなと思っています。

それと、このまま災害公営住宅のほう、よろしいですか。

まず3階建ての件で、またご質問がございましたが、ただ、今回建てる場所というのは、実は候補地を選定する上で、例えば今の双葉住宅が建っているところ、それから旧海上中のところ、それから台地のところ、いろんなところをちょっと想定はしたんです。当然、今、高齢者が多いということで、非常に利便性が高く、あそこであれば実は社会福祉協議会もいる、保健師もすぐわきにいて、そういったところでの相談が非常にやりやすいところではないかと、あそこがベストではないのかなというような、そういうところもあって、まずあそこを選定しているということも内部の協議の中ではしたところもございました。

あと、収入が減っていくということで、払えるのかというご質問がありましたけれども、実際には公営住宅、今、市が持っている相当古い公営住宅でも、実際には例えば旭でいいますとみどり住宅とかありますけれども、あそこも3,500円から6,000円程度の家賃を取っております。その方たちも本当に収入のない方、相当入っていますけれども、結構きちんと払っていただいているという状況もあります。あと公営住宅、新しいところでは、鐺木住宅が一番新しいと思いますけれども、ここは確かに一番高い方は3万円を超えています。

ただ、そういう家賃の算定の方法というのは、やはりある程度、年数のところはあります

けれども、今回高齢の方で収入がないという方であれば、当然低く抑えられるところがございます。今、公営住宅に入っている方々、本当に年金暮らしの方が相当多うございまして、そういう方たちもきちんと生活をしている状況である。そういうところは、社会福祉の部門と連携をとりながら、うちのほう、管理をしている状況でございますので、そういうところも踏まえて、この辺はご理解いただくしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院の検討委員会の、どういう目的で設置するのか、具体的な内容ということで、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

高橋議員が言われるように、中央病院の内部の努力で医師不足、経営黒字だというようなことはずっと言われてきているわけで、実際にそういった状況で続いているわけでありましてけれども、今年の当初、医師が大量に退職した、そんなような状況、全国的にも医師不足が叫ばれている中、そういった問題も含めながら、この香取・海匠地域の総合的ないろんな部分での医療連携を含め、東部地区の中核病院として、これから長い間にわたって持続可能な経営の充実を図るにはどうしたらいいのか、そういったことを経営の問題点、方向性を踏まえながら現実の状況を出していただきまして、検討していただくというようなことを、この時期、転ばぬ先のつえといいましょうか、そういった部分でも必要ではないかという思いで、この検討委員会設置に至ったわけでありまして、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、農業集落排水の関係でお答え申し上げます。

まず、経過年数でございますが、先ほどご説明いたしましたように、江ヶ崎地区につきましては平成5年度から事業を開始しました。その後6年間かかりまして、供用開始は平成10年5月でございます。ですから、まる14年、ただいま15年目となっております。

それと、いわゆる管路網図がなぜないのかというご質問でございますが、当時につきましては、こちらから提示いたしました設計図面へ出来高を落としたもの、あるいは別に作っておりますが、設計値に対しまして出来高値を表示してございますが、いわゆる出来高調書というもののみでございました。こちらでも当時の設計図書等確認いたしましたが、中身にはこの管路網図の作成というものがございませんでした。なぜ当時作らなかったのか、これは当然ながら経費という部分もありますし、考えられるんですが、当時の設計図書等にはその指示がございませんでした。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、共和小との比較の部分でございますが、実は共和小学校は1クラブを作るのに対しまして、嚶鳴小学校は2クラブということなんです。それで、そのいわゆる子どもたちが使うプレイルームという大きな部屋が、生活室があるんですけども、それ以外に結局、女子トイレ、男子トイレあるいは多目的トイレ、それからあと水飲み場とか玄関とか静養室とか湯沸かし室とか、それ以外の部屋があるんですけども、2グループになるんですけども、その部分は共用という形で、二つありますけれども、それが単純に2倍になるわけではないということで、ですからクラブが二つあっても共用部分の一つであるという形になりますので、いわゆるお互いが使える部分、それだけ単純に2倍にはなっていないという形になっておりますので、多分その辺で価格の違いが出てくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 広報の問題ですが、6月の議会で説明したということでございますので、やはりこれらにつきましては、こういうことであれば、きちっと6月の議会で説明した中で、やるとなればやはりあとから補正予算、その議会にも出せるわけです。説明ではなく、やはりこれからはそういう正規のルートにのっとってやっていただきたいと思います。

それから、検討委員会。これは一部議員から検討委員会を作ったほうがという中で作られたと思うんですが、やはりきちっとした目的ですか、そういう中で検討委員会、やっていただきたいと思います。

それから、あと農業集落排水の件ですが、平成10年から供用を開始したということでございますが、こういうものは十何年でみんな、ある程度のそういう補修をしなくちゃならないものなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、県道沿いのこの800メートル区間ですが、当時は陶製のものを使用しております。それと、県道、これはロボットカメラで調査しましたら、本来真円であるべきものがいびつであったり、あるいは楕円であったり、これは過度な荷重によるものと推測されます。通常ですと、ヒューム管等々入れると思うんですが、そこに関しまし

ては舗道ということで陶製の管を使用しておりました。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 病院事業会計補正予算について、質疑を一つお聞きしたいと思います。

まず、市長にお伺いしたいんですけども、議案提出者が市長ですので、市長、この宿舍建設工事26億2,500万円、この建設工事はいつの時点で知ることができたのか、まずそれを1点お願いしたいと思います。

それと、一昨日、説明の中で予算は26億2,500万円を計上したわけでございますけれども、20億円以内でおさめたいということ、たしか説明あったと思います。そのような26億円の中で20億円以内におさめるというような計画でございますけれども、その計画は現時点でどこまで計画されているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 補正といいましょうか、補正にかかわる問題についていつ知ったかということでもありますけれども、正直、補正予算のヒアリングをやるときに、病院のほうから聞いた状況であります。8月10日に補正のヒアリング、病院とやったわけでもありますけれども、そのときに聞いたのが初めてであります。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私のほうからは、予算書の事業費と説明の差異、それとどこまで計画はできているのかという、この２点についてお答えをしたいと思います。

まず、建設工事につきましては、今議会で議決をいただいたあと、基本設計等に着手したいというふうに考えておりまして、現時点においては、詳細、あるいは具体的な事業費総額は決まっていない状況でございます。

したがいまして、26億円でございますが、あくまで３年間の継続費の上限ということで設定をさせていただいたものでございますが、病院といたしましては、補足説明でご説明をさせていただきましたように、建物の高さにつきましては旭市の30メートルのはしご車の届く範囲内の高さとしたいと、事業費につきましては起債の借入れを行わず、全額病院の自己資金で行い、総額20億円以内に抑えたと、こういう方針で今後事業に具体的に臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、市長、8月10日、予算のヒアリングをしたときに初めて知ったと、我々はこの議案を見て初めて知るわけです。

ただ、今までのうわさ、ここへ来てうわさが出たのは、12階の建物だと、あるいは、今、説明がありましたけれども、はしご車が届く範囲だということに変わるわけです。今、聞きましたら、まだ具体的な計画がないと、しかし、これ継続事業で3か年の継続事業、ここで通ったらこれがすべて通るわけでしょう、継続事業っていうのは。ここで承認しちゃうわけです。

でありますので、もしそういったことであるならば、今年度については基本設計なり実施設計のみを計上して、建設は翌年度以降の継続事業費でもいいと思います。そういう形でやるべきではないかなと、我々もそういった説明に基づいて、こういったものを承認するということのほうが、我々としても分かりやすいんです。ぜひ、そのような形を考えることはできないのか、まず、設計段階だけ本年の予算計上と、翌年度以降の建設については翌年度以降の予算計上という形でやるべきでないかなと思いますけれども、その辺につきましては、当然市長、議案提出者でございますので、その辺を含めて詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、継続費の話なんですけれども、市町村が行う事業、事務、2か年以上にわたって執行しなければその目的が達成できない建設事業等で組みます。あらかじめ予算として執行する期間が決まっていれば、その事業費の総額、それから期間における年度ごとの支出の予定を入れるということになっています。これに従ってその期間の数か年にわたる支出を行います。先ほど、病院のほうで答えがあったとおり、これが上限だというようにうちのほうも認識はしております。

ただ、この設定の期間は、国なんかは財政法で5年以内ということになっているんで、当然その範囲の中で決められるんだらうと。ただ、これを出す、出さないというところになると、うちのほうの範疇を超えてしまうので、ここの部分はなかなか答えづらいんですけれども、どういう形でいくのか、確かに医師不足を解消するために、医師に実はもっと有利な形で働きかけをしたいというような、確かに説明も予算ヒアリングのときにあったわけですが、そういうところを聞かされると、うちのほうは納得してしまう部分もあったということもあります。ただ、高さの面については、うちのほうも若干の意見は言わせていただいたところもあります。

その辺は、市町村のほう国よりも少し幅広く設定できるようになっているんですけれども、ただこれを設定する、しないというのは、あくまでも予算の中で提案するか、しないかという話になってしまうので、今回はこの年度の中で実施するということで、継続費と繰越明許が一番大きく違うのは、継続費はその年度で使いきれなかったものを翌年に繰り越して使えるということがあります。ですから、設計費なども余ればその翌年に持って行って使えるということがあるので、継続費にしたのかなというところも、ちょっとうちのほうは考えているところなんですけれども、ここの部分、議員の言われたような質問に対しては、ちょっとお答えになりませんが、継続費のことを説明してちょっとご理解をいただくしかないかなと思っております。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今、財政課長が言ったように、内容については中央病院のほうから詳しい説明をさせたいと思いますけれども、私の思いでありますけれども、やはりこの医師不足、そういった中央病院の状況をヒアリングのときに聞きました。私も一刻も早く医師確保のために住環境、そうした生活環境を整備しなければという考えは認識をいたしたところでありまして、そういった部分で、この継続費の予算計上が中央病院の自主性といいましょうか、

そういった部分の中でやりたいという思いでありますので、今いる先生方の生活環境、そしてまた、これから来てもらう先生方の住環境、生活環境、そういったものが風評によって本当に安定した、安心した中央病院の生活環境が作れるのかなと、そんなような思いが出れば、こういった部分で予算計上するのもいいのかなと、そんなような思いで予算計上したところでもあります。

正直言って、私も唐突的な予算を見せられたときには、かなり立腹をしまして、かなり病院側に強行に申し入れたところでありまして、そういった部分も含みおきをいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私のほうからも追加でご説明をさせていただこうと思います。

まず、医師の確保。これにつきましては、6月の議会でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、病院にとっても大変重要な緊急性を要する課題だというふうに考えております。

医師の確保に向けましては、非常に大きな要素が幾つかございまして、病院の自的な努力による部分と地域のご支援をいただかなくてはいけない部分、あるいは国の政策的な支援が必要な部分、いろんな要素が絡まっております、なかなか一長一短にはできないのかなというふうには思っております。そうした中で、病院としてまず優先的に取り組む課題が、この医師宿舎の建設であるというふうに考えております。

今回の補正予算によって着手することによりまして、病院といたしましては二つの大きなメリットがあるのではないかと考えております。その一つが、おおむね私どもの検討によりますと、建設工事に2年ぐらいかかるというふうな見込みを立てておりますので、今回この補正で着手することによりまして、27年の4月の入居が可能になると。やはり医師の多くが4月に入れ替わる方が多いですので、やはりその4月入居が補正により着手することにより可能になるということが、一つ大きなメリットであるかなというふうに考えております。

もう一つは、6月のときも申し上げましたが、退職された医師等のヒアリングにおきましても、やはり現在の住居に対する不満、もう少し改善が欲しいという声がかなりございます。そうした中で、現在勤務している医師に対しまして、やはりそろそろ来年度の身の振り方、定期的に異動する方もいらっしゃると思いますので、来年度の勤務をどうしようかということを考える時期にそろそろ当たりますので、そうした時期に、やはり自分たちの要望を聞いて病院

が実際に行動に移してくれたと、そういう実証を作ることもやはり医師と病院の信頼関係を築く上で必要ではないかと考えております。

こうした大きな理由から、私どもとしてはまだ検討が不十分で大変申し訳ない部分はあったかと思うんですが、やはり病院としては、早期に着手する必要があるということで、このたびの補正に提出をさせていただいたものでございます。

どうか、そういったご事情等をご理解いただきまして、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 決して、皆さん、事情は分かるんですよ、だめだということではないんです。

それと、先ほど財政課長、継続費の理由をいろいろご説明をいただきました。それで、市長、その説明ヒアリングされたときに、市長の心情も言われたということで、重々その辺は分かります。

ただし、この継続費を組むのの内容を見ますと、本年度7,350万円です。来年度で5億2,920万円、26年が20億2,230万円。26年がメインの事業だと思うんです。それであるから、今年度分については、基本設計なり多分実施設計くらいまで入るのかなと思うんですけれども、そのくらいを予算計上しておいて、それで、できましたら当初予算なりで実際の建設に入る予算を組むべきではないのかなと思うんです。その辺が、今ご理解してくださいと、我々は理解していないわけではないんです。今の事情、分かります。いろんな環境、取り巻く病院環境。

ただし、こういう形でなくして、3か年でやらなくても多分継続費だから2か年の継続費だといいんではないかなと思うんです。であるから、本年度、24年度分はこの24年度分において補正を組んで、計画を出していただいて、できるだけ早くそれを計画を出していただいて、それで新年度当初から予算の執行ができるような形で予算化してもいいのではないかなと、私は思うんですけれども、その辺、もう一度、これ最後になりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまの質問に対して、ちょっとご説明申し上げます。

病院の支出関係においては、収益的支出と資本的支出という二つの支出の方法があります。

今回、議員が言うように基本設計、実施設計、これのみを今年度でやるべきではないかという意見がございました。その分については、支出金額としては7,300万円ちょっとの数字を見込んでおります。

ただ、今年度、これのみをやるという形になりますと、これが収益的支出のほうに委託費という形になります。その場合には、今年度の収支、これは24年度予算額において当年度の利益5,600万円ほどを予定しております。これをやることによって7,350万円ということで、マイナスというようなそういうような数字に最終的になる可能性になります。これでは、病院の経営としてもちょっとまずいという中で、これを継続費という形で3か年というような形で、上限を26億2,500万円というような形で予算設定をさせていただいたものでございます。

補足説明のところでも申し上げましたが、上限を20億円以内という形でやる、そういった中で、不用額については市議会のほうに再度報告させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時 0分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 質問二つありまして、一つ目は、予算が26億2,500万円から20億円以下となった件ですが、これについては日下議員の答弁でありましたので、省略します。

次ですが、高さ制限が設けられている、なぜ、はしご車の届く高さに合わせてのか、これについてご教授願います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 高さ制限につきましては、まず今回の補正予算を提案をさせていただく中で、今後、基本設計、実施設計を行っていくことから、病院内部での検討がまだ十分でなかったということはございます。

そうした中で、高さにつきましても、当初私どもとしては、12階程度でも可能かというようなことを検討しておりました。その中で、今回提案することになりました結果、議員の皆様方からいろいろなご意見をちょうだいしまして、高さが12階建て等ありますと、旭市が所有しております消防車の高さが30メートルというふうに聞いておりますので、それを超えてしまうのではないかと。人が住むところですので、やはりそういった整合性等は十分考える必要があるのではないかとというようなご意見をいただきましたので、私どもといたしましても、やはりそれはそのとおりではないかということで、やはりよりよいものにしていくために、見直しを行ったということでございます。

そうした経緯から、高さにいたしましては消防車の消防活動の支障のない範囲内としたいということで考えているということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これは後ほど消防長のほうに確認していただければ分かると思いますが、高さ31メートル以上になりますと施設基準が変わりますので、必ずしも消防車が届く高さでなくても、旭市が買い替える必要もなく高層住宅は建築できます。

90年代半ばまでに造られた職員宿舎は、恐らくは設計上の問題からカビが非常に発生しやすくなっています。壁や押し入れなどに大量のカビが発生し、居住者が困っています。さらに問題なのは、そのような住宅で育った子どもたちに気管支ぜんそく発症者が出ていることです。中には兄弟そろって気管支ぜんそくに罹患している家庭もあります。ぜんそくの原因はさまざまですが、カビは原因の一つであり、カビが発生しやすい環境において、子どもがぜんそくを発症すれば親がどう考えるか、容易に想像できます。

また、減額された6億2,500万円を30年で割れば年間2,000万円余りであり、利息を加えても医師1人で軽く稼げる金額です。年間差にしてさほど大きくない予算の削減をするメリットよりも、居住環境に対する不満から医師に立ち去られるデメリットのほうがはるかに大きいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 高さにつきましては、いろいろな施設基準があるということ
は私どもも聞いておりますが、やはりいろいろな面で30メートル以内に届く範囲内で、今後
基本設計等の中で考えていきたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。

それと、全体の事業費の関係でございますが、今、申し上げましたように、現時点では総
事業費はまだ決まっておりませんが、やはり26億円は上限ということで、私どもとしまし
ては、20億円以内というこの中で、何とかいいものを造っていきたいというふうに考えてお
ります。

具体的には、現在住んでいらっしゃる医師の方々にどのぐらいの広さが必要かとか、どん
な間取りがいいかというようなことも聞いておりますので、そういったことも踏まえながら
基本設計の中で、やはり激務に励まれている先生方に快適に過ごしていただけるような内容
のものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） カビの発生以外にも現在の医師住宅、例えば単身者用の住宅では隣の音
が筒抜けであるとか、洗濯物がみんなで共用されていて自分の彼女のパンツが見られたとか、
そういうトラブルが実際に起こっています。

それからは、患者さんからは駐車場の数が少ないとの不満が常に寄せられていまして、職
員住宅を幾つも造ることは患者サービス低下につながり、限られた土地で職員宿舎を造る必
要があります。

本議案の予定貸借対照表によると、流動資産から流動負債を引いた正味運転資金は約110
億円です。例えるなら、旭中央病院の財布には110億円が入っていることになり、潤沢な自
己資金を基に医師の定着を促進して、経営を安定させるために職員宿舎を更新するのは当然
のことです。欠陥住宅の烙印を押されかねないカビだらけの住宅から、できるだけ早く一人
でも多くの職員及び家族を出すためにも、限られた土地で十分な戸数の宿舎の建設が必要だ
と思います。

そこで提案なんですけれど、今回、委員会が三つありまして、各議員に宿舎見学ツアーを
していただくのはどうかと考えます。つまり、そういう宿舎を見ていただいて、ご自分のお
孫さんをそこに住まわせられることができるのか、あるいは不動産のプロもいらっしゃいま
して、そこはいい物件しか売らない、いい物件しか貸さないことでよく知られていますので、
その厳しい目でご自分の会社でこれ売れるのかなという目で、多分見ていただけると思いま

すので、ぜひその辺りも返済プランも含めて議会説明していただければと思います。

以上です。答弁は不要です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2人の方、同じような質問をしておりますが、私も同じような問題であります。まずこの医師宿舎の建設場所はどこに予定をしているのか。

二つ目としては、建築の面積、それから次に、どのぐらいの戸数を建てるのか。それから、これは複数棟なのかそれとも単独棟なのか。次に、何階建てになるのか。それから、1室の面積、これはどういう面積になるのか。それから継続費で20億円ほど予定し、財源も起債と自己資金で補正予算が計上されていますが、補足説明では工事費20億円、全額自己資金と説明があったわけですが、なぜこういうふうになったのか。

それともう1点は、医師宿舎を医師確保のために建設されると思うわけですが、本来ならこれは当初予算で出されるべきなんですが、なぜ当初予算で出さなかったのかお尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、建設場所についてでございますが、建設場所につきましては、今後、基本設計等の中で具体的に検討して決定していくことになりますが、新たに土地を購入しての建設ということは考えておりませんので、再整備事業によりまして空くことによる病院敷地内の活用を前提としております。

建築面積、戸数、複数棟か単独棟か、何階建てかということにつきましては、現在まだ詳細は決定しておりませんが、今後、基本設計等の中で具体的に決定していくこととしております。

なお、階数につきましては、先ほどからご説明しているように消防車の届く30メートルの範囲内ということで、高さについては検討してまいりたいというふうに考えております。

26億円から20億円、自己資金へと方針が変わった理由は何かということでございますが、先ほど少しご説明させていただきましたように、今回のこの事業の計上につきましては、病院内部での検討もまだ不十分であったという面もございまして、多くのご意見をいただいたところでございます。そうした中で、病院の起債総額につきましても、これ以上増やすのは

どうなのかというご意見もいただきましたので、そういったことも踏まえまして、私どもの全額自己資金という方向で進めることとさせていただいたものでございます。

また、当初予算に計上というお話でございますが、先ほど申し上げましたように、医師確保のための一つの有効な手段ということで、早急に着手する必要があるという判断のもとに今回補正に計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 質疑ですから、言いたいことはありますけれども、これは質問しません。そういう中で、何が何だか分からなくて、なぜこういう金額が出るのかが私は不思議なんです。それ以上、あとは質疑ですから申し上げません。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、長熊の釣堀センターの指定管理者の問題についてお尋ねをします。

まず1点目として、平成23年度の収支とそれ以前の年で赤字の年があったのか、まず1点、お尋ねします。

2点目として、いつからこの指定管理者制度にするのか。

それから3点目として、どのように指定管理者を決定するのか。

4点目として、使用料、現在は市の収入になるわけです。そういう中で、何かがあった場合は刑法の規定があるわけです。しかし、指定管理者制度になったときには指定管理者が収受とあります。これはストレートに受け取り納めると解釈してよいのか、つまり指定管理者の収入となるわけですが、この収入、どのように把握していくのか。

それから5点目として、フナという生き物が主体になる中で、この釣り堀の指定管理者の料金はどのように考えているのか、お尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員からのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

平成23年度、昨年度の収支の関係のご質問がございました。昨年度、23年度につきましては、施設の利用料でございます。利用者が1万9,088名で金額、利用料につきましては、1,904万6,000円でございます。ここに係ります経費でございます管理人の賃金、あるいは消耗品で主にヘラブナの放流、あるいは施設の維持補修費等、合計で1,906万9,021円。そうしますと、差し引き2万521円、これの赤字になっております。

ただ、23年度は管理棟の改修費、これが約318万円かかっております。そんなことで、これを除きますと、約316万円ほどの黒字かなというふうには考えています。大きな修理があったということでつけ加えさせていただきます。

あと、その前の年等の赤字の年でございます。平成22年度につきましては約71万円の黒字。ただ21年につきましては、金額的には200万3,629円の赤字でございます。あと20年につきましては、ご承知のように施設の大きな改修工事がありました。そんなことで1,367万円ほどの赤字、これはちょっと該当にならないかと思えます。さらに19年、ここにつきましても107万円ほどの赤字がございました。18年、17年は黒字ということで、年によって赤字、黒字がばらつきがあると、そんなことで説明をさせていただきます。

あと、いつから指定管理者にするかということでございます。本条例改正につきましてご審議いただきまして、このあと、条例制定後につきましては、募集要項の作成等行いまして、いろんな指定管理者の公募等を行って、来年の4月1日から、ここから指定管理者をスタートさせたい、そういうふうに考えております。

どのような形で決定ということでございますけれども、これにつきましては、ご承知のように旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、あるいはこの施行規則等に基づきまして、指定管理者の公募、この手續きを進めてまいりまして実施をしていく。この中で、指定管理候補者選定委員会設置要綱に基づきまして、これは市民を代表する方、あるいは学識経験者等の10名以内で組織をしまして、この候補者の選定委員会、ここで候補者を選定していただきまして、3月の議会、ここで議会の議決をいただきたい、そういうふうに考えております。

あと、指定管理料の関係でございます。これは今回の議会の条例の中にありますように、長熊釣堀センター、ここにつきましては利用料金制、施設の利用に係る料金を指定管理者の

収入、この利用料金制を採用したい、そういうふうに考えております。ただ、運営経費から施設の使用料金、差し引きまして赤字の場合には指定管理料を支払いながら、また黒字の場合には市へ納入していただく、こういうことも視野に入れて考えております。

あと、料金の関係でございます。これにつきましては、指定管理者の導入に当たりましては原則利用料金、これは施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする制度、これを採用する予定ですので、入場料金、これは市が受け取るということではなくて指定管理者の収入、そういうことで考えております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 答弁漏れがございました。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) すみません。

要は議員の質問の中では、指定管理者がお客様からいただいたお金、どういうふうに管理、それを目配りできるかということだと思います。

我々が想定していますのは、そういう方に指定管理者、これを受けていただきたくないという。そこで選定委員会では十分チェックをしたい、そういうふうには考えております。

ただ、それだけではなくて、やはり我々行政のほうもそこは責任あるのかなと。例えば入場券の中に通し番号を打ってそれを絶えずチェックするとか、現状も私も実はたまには行って、釣堀センターに野球場がありますので、人数等をちょっと目配りをしております。

そんなことで、いろいろ施策は考えていきたい、そういうふうに考えています。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 指定管理者に任せて、さらに今度市が関与するということになったら、逆に市の公金もらっている人が関与したら、逆に高くなっちゃうんじゃないかと思うんですが。

今であれば、私、先ほども言いましたように、市の金ですから、使用者が例えば1人、2人ごまかした、これは横領罪という刑法になるわけです。しかし、指定管理者制度になった中で、それが収入となったら会社ぐるみでやられたらこれは刑法も何もないわけです。そういう中で、具体的に考えていることありますか。その業者に任せた場合の収入、間違いなく把握できるような方法、市が全く関与しないで。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 指定管理者制度、これは制度を導入してすべて市はかかわりが
ないということではございません。指定管理者選定をしまして議会の議決をいただいて、こ
の方にお任せをすると、そういうときには期間の協定を結びます。細かないろんなことです。
市からこういうことはお願いしたいよという、その部分でちゃんと協定をすると。

それと、例えばそれが3年なり5年なるかと思います。それとは別にまた年度ごとに協定
を結ばせていただきます。毎年、いろんな形で変わってきます。そんなことで、年度ごとに
も協定を結ばせていただく。そういうことで業務は入ってきまして、さらに年度が終わりま
すと実績報告、これもいただきます。ただ実績報告、文書だけでいただくわけではなくて、
我々も現地での評価、そういうことも含めまして目配りをしていきたい。

先ほど、どんな施策を考えているか、入場の券に通し番号を打ったり、そんなことで具体
的には個人的に考えているところでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第17号直接審議（先議）

○議長（林 俊介） おはかりいたします。議案第17号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（林 俊介） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３ 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（林 俊介） 日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、木内欽市議員、伊藤保議員、大塚祐司議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、伊藤房代議員、島田和雄議員。

建設経済常任委員会より、嶋田哲純議員、平野忠作議員、宮澤芳雄議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第４ 決算審査特別委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第９号までの９議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時55分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（林 俊介） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に木内欽市議員、副委員長に平野忠作議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第15号の2議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案10号中の所管事項、議案第11号、議案第13号、議案第16号の4議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第12号、議案第14号の3議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第7 常任委員会陳情付託

○議長（林 俊介） 日程第7、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第3号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第3号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時57分

平成24年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成24年9月11日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病院 事業 推進 課 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩		林 清 明

総務課長	加瀬 寿一	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	斉藤 馨	環境課長	大木 多可志
保険年金課 主幹	渡邊 満	健康管理課長	高山 重幸
社会福祉課長	渡辺 輝明	子育て支援課長	佐久間 隆
高齢者 福祉課長	石井 繁	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	加瀬 喜久
会計管理者	宮 應孝行	消防 長	佐藤 清和
水道課長	新行内 弘	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	鈴木 清武	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	高野 晃雄
体育振興課長	野口 國男	監査委員 長 事務局	馬淵 一弘
農業委員会 事務局 長	加瀬 恭史		

事務局職員出席者

事務局 長	堀江 通洋	事務局 次長	向後 嘉弘
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 俊介） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。通告順に質問を始めます。

環境省の水浴場水質判定基準では、水質が適、可、不可と大きく分類され、さらに適はAとA、可はBとCに区分され、5段階で水質を評価しています。市内の二つの海岸は夏の観光の目玉とも言えますが、千葉県が実施している水質調査では毎年Bに区分されています。

南房総市の塩浦海岸は、かつては水質の悪い海岸でしたが、有用微生物の投入により水質がAAに改善しました。神奈川県の大磯海岸でも有用微生物の散布がなされて、AAの水質を保持しています。

NPO法人大磯ビーチクラブの代表は、有用微生物をまくことで海草の分解が早くヘドロにならなくなった。悪臭が改善され赤潮が減り、ウミガメも産卵に来るようになったと話しています。

海水浴場の水質がAAとなれば、観光客誘致にも弾みがつきます。まずは規模の小さな矢指ヶ浦海岸で有用微生物の投入を行い、その効果を検証してもよいのではないかと思います。

次の質問に移ります。近年、労働者保護の観点などから、職場などでのハラスメント対策が進んでいます。旭中央病院では昨年度、旭市役所では今年度にハラスメント対策マニュアルが整備されました。一般的に学校は神聖な職場ととらえられていますが、実際にはハラスメントと無縁ではありません。本市の学校におけるハラスメントの予防策及び発生時の対策はどのようなになっているのかご教示願います。

次に移ります。道の駅構想が次第に具体化してきていますが、他の道の駅において、食品加工機械がほこりをかぶっている加工施設、閑古鳥が鳴いている情報発信施設は不要だと思います。旭市は直売所事業ですら、おあがんな旭のように大失敗をしています。道の駅をどうしても造りたいのであれば、過去の失敗を謙虚に受け止め、まずは直売所のみの事業から始めるべきではないかと思います。

次の質問に移ります。旭駅前自転車置き場の防犯カメラ設置前5年間の盗難件数と防犯カメラ設置後の盗難件数についてご教示願います。

次の質問に移ります。40年間にわたり海上の課題となっている広原地区の冠水問題ですが、海上中学校の移転により、遊水池の設置による解決という新たな選択肢ができました。一たん旧海上中学校を他の用途に使ってしまうと、冠水問題が永久に解決されない可能性もあります。旧海上中学校に遊水池の設置をしてはいかがでしょうか。

次の質問に移ります。出生率が2を超えている長野県下條村の子育て支援策の一つとして村営住宅整備があります。自主財源で建てることにより、村が望む地域活動に参加する若い人たちに住んでもらうことができるようになりました。民主党政権運営が不適切で復興住宅建設が遅れていますが、できるだけ早く復興住宅を建てて被災者を救済し、将来空き室が出たときに地域から歓迎されるような若い世帯を入居させるためにも、自己財源で市営住宅を建てるべきと考えます。

次の質問に移ります。旭市は宣伝が下手だと言われていますが、下手というよりも宣伝をほとんどしていないのが実情です。このようなふなれなことはプロに任せたほうがよいと思います。例えば、東京にデミパブリックリレーションズという環境、食、農業、美容に強い広報会社があります。現在、東京に本社があるこの会社は10月13日に本社を旭市に移転し、これまでの業務は東京港区の支社にて引き続き継続するとのことです。旭市のことをよく理解し、旭市を高く評価しているこのような会社に旭市の宣伝をお願いするとよいのではないのでしょうか。

次に移ります。旭市ではイベントのポスター作成などで、ちばてつやさんや土屋金司さん

にご協力いただいておりますが、旭市出身の漫画家、片山まさゆきさんにも協力をお願いする
というのはいかがでしょうか。

片山さんは、旭幼稚園、中央小、二中、銚子市立高校を経て、明治大学文学部に進学、大
学在学中に漫画家としてデビューして、現在でもマージャン漫画の第一人者として活躍され
ています。実家は現在親戚が管理しており、さかなのしっぽとして営業されています。

片山さんの代表作「スーパージガン」は、フジテレビでアニメとして放映されましたが、
登場人物には、市内の歯医者さんやゴルフショップ社長の弟さんなど、片山さんのマージャ
ン仲間がモデルとして登場し、旭弁も使われています。子どもにも親しみやすい絵をかかれ
るので、旭市の宣伝には適任だと考えます。

最後の市役所職員の採用試験についての質問に移ります。

3月議会にて、平成19年度から23年度の5年間の一般職上級の採用試験について一般質問
を行いました。5年間の上位4位の一次試験合格者の二次試験合格率は60%、下位4位以下
の合格率は40%でした。一次試験合格者数は、19年度8名、20年度9名、21年度12名、22年
度13名、23年度15名であり、下位4位以下の合格率が高過ぎると思います。

公平性・透明性を確保するためにも、現在平均点以上で合格としている一次試験の合格ラ
インを上位30%から40%に引き上げると同時に、氏名と受験番号を伏せた形で一次試験、二
次試験及び総合成績について成績順に公表し、本人に通知したほうがよいと考えます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の本市の二つの海水浴場、矢指ヶ浦海水
浴場及び飯岡海水浴場の水質、あるいはこの水質向上策等につきましてのご質問に対しまし
てお答えをさせていただきます。

議員からありましたように、旭市の夏期観光の柱は、我々も大きな柱、海水浴場と記憶し
ております。この海水浴場に多くの人を呼ぶには、やはり水質のよさ、これがあるかと思い
ます。議員からありましたように、海水浴場の水質判定基準は5段階ありまして、旭市の二
つの海水浴場はBというようなことで5段階の真ん中に位置する。海水浴可能という、そう
いう位置でございます。

ただ、この水質の関係でありますけれども、水質基準の中には大腸菌の数、これはもとよ
り透明度、こういうものもございます。砂場の海水浴場あるいは岩場の海水浴場、いろいろ

な地形的な条件、そういうのがあるかと思います。あるいは波の大きい、小さい、そういうところにも大きく水質につきましては起因されているということで聞いております。

九十九里浜沿岸のほとんどの海水浴場は、実は砂場というようなことで水質はBということになっております。そういうような状況だということでご理解いただきたいと思います。

ご質問の水質向上策、この水質悪化の原因の大きなものとしましては、事業所あるいは一般家庭からの排水、これも考えられるのかなというふうに考えております。これまで下水道の普及あるいは合併浄化槽の設置等によりまして水質の浄化を図ってきたところでありますけれども、さらなる改善が必要と思っております。

なお、本市の海岸、これにつきましてはご承知のように海岸法に基づきまして、海岸保全区域の指定を受けておりまして、ここの海岸保全区域、これは管理者が千葉県ということになっております。そのようなことで、ご質問の海岸への有用微生物の投入、これにつきましては海岸を管理します千葉県との協議が必要、そういうふうに我々も理解しております。

そうした中で、広い海への微生物菌の効果、あるいはこれまでいろいろ県等で、もしやられておれば検証結果、そういうデータ等をいただきながらいろいろ検討していきたい。さらには、海ということですので大切な漁場でもございます。本市につきましては、イワシ等の魚あるいは近年ハマグリ、この魚介類の相当の産地でもございます。そんなことで、これらの魚介類への影響、懸念、こういうものを含めまして海匠漁業協同組合の意見を聞きながら、有用微生物の投入につきましては今後検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、環境課のほうから、有用微生物群のEM菌の効果等についてお答え申し上げたいと思います。

この有用微生物群に当たりますEM菌の効果でございますけれども、これにつきましては著しく高い評価がある一方、その万能性というようなことで、がんの効果があるですとか、放射性物質の除去に効果があると、こういったことがうたわれておりまして、懐疑的な意見等もございます。そういったことで、意見等については二つに分かれたような報道等をされている状況でございます。

近隣市町の中で、隣の匝瑳市のほうで、平成13年度からこういったEM菌を培養いたしまして事業を実施しております。こういった事例がございます。

一つ目としては、EM菌による水質の浄化剤というようなことで、河川に放流というようなことで、大利根用水の幹線の流末部というようなことで、そういったことで週1回、放流量が200リットルというような、そういうふうなことをやられております。

それと、モニター家庭ということで、市内15の家庭または事業所、そういったところにやはり週1回ということで、2リットルのペットボトルで、また10リットル、20リットルと、そういうふうなことで、モニターというようなことも実施されておる状況です。

それらの状況といいますか、市のほうで検証というふうなことでお聞きした状況なんですけれども、市の担当者のほうについては市民からそういったいろいろな効果等について聞き取り調査等も含めてやった結果なんですけれども、悪臭については大幅に減少したというような評価が得られております。ただ、逆に水質そのものということで、これらについての浄化に関しては、特にそういった検証といいますか、結果は得られていなかったというようなお話でございました。

そういったことで千葉県のEM菌、こういった有用微生物群に対してのそういった評価というようなことで、県の環境生活部の水質保全課のほうにも確認させていただいたんですけれども、千葉県においても、こういったEM菌による水質浄化に関する評価というのは、現行では実施していないと。また、今後もそういった行う予定はないというような回答をいただきました。

そういったことで、先ほど商工観光課長のほうからも答弁いたしましたように、これらの評価というようなことも見きわめながら今後検討してまいりたいと、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから、2番目の学校職員間のハラスメントに対する、いわゆる予防策と対策ということでお答えさせていただきます。

学校職員間のハラスメントの予防策につきましては、市内の校長会あるいは教頭会において研修の場を設けまして、その取り組みについての共通理解を図っております。また、各学校におきましてもそういった研修内容を受けまして、全職員に周知を図るべく校内研修等を実施しております。

併せまして各学校でも、例えば窓口、相談員の配置あるいは相談箱等の設置、それからあと実態調査、こういったものを行ったり、あるいは管理職との定期的な面談、こういったものを通して、実態を早期に発見するように努めているところでございます。

また、発生時の対応につきましては、まず最初に事実関係をきちんと把握するということが、それからそのあとは適切に迅速な対応に当たりまして、人間関係の再構築を図るとともに、再発防止に努めていきます。その際に、留意事項といたしまして、関係者のプライバシー、名誉、その他人権を尊重し、知り得た秘密を厳守することを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 道の駅に加工施設、情報発信施設は不要ではないかとのご質問でございますが、加工施設につきましては、市内で生産されます豊富な農水産物のブランド化、加工方法を考案するために重要な施設であると考えております。

訪れる方々に加工方法を紹介することができ、その製品を直売所で販売することにより、多くの方々に旭市の農水産物のよさを知っていただけるものと考えており、今、建設準備委員会では、その加工施設についての話題が一番多い、そんな状況であります。

そして、情報発信施設ですけれども、道の駅として登録するための要件の一つになっておるわけであります。道の駅として登録することにより、ロードマップ・各種情報誌、マスコミ等で取り上げてくれる、そんなメリットを考えております。また、旭市のさまざまな情報を発信し、知名度を向上させるためには必要な施設と考えておるわけです。

いずれにしても、道の駅の導入につきましては、今後建設準備委員会で検討するわけですが、議員からご提言をいただきました今の件につきましては、また報告させていただきたい、このように思います。

もう二つあります。

それと、7点目でございましたか、旭市の宣伝ということで、広報会社を利用して第三者的な視点から、そして専門的な視点から旭市のPRを行っていくことは、本当に議員おっしゃるとおり有効な面があると思います。

市においても、従来からさまざまな広報活動等を通じまして多様な情報発信を行っておりますけれども、広報紙をはじめ情報誌の作成等の際は、民間会社の助けをかりているケースが多くあるわけであります。

議員のアドバイスにつきましては貴重なご意見として伺いながら、よりよい市の広報戦略について引き続き検討を重ねてまいりたい。ただ、市の契約につきましてはルールがあるわけありますので、PRの際の考え方として参考にさせていただけたら、こういうふうに思

うわけであります。

それと、同じくPRの関係で、地元出身の漫画家に協力していただいたらどうかということのご質問もございました。市におきましては、議員おっしゃられるように、今まで旭市ゆかりのちばてつやさんや版画家の土屋金司さんの協力をいただきまして、そのキャラクター使用などにより市のPRを行ってきたところであります。

また、これから市の新たなイメージアップキャラクターについても、現在その作成を進めているところであります。議員おっしゃいますように、既存の人的資源等の活用は市にとって大変有効なPR戦略であると考えておりますので、せっかくのアドバイスでありますので、重ねて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、4点目のご質問、防犯カメラの導入についてのうち、防犯カメラ設置前5年間の盗難件数と設置後の盗難件数についてお答えさせていただきます。

市長から政務報告でも申し上げておりますが、今般、旭駅東側の駐輪場内に防犯カメラを2基設置いたしまして、7月1日より運用を開始しているものでございます。駅東側駐輪場における防犯カメラの設置前の5年間の盗難件数でございますが、この駐輪場は平成21年4月に供用開始したものでございますので、この間、つまり過去3年間の件数と本年度分5か月間の状況についてお答えさせていただきます。

自転車の盗難件数でございますが、駐輪場供用開始後の平成21年度が18件、22年度は21件、23年度が35件となっており、本年度は8月末現在で15件となっております。

次に、防犯カメラ設置後の件数でございますが、7月につきましては昨年と今年で、それぞれ3件と増減はありませんでした。8月につきましては、今年が3件で昨年は2件でございまして、前年比では1件の増となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、広原地区の冠水問題について、旧海上中学校跡地に遊水池の設置についてにお答えいたします。

広原の排水問題については、旧海上町時代より、幾度となく県排水基本計画において協議し工事を行ってききましたが、一時的には解消できたものの抜本的な解決策とはならず、排水対策に苦慮しているところであります。

議員から提案がありました旧海上中学校跡地に遊水池を造ることについては、跡地問題と絡めて研究してみたいと思います。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、6番目の復興住宅についてということでお答え申し上げます。

この住宅の建設を自己財源で早期に造れないか、それから将来的な子育て支援への転用を見据えてはどうかというようなご質問でございました。

今回、災害公営住宅の建設につきましては今議会において補正予算をお願いしているところでございまして、できれば国の復興交付金事業計画、この4次申請として10月中旬までに申請して、このお金を活用したいと考えております。これは、国費率が8分の7と高率でございますので、非常にメリットの高い事業でございます。

あと、公営住宅ですけれども、この完成後、一定の期間は入居についての制限はございますけれども、現在老朽化した市営住宅等もあって、空きが出た時点で政策空き家として取り壊している状況があります。ですので、入居時の収入要件等は確かにございますけれども、将来的にはそれらに代わる市営住宅として活用できるのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、市役所職員の採用試験について回答いたします。

まず1点目です。一次試験の合格ラインの引き上げをという質問です。議員の提案は、一次試験を不合格とする最低基準、いわゆる足切り点といいたいまいしょうか、それを平均点から上位30または40%に引き上げてはどうかということですが、この平均点、また30%、40%の点は全国ベースでの平均点というふうに考えております。

その提案ですが、まず筆記試験の上位成績者が必ずしも事務遂行能力が高い資質を持ち合わせているとは限りません。市の職員として必要と考える知識教養を備えた者の中から、仕事への取り組む姿勢、意欲、コミュニケーション能力があり、良好な対人関係が築けるかなど、人物を総合的に見ていくべきだと考えております。

公務員を目指している受験者というのは、それなりに皆さん勉強を重ね、ある程度レベルの高い集団の中で、その全国平均点以上であれば、まずは必要な知識教養はあると考えております。一次試験の最低合格ラインを引き上げ、あえて絞り込むことは考えておりません。

できるだけ多くの受験者と面接を行い、その中から優れた職員を選びたいという考えを持っております。人物重視の採用を考えているところです。

それから、2点目です。試験結果の公表及び本人への通知をという質問です。

現在の状況ですが、一次試験でまず公表しているものは受験者数と合格人数です。本人通知は、これまでも不合格本人にはその成績、点数、順位、受験者数を個々にお知らせをしております。次に2次試験ですが、公表しているものは受験者数と合格人数です。

さて、提案の氏名、受験番号を削除した成績一覧表の公表については考えておりません。この件につきましては、旭市情報公開条例第12条第1項第2号に該当いたしますので、開示は難しいという判断です。

その理由といたしまして、氏名等を削除した一覧表は特定の個人々人を識別することができる情報ではありませんが、その特定の集団（合格者、採用者）に属する者の情報を開示しますと、その集団に属する個人々人に不利益を及ぼすおそれがあると考えられ、また業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合が考えられます。

二次試験の成績を本人通知することについては、その不合格者から要望があれば開示請求していただきまして対応することとしております。

なお、合格者には開示をいたしておりません。その合格者の不開示については、今度はこちら、旭市個人情報保護条例第14条第1項第4号で、個人の評価、判定を伴う事務事業に関する個人情報でありまして、開示することによりまして、当該事務事業または将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるときは、不開示となっているためでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございました。

では、一つ目の質問から伺いますけれども、例えばここで言っているのは、私はEM菌のことではありませんでほかのことなんですけれども、EM菌の場合は培地も必要ですし、それからどの菌を培養しているかということが分からないですね。その点において、公共機関で使うのはどうかなということは私も考えています。特にトン単位で放流すると、培地と一緒に放流するということは、培地イコール汚染物質ですから、その批判というのはあります。ですから、私は休眠状態ですね、培地が不要な休眠状態の菌を散布する。それで、九州を中心に、最近では関東地方にも公共施設でも使われていますが、圧倒的な実績のある会社のも

のを試験的に田中の池にて政務調査の一環としてやって、あのような、今年の8月下旬のピークもアオコは発生せず、ずっと透明のまま水質が保たれています。

今、滝郷駐在所の前の池も、木内議員が政務調査の一環として浄化の検証に取り組んでいますが、あちらのほうも1年、来年の11月ぐらいになったらきれいになってくるのではないかと考えています。

それから、有用微生物、EM菌ではない、につきましては、海岸にまくことにより貝が増える、このようなことは既に実証済み、むしろ養殖場に使われています。要するに魚のふん便とか、そのようなもので汚染された海底を土から浄化すると。それにより魚が病気になりにくくなる、そのような実績も多数出て、すべてこれホームページに載せられています。小規模なものであれば、水質は浄化されるはずはありませんので、下水道とか合併処理浄化槽の普及など、そちらのほうも必要なんですけれども、一定のエリアをよくするのであればこのような方法はあり、実際には実績もあります。県との検討が必要ということですので、それはそれでやっていただいてもいいのですが、実際にそのような、貝が増えた、ヘドロが減った、打ち合わせの段階でホームページも紹介していますが、そのような事例はご覧になったことがあるのかどうなのか。ご覧になって、これ課長の裁量の範囲でできるんです、予算が安いから。どうしようかなと思ったのか、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、勉強しましたかということです。我々も勉強しました。ご承知のように、先ほど言いましたように、九十九里浜は本当にイワシあるいは今、九十九里地ハマグリ、そういうようなことで漁協とも打ち合わせをしております。ただ、漁協のほうからはいまいち、どうなんですかという、そんなことで勉強はしているということでお答えさせていただきます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 今、田中の池、見ていただければ分かりますけれども、水がきれいになったあとに、恐らく近所の人だと思えますけれども、金魚がたくさん放流されて元気に泳いでいます。あれを見ていただければと思います。

では、次の質問に移りますけれども、これは実際ハラスメントというのは、研修をやっても実際に起こったときにどうするかということが非常に難しく、まず基本はマニュアルの整備だと思えますけれども、マニュアルの整備はされているのかいないのかお聞かせいた

だけですか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） パワハラについてのマニュアルは、本市ではまだ整備しておりません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 整備される予定はあるのかないかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 不祥事撲滅というのが、今、県の教育委員会で最重要課題ということで、特にその中でセクハラですか、セクハラについては指針とかさまざまな規約がございまして、本市も県と同様の対応をしているんですが、実はパワハラについてはまだ国のレベルあるいは県のレベル、教育行政のレベルですけれども、そこではまだ法の整備ができていないということでございます。

その動向を見ながら、今、対応したいなと本市で考えているんですが、本年3月に国の審議会のほうで、厚生労働省のほうから職場のパワーハラスメントの予防解決に向けた提言というものが出されましたので、間もなく対応の方向性が見えてくるかなと考えております。

ですので、本市といたしましても県の動向、そういったものを見ながら早期に対応していきたいなと考えております。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ぜひ対応していただきたいと思うんですけれども、学校というのは教育長も学校教育課長も校長先生上がりなのでご存じだと思いますけれども、校長の権限が非常に強くて、校長が教員を病気に追いやったようなケースは、ほかの自治体では実際には残念ながら散見されると。

それから、やはり閉鎖的な空間ではありますので、いろいろな問題が起きて、起こったときに隠ぺい体質が出てしまう。これ役人のさがとも言うべきでしょうか。残念ながら、もう今は解決したんですが、旭市役所のほうでも同じような問題が起きて、私や政経会グループの議員から改善要望が出されていた。それで、対応がお粗末だったので、やむを得ず議会に出したわけです、きょう。驚いたことに、市長がそのことを知ったのが一般質問の前日だったんですね。当時の総務課長が黙っていたのか、増田雅男副市長が黙っていたのか、それは

知りませんけれども、そのようなことがありましたので、本当に隠したい気持ちはよく分かるんですけれども、起こったときの対応が難しくて、人権に配慮しつつ解決すると。結果的には市長の耳に入って、今は解決したので、ここでさらりとその後のことを出せるわけですが、ぜひ学校現場は子どものいる職場ですのでそのようなことのないように、今までなかったわけで、私は旭市の教育委員会というのはちゃんとした組織だと思っていますから、これからも頑張っていただければと思います。

それから、次ですけれども、道の駅の件につきまして情報発信施設、これは道の駅に不可欠な要因、これはそうなんですね。だから、私はいつも道の駅に括弧つけないんですけれども、今回括弧つけたのは、「道の駅」もどき、情報発信施設は要らないでしょうと。あそこいろいろなところに行ったら分かると思いますけれども、パンフレットが置いてあって、モニターが置いてあって人はいないんですね。モニターは時々故障中というふうに、そういう表現も見られて、あまり使っていないんじゃないか。今、カーナビもありますし、スマホもありますし、それから携帯電話もありますし、そのようなことがありますので要らないんじゃないかと思うんですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これ何度も同じ答えになってしまいますけれども、今、建設準備委員会で何を作るかということを進めております。今の状況の中ではそれは必要だということで先ほど答えさせていただきました。この辺はご理解をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） あと、加工施設なんですけれども、あれもあまり使われていなくて、やっぱりああいうのはプロとか天才とか、そういう方が使うといいものができる。どうせあのような高いものを買うのであれば、例えば旭の食材コンテストを開いて、ちょっと懸賞金を多目に使って、いい人、天才に来ていただいて、それでやるとかそういう手もあるのかなと。それを、加工施設を造ったところで、道の駅の加工施設からヒット商品が出たというのを聞いたことがないんですけれども、実際はどうですか、聞いたことがありますか。どんなヒット商品がこの自治体から出たというのはありますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） ヒット商品、正直言っているいろいろあると思います。あると思いますけれども、今の建設準備委員会では、私はこんなものを作りたいんだよねということが話題になっているわけです。ですから、そういった夢は決してつぶすことなく今は検討しているということで、これもまたよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） あと、日下議員からも質問が出るんですけども、おあがんな旭であれだけの失敗をしておいて、何でいきなり大きな事業をするのか。まずは直売所事業から始めることをしてもいいのではないかと思うのですが、何でそんなにいきなりどんと打ち上げ花火みたいのを大きく打ち上げるのか教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） どんと大きなものというよりも、道の駅ということを立ち上げるわけであります。道の駅には、こういった施設が必要なんだよねということで話し合っておりますので、それを正直に述べただけであります。
以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 正直でさわやかでよろしいと思いますけれども、私もこれを絶対反対というわけではありませぬので、いろいろ旭市のためになるように検討していただきたいと思っています。

それから、次の質問に移ります。防犯カメラを設置していれば窃盗がなくなると思っていたので、私はこの結果に驚いたのですが、防犯カメラに映っていなかったのでしょうか、自転車泥棒。これをもしご存じでしたら教えていただきたいのですが。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） この間、警察からの捜査の照会は数件受けておりますが、刑事訴訟法との関係もございまして、この辺については秘匿とするように要請されています。

ただ、防犯カメラにつきましては24時間撮影を継続して行っておりまして、インターネット配信によりまして、私ども事務所の中のパソコンで1か月間保存しております。それらにつきまして警察からの捜査依頼に基づいて公開していると、そういったことでございます。
以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） じゃ、この5件については、警察には情報提供はしていないということ
でよろしいでしょうか、5件の窃盗について。7月、8月中の自転車泥棒については特に、
防犯カメラには映っているけれども、情報は出していないということよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 警察との信頼関係もご理解いただきたいところがあるんですが、
いずれにしても、数件の情報は出しているということはお答え申し上げました。ですから、
この5件がそれに当たるかどうかというのは、この辺については、答弁は控えさせてい
ただきたい、ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 一応、防犯カメラ設置に当たっては当然、今は防犯カメラで撮影して、
それを犯罪捜査につなげるというのは、もう市民どころか国民のコンセンサスができ上がっ
ていると思いますので、防犯カメラを設置しますと、犯罪があったときには警察に情報提供
をしますと、あらかじめ広報するなりしておけばよいのではないかと思いますけれども、い
かがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 防犯カメラは駅東側駐輪場に設置しておりまして、その際には、
看板も一応5基設置しまして、「防犯カメラ作動中」ということで市民には周知をしている
つもりでありますけれども、また再度そういったことの中で工夫ができればというふうに思
いますので、よろしくお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 挙手願います。

大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

それでは、次の広原地区の冠水問題。ここは、役所の方々も苦勞しているのはよく存じ上
げていまして、毎年の地区懇談会で、やはりすごく地元から強い意見が出て、早くどうか
してくれと、長い間、苦しんでいるんだということなんですから、一応これは確かに一
筋縄ではいかない、そういうふうに旧海上町の役人の方々にも伺っていまして、ではどうし

たら解決策ができるのかと。私は、この遊水池設置というのは一つの手だと思うんです。ため池がなくなってからひどくなったと、そういう意見も聞かれていますので、一筋縄ではないのは分かりますけれども、どうやったら解決できると現時点でお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） どうやったら、特段これといった解決策がなかったから、今までずっと来ていた経緯だと思いますけれども、議員が言われた、跡地に貯水池的なものをというのが一案かなと思いますけれども、そうした場合、流末も大間手地区を通ったり、清滝Ⅱ区のところを通ったり、同意をもらうとか、そういったもろもろの問題と、あとそれを流す経路を改善するとか、入れ物を造ったからいいわけじゃなくて、入れ物を造った分、流すと、今まであるものよりもっと多く流すわけですから、この流れていく経路を改善するということと、同意をもらうのにも結構大変なのかなと。

ですから、県の排水基本計画においても、一番当初は大間手地区に流すような形で計画を県はしていたみたいなんですけれども、その同意が難しいなとかという経緯もございましたので、ですから入れ物を造ることは、その例を例えば一案とすれば、地下式の貯水槽を作って、その上を公園だとか駐車場とかにすることは、跡地計画に絡めて計画すれば可能なんだろうけれども、そのあとのどこに持っていくかという形の経路のほうがちょっと問題なのかなというふうに感じておりますけれども。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） ありがとうございます。

それで、この遊水池を造ったあとの経路ですけれども、これは地元の方々と話し合われたことがあるのか、この可能性も旧海上中学校、今、跡地の利用問題でいろいろ検討しているのは分かっていますけれども、その可能性もありますよという話はされたことがあるのかどうなのか教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この中学跡地に貯水施設をとすることは今回出た話ですので、その件に関しましては、合併してからそういうお話はありませんけれども、従前に海上町時代に県排水基本計画においては、そういった経緯のお話し合いをした経緯はあったような形で聞

いておりますけれども、今はその辺に関しては、まだお話しした経緯はございません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 海上町のときから、非常に政治家の方も役人の方もいろいろ解決策を練って、いろいろなアイデアを出し合った。そこに旧海上中学校の利用というのを、本格的に利用するという選択肢じゃなかった、当時の中学校があったので、ですからそれも俎上にのせて、さまざまな知恵がありますから、拝借しながら解決に向けていただきたいと思います。

それでは次、復興住宅に移りますけれども、これ実は私、1年間、質問するのが遅かったかなと思って。なぜかという、仮設住宅だから一生懸命、市の方が、たとえ民主党政権が遅れても造ってくださるのかなと思っていたら何と1年間延びてしまって、大変残念であります。どちらにしろ市営住宅は必要で、老朽化したところから新しいところに市民の方々を移すというような適切な政策だと思います。

復興住宅は、できるだけ早く移転の用意をすべきではないかと思うんですけれども、完成して入居できるのはおおよそどのぐらいか、今のところ予想が分かりましたら教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） この住宅の完成を25年度中にはということで今、計画しているということでご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 被災者の方々も大変苦勞して、住宅に対する要望はたくさんありますので、できるだけ早くやると同時に、ある程度計画は具体的に決まったら教えてあげたらどうかというふうに思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、広報会社です。もちろんこちら、市の事業としてやるのであれば、もちろん入札しなければいけない。特定の会社に依頼するというのは限られた予算でしかできないわけですが、こちらの会社の方は、市長にはもう以前ご紹介したことがありまして、話していて非常に私も勉強になるなと思ったんですね。

こちら、実は会社を移転される前に、市長の地元の野中地区に自宅を購入されて、週末はもう旭市に住んでいらっしゃるんですね。それで、「旭市って食べ物何でもおいしいでしょう」「そうですね、おいしいですよ、あそこの店も、あそこの店もおいしいですよ」と。「何で観光客は、これだけおいしいのに来ないんでしょうね」と聞くんですね。そうしたら

「何でもおいしいじゃ来ませんよ」と言います。そうじゃない売り方がある。私、それは聞きましたけれども、やっぱりそれで商売をしている方々なのでここでは言いませんけれども、なるほどやっぱりプロというのは視点が全然違うんだなというふうに思いました。ですから、広報会社の活用を検討していただければと思います。

それから、旭市出身の漫画家、こちらについても今度イメージアップキャラクターも使いますけれども、実は私、イメージアップキャラクター自体そんなに反対じゃないんですよ、みんなで懸賞金を出して集める。あれはおもしろいと思うんですよ。やっぱり子どもも応募してくるでしょうから盛り上がると思うんです。これは大変すばらしいアイデアで、企画政策課はよく考えたなというふうに思っているんですけども、ただ、全国的にそういうキャラはいっぱいあるわけですね。ひこにゃんだとかくまモンだとか、その中に埋もれてしまう可能性がある。

それに対して、旭市出身の漫画家というのはオンリーワンなわけです。旭市出身の演歌歌手は1人しかいない。旭市出身の旭市で生まれ育った漫画家も1人しかいないんです。ですから、それは大きな売りになりますよね。旭弁が出てくる漫画、実はこの漫画、私が学生のころは結構ヒットしてしまっていて、私は旭中央病院に来るって初めから決めていたわけじゃなくて、6年生の秋に受験するのを決めたんですけども、研修医を。それはもう4年生ぐらいのころからその漫画は知っていて、旭弁をおもしろがってしゃべっていたんです。だから、私の友達でも、旭市に来たことがなくても旭弁しゃべれる人いっぱいいるんですけども、それぐらいおもしろい漫画。それから、絵も非常に親しみやすいので、ぜひ検討していただければと。片山さんはもちろん旭市の方ですから、お願いすればご快諾いただけるものと思いますので、その辺り検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 先ほども検討させていただきたいと申し上げましたので、この辺はそのようにさせていただきます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

それから次です。8の（1）、確かに行政において、特に市役所というのは市民と接する場所なので、勉強だけできる人だと駄目だと思うんですね、ちゃんと対人的なコミュニケーションをとれる、人の気持ちが分かる、そういうのは大事なんですけども、ただ、公務員

の試験というのはやはり公平性というのが一番大きいと思うんです。国家公務員とか、極端なことを言うとキャリア官僚は完全にかなり成績というのは大きいですね。じゃ、キャリア官僚というのは、人間性はどうでもいいかということそんなこともなくて、ちゃんとOBが連れてきて、試験する前に会ってお話ししたりして、そのころからもう選抜が始まっているわけです。市役所の場合は短い間でしか見ていないわけですよ、逆に言うと。だから、そういう職場の見学会とか、それからOBによるリクルート活動とか、そういうのもなしに面接試験だけで、逆にそんなの分かるのかなということですよ。

ですから、まず一つ、国家公務員との違い、国家公務員は基本的に成績順なのに、市役所は成績順じゃなくてよくてもいいのかということと、あと面接試験だけあるいは試験の会場だけ接してその人物が分かるのかどうか、この辺りを教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） ここで、国家公務員と地方公務員の違いを私のほうではっきり言えるかどうか分かりません。ただ、市の職員として考えれば、成績がいい順に採っていいとは我々も思っていません。先ほど大塚議員がおっしゃるとおり、応対ができたりとか、そういうことは大変重要だと思っています。

それと、まず点数の関係ですが、例えば一番上の人間が150点とします。面接で真ん中辺まで採ります。その後、例えば150点と20点、30点の人間が同じ舞台で面接、これはまずありません。それと、たった1日の面接でという、そういう懸念もございますが、その辺はきっちり見られる範囲で見る。今年から、一般行政職につきましては2次試験で面接をまずやりまして、これで集団討論等をやります。そこで一度やってから、もう一回、3次、最終の面接試験、そんな対応で行く予定です。

それと、すみません、もう一点、最初の面接の関係ですが、一般行政職につきましては外部からの面接官を今年から導入いたします。その辺で市の関係、市長以下、関係者だけでなく、そういう目を通して、ある程度、専門的知識がある方、面接の見方、人の見方、その辺も大分違ってこようかとも思いますし、公平性といいますか透明性も高まるものと考えています。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 外部の人を入れる、それから3次試験までする。これは賛成で、いいこ

とだと思うんですね。ところが、ほかの市でも同じようなことを、今年度から始めている市があるんですけれども、それは県あるいは総務省から何か指導があったのか、それとも旭市独自で考えて、たまたまほかの自治体も同じようなことをやったのか教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 職員採用につきましては、任命権者は市長の権限でございます。例えば県・国からそういう指示だとかそういうものはございません、こういうふうにやれよと。こちら独自でいろいろ研究して考えたものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） それでは、次の最後の質問に移りますけれども、私は市役所というのは、基本的にはやっぱり優秀な人になるべきだと。それで、何で市役所がうまく回っているか、それはやっぱり役人が優秀だからだと思うんですね。当たり前のことを当たり前にこなす、それから国や県からおりてきた事業をきっちりこなす、これが基本だと思うんです。それに加えて、予算の5%程度ですけれども、それをどう新たな事業に生かしていくか。これは政治家の力量がかなりかかってくると思うんですけれども、ですから決められたことを決められたとおりにきっちりやる能力というのは、やはりきちっと基本に忠実に法律を勉強して入ってきて、それから入ってからきっちり勉強するという姿勢があるかどうか、それを選ぶのが採用試験だと思います。

それで、その開示について、開示したらどんな支障が出るのかちょっと分からない。例えば平成23年度について言えば、1次試験合格者15名、2次試験合格者7名ですね。成績を開示して何か不都合なことでもあるのかなと思うのですが、氏名を伏せて受験番号を伏せて開示してどんな不都合があるのか教えていただきたいのですが。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 先ほどちょっと長い答弁でお話ししたとおりでございます。情報公開の関係、それから個人情報関係でお話ししました。

それで、例えば一覧表、氏名を消して公表します。特にうちのほうは、最終合格者は1人です。ものによっては1人、2人という、部門によってはそういうのがございます。そうすると、すべて名前を消したところで、黒くしたところという問題がまずございます。一覧

表を公表して、そこまで私のほうも、市長を含め、もちろん必要だと考えておりません。これを出すことによって受験生個人が、いわれない誹謗中傷だとか、例えばその採用者全体のレベルについて、おもしろおかしくどうだこうだ、そんなことも考えられます。

業務の適正な執行ということを考えれば、面接の評価はその面接の場で、受験者のみで、そこで判断するものでございまして、公表されるということになると、面接者のほうも、いわれなき誹謗中傷というものもございます。以上で、その名簿の公表は考えません。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 実際に、旭市役所の職員の方々を見てみると、確かに優秀だから、採用試験は間違っていないんだろう。その後の教育システムもきちっとやっている。増田雅男副市長を筆頭に、みんなよく研修もやっていると思うんです。だからこれだけきちりできる。企画政策課も、今まで病院のことでさんざん批判しましたがけれども、今回のメンツはよく選んだと思いますよ、よくここまで調べたなというふうに検討委員会、思っています。

ぜひこれまでどおりきちりやっていただいて、旭市はちゃんとやっていないんじゃないかというふうな批判もどうしても出てきます。それには、やはりそういうことを言わせる職員が、残念ながら一部いるのは事実ですね。お役所的な対応をしたり、横柄な口をきいたりですね。ですから、採用試験をきちりやっているという自信があるのであれば、その後の研修も、今まできちりやっていると思いますけれども、きちりやって、これまで以上によりよい役所を作り上げていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 俊介） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（１７番 日下昭治 登壇）

○１７番（日下昭治） １７番、日下昭治です。

平成24年第３回定例会において、一般質問を行います。

初めに、22年度、23年度、２か年にわたって旭駅前民間施設を借り上げて開設された、おあがんな旭についてお尋ねします。

開設の目的は雇用の確保、地元特産品の発掘あるいは産品のPRなどいろいろあったかと思います。期間限定で開設されたわけですので、結果について事細かに検証すべきものと考えます。

そこで、１点目に２か年事業の販売高、またそれらの販売物に対する手数料額及び運営費用、人件費、借り上げ店舗家賃、その他費用について報告いただきたいと思います。

２点目として、設立の目的であった雇用の確保にはなったかと思うが、地元産品のPR、アンテナショップとしての成果が得られたのかをお尋ねします。

次に、エコテック最終処分場問題についてお尋ねします。

本件は昭和63年、伸葉都市開発が申請書を提出以来、二十数年にわたり反対運動と併せて県知事を相手としての裁判の結果、設置許可については千葉地方裁判所において県は敗訴、東京高裁においても敗訴、上告した最高裁では棄却、門前払いをされ、処分場の許可証は県は業者より返還されたが、それに伴う申請書は生きているとして、平成12年改正された廃掃法による条項を補足させ、再度審査した上で許可、不許可の決定をするとして追加書類の提出を求めており、再三にわたって提出期限を延長してきていたが、今ではミニアセスも整ったことが想定されます。今後は、申請書の告示・縦覧、関係市町村長への通知及び意見聴取、専門的知識を有する者の意見聴取等がなされるものと思われます。

この中で、市として一番重要な事項は、地元首長の意見聴取であると思います。本件が申請書提出以来、二十数年にわたり、なおかつ国の司法の最高機関である最高裁判所において敗訴したということは、許認可権者として恥ずべき行為であるとともに、多くの不法行為を含む問題があると言わざると得ません。国、県、市町村はそれぞれ多くの許認可権を有しておりますが、これらの権限行使はまさにもろ刃の剣であり、古くはチッソ水俣病、富山のイタイタイ病、香川県豊島の産廃処分場問題、最近では地下鉄サリン事件など悲惨な事件を脳裏に残していられるのは私だけではないと思います。

私ごとになりますが、過日、旧上九一色村のオウム真理教施設の建設反対運動のリーダーであられました竹内清一氏のもとを伺わせていただき、反対運動での多くの苦労話を聞くことができました。竹内氏は現在84歳になるそうですが、当時は命をかけた戦いであり、地下鉄サリン事件では13名の命と六千有余名の負傷者を出したが、あれは絶対防げた事件であり、多くの許認可権を有している村、県、国の職務怠慢であるような大きな事件を起こしてしまったと、事例を挙げて説明してくれました。サティアン内部での異常な騒音や異臭、防毒面をつけながら作業をしているのを確認しながら、保健所、県も動かず、サリン工場建設のための生コン搬入の際には、村民200名でピケを張るが警官50名により排除されたこと、夜中に入信者が逃亡し村民の家に逃げ込みトラブルが発生したこと、逃亡者を助けるために電車賃を渡すが数日後には連れ戻されたり、地下鉄サリン事件発生後に県副知事が伺いたいとの電話があったが、自分たちの手落ちを弁明しに来ることだから、会う必要はないと断ったことなどいろいろ説明を聞き、許認可権の行使は慎重であるべきと同時に、従前とは違って、国、県、市町村では上下関係はなく、同じ立場で議論できる時代であると思います。それには、首長、議員、職員は県の顔色をうかがうことなく、それらにまさる知識や理論が求められていると考えます。

以下、個別に質問に入ります。

1点目、市長は意見聴取の際には、三審制の最高機関である最高裁でさえ問題ありとする本件について、7万市民の代表者として許可の不当性を明らかにすべきであると思うが、所見を伺いたい。

2点目、事前協議終了直前の平成10年5月25日、1市2町の首長及び地元県議に、当時の部長シラト氏より県は受け入れしない旨の電話があったわけですが、この決定はどこの機関で決定であったのか、また29日は事前協議終了と中3日で前決定が覆ったわけですが、それらの経緯について伺いたい。

3点目、知事あてに提出された業者からの確約書で、1市2町に現存する不法投棄廃棄物について県有地面積相当分5万5,000トンが無償で受け入れることになっていますが、それらに伴う費用及び作業手順について説明を求めます。

4点目、同じく確約書で事業主の変更、地位の継承は行われないことになっているが、現実では行われていると思えるが、その点について説明を願いたい。

5点目、本処分場の資金計画では10年間で埋め立てを終了し、その後10年間で廃止される計画であるが、管理型処分場でそのような事例はほかにあるのかをお尋ねしたい。

6点目、本処分場計画内農地は農業振興地域農地であり、一時転用許可であっても法を遵守された結果とは考えがたいが、なぜ許可されてしまうのか説明をお願いします。なお、一時転用の場合、原状回復を義務づけられていますが、埋め立て後原状に戻すことは無理だと思うが、その点についても説明をお願いします。

7点目、県議会において本事業に対し暴力団よりの資金提供を受け返済中であるとのことを質問された際、環境生活部長は内容については調査すると答弁されていますが、市としてその点について県に対して聞くことがあったのか。また、内容を把握されているようなことがあればお知らせ願いたい。

最後の項目、食彩の宿いいおか荘についてお尋ねします。

いいおか荘については、24年度当初予算で9,500万円余りの解体予算を計上し議会に上程しましたが、市民からの反響も大きかったので、当初予算の議決を経ない中ですべて減額する補正予算を上程する異常とも思える措置がありました。新年度に入りまして、解体をメインとして進んでいたいいいおか荘を活用することを含む、あり方懇談会を発足させましたが、今日までには何回かの議論を交わされてきていられると思うが、いつまでも伸ばす事案ではないと思うが、一定の方向性をいつまでに取りまとめられる方針でいられるのか、1点目に伺います。

2点目に、過日、旭市民の皆様へと文書が郵送されてきました。内容を拝見する上で、この文書は市内に2万五・六千通発送されているんだと思われます。当然のこととして、多くの市民からこのような文書が発送される原因は何なのかと問われました。その際、私も答えに苦慮しながら、貸す側の市と借りようとする側で乖離する部分が多いのではないかと。その程度の話をしてきましたが、これらについては市長だけでなく、市としてもイメージダウンになるのではと感じられるが、その点に関して対応されることがあったのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行います。答弁は簡潔明瞭にしてくださいことを期待いたします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからはエコテック最終処分場について、裁判の結果に伴う県の対応に対する市長の見解ということでお答えしたいと思います。

このことについては、旧海上町時代からの長年の問題であります。平成22年9月9日に最高裁において、県の上告を不受理とする決定がされ、これにより東京高裁（二審）の判決が確定し、設置許可は取り消されました。しかしながら、県は手続きに違法があるということで、行政事件訴訟法の規定に基づき事業者に必要な書類を提出させ、改めて申請に対しての処分を行うこととしてきております。

このことは誠に遺憾であります。旧海上町においての住民投票の結果や、昨年12月の定例市議会で最終処分場設置反対を求める請願書が採択され、旭市議会から県知事あて、そしてまた県議会議長あてに意見書が提出されました。私自身も県に赴いて環境生活部長や環境対策監へも住民の意見を尊重してほしいということを強く要請、要望してきているところであります。これからも、地元の意見を重く受け止め、県の動向を見きわめながら適正に対応してまいりたいと思います。

また、この問題については2市1町に関係があるわけでありまして、その2市1町の首長、そしてまた議会とも綿密に相談しながら県と対応していきたいと、そんなように考えているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の1番目のおあがんな旭について、3点目の食彩の宿いいおか荘について。この二つの問題につきまして回答させていただきます。

1番目のおあがんな旭についての2か年の事業の実績でございます。

最初に、この事業につきましては、議員からありましたように平成22年度、23年度の2か年の事業で、中心市街地の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、空き店舗を利用して市の特産物を広く市内外に紹介するアンテナショップとして開設したものであります。ご承知のように財源につきましてはすべて千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業、これを活用しまして、運営につきましては旭市商工会へ委託したものでございます。

経費につきましては、平成22年度につきましては1,816万3,059円。この中の内訳でありますけれども、人件費4名分としまして923万3,226円、管理費としまして、これは家賃184万8,000円、備品賃借料これが207万9,650円など、8,902万9,833円となっております。平成23年度につきましては1,944万7,201円、これは経費でございます。内訳としまして、人件費1,066万9,731円、管理費としましては家賃が201万6,000円、備品賃借料268万6,890円など、合わせまして877万7,470円、こういうふうになっております。

さて、売上げでございますけれども、オープン、平成22年6月30日のオープン、これから

24年3月までの21か月、日にち的には620日間でございます。来店者数が、1万9,000人余りの方に来店をしていただきました。売上げ的には1,633万6,158円の売上げということになっております。主な分類としましては農水産物、これが全体の42%、あるいは加工食品、これが全体の23%、菓子類が20%、そういうふうな状況になっておりました。売上げに対します受託販売手数料、これは5%で総額は82万5,264円でございます。仕入れ先となりました事業者数、これにつきましては22年度で59事業者、23年度で36事業者、そういうようなことで減少しております。これは、買い取りではなくて委託販売の形式及び取扱数量が少ないこと、こういうことが原因と考えております。先ほどの、すみません、金額の中で備品賃借料などということで8,092万円と表示しましたけれども、これは892万円というところで訂正をさせていただきます。

それと、2番目のおあがんな旭のアンテナショップとしての成果の見解ということでございます。雇用関係で2年間に常時雇用としまして、延べ8名を採用することができました。22年9月からは、各種のイベントへの出張販売、これに加えて平成22年11月からは飯岡の刑部岬の展望館、ここで毎週土曜日あるいは日曜日、出張販売を行いました。こういう中で、販売品目が限られた中で好評いただいております。そんなことで雇用の面、そういうような面で一定の成果を上げることができた、そういうふうに担当課では考えております。

次に、食彩の宿いいおか荘についてでございます。現在設置しておりますあり方懇談会の答申のめどでございます。これにつきましては、市長の施政方針でも申し上げましたように、今後施設の活用等含めまして、あり方について検討を現在いただいております。あり方懇談会については、決定機関ということではなくていろいろな意見を、地域の意見をいろいろ聞かせていただく、そういうふうに理解しております。懇談会は今まで3回ほど開催しまして、最終的には4回開催しまして、最終的には10月をめどに市長に懇談会でのいろいろな考え方を答申したい、そういうふうに考えております。

さらに、2点目の市民の皆様あての郵送の文書の対応でございます。これは、旭市の皆様へということで、いいおか荘解体問題ご報告という文書のことだと思います。この文書の差出人につきましては市内に事業所を有する法人の代表でありまして、市内全戸に郵送で配布した、そういうようなことで聞いております。

今日まで当該法人代表に対します対応経過を申し上げます。平成24年1月24日付けで、旭市長あてに文書で「いいおか荘解体に関する件」、これらをはじめとしまして数回にわたっていいおか荘解体の件あるいは貸付先の公募に落選した理由、これらを不服とした文書

を受領いたしております。この同代表につきましては、このほか新聞折り込みや住民へのメール便、そういうようなもので、いろいろさまざまな方法で自己の主張をしておりましたが、市としてもその都度、顧問弁護士に相談しながら、一方的な主張に対しましてを除きまして、回答すべきことは回答し対応してまいったわけでございます。

また、同代表につきましては、食彩の宿いいおか荘貸付先選定委員会会議録、これに關しまして公文書の開示請求をしまして、実施機関が評価に関する情報として一部不開示とした処分に対しまして取り消しを求める行政訴訟、これは旭市を被告として千葉地方裁判所に提起しましたが、本月9月4日に原告の請求を棄却する旨の判決があったところでございます。現在、いいおか荘のあり方につきましては、いいおか荘あり方懇談会の意見を踏まえ、解体ありきということではなくて、今後の活用等も含めまして検討しているところでございます。

市民の皆様には配布されました文書、これにつきましては市の認識とは異なる部分も掲載されておりますが、今後いいおか荘のあり方について議会等のご協力もいただきまして、市民の皆様にご説明していきたい、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、エコテックの最終処分場についての2点目です。これについてお答え申し上げます。

まず、平成10年5月25日から29日の事前協議終了に至った経緯についてということでございます。この事前協議の終了に至った経緯についてですが、市のほうでは特に経緯の分かる資料は持っておりません。県のほうの廃棄物指導課のほうへ、この点について確認をいたしました。県におきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に従って、事前協議は終了しているというような見解でございました。

次に、3項目めの知事あてに提出された業者からの確約書で、現存する不法投棄廃棄物について、県有地面積相当分5万5,000トンの受け入れ手順についてということでございます。この県に提出されております確約書でありますけれども、次の項目の中にも出てきております、4項目めですか、その内容について、これについても同じ確約書の中に記載されている内容でございます。

また、先ほど申しましたように5万5,000トンの受け入れの手順ということでございますけれども、これについてもこの確約書の内容について県に確認いたしました。県の見解といたしましては、許可がされた後、訴訟等ずっと今、続いてきておった状況でございます。そ

ういった中で、今まさにまた申請書を追加提出書類等含めて審査をしているというような状況でございますので、そういった後の中で搬入の手順、具体的な検討ということについては実施をしていくということで、今現在そういった具体的な検討はしていないという回答でございました。

その次に、同じ確約書の中に入れられております内容の、事業主の変更また地位の継承、これらも行わないというようなことで、現実には行われていると思うがというご質問でございますが、この件につきましても県に確認しましたが、県のほうの見解といたしましては、許可申請者、事業主、法人の株式会社エコテック、役員の変更はありましたけれども法律上の地位の継承はないという見解をとっております。また、この確約書自体についても、許可申請書類に添付されているもので、あくまでも業者側からの一方的な確約だというような解釈でございます。

その次に、5番目の財政計画で、10年で埋め立てその後10年間で廃止する計画であるが、そのような事例はほかにあるのかということでございます。これにつきましては、最終処分場の廃止の基準について年数の決め事というのは、法的にはありません。あくまでも、その廃止をする場合にはその後の管理期間を経まして、あくまでも浸出水また地下水の水質、そういったもろもろの条件を満たして初めて廃止ができるということでございますので、ここでも言われております10年という、そういうふうな限定的な年数はございません。ただ、現在千葉県内での最終処分場が一般的に廃止されるまでなんですけれども、埋め立て終了で閉鎖をしてからおよそ20年くらいが一般的だそうでございます。

あと、議員からの質問の中で、原状回復というのは非常に難しいんじゃないのかという話ですけれども、これについてはあくまでも県の中で、事業計画または実施後の埋め立て終了ですとか、そういったことを含めた後の指導と、そういうふうな範疇に入ると考えますので、よろしくお願いいたします。

その次に、飛びまして7項目めの県議会で取り上げられた暴力団とのかかわりについての市の見解ということでございますけれども、これにつきましても県議会の中で昨年の12月、また2月、この6月というようなことで、今回のエコテックの関連につきまして暴力団とのかかわりというようなことが取りざたされております。そういったことで、県議会の中での質問等にも県で回答している内容は、それらの裁判の記録、そういったことを県として入手いたしまして、それらの内容について十分調査した上で、法にのっとって適切に対応していくというようなことでございます。これらについても、当然、市についてもそういった形で、

県のほうでこれらの対応についてお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 私のほうからは、6番目の農地法第5条一時転用許可の見解について申し上げます。農地法第5条一時転用許可につきましては、千葉県知事の権限ではありますが、農業委員会で把握している範囲においてお答えいたします。

エコテック最終処分場計画地には、旭市分で2,024平方メートルの農地が含まれております。平成13年3月1日、千葉県が処分場設置許可をするに当たり、同時に当該農地についても転用の許可がなされたものです。当該農地は、先ほど議員の質問にもございましたように、農業振興地域内の農地、いわゆる農振農用地でありましたので、事業終了後には農地として使用すると計画で、一時転用を伴う賃借権設定として申請があり、期間を1年間として許可されたものであります。

以後、毎年計画変更、1年間の期間延長の申請がありまして承認されております。期間延長が承認されている理由としましては、事業計画の変更は、裁判によるものであり、事業計画者の故意または過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと認められること、期間延長以外に計画内容の変更がないものと認められること、許可以後、不許可相当に当たる要件が発生したとは認められないこと、以上によりまして期間延長が承認されて現在に至っております。

また、原状回復は無理だと思うがということでございましたが、旭市農業委員会にこの一時転用期間延長につきまして意見を求められている場合は、旧海上町のときから一貫して不許可とされたいとの意見を添えて申請しているものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、おあがんな旭についてまず伺いたいと思います。詳細については詳しくいただきましたので、実はその資料はいただきましたので、その辺はよろしいかと思います。ただ、やはり雇用だからということで皆さん考えていたかと思います。しかし、約4,000万円くらい、2か年において4,000万円くらい。そういった雇用であるとしても、やはり雇用も違う雇用もできたんじゃないかなと。今になってはどうしようもない話ですけども。ぜひこれは、こういった教訓は当初、いただいた資料に59名参加あったのが36名、2年度目は36名と。そういった出品者もそれだけ引いてしまうということは、やはりそれだけ

の問題があったんじゃないかなと思います。ぜひ、この点については、道の駅の構想がありますので、道の駅の出品も当然そういったものは重なってくるんじゃないかなと思いますので、その辺含めて今後協議していただく必要があるなど、これを教訓にさせていただく必要あるなということを感じますので、その辺について伺っておきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今ご質問いただきましたように、雇用では成功したと私ちょっと言いましたけれども、雇用だけではなくて商工業なり農水産業の発展、そんなことで今回ありましたようにイベント等やると結構売り上げいくよとか、そんな形でこれらの失敗した例の部分もあると思います。これは、私も道の駅の準備委員の中に入っていますので、その中で失敗を教訓ということで活用していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） その点よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、エコテックに移りたいと思います。市長、知事に会っていろいろお話しされたら、裁判を、結果を尊重……

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） されていないということですか。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 部長ですか。過去に知事に会いますと言いましたね。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） これは時間が過ぎてしまうとあれですが、ぜひその辺はやはりしっかりしていただかないと、例えば意見書が知事まで届いていないような状態があるわけですよ、市議会で全会一致でやった意見書がね。ぜひ、それは知事に直接申し上げていただきたいと思います。

それと、市長、これ許可されることになると、4百以上の農畜産物を有する旭市ですから、風評被害も懸念されるわけです。その辺どうお考えになるのか伺いたいです。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 知事には何回か、この問題が発生してからも行き会っておりまして、日

にははっきり分かりませんが、正式には申し入れはしませんでしたけれども、このことについては話をしたことはあります。また、近く10月に千葉県内の市町村長との意見交換会がありますので、その場所でもきちんと知事には言っておきたいなど、そんなように思います。

それとまた風評被害ということ、旭市は農業の大産地でありますので、そういったこともしっかり肝に銘じてこれからの対応をしていきたいと、そんなように思っております。いずれにしても、住民の圧倒的な反対という署名があるわけでありますので、そのところはきちっとこれからも守っていかなければと、そんなように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、知事に直接申し上げていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

この問題について、県では顧問弁護士を立てながら最高裁まで行ったわけですね。それで敗訴されているわけでございます。逆にこの告訴した住民側の弁護団につきましては、ぜひこの場へ顧問弁護士を呼んでくださいと、それで説明してくださいと言われているんですよ。しかし、県はそういった経緯は全くない。先ほど大塚議員のときに顧問弁護士の話が出たかと思います、市のね。市でも当然そういった弁護士を頼んでいるわけでございます。委託しているわけですよ、市の弁護士を。この裁判の結果、いわゆる最高裁までやって県が敗訴しているわけですよ。そういった裁判のみならず、この申請書がまず生きているというこの根拠が分からないんですね、この根拠、生きているという根拠。その辺について、市の顧問弁護士、顧問弁護士というの、顧問になっているのかどうか分からない。多分顧問弁護士だろうと思いますがけれども、その辺に相談された経緯があるのか、また、この業者の確約書だとか指示書に、内容を見ますと大きな問題点があるじゃないかなと。そうしますと、その責任は、許可された責任は誰がとるのか。その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題について顧問弁護士に相談したことは、今まではありませんでした。きちっと、今言われたようなことについて、これから対応も含めながら相談してみたいと、そんなように思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、ぜひ早速やってくださいね。

実は、我々疑問を持っていたがために、先月28日に環境省の役人と会っているんですよ、環境省の役人と。後ほどまた、名前挙げさせてもいいです。その中で、環境省としても疑問を持っているわけですよ、その経緯について、環境省の役人が。課長補佐ですよ、来ましたのね。ここにいますね。それで、3名来てくれまして、ここではすぐ即座に回答はできませんけれども、調査をして、県のほう調査をしてという、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐キムラマサノブさん。大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課ナカムラミナミさん、これは規制係・法令係の方です。それと、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課基準係長シオミさん。3名の方で意見を申し上げて聞いたんですよ。その結果をあとで報告するまで言っているんですよ。疑問を少し持っているということなんです、環境省のほうでも。でありますので、これはもう少し究明すべきものがあると思いますので、ぜひその辺をお願いしたい。その辺の取り組み方についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今、議員のほうからおっしゃられました内容等について、十分私のほうでも調査をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひその辺お願いしたいと思います。早速やっぱりやる必要があると思うんですね。どうしても、我々疑問持って環境省まで当たるわけですから。当然、皆さんプロなんですから、ぜひそれを我々でなくして市でやっていただきたいなと思います。

次、2項目めに移りたいと思います。

25日に、旧海上町の当時のことですが、当時のシラト部長より電話で明確に、あのあった、その辺明確に分からないということですが、あったということは事実なんです、それについては。県に聞くと、明確には分かっていないということらしいですが、しかし会ったことは事実。それが、29日に何か、なぞの4日間と我々申し上げていたんですが、その中で変わってくると。その決定機関を、当然幾ら部長といえども何かの経緯をもってそこの決定をされた中で、当然、当時の首長である海上町長あるいは銚子市長、東庄町長、県議にもそういったことを伝えてあるわけですから、それらは必ずそういった経緯はあると思います。その辺をやはりしつかり突きとめていただきたい。突きとめると

いうのは失礼ですけれども、しっかりそれを把握していただきたい。ぜひ、その辺をお願いしたいと思います。その点、今後取り組まれるかどうか、取り組む姿勢があるかどうかお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） その点についても、過去書類等再度検証いたしまして調査したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 結果ね、その事前協議が4日間で終わってしまったわけでございますけれども、そのときに最終日の29日に町長、助役、環境部長が県に出向いているわけですね、29日に。その際、まだ決定はされていないんですよ、覆ったということはないんですけども、そこでわざわざ出向いている中で覆ってくるわけですね。それは、当時の町長、県にうそをつかれたと新聞にコメントしましたが、こういったことが、うそをつかれた、町長は、そういうものはやめないと、おかしいということは当然申し上げてあると思うんですね。しかし、現実的にはそれで白紙の回答みたいな形で県がとられたわけですね。それで、町長が新聞に対してうそをつかれた、あるいは議会に対して県にうそをつかれたというようなコメントを出しているんですよ。そういったことのないように、しっかりやはりこれから担当部署あるいは市でも取り組んでいただかなければならないと思いますので、その辺をしっかりともう一度お願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの点についても同じような回答なんですけれども、十分考えまして対応したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 事前協議書を持っていますか。ないですね。じゃ、ちょっと関係するところを申し上げます。

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これらを確実に履行することを誓約するとともに、土地所有者はこれを連帯して保証する旨の誓約をする。最終処分場の閉鎖後において、最終処分場にかかわる苦情等の処理及び補償及び賠償を含む責任を持つて行うことを誓約することとともに、土地保有者はこれを連帯して保証する誓約をすることと、これが事前

協議書なんです。これだけのことがなかった、これ大事でしょう。その辺をどうしますか。
もし、こういうことが現実には起きると、何か起きた場合に。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の事前協議書の関係については、また私のほうで十分調査しまして、なければ県のほうから取り寄せたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、その辺を、早急に対処をお願いしたいなと思います。

確約書、確約書は持っている、先ほど言われましたので、それはそれとしてよろしいかと思えます。しかし、この確約書は何か県のほうでは業者が一方的に出したものであるということであるようでしたけれども、この確約書の重みあるいはこの実効性、重み、確約書の重み、実効性。それと県がこういったことを出しているんですよ。許可条件が18項目あるんですね。業者に対する許可条件。18項目ある中で、許可証別紙2という形の中で、同じ内容なんですよ、許可証と。許可証別紙2、1から15までが2となる。それで、今度はその中の18項目のうち16、17、18が指令書別紙3。そのような分け方をされているんですよ。その辺についてはどのようにお考えなのか、その辺分かればお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（大木多可志） それらの中身については承知しておりません。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 後ほど調査して、ぜひその辺をお知らせいただければと思います。

次に、5万5,000トン。中間処理した5万5,000トンですから、多分60万トン、その辺は専門のプロの皆さん分かりますと思いますが、多分60万トンないしそれ以上になるのかな。そういった形になると思うんですよ。その5万5,000トンの、中間処理後の5万5,000トンですものでね。そうしますと、豊島が50万トンのところ60万トンという話をされておりましたけれども、それにかかる費用が300億円とも400億円とも言われたと思うんですよ。そのような費用を当然市町村では負担できないと思いますね。その辺は県で予算措置がされるということができると言われていたが、その辺聞く中で分かる範囲でお願いしたい。県に聞かれたのか、県がまだ話をされていたのか分かりませんが、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまのご質問ですけれども、これらの内容について県に確認をいたしましたけれども、まだ何らこの内容の具体的な検討というのはされていないという回答でございました。以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○１７番（日下昭治） これ４回目になりますね。

ぜひその辺はしっかりと県に、許可されて、今するような方向で進みつつありますので、しっかりその辺も確かめていただきたいと思います。その辺もぜひお願いしたいと思います。

恐らく、これ許可されることがあつては困るわけですが、しかしどうもこういうものが、今申し上げましたように許可される方向で進みつつあるわけですよ。であるから、先ほども言いましたね。市の弁護士の見解、あるいはそのほかいろいろな問題点、そういったものをしっかり把握した中で、市として対応していただかなければならないと思いますので、その辺も含めて、この項目最後になるわけですが、ぜひお願いしたいなと思います。それについて、今後の取り組みについてお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしても、平成10年から始まった裁判というようなものでありまして、この一つ一つの懸案について裁判で議論といたしましょうか、審議、審査をしていることと思います。大事なことは、これから同じような産廃はあそこに埋められる許可を出されないような、そういった方向で行かなければならないと思いますので、その辺については日下議員が言われましたように、弁護士ともよく相談をしながら対応してまいりたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○１７番（日下昭治） 次、確約書と同じように、事業主の変更はされていないというような県の見解をお聞きしたようでございますけれども、これまでに社長が４人かわる。それと、確約書でこういったものがあるわけです。ここで、確約書で事業主の変更、地位の継承については行いませんというこの内容は、県はそのような話をされておるようでございますけれども、市としてこの内容をどのように理解しておるのか、もう１点、その点お願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） これにつきましても県のほうに伺いまして話をした中で、県のあくまでもこれは知事あてに提出された内容でございます。そういったところで、県の解釈とすれば今申し上げましたように地位の継承、そういったことはされていないという解釈でありましたので、それと同様に考えます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 一つそれが、なぜ疑問を持つかというのがあるんですよ。平成13年3月1日に許可が出ていますね。許可が出てあって、県有地の登記があるんですけども、3月1日に許可が出て、平成13年3月2日に所有権移転してあるんですよ。株式会社エコテックに対して所有権移転ね。それが3月23日、20日間の後に個人所有に移転されるんですよ。所有権移転。エコテックに県有地が払い下げになっているのが、今度それが20日間くらいで個人に移転してしまうんですよ。そういった経緯は、当然この地位の継承とか何とか直接かわらないのかな、関係しないのかなと思いますけれども、社長名ですから。その社長に移動するわけですよ。

それと、もう一点ありますけれども、賃借権設定の仮登記をしてある土地が結構あるんですよ。その土地、1か月1平方メートル当たり金10円ですね。それが、その後15年1月10日登記済み、抵当権設定されるんですよ。その抵当権設定された金額、分かりますか。1億円ですよ、これ25坪の土地で1億円。そういったものがあるんですよ。やはりこれも27坪、1億円ですよ。24坪1億5,000万円、25坪1億5,000万円、これも。そういったのがもう抵当権設定されるんですよ。そういったものは、地位の継承あるいは事業主の変更とは直接ないといえありませんけれども、そういったものがあるわけですよ。これについては、市でぜひ謄本取っていただきましてよく調査をしながら、今後の、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、地元市町村長に意見聴取があるわけですが、そういったものを含めてしっかり把握していただきたいなと思います。その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの件につきまして、県のほうと十分この地位の継承等について、再度これらの内容について県のほうと相談または協議をしたいと思います。よろし

くお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 公用で取れるでしょうから、ぜひ謄本取って内容をよく把握していただきたいなと思います。この辺は当然、県議会でもいろいろやられていると思いますので、ぜひその辺についてはしっかり把握してほしいなと、それをお願いしておきたいと思います。

次に、あれですか……

○議長（林 俊介） 日下議員、一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 5項目め、先ほど冒頭であれしていました、資金計画の中で、埋め立て終了後10年くらいで閉鎖するんだということがあるよということを申し上げましたけれども、それは今までの最終処分場、管理型の最終処分場においてそのような事例があるかという話をしたら、期間の限定はないんだと、問題なくなればそれは閉鎖できるんだということのような答弁をいただいたと思います。しかし、恐らく今現実的に市の最終処分場の状態は閉鎖の、2か所くらいあると思いますけれども、その辺に管理等、閉鎖されているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 市の最終処分場ですけれども、松沢の処分場については閉鎖して15年ほどたちますけれども、まだ水質等管理をしている状態でございます。あと、海上地区についても定期的な水質検査をやっている、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり、もうかなりたってもそういった管理をせざるを得ないということだと思います。それが10年、埋め立て終了後10年で閉鎖されると。

問題は法人が事業を起こすということだと思うんですよ。市税の関係でも、法人は即時消滅ですね。そうすると不納欠損になってしまうわけですよ。しかし、これは不納欠損で済まないと思うんですよ。あと後々に影響するものが残るということになりますと。先ほどちょっと触れましたけれども、事前協議書の44項目にはいろいろな問題、要するに地権者にかかわる連帯保証の問題だとか、保障の問題ね、入っているわけですので、法人が消滅されるということも心配せざるを得ないんですよ。公的機関であればそういった心配はないわけですが、法人ということになれば即時消滅ということがあるわけですので、その辺含めて、やはり県の、許認可権は県にあるということだと思いますけれども、地元の影響も、当然そういうことが生じた場合には起きるわけですので、その辺しっかり詰めていってもらわなければならないと思いますので、その辺をぜひお願いしたいなど。

44項目の事前協議書についても海上町長あてのものですから、当然市のほうでもどこかにあるんじゃないかなと思います。そういうことでしっかりやっていただきたいなと思います。

次、農地法の一時転用許可について。一時転用の許可であり、1年1年であるから、計画に変更がなければ、期間の延長のみであるから問題ないんだということだったと思いますけれども、これは農地法の一時的転用の意味というか、一時転用に理解されるのは、ここ3年以内ということに限定されているんじゃないかと思うんです。なぜ、1年1年であれば10年たとうが何年たとうがいいのかなと。1年1年のものは分かるんですよ。それが3年以内ということになると思うんですけれども、その辺の見解としてはどうなのでしょう。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 確かに、現在は一時転用は一時ということで、どのぐらいが適当かということで国のほうで示したものが3年ということで、現在はそれで運用されております。ちょっと今資料があれですけれども、その後に、当初ここは10年になっていましてけれども、13年許可になっていましてけれども、その当時はまだそういう指針はございませんで一時転用ということで、一時的にというような意見で期間的なものはございませんでした。それに従って、当面はということで、1年間で許可を出しまして、県としましては、事業期間中はただし更新を認めるという文書を会社側に出しております。そのために、それに従って1年置きに更新されているというのが現状でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 3年、原則ということになっているかと思います。しかし、地元の農業委員会が産廃処分場の設置については恒久転用としておきながら、一時転用での対応はそぐわない。申請農地は農振地域内にあり、農振法第17条の規定によって、転用そのものに問題がある。その結果については県農業者会議でそういった申達がされていると思うんですね。その結果については、当然いろいろな、許認可権を持っているのは県ですので、県農業者会議で審議の対象になると思うんですよ。それが農業者会議の審議の対象になっていないということはどういうことなんですか、その辺。地元の農業委員会としては、法を守って多分判定していると思うんですよ。しかし、県が逆の判定を出す、農業者会議にかからない、それについてはどうお考えになっているんですか。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 県知事が転用の許可をする、許可ですね、最初の許可をするに当たっては農地法に農業会議の意見を聞かなければならないというものがございます。しかし、計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領というもので処理されておまして、それによりますと、知事は計画変更については承認または不承認を決定することになります。農業者会議の意見を求めるという規定はございません。したがって、農業会議の意見は変更については、今聞いていないというのが現状でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これで最後になるんですかね。

地元の農業委員会であっても、当然法にのっとって処理するわけですよ。今、農地法の17条の話をしましたけれども。当然その法にのっとって審査をし、それで適正な答えを出すわけですよ。県との乖離があるわけですね。その場合にはどういった問題を提議されるのか。当然これは持ち上がる場所があると思うんですよ。県の、許認可権はあるんですけども、地元の農業委員会も法にのっとってやっているわけですから。賢明な策だと思いますよ、地元として、農業委員会としては、それは法にのっとってやっているわけですから。そうしますと、そういったものに対して裁定する場所があると思うんですよ、農政局。農政局にあると思うんですよ、そういったものが。もし県とそういった乖離があるということであれば。

それで、実はさっき環境省の話をしましたね。私は行きましたと。農林省も行っているんですよ、はっきり言って。農林省の農村振興局農村振興計画課課長補佐モロガトヨシさん、

係長イノウエヒロキさん。聞いたんですよ。そうしたら、事前にこういったものがあるって通達してありますから、関東農政局、農政局には持ち上がっていないということなんです、そういったものは。向こうは調べてきているんですよ。こっちから言っておりますから。持ち上がっていないということですよ、県にただしますと。それで、この一時転用は間違っていると書いていたんですよ。我々が説明しても納得できなかったんですよ。

なぜ納得できないかということをおし上げれば、こういうことなんです。計画地は1次、2次に分けて何か所かに分けるんでしょと。分けて埋め立てするんでしょとということだった。それでこのときに、一時転用を3年でやって、今度こっちでまた3年ということではないですかと。そして同じものをずっとやっていると言ったんですよ。これは農振法の、農振農用地だと。それでまずこの裁定はおかしいと。それでそういった工区を分けてやる時に動いて、この例えばAという場所が今度はBになるからそういう形でないんですかと、向こうから言ったんですよ。それをはっきり言って、こういう形で言っているんだと申し上げながら、いや、それおかしいと言うんですよ。それ、はっきり言っているんですよ。

それで我々は疑問持ってそういうことを対処するわけですよ。地元の農業委員会が代わって、そういうものを法にのっとってやっているわけでしょう。それで県がおかしいということは、県の裁定に対して究明すべきものです。そうじゃないですか。法にのっとってやっているわけですから。それを県の言いなりで、県に聞きましたでは駄目だと思うんですよ。こっちは法にのっとってやっているわけですから、地元では。その乖離があれば、それは究明すべきものと思うんですよ。その辺については今後どうします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） ただいま言われました内容については、当初の申請の段階から確認しておりまして、農業委員会としましては旧海上町の時代から今言ったような内容で、逐一内容、今言った一時転用、農振農用地であるというようなこともる並べまして、意見を出してあるとおりでございます。

しかし、経過を見ますと、ご案内のように当初、平成10年6月に申請がありまして、11年4月に県は一たん不許可の処分を出しております。そのときまでは、農業委員会も不許可の意見を出していたと思うんですね。再度、翌年の12年に厚生省から不許可処分の取り消しの裁定がございまして、見直しをしたわけですね、県は。そのときに再度意見の補正の照会がありまして、地元としましては一貫して不許可相当を出しております。しかし、県のほうで

は、今となっては新聞報道等の記事を読むしかないんですけれども、県農業会議でも、地元の農業委員の難色はありましたけれども、要件上そろっているのであればやむを得ないというような回答で許可がされたという経緯がございます。その後の一時転用につきましては、先ほど申し上げましたとおり一貫してやっているんですが、県としましては一たん出した許可にその後不合理が生じていないので、1年の期間延長のみということで承認しているというのが現状でございます。

ただし、今言いましたようなことは、もちろん再度議員から言われましたことは受け止めて、その辺のところをもう一度、農地課のほう、うちのほうから確認なりをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひお願いしたい。我々は疑問持って農林省まで行っているんですからね。その結果を言っているわけですから。先ほどの環境省と併せて農林省も行ったんですよ。その結果ですからね、それは。それで、だから先ほど言ったように、我々の説明が理解できなかったんですよ、最初は。同じところをずっとやっているということに対して、そんなことあり得ないでしょうという話だったんですよ。であるから、たまたまざっと言っても、だからといって県に言われるだけでなくして、地元の農業委員会でもしっかりそういったものを法を遵守してやっているわけですから、それに対して言うべきものがあると思うんですね。ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それと、このエコテックの最後になろうかと思いますが、これたびたび県議会でいろいろ、暴力団の関与というか、その辺のことを質問されているように思うんです。先ほど環境課長、12月、2月議会、6月という形であったということですから。

これはあれですよ。廃掃法の14の5に暴力団の定義というんですか。その辺の理由があると思うんですね。その中で、県議会でも支配だとか何だとかという、そういった産廃課長が支配されているとかされていないとか、そういった状況のことをいろいろ話をされておるようですけれども、この5項において、暴力団の支配というこの項目があるんですけれども、支配と関与という、その辺の理解の仕方って、この辺はどのような理解をしたらいいのか、その辺分かればお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） このところの項目については、詳しくまだ勉強しておりません

のでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員に申し上げます。残り時間、あと4分でございますので、簡潔にお願いしたいと思います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 資金提供の問題。2億5,000万円を借り入れまして、毎年600万円返済していると。ここにあると。木更津のところに返していたんですがなんて、木更津のほうと書いていますよね。あるいは、この暴力団とかその事業を支配するものとかといろいろなもの、県議会で相当やられていると思うんですよ、県のほうも。だから、やはりそういったものも含めてあれですけども。

いろいろこれが、お聞きさせていただきましたし、また、調べていくことをお願いしたわけでもございましたけれども、その辺はあとで結構ですので、できれば文書で報告できるようにしていただきたいと思うわけでございます。そういうことをぜひお願いしたいと思います。

特に、この処分場については、将来に負の遺産として残るようなことなく、しっかり行政として対応しなければならないなと思っているわけでございます。先ほど申し上げましたけれども、法人だと即時消滅、そうしますと市税の不納欠損も発生しているわけですよ。そういったことの責任は誰になってしまうのかなと、そんな心配もするわけでございますし、県がとってくればいいんですけども、その辺は無理な話だと思います。土地所有者が責任を負うようなことになると、とんだ大きな判断の間違いが出してしまうと思うんですよ。

それで、我々、市長、いろいろ県の環境部、産廃指導課と、あるいは農地課と話をするんですよ。その際、確かに受けてくれるんですよ。反対の弁護士も同席したこともあるんですよ。ないときもあります。しかし、4時半だとか4時だとか、その時間だけとってくるわけですよ。それで、もう時間です。時間ですからこの会議室はもう使えないです、この時間で、次の予定が入っていると。30分、1時間ではとてもでないけれども話にならないんですよ。でありますからぜひ、今後この問題について市長にお願いしておきたいのは、市が前面に出て、やはりこれできちゃったと、本当に困るものが、発生が懸念されるわけですので、市が前面に出ていただきまして県といろいろな話し合いをすべきものがあると思うんですよ。ぜひそういうことを考えていただきたい。そのときは、もし我々にも声をかけていただければ一緒に参加します。また、今まで長い間、関係している方々も当然出席してくれると思うので、その辺考えていただきたいなと思いますけれども、市長、それだけお答えいただ

きたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 県との話し合いをぜひ市が全面的にというような部分で、これからお願いしますということでもありますけれども、そういうことについて、私どももやぶさかではないということやっていきたいと思っておりますけれども、ただ、今まだ県でも申請がどのような状況であるかというような部分で、そういった詳しいこともある程度把握しなければというような思いもありますので、今、日下議員からいろいろなことを聞かされていまして、私にしては本当に勉強不足で、初めて聞いたことも結構ありますし、そういった部分をよく調査しながら県と交渉していきたい。ただ、言えることは、県も補償問題、そういった部分があるというようなことで、ただ、簡単には最高裁の判決に従わないのでないかなと、日下議員の心配しているようなことは私も心配しておりまして、そういったためにも、ぜひよく調査しながらこれから対応していきたいと、そんなように思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。もう時間がありませんから、端的にお願いします。

○17番（日下昭治） ぜひお願いしたいと。

それで、今であれば、当時の担当者にも聞くことができると思うんですよ。場合によっては、市の顧問弁護士と同道してもらって、そうすると当然、当時の担当者もいいかげんな話はしないと思うんですよ。ぜひそれはお願いしたいと思います。

最後に一つだけ、いいおか荘。いいおか荘の将来を考えたときに、私、ちょっとこの間、先日も担当課長と話をした経緯があるんですけれども、いいおか荘の復興交付金等に、宿泊施設だと無理だと思うんですけれども、その辺何かの方法でやる方法なりなんなりあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺、何か考える余地があるかないか、それだけ1点お聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いろいろと皆さん方に心配をかけておりますけれども、当初国民宿舎をやらないということであれば取り壊しもやむを得ないのかなと、そんなような思いで、急遽そういった部分で当初予算にも盛ったわけでもありますけれども、いろいろな市民の意見、議会からもいろいろ発言がありまして、もう一回ゼロから出発しようと、考え直そうというようなことで、今、あり方懇談会で3回検討してもらったわけでありまして、先ほど開会のと

きにも施政方針でもありましたけれども、防災拠点といいたいしょうか、津波避難場所というようなことで、復興交付金申請というようなことでやっていきたいなど。そういう方向で、今、あり方懇談会も検討していただいているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 俊介） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願ひます。

（ 1 2 番 滑川公英 登壇）

○ 1 2 番（滑川公英） 12番、滑川公英です。平成24年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

国政におきましては、民主、自民両党の党首選が今まきに行われようとしております。誰が選ばれようと早期に解散し、大衆迎合することなく復旧・復興に邁進して、我が国の経済の建て直しを速やかにしてほしいと思ひている者の一人です。

では、質問に入ります。

1番として、旭駅前広場について。

旭市の表玄関である駅前広場について市民の皆様から、使い勝手が悪い、いつまでで終了するかなどの批判が数多く聞かれています、今後の予定を詳細に報告願ひたいと思ひます。

2番目として、旭中央病院について。

旭中央病院検討委員会の発足についてですが、中央病院検討委員会は要綱により7月中に発足の予定でありましたが、市長のお話では委員になる方々の承諾に日数がかかっているもので発足が遅れているそうですが、正式な発足の日時というのはいつごろになるのでしょうか。

Bとして、院長、事業管理者分離について。このことにつきましては6月に続く質問ですが、院長はメリット、デメリットがあるとの答弁でございました。今日の医療技術は著しく高度化、専門化しており、中央病院が提供する医療の内容やその質、さらには事故防止対策等の医療面の管理には高度な医療知識が必要です。今の中央病院の医師は、絶えず過重労働の下に置かれていると思ひます。事業管理者も同じではないのでしょうか。医療面の管理者と経営面の管理者との分離を検討するときが来ているのではないのか。事業管理者任命者の市長のお考えを求めます。

Cとして、診察待機時間の改善について。予約時間から2時間後の診察はざら、個人で救

急に行くと銀行の受け付けカード同様、カードを引き、待つこと二・三時間。お医者さんの孤軍奮闘は十分承知しております。業務改善で先生方の過重労働の改善を図ることは可能かどうかお知らせ願いたいと思います。

3番目として、ごみの広域焼却場について。

銚子市、旭市、匝瑳市の収集実績の比較について。平成18年度、銚子市は3万8,581トン、旭市2万8,853トン、匝瑳市1万950トン。銚子市を100とすると旭市は74.8%、匝瑳市は28.4%です。平成22年度、銚子市を100とすると旭市は68.3%、匝瑳市は29.9%。3市の4年間の削減率は、銚子市が全体で8.02%、我が旭市は15.94%、匝瑳市が3.20%の実績です。それぞれの市が人口減少する中で、最も人口の減り方の少ない旭市が断トツでごみの減量化に取り組んでいます。

このことから、広域連合のごみ焼却場は今のまま3市で負担することになると、銚子市の負担がひとり勝ちするのではないのでしょうか。銚子市は4年前も今も分別収集が一番進んでいないことです。市長のご意見を求めます。

Bとして、銚子市ではごみ焼却場建設の近隣区に最終処分場を建設しないという条項で同意書をもっているというのが、広域の3市の確認条項からは、このことは外れているのではないのでしょうか。

Cとして、銚子市に焼却場がもし決定した場合、旭市、匝瑳市のおのおのごみの集積転送センターの建設については、18年には当時の市長に建設構想があり、費用については検討されておりませんでした。このことについては広域の中でどのように扱っているのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは旭中央病院について、中央病院の検討委員会の発足はどうなっているのかということ、そして、院長、事業管理者分離についてということで、私のほうの考え方、事業管理者としてまたあとで答弁をいただきたいと思います。私のほうの考え方を申し上げます。

それから、ごみの広域焼却場について、市として今進捗と、どのように、銚子のごみの減

量が少ないというようなことの中でどう考えているのかということでお答えしたいと思います。

中央病院についてでありますけれども、検討委員会の発足の趣旨、議案質疑でもありましたように、今、中央病院を取り巻く環境といいましょうか、非常にいろいろな部分で問題が叫ばれているところでありまして、それらの問題を再整備が終わった今の時点で改めて総合的に長期にわたる東総の、東総といいましょうか千葉県の一部の中核病院として維持可能な経営をしていただくというのが私ども旭市の務めでありまして、行政の務めだと考えているということで検討委員会を作ろうということに決まったわけでありまして、7月中に検討委員会を設置するということで6月議会でもお話をしましたけれども、先ほど滑川議員からもお話がありましたように、人選が、本当に日本の医療にかかわる、かなり優秀な、それ相当の権威がある方々をお願いしているというようなことの中で、なかなか日程調整、最初の委嘱書の、開設の、発足の日にちを決めるというのが非常に難しいというような部分がありまして、ようやくそれぞれの方々、13名の方々に調整がとれまして、10月2日に委嘱書交付式をやりたいと、そんなように考えているところでありまして、委嘱書の交付をもって発足とするというようなことをご理解いただきたいと思います。

それから、2番目の中央病院の院長、事業管理者分離についてということでありましてけれども、院長、事業管理者の分離ということは、規定上は特に病院長を事業管理者にしなければいけないということではないと理解をしています。しかしながら、私は市長として事業管理者を任命するに当たり、病院事業において事業管理者の権限を行うには現病院長がいろいろな面でスピーディ感といいましょうか、病院運営をする上で適任であると考えたものであります。つまり、結果として、病院長が事業管理者を兼ねているわけでありましてけれども、中央病院においては歴代このような体制で運営されてきており、確かに負担はあるとは思いますが、十分に機能していると考えております。また、この問題につきましても、この検討委員会で、中央病院の総合的ないろいろな部分での検討を加える中で、この事業管理者、病院長、そういった問題も含めて議論していただきたいと、そんなようにも思っているところでもあります。

3番目のごみ広域焼却場についてということでありましてけれども、質問の内容は、私のほうで聞いているところでは市単独で建設してはどうかというような話がありましたけれども、銚子市のごみの減量化が進んでいないということでありまして、確かにこのごみの焼却場の建設計画の当時の平成19年でしょうか、ごみの計画ができましたときと今を比べてみ

でも、さほど減量化が進んでいないというのが現状でありまして、当時210トンの焼却炉を造りたいというようなことの中で、今も実際に210トンくらいのごみが出ているというようなことでありまして、なかなか減量化、リサイクル、そういった部分でも進んでいないのかなというのが現実であります。しかし、そのことはお互いに首長間とこの議会でも十分これからごみを減量していかなければならないと、そんなような思いは今強く思っている中で、炉の選定のことにつきましても10トン、20トンの違いで大変大きな工事費の差が出るというようなこともありますので、減量化には努めていこうというような申し合わせもきちんとしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中継施設についてでありますけれども、中継施設は、建設計画検討委員会が今4回ぐらい行われているわけでありまして、その中でこれから中継施設についての議論、そういったものをしていきたいというようなことをこの間、事務局から話を聞きまして、首長会でもこの間、話がありましたけれども、とにかくいろいろな部分で、事務局サイドでどうのこうのと議論していても、3市の議会があるんだから、3市の議会にきちっと説明してくれなければ困るというようなことの中で、これは3市に中継施設が必要なのか、必要でないのかということをしちっと、これから議会も通じて、全協、そしてまた東広の議会でもきちっとやっていこうというような申し合わせをしましたので、これから中継施設については検討していきたいと、そんなように思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、1点目の旭駅前広場に関するご質問にお答えさせていただきます。

駅前広場につきましては、市の公共交通の拠点として、また市の玄関口としてふさわしい安全性や利便性を考慮した施設とするために、都市計画道路旭駅前線の整備の一環として、平成9年度より千葉県を事業主体として施工しているものでございます。

現在の駅前広場の整備状況であります。道路部と歩道部及び公共交通機関の待機場所や停止場所の整備を完了いたしまして、また併せて案内板やバスシェルター、時計塔を設置したところでございます。また、市の事業としては、広場へ接続する東側の通路及び駐輪場の整備をいたしまして、暫定ではございますが過日、供用を開始したところでございます。

この旭駅前線における整備計画につきましては、年度当初をはじめ何度かその整備手法等につきまして県当局と協議を行っているものでございます。過日の協議におきましては、一

部の区間の物件の移転が終わっていない状況、遅れている関係もあると思いますけれども、今般、全体の工程を見直すこととされたところでございます。

まず、本線の間部における物件移転の完了を待ちまして、まず電線共同溝の埋設と道路整備を優先させることとなり、結果として事業期間を1年程度延長する予定であると伺っているところでございます。この旭駅前線につきましては、全体の電線共同溝の整備が完了しませんと、つまり全体の電線共同溝がループされませんと街路灯などの整備ができないということとなりますので、今後も県当局としっかりと打ち合わせしながら早期完成に向けて努力していきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは診療待機時間の改善についてお答え申し上げます。

予約時間どおりの診療がなかなかできないということにつきましては、病院としても改善を図っていかなければならない事項であるというふうに認識しております。しかしながら、当院はご承知のように、全国の自治体病院の中でも最も多い外来患者数である上、一部診療科におきましては医師の減員等もございまして、ご迷惑をおかけする状況が見られているところでございます。

病院といたしましても症状の安定した患者さんの地元医療機関への紹介などを進めているところではございますが、当院への患者さんの絶対数が多いというような状況でありますことから、現状では余裕を持った予約設定というようなことは、一挙に改善というようなことはなかなか難しい状況にございます。しかしながら、少しでも改善できるように取り組んでまいりたいというように病院としては考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、まず滑川議員のごみの広域焼却場についてということで、まずAの3市の収集実績の比較というようなことで、先ほど議員のほうから数字についてはご説明があった内容のとおりでございます。

それに加えて、それらの現状で、平成22年度で申し上げますけれども、確かに3市中で銚子市が全体の約5割、50%を占めております。そこへ旭市がそのうちの35%、匝瑳市が15%という、そういうふうな形に、これは平成22年度の実績ですけれども、そういう状況

になってございます。

ただ、このごみの排出量の中の生活系のごみの割合を申し上げますけれども、これについては銚子市、旭市、匝瑳市というようなことで、銚子市が66.6%、旭市が66%、匝瑳市が64.4%ということで、ごみの量は先ほど言いましたような割合なんですけれども、その各3市の中で占めている生活系のごみの割合については大きく大差はないという、そういう状況です。ですから、銚子市が多いんだけど事業系がどんと多いだとか、そういう状況ではないということです。

人口の割合についても、平成22年度でいきますと、やはり全体の割合からすると、銚子市が6万9,954人で39.1%、旭市が6万8,845人で38.5%、匝瑳市が4万206人ということで22.4%ということで、人口については銚子市、旭市ともそんなに大きな変化はないということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、銚子市から出てくるごみの量というのは人口割合からしても多いというような状況でございます。

ごみの収集実績の比較については以上でございます。

その次に、Bの銚子市ではごみ焼却場建設の近隣区に最終処分場を造らない条項を、同意書をもらっているというのが、広域の3市の確認事項から外れているのではないかとご指摘でございます。この内容につきましては、3市の確認事項であります、平成21年8月10日開催の東総地区広域市町村圏事務組合の首長会におきまして、ごみの広域化の推進事業の中で、焼却施設と最終処分場を同一市内に建設するということが決定されております。現在、銚子市内で両施設を建設することを目指して事業を進めているというような状況でございます。この事業を進める中で、焼却施設の建設候補地周辺といいますか、16町内、これは銚子市の野尻町地区なんですけれども、野尻町地区の周辺16町内、ここの町内の皆さんのほうと広域の事務組合、それと構成3市とで締結をしてございますこの計画に対しての基本協定書、この中におきましては、確かにこの周辺16町内会の地域には最終処分場を建設しないことを記載はしてございます。しかしながら、この銚子市内に最終処分場を建設しないというようなことを示してある文言ではなく、先ほど申し上げましたように焼却施設と最終処分場というのはあくまでも同一市内ということで、銚子市内に建設していくというようなことで進めておりますので、先ほどの確認事項からは外れていないというような広域の組合のほうの考え方でございます。

次に、Cの集積センターですけれども、先ほど市長のほうから答弁申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、駅前広場についてから。

全国で中央通り商店街がシャッター通りと言われているのは数多くありますけれども、十数年にわたり五十数億円以上の資金を投下し、その結果が駅前駐車場通りではどうしてもさまにならないと思うんですよね。立ち退いた方が皆駐車場にしているところが多いんですけども、これは個人の問題なんですけれども、開発の予定とかないしはそこに行政のプランとして何か持っていることがあるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

議員からのご質問のとおり、実際には駐車場が大分増えてきてしまっておりまして、商店というのは、既存商店の方は頑張って営業しておられるわけですが、特に駅前の広場の近くについては駐車場が目立つという状況がございます。

現時点では、総合計画基本計画の中にも駅前に拠点というものについては位置づけしてございません。あくまでも現状では民間の力に頼らざるを得ないのかなと、こんな状況で考えております。商工会のほうでもいろいろご努力いただいております、新町通り会ですとか塚前通り会、こういったところにも打診していただいているようでございますので、今後もこういったことを見守っていききたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほどの答弁にもありましたけれども、道路ができてから駅前玄関、要するに駅前広場ですよ、それも造るということであれば、今、草ぼうぼうになっている駅前広場を、もうちょっと花を植えたりきれいにしたりすることはできないんですか。

それと市民の送迎のための駐車場というのはわずかにはあるとは聞いていますけれども、特に雨の日とかそういうときにはすごく混雑してとても通りづらいと、そういう市民の声がたくさん出ておるんですが、それに対する対応については行政のほうではどのように考えておるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、確かにご質問にありましたように駅前広場の中にブロックで囲った区域があります。ここには当然ながら、私どもとして県から聞いておりますのは、低木の植栽、芝生の植栽、こういったものを伺っているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、電線共同溝のループ化がされませんと、また手戻りになるということも当然ながら懸念されるところでございまして、また議員からご提案がありましたように、私としても駅前広場の景観というものを、例えば最終的に低木が整備されるまでこのまま放置するというのは、私も考えてございません。何らかの形で駅前の景観というものも考えていかなければいけないと思っておりますので、議員から提案がありました花壇、これらも含めまして、私のほうで何らかの景観対策、こういったものをとっていききたいと、このように思っております。

それからもう一つは、通りづらいとか使いにくいとかというお話がございました。これは当初から、駅前広場を整備して暫定供用した時点から、かなり市民の皆様からはそういったお話は伺っております。ただ、最近におきましては、大分、市民の方が駅前広場の利用勝手になれてきたのかなと、こんなふうに私なりに思っています。それといいますのも、駅前広場というもののの中に市民のための、電車をおりる方の送迎の駐車場というものを備えている駅前広場というのはあまりないのではないかと私は思っています。やはり、交通動線というものを皆さんが利用勝手の中で、皆さんでルールを作っていただくのが一ついいのかなと。駅前広場を使われる方というのは送迎の方が主であって、例えば学生であれば頻繁に利用されるわけでありまして。つまり、たまたま行ったという方ではなくて、毎日のように使っているということの中で、そういったルールを皆さんで守って作っていただく、こういったものも非常に大事ではないかと、このように思っております。

いずれにしても、今後も早期完成に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 都市整備課のほうでもうちょっと細かく、例えばサービスにつきましても市民の皆様の説明ですか、それは絶対必要だと思う。実際には分からない人が文句を言うてくるわけですから。本当に分かっている人だと理解していると思うんですね。その辺のことは、やはりもっと速やかに公開していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

いました。

それとあと中央病院についてなんですけれども、委員会の目的には、1に中央病院の果たすべき役割、2に課題と対策、3に改革プランに基づく経営形態の調査と研究、4にその他市長が必要と認める事項とありますが、この四つの条件に対して優先順位というのはあるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 第2条に検討していただく項目を書いておりますけれども、優先順位ということは、私のほうにはしてはないうもりでいるんですけれども、検討委員会の委員の先生方をお願いした中で、やはり1番と2番は自分たちで解決できる問題ではないのかなと、そんなようなお話をいただきました。3番目が、当然、今回の検討委員会の主な検討項目だというような認識をしているところでありまして、このことについて、今一番、医師不足とかそういった部分が言われている中で、どうしたらそういった経営改善をしたらそれを解消できるのかなというような部分を中心に、検討委員会で検討してもらおうということだと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先の7日の質疑の中にもあったんですけれども、市長も答弁していますけれども、今議会の補正予算は、私も憤っているというような話をしています。医師マンシヨンの建設です。これは3か年計画で、医師確保の環境改善のための一環だということですから大変いいことだと思います。しかし、これは裏を返せば、経営形態、簡単に言うと単年度ではもう駄目だと。赤字も建設ももっと自由にしたほうがいいと、地方独法、要するに地方独立行政法人化を裏では催促しているように感じたんですが、市長はどうお考えですか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういったことを示唆して検討委員会を作ったという思いはありませんで、あくまでゼロからの出発ということで、今の現状で中央病院の側からも当然委員が出ていただきますので、現状で困ること、改善すべきこと、そういった部分をいろいろ出させていただきますと、そのことについて解決策はどうしたらいいのかなというような部分で、あくまで最初からどういったような方向でいくということは私のほうからは諮問はしないつもりでありますし、そういったことは触れないでゼロから出発していただきたいと、そんなよう

に思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今の医師マンションの建設計画なんですけれども、26億2,500万円という補正予算が計上されましたが、7日の高橋議員の質疑の中にも、内容で全然議会にも提示されておりません。その中で、その裏側には補正予算書の継続書として25年に4億円、26年に15億円の企業債を計上しております。原案がなくてこのようなことが計上されることなのでしょうか。また、それが許されることなのでしょうか。分からないから質問しています。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

この間の質疑の中でもご説明させていただきましたけれども、私どもといたしましては、あくまで26億円は上限額ということで提案をさせていただきました。ただ、私ども病院の方針としましては、20億円以内、全額起債を行わず病院の自己資金で行いたいという方針で事業を行っていきたいということをご説明させていただきました。病院としては、そのような考え方でご承認いただいたあと、事業に取り組んでいきたいというように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） よく分かりません。

次に、公営企業法全適というのは、事業管理者は経営責任が明確化されております。職員採用や人事権、給料の決定等の病院経営等に関するほぼすべての権限を掌握し、経営責任を負うことになっています。私が主張しているのは、一輪車より二輪車のほうが人脈、学閥、その辺のことについても一人二役より二人二役のほうが、要するに今の看護師とか先生方を集めるのにも力になるのではないかと、今の事業管理者の骨折りを分散できるのではないかと、そのように考えて質問しているわけですが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 院長、事業管理者の分離についてということで、先ほどお答えしましたように、そのことについても本当にどれがいいのかなという部分もある程度今回の検討委員会で人事のほうのことについて、経営のほうのことについても議論していただきたいなど、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 約1,000床クラスの病院、例えば社会保険とか厚生連とか、私大等の大病院は理事長、事業管理者ですね。それと、院長は兼任しないというのがおおかたのスタンダードになっております。これから10月2日に発足するそうですが、中央病院をよくする検討委員会、これで速やかな検討をぜひお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 答弁いらないですね。いりますか。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、もう一つ。旭市の一般会計補正予算を、今年度ですね、先ほどの提案されている一般会計予算を足しますと約289億円。中央病院は約350億円で、一自治体だけで到底支え切れないほどの大きな予算を持っております。ましてや110万人の患者のうち7割を周辺自治体から受け入れている、それなのに何ら自治体は旭市に対して何もしていないというのは、どう考えても事業管理者、市長、市民に対する負担が余計かかっているんじゃないかと思います。この辺もこれから、今、医療連携協議会というのが重田助役のときに発足しまして、途中で消えてしまったんだかどうだか分かりませんが、国や県の指導で、この近辺の医療連携をどうしても強力に進めてもらわないと、旭市自体が大変なことになるのではないかと。市長、そういうことで、この医療連携についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、7万人旭市民が289億円、中央病院は340億円、その予算を単純に比べても、旭市1市だけで担えるという部分は本当に大変なのかもしれません。そういった面で、香取・海匝地区、そういった部分での医療連携は必要だなというような思いはあって、それで香取海匝地域保健医療協議会といいましょうか、仮称ですけども、何回かやったわけでありまして、そういった部分の話し合いの中でやはり言えることは、自分たちの町に公立の病院が欲しい、病院長もまた病院長でどこかの病院の傘下にはなりたくない、そんなような結構思いが強い、香取・海匝、この地域だけでもそういった考えがあるわけでありまして、本当にそういった部分を払拭して、香取・海匝医療圏を一つにまとめられるという部分は、やはり県が出てきてリードして指導してくれなければというような思いの中で、今度は国がやっている香取・海匝医療再生機構ですか、そういった部分で25億円の予算を使

いながら、それを県が指導してやっているわけでありますけれども、そのこともなかなか、公立病院7病院があつて、それがいろいろな役割分担というような部分は、明確には県のほうもされていないということもありますし、確かにどこかに依存するような、首長も院長も、そういった部分があるということは事実でありますので、この部分を、考え方を変えていかなければ、この地域には必要な病院とサテライト、二次医療、そういった部分での病院の役割をきちっと守ってくれるというような、そんなような考えを首長間でまず話していかなければと、そんなような思いでありますけれども、なかなかそのところも日程の調整とかいろいろな部分で、そこまで踏み込んで今の香取・海匠の中でできるのかどうかという不安もありますけれども、一生懸命そのことについてはこれからやっていきたいと、そんなような今思いを新たにしているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、市長、先ほどの答弁いただきまして、医療連携について強力にこれからも進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

Cの診察待機時間、これにつきまして中央病院のデータを16年から22年まで見ますと、先ほどのデータと同じように16年を100としますと22年には病床数で101.8%、職員数で105.9%、医師数で117.6%、入院患者が1日当たりで80.4%、外来患者が1日当たり89.9%、医師1人当たりの入院患者数が67.4%、同じく外来患者数が75.2%、総収益では121.6%増になっております。このデータを見ますと、患者数が減りながら医師数以上に総収益が伸び、患者1人当たりの問診時間とか診療報酬の上昇が見られると思います。しかしながら、16年から比べると待ち時間が延び、医師の過剰勤務の増加はどこに原因があるのでしょうか。お示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 16年度と数字的に比較しますと、確かに医師1人当たりの患者数等は、統計上は減少しているように見えます。しかしながら、議員もご指摘のようにやはり診療単価などは上昇しているということもございまして、それだけ診療密度は濃くなっているということも言えるかと思います。そういったこともありまして、なかなか1人当たりの数字上で見えないいろいろな負担というのはあるのかなというふうに考えておりますので、単に数値1人当たりで見るというのだけではちょっと判断できないのかなというふうに思っております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 旭市役所本体でも、さまざまな業務につきましてコンサルタントを採用していると思いますが、中央病院でも業務改善とかそういうことについては、そういうコンサルタントがあるのか、またはコンサルを採用する予定があるのかお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院といたしましても、いろいろな業務をやっている中で、今おっしゃっている、ここだけを担当していただいているわけではないんですが、やはりいろいろな面で病院をよりよいものに改善していくという中で、その業務の一つとして業務改善のほうをご指導いただいているコンサルもございます。ただ、ここだけをという形ではございませんが、この部分を含めてお願いしているコンサルがございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今年の8月から始まりました他市町村の時間外救急診療の割増料金、いわゆるコンビニ救急受診制限についての8月、1か月ですけれども、昨年と比べるとやはり効果が出ておるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 6月の議会でご承認いただきました時間外選定療養費につきましては、8月1日から予定どおり導入させていただいております。まだ8月が終わったばかりで詳しい分析はしていないんですが、夜とあと土日とか、その時間帯にいらっしゃった対象となる方が3,200人ほどおりまして、その中で急病ではなかったという形で負担をいた

だいた方が186人おまして、実際に適用率というんですか、5.8%ということでそれほど多くはありませんでしたので、ある程度、広報等によって、それほど多くの方が軽いのでいた
だいたということにはなっていないのかなというふうに単純には思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 大変な状態の中ですが、中央病院の職員皆様にはこれからも頑張っ
ていただきたいと思います。

3番目のごみの広域焼却場について。ごみ焼却場の負担金の根拠については、面積と人口
ということは分かっているんですけども、そのほかの根拠というのはどのようになっ
ておるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の建設費の関係でしょうか。

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） 建設費の関係につきましては、まだ負担割合等を具体的に詰めて
おりません。これからということでございます。ただ、今、広域が進めています作業、その
関係での事務的作業ですけども、その関係につきましては、今現在、均等割が20%と、
それと人口割が40%、それとごみのほうの利用計画なんですけれども、計画上のごみの量の
関係ですけども、そのごみの量の割合で40%と、そういうふうな形で、今、事務的経費関
係はそういうふうな形で負担割合はされております。

しかしながら、今申し上げましたように、建設に伴うそういった負担の関係については、
まだ具体的に詰めてございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） この問題につきましては、前市長の18年にも大分、ごみの焼却場とい
うことで、この議会でももめておりました。それから全然、その広域というのは進んでいな
いということですね。

その中で、かつて銚子市の市長は、野平市長ですね、人口5万人以上があれば単独でもご
みの焼却場建設が可能と主張しておりました。これは東総広域組合の根拠というのは、平成
9年5月28日の環境庁の衛生環境の173号通達だと思います。ところが、野平市長の主張し

ているのは、その後の平成13年か14年の環境庁通達により5万人以上で面積があればというようなことで、多分18年には広域の事務組合の中では言っていたと思うんですよね。今もそのような方向なんではないでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 制度改正によりまして、今、議員おっしゃったような後段の年度の中で、人口が5万人以上または面積で500平方キロというんですか、それと規模的には100トン未満という、そういうふうな形に補助金制度から交付金制度へ変わったというような話で私は理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 市長にお聞きしたいんですけれども、東総広域の組合長ではなくて旭市長としては、このごみの焼却場についてはどのようなお考えをお持ちなのではないでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市長が今、東総広域市町村圏事務組合、いわゆるごみ焼却場の問題についても管理者ということでもありますので、3市の合意のもとに進めている事業でありますので、3市で一緒になってこの施設を造っていかねばと、そういう思いで今います。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、Bのほうの最終処分場についての云々なんですけれども、少子高齢化になり、産業の衰退、ごみの減量が現実のものとなっております。それなのに広域では15年前の通達を律儀に守ろうとしておる、そのように感じています。これ自体はいかがなものなのではないでしょうか。もう一度考え直す時代ではないのでしょうか。大金を投入する大型溶融炉か、それとももっと建設費が安くできるストーカー炉か、その辺のことも踏まえて、やはりこれから検討していくべき課題ではないのでしょうか。

担当課としてはどのように思っているのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 担当課というお話ですけれども、今、市長から申し上げましたように、これは3市での合意の中で効率的なごみ処理を進めていこうというようなことで実施をしている事業でございます。

先ほど議員から出ましたように、単独の中で安いストーカー炉とかそういうお話がありました。しかしながら、そういったストーカー炉ということになりますと、今の時代からすればもっと効率的なごみ処理の方法論も出てきているというようなことがございますので、今度広域で進めております内容についても、あくまでも連続運転で24時間運転をしていこうですとか、またはそこから熱を利用して、サーマルリアクターみたいな、そういう熱回収事業も含めて検討している状況というようなことで、今の市の持っている焼却施設のようなストーカーだけで、それで進めていくという形になりますと、当然そのストーカー炉になりますと灰の処分というようなことで、一般的に今大体ごみの焼却した量に対して12%から15%くらいが灰として出てくるんですけれども、今、広域で進めているような内容等いきますと、最終処分に出てくる溶融関係も含めて検討している状況ですので、そういった最終処分量についても、そういった方式をとりますと4%程度まで少なくできるですとか、そういったことも含めてやりますと、今の広域の中で効率的に進めていくということが、一番今の中では最善ではないかと、そういうふうに考えます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今から建設するとなると少なくとも5年以上はかかると思います。それから、20年後の先の人口を見て、やはり年がら、絶えず24時間運転するだけのごみの量が本当に確保できるんでしょうか。その辺を含めた対応をしていかなくても、今がよかったらいいというわけではないと思うんですよね。それで、今このままいったら、私なんかよく思っているのは、あまりはっきりしたことは言えないんですけれども、海に近いほうの方の言いなりでなっているような感じが、思いが太分ありますので、この辺をもう一度、15年前の通達を基にして広域をやっていくのがいいのか、その辺まで含めて考え直すべき、もうときが来ているのではないかと思うんですが、市長。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、先ほど申しましたように建設計画検討委員会、その前の担当課長会議ということで順次クリアしなければ、協議しなければならない問題を、今、協議して進め

ているところでありまして、これから先ほど言いましたように中継施設あるいはプラスチックの扱い、そして炉の問題、焼却量の問題、そういったものを、今、建設計画検討委員会で議論しているところでありまして、その段階で決まった事項については全員協議会、東広の全員協議会と各市の全員協議会で逐次報告して了解を求めていくように事務局サイドに連絡しておりますので、今は検討段階ということで。

確かに、ごみの減量、15年、20年先の問題、人口推計と併せて大切なことでありまして、先ほど申し上げましたように、10トン、20トンの機械、焼却炉の縮小によって相当の工事費が違ふということもありまして、銚子市の市長などは銚子市の人口推計、15年先、平成30年にいったら5万人以下だというようなことの中で人口推計もまだままならない中で、どの推計をとってこれから計画していくんだと、そんなような今の段階でありますので、決まった項目については、皆さん方に一刻も早く全協なり開いていただきましてご報告したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） このまま進めていくようであれば、特に銚子市がごみの焼却場、集配センターは旭市と匝瑳市に造るわけですが、その辺の建設コストとかランニングコストもすべて3市一体となって計画の中に入れてもらえるような方向はできないものなのでしょうか。そうじゃないと、ただ焼却場を造ったところだけが一番有利であって、一番遠いところで一番少ないところが一番損するような、そういうことではおかしいと思うんですよね。なおかつ、集積センター、転送センターについても、もう既に前市長の18年度にもそういう問題は出ているわけですから。先ほども言いましたように、もう24年になっても、まだ全然それ考えていないというのは、簡単に言えばやりたくないんじゃないのというような考えになってしまうと思うんですよね。少なくとももう6年も経過していて、精密な、詳細な計画が何もないなんていうのはおかしいと思うんですよ。そういうことでぜひ、何回も言うようですが、将来の人口を見据えた中で、どこと組んでいくのかとか、単独でやっていくのか、3市でやっていくのか、その辺のことははっきり、もう決めるべきときが来ていると思います。ましてや、3市ともそんなに長くストーカー炉がもつわけではないんですから、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員のご意見でありますけれども、ちょっと誤解しているところが

あって、今からごみ焼却場について決めるということではなくて、もう3市でやっていくということに決まっているわけでありまして、それと同時に銚子へ焼却炉を造った場合、中継基地は当然旭市、匝瑳市に必要なのか必要でないのか、そういった部分も今議論しているところで、つい先日、私のところへ中継施設を二つにしたらとか、一つでどうでしょうかとかというような話があったもので、そんなことはとにかく議会で了解をして、予算をつけてもらわなければならないことだから、議員のみんなに、さっきも申し上げましたように理解できるような資料をそろえてやってくれなければしょうがないというようなことを申し上げました。それと同時に中継施設あるいはまた附帯設備、いろいろあると思いますけれども、それは全部3市合同で応分の分担ということでやっていくものでありますので、その辺もご理解いただきたいと、そんなように思います。よろしくお願いします。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長(林 俊介) 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

(5番 伊藤 保 登壇)

○5番(伊藤 保) 5番議員、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。早速質問に入ります。

今回、4項目4点について質問いたします。

前回、私は予防ワクチンについて質問しましたが、市の厳しい財政状況の中で、国の補助制度を充実してくれるよう全国市長会などを通して要望しているとの答弁がありました。そこで、今回もワクチンについて1点伺います。

このたび、9月からポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに変更されました。しかし、生ワクチンと不活化ワクチンの差額分は市町村が負担しなければなりません。厚生労働省は今後、ワクチン接種を生ワクチンからより安全な不活化ワクチンに移行しようとする動きがありますが、現在、予防ワクチンの生ワクチンが不活化ワクチンに変更になったときに、年間の市の負担増はどのぐらいになるのか、生ワクチンと不活化ワクチンの違いとともに伺います。

次に、障害者支援について伺います。市の施設がさまざまありますが、障害者の市の施設利用の優遇制度があるのか伺います。

3項目めは、環境について1点、住宅太陽光発電の補助について。このたび追加の補正予算が組まれましたが、現在の補助対象戸数は幾つなのか伺います。

この9月2日に防災訓練が行われました。途中、雨に見舞われましたが、昨年の震災があり真剣そのものでありました。参加された皆様には、早朝から大変ご苦労さまでした。

全国各地で災害が発生しています。今年も昨年同様に豪雨による災害が多く発生しております。観測史上、例のない短時間の豪雨による土砂災害が起きており、この地域もいつ起きてもおかしくない状況です。旭市は海拔3メートルから6メートルの平たんな地形に加え、海拔50メートルから60メートルから成る北総台地、俗に飯岡隆起帯と呼ばれる急傾斜地を抱えております。市のホームページでは、土砂災害危険箇所の位置が示された旭市土砂災害ハザードマップが掲載されておりますが、4項目めに災害について1点、急傾斜地について伺います。

県が土砂災害の危険度が高い場所を土砂災害警戒区域または特別区域に48か所、旭市では指定されております。昨年の災害時にも何か所かで土砂崩れが起きました。この警戒区域を災害以降、点検しているのかどうか伺います。

以上、4項目4点について伺います。再質問は自席で行います。分かりやすく明確にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、ワクチンについてお答えいたします。

まず、生ワクチンと不活化ワクチンの違いについてご説明いたします。

生ワクチンは、生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、これを接種することによってその病気にかかった場合と同じような抵抗力ができます。接種後から体内で毒性を弱めた細菌やウイルスの増殖が始まることから、それぞれのワクチンの性質に応じて、十分な抵抗力ができるのに約1か月必要です。

次に、不活化ワクチンですが、細菌やウイルスを殺し、抵抗力を作るのに必要な成分を取り出して毒性をなくして作ったものです。この場合、体内での細菌やウイルスは増殖しないため、数回接種することによって抵抗力ができます。一定の間隔で3回接種し、最小限必要な抵抗力ができた後、約1年後に追加接種をして十分な抵抗力ができることになります。

続きまして、生ポリオワクチンと不活化ポリオワクチンの1人当たりの単価でございます

が、生ポリオワクチンが350円に對しまして不活化ポリオワクチンは5,720円でございます。ワクチン費用でございますが、生ポリオワクチンの場合31万5,000円、不活化ポリオワクチンの場合715万円となり、683万5,000円の増加となります。

続きまして、2番目の障害者支援につきましてお答えいたします。

健康管理課で管理しております海上健康増進センター及び飯岡保健センターの両施設につきましては、現在障害者の利用に關しまして減免の規定はございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 市の施設における障害者に対する優遇制度はあるのかというご質問に對してお答えいたします。

私ども社会福祉課が所管いたします飯岡福祉センター及びあさひ健康福祉センターにつきましては、施設の料金でございますが、飯岡福祉センターにつきましては一般の方が1日200円、小・中・高校生が100円、月決め会員が1か月1,000円という形になっております。また、あさひ健康福祉センターは、一般の方が1日400円、小・中・高校生が200円、月決め会員が一月2,000円という形で、この両施設とも市民の健康増進を図る福祉施設でございます。低料金で利用できることから、障害者への優遇制度はございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、体育振興課で管理しております総合体育館につきまして、障害者支援ということでお答えさせていただきます。

総合体育館につきましては、障害のある方に対する利用料金の割引等の制度はございません。しかし、障害のある方にも利用可能なトレーニングルームにつきましては機器を設置しておりますし、また、総合体育館では出入り口のスロープあるいは障害者専用の観覧席の設置等、障害者の方にも利用しやすい配慮をさせていただいております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、3番目の環境について、住宅用の太陽光発電補助についてご回答申し上げます。

まず、住宅用太陽光発電システム設置助成事業でありますけれども、この事業につきましては、平成22年から24年までの3か年の事業期間で実施をしております。補助の内容ですけ

れども、1キロワット当たり2万5,000円、上限で10万円の補助を行っているところでございます。現在、市民からの設置要望、そういったことが多く受けておりまして、今回、議員おっしゃいましたように9月の補正予算に補正をお願いしているところでございます。

まず、事業費ですけれども、当初につきましては510万円というようなことで51基程度を予定しておりました。これらの要望についてが、数が多いというようなことで、今回200万円の補正をさせていただきまして、事業費を全体で710万円ということで、設置の基数ですけれども、大体74基程度を予定しております。

なお、この事業につきましては、市民からの設置要望または温暖化対策、そういったことにも役立つというようなことから、先ほど申し上げましたように本年度で事業期間は切れるんですけれども、こういった事業期間の延長も含めまして要綱等を変更していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、4点目の災害について、急傾斜地の点検をしているのかという質問に対する答えです。

急傾斜地の調査につきましては、県の土砂災害危険箇所点検要綱に基づき、危険箇所の状況を県、市、消防、警察等と合同で現地調査を行っております。震災後ですが、昨年震災後の7月に19か所、今年6月に16か所を危険度による優先順位から実施いたしております。その調査評価ですが、異常なしまたは危険度が少なく緊急性が低いものとなっており、今後も継続して監視していくこととなっております。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、ワクチンについてですけれども、再質問させていただきます。

かなり高額になるわけですが、これは県の補助がないと聞いておりますけれども、これは単独、市町村の持ち出しということになると思うんですけれども、なぜ県は出さないのか。恐らく、定期予防接種ということですので市区町村の責任で行うということが明記されていると思いますけれども、しかしその一方で、我々は県民ですので、なぜ県への要望を、ちょっと聞いていただいたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 県につきましても、国にワクチンの助成について要望しているところでありまして、市町村とは足並みをそろえて国へ要望しておりますので、県自体が補助金を出すというような予定はないように聞いております。

以上であります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） もう少し声を大きくしていただかないとちょっと聞こえないんですけれどもね。

これは、市長、先ほどお話ししましたが、全国市町村会とか、また議長にもお願いしたいんですけれども、やっぱり全国市町村議長会とかで声を上げていただきたいと思います。これは旭市だけの問題ではないと思うんですね。しかも我々は、先ほども言いましたけれども千葉県民でもあるわけですので、しっかりこのところを県にも要望を出していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、近々県の市町村長と知事との懇談会があります。その席で、十分このことは県にもお願いをしますし、国へもお願いしてくれというのを要望したいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） じゃ、ぜひ要望をしていただきたいと、このように思います。非常に財政が逼迫している中でございますので、やはりこのワクチン制度というのも非常に大事ですのでよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。障害者支援の施設利用についてに移りますけれども、これは各施設、障害者の制度の割引というのがありません。

特に、私が要望いただいた中には海上増進健康センターの利用者からありました。月2,000円の負担だけれども、自立ができるようにリハビリに通っているんだと。歩けないので、とらの子の2,000円ですというお話がありました。このような話を伺って、ちょっと議事録を調べてみました。これは平成20年3月に使用料改定のときに、同僚の島田和雄議員が質疑して、21年9月に一般質問をしております。計3回行っているんですけれども、当時の議事録を見ますと、ここに市長の回答が出ているんですね。高齢者や障害者等の割引ということについては、使用料、手数料に関する条例の中で、第5条の5番目、その他前各号に準

ずる場合で公益上、特に必要があると市長が認めた場合というようなことも条例に入っていますので、高齢者や障害者に対しての料金割引については早急に前向きに検討していきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いします。このように議事録に入っております。これから3年たつんですね。

(発言する人あり)

○5番(伊藤 保) そうすると、3年たちますので、何とか高齢者と障害者、これを割引ですね。全額ただとは言いません。ただにしてみましたら、やはり障害者の方に、精神的に差別されるという思いが出てくるでしょうから、負担もやはり多少していったって、そういうふうな思いもいたしておりますので。

この早急に検討してまいりますということなんですけれども、早急というのはどのぐらいなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(林 俊介) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長(明智忠直) 確かに3年前、3年前だったっけ、そんなに前かな。使用料、手数料の問題について島田議員から質問がありました。早速にでも検討しますということを、恐らく答弁したと思いますけれども、検討はしました。みんなで、庁内でしまして、使用料、手数料の一括した条例を改正するときにまで待ったほうがいいかなというようなことで、そのときには少し時間をもらいたいというようなことで、島田議員には連絡しませんでしたけれども、そういったような方向性がそのときの答えであったわけであります。それから3年がたったということでありますけれども、今、伊藤議員から言われまして、改めてそのことについては議論しなければならないのかなと、そんなように思っているところでありまして、使用料、手数料全体を変えるという部分になると、条例といいましょうか、そういったものも構わなければならないということで、特別事項に入っているところでやれるのかやれないのか、これから担当に十分検討させていきたいと、そんなように思いますのでよろしくお願いします。

○議長(林 俊介) 伊藤保議員。

○5番(伊藤 保) では、検討していただけるということなんですけれども、これは早急に答えを出していただかないとならない問題ですので、これはどのぐらいで答えが出るのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(林 俊介) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、全庁的な料金見直しになると思いますので、その中で検討していきたいと思いますので、しばらく時間をいただければと思います。申し訳ありません。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） あやふやな回答でございますけれども、旭市は割引制度がないんですね。ほかの市町村がどうか知りませんが、この旭市の割引制度をしっかりとやっていけば、また市の特典性にもなると思うんですよ。そうすると、各地域の方々が見て、旭市ではこういうものを行っているなというのが出るとまた違います。障害者の方々、また高齢者の方々、予防も含めて、またリハビリも含めてこのプールの利用というのをやっているわけですので、ぜひその辺のところを検討していただいて、早急に回答していただけるようお願いしたいと思います。

じゃ、次の質問に入ります。環境についてですけれども、太陽光発電の設置補助ですけれども74基になっております。消費増税法案が可決されまして、来年度は駆け込み需要が予想されるわけでございますけれども、来年度幾つに設定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の来年度の基数の話ですけれども、基数についてはまだ具体的に何基という、これは予算関係も含めてあるものですから、そういった形で、基数まではちょっとここではあれですけれども、先ほど申し上げましたように、事業期間も含めて、本年度74基程度ですので、それらをさらに拡充していきたいという考え方を持っておりますので、その辺でご勘弁願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これは最初51基、それから74基、合わせてじゃなくて全部で74基という。
（発言する人あり）

○5番（伊藤 保） 分かりました。そうすると、これは来年度の目標として、今、全く足りない状況だと思いますので、何とか100基以上増やしてもらいたいなというふうに思いますけれども、市長、その辺はどうでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、今、再生エネルギーというような観点から、そういった部分は必要だという認識はしております。この事業については、県のほうからも補助金が来ているというようなことの中で、来年度は一応今のところ補助金打ち切りというようなことで、県の補助金はないということでもあります。そんな中で最大限、県にも要望して、恐らく県も再生エネルギーの必要性は認識していると思いますので、来年も継続して補助金を出してくれるのかなと思いますけれども、伊藤議員がおっしゃられましたように100基は当然予算化していかなければならないのかなと、そんなように思っているところでありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） もう既に締め切っているということなので、ぜひまた100基は申し込みができるようにぜひお願いしたいなと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。最後の質問なんですけれども、災害についての急傾斜地についてですけれども、大体年1回は必ず点検していると、確認しているということなんですけれども、災害計画の中には避難勧告とか避難指示とか、いろいろ言葉が出ます。この言葉そのものが市民に、一体、避難勧告は何なのか、避難指示は何なのかというのがはっきり示されていない状況があると思うんですね。その辺のところを詳しく説明していただければと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、まず避難勧告と避難指示、どう違うのという話からさせていただきます。

どちらも市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合に避難を促すものでありますが、まず避難勧告のほう、基本は災害対策基本法第60条に基づいておりまして、市長から発令されるものです。知事が代行して行う場合もございます。これはもっと大きな地域になった場合だと思います。ただ、避難を強制するものではありません。

避難指示ですが、まず基本は同じ災害対策基本法第60条に勧告、指示もあるんですが、この指示のほうは災害対策基本法以外にも水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法においても定められております。ということは、市長、知事、警察官、自衛官等においても発令されることがあります。避難勧告より拘束力は強くなります。まず避難勧告がありまして、避難指示のほう重いという判断でいただければと思います。

この勧告が出る場合ですが、まず、県と気象庁が合同で発表する防災情報として、土砂災害警戒情報というのが、これが市町村単位で発表されます。これが避難勧告に始まる時の判断の一つの大きな材料になろうかと思います。あと、その現状等を見て、市長がまず勧告を発する。それ以上もっと危険が切迫したときには避難指示になろうかと思います。

どちらも勧告または指示を出しますが、あくまで避難を強制したり、従わない場合、直接に強制して立ち退かせる、そこまでいくものではありません。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） このことが市民に非常に浸透性がないわけですね。ですので、これは広報なりなんなりでしっかりとこのことを知らせていただきたいなと思います。

ハザードマップ、危険区域のハザードマップを見てもこういった部分は抜けているんですね。これは福井県のあわら市ですか。ここには避難準備情報とかそういった避難勧告、避難指示というその意味がしっかり書いてあります。ですので、こういった形でしっかりと市民に知らせていただきたいのが1点ありますので、この辺のほうは要望ですのでよろしくお願いいたします。

あと、飯岡地域もそうですけれども、海上の岩井地域に降雨があると、豪雨があると排水が非常に悪いんですね。それで土砂災害が発生するという、そういうのが昨年ありました。これはぜひ、県も市もそうですけれども、しっかりと整備をしていただきたいと思います。特に飯岡の塙、東のほうは側溝がどんどん、半分ぐらいにすぼまっているところがあります。建設課長はよくご存じだと思いますけれども、そういった箇所もあるわけですが、実際に。ですので、この辺のところはしっかりと危険区域という形で、修理なりまた側溝を造っていたりして、安全なまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 4分

平成24年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成24年9月12日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	管 理 政 改 室 推 進	林 清 明

総務課長	加瀬 寿一	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	斉藤 馨	環境課長	大木 多可志
保険年金課 主幹	渡邊 満	健康管理課長	高山 重幸
社会福祉課長	渡辺 輝明	子育て支援課長	佐久間 隆
高齢者 福祉課長	石井 繁	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	加瀬 喜久
会計管理者	宮 應孝行	消防 長	佐藤 清和
水道課長	新行内 弘	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	鈴木 清武	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	高野 晃雄
体育振興課長	野口 國男	監査委員 長 事務局 長	馬淵 一弘
農業委員会 事務局 長	加瀬 恭史		

事務局職員出席者

事務局 長	堀江 通洋	事務局次長	向後 嘉弘
-------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第 1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 俊介） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

大きく分けて5点の一般質問を行います。

まず、初めに広域ごみ処理施設について。

1点目は、我が市を含めた3市のごみ焼却場の建設後の経過年数と耐用年数、また、最終処分場の埋め立て可能年数についてお伺いします。

2点目は、銚子市に決定している焼却場並びに最終処分場の場所、また、それらの進捗状況についてお伺いします。

次に、計画時点の焼却施設及び最終処分場の規模と予算額などについてを、また、完成年度の計画について伺います。

次に、共同利用、そのときはメリットがあっても年月が過ぎると情勢の変化などによりきしみが、それが不満となり大体が破綻となります。そこで、市単独での建設の考えはないか。あくまでも広域での建設ということであれば、その理由をお尋ねします。

次、大きな2点目として中央病院についてであります。開設以来、自治体病院としては模範的な経営をしている中央病院、現在の経営状況と今後の予測についてお尋ねします。

次に、医師確保。これは地域、そして病院によってさまざまあると思います。我が旭中央病院、大きくは医師マンションと子どもの教育ということですが、何点か伺います。

1点目は、市はこれらの問題についていつ把握したか。

2点目は、市並びに病院は医師マンションをなぜ当初予算で出す計画をしなかったのか。

3点目は、市そして病院は医師確保のための話し合いを現在までどのようにしているのかお尋ねします。

次、3点目は、医師マンション建設について何点か伺います。

医師マンションは現在何棟あるのか。それらで古いのは建設後何年くらい経過し、また、新しいのは何年くらいか、それと戸数は何戸か。そのうちの入居戸数と空き戸数、また家賃の額について伺います。

2点目は、これらのマンションは何年くらいでリフォームをしているのか。

3点目は、この議会に医師確保のためのマンション建設のための予算が出ましたが、市とはいつごろから話し合いをしたのか。

4点目は、具体的なマンションの建設計画についてお尋ねします。

5点目は、建設後の現在の医師マンション、どのように利用計画を持っているのかお尋ねします。

4点目は、中央病院検討委員会設置要綱もできまして、予算、それから委員のメンバーも決まりましたが、具体的な検討事項は何をするのか伺います。

5点目は、中期計画は何年から何年までか、具体的な内容。それと、病院を中心としたまちづくりの内容と、これらに市はどのように関与しているのか伺います。

大きな3点目として、食彩の宿いいおか荘について。

解体はしない、残すということでのあり方懇談会の設立は当然のこととして、どのように活用するのかと思いますが、具体的な協議内容についてお尋ねします。

2点目として、解体を取りやめ、残すということは何らかの目的があるからだだと思います。この施設を今後どのように活用するのか伺います。

大きな4点目、行財政改革についてであります。類似団体銚子市と比較して旭市は職員が約100人多いわけであり。そして、市長もこの議会の場で多いのを認めております。それなのに行政改革を推進する中でなぜ今年も職員採用をするのか伺います。

2点目は、計画と数値目標は表裏一体のものであります。そういう中で、26年度を最終年度としたアクションプランでの年度ごとの数値目標を伺います。

最後、5点目として道の駅建設について伺います。

車社会での現代版の宿場、道の駅。コンサルタントによるスーパーマーケット的なアドバイスでの建設計画、これでは道の駅建設の目的は何なのか伺います。

2点目として、地域の飲食店、そして小売店が年々衰退している中で、地元業者に対するデメリットについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目の広域ごみの処理施設について、市単独では建設は考えられないのか、また、3市でやるということであればどういうことが一番要因なのかということ。それから、2番目の（4）の検討委員会設立の具体的な目的ということ。それと、3番目の質問の食彩の宿いおか荘の今後の施設をどのように活用していくのか。5番目の道の駅建設の目的はということでお答えさせていただきたいと思います。

1番目の広域ごみの市単独での建設は考えられないかということですが、平成19年度から東総地区広域市町村圏事務組合において、現在の構成3市、銚子市、旭市、匝瑳市で取り組むことで決定をしております。その後、3市から候補地を各市2か所ずつ6か所挙げていただきました。その選定基準の点数の上位2地域を選定いたしまして1か所に決めたわけであります。

また、そして平成21年8月10日開催の東総地区広域市町村圏事務組合首長会において、ごみ処理広域化推進事業については焼却施設と最終処分場を同一市内に建設することが決定され、平成22年1月25日、東総地区広域市町村圏事務組合議会全員協議会において説明、報告をされました。

また、平成22年2月12日開催の東総地区広域市町村圏事務組合議会において事業推進に係る予算の承認を得て、併せてその年の3月に旭市定例会においても予算の承認を得たところであります。

これらの計画については重く受け止めておりまして、さらに焼却施設の建設候補地周辺の

16町内会、東総地区広域市町村圏事務組合及び構成3市とで締結している広域ごみ焼却施設建設計画に係る基本協定書においても、構成3市は責任を持って関与することを記載しております。そして、今、ごみ焼却場建設検討委員会を立ち上げ、さまざまな問題について検討、調整をしているところであります。今後も3市の共同事業として構成市と連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

3市でやる一番大きな理由としましては、やはり事業費の削減、合理化が一番大きいことだと、そのように認識しているところであります。

2番目の旭中央病院について、検討委員会設立の具体的な目的はということであります。

総合病院国保旭中央病院検討委員会については、7月24日に設置要綱を制定して人選を終え、今議会終了後に第1回目の会合を行う予定でいるところであります。

具体的な目的はということのご質問であります。まず1点目として、地域医療において旭中央病院が果たすべき役割、これはずっと言われていることではあります。地域の中核病院としての責任、そういったものを含めた役割がどうなのかということを改めて検討していただくということでもあります。

2点目には、旭中央病院における課題、その対策に関する検討ということでもあります。今抱えておる旭中央病院、表面的といいましょうか実質的には黒字であり、本当に地域の中核として頑張ってきておられるわけではありますけれども、その中でもいろいろとさまざまな問題が発生していることは事実であります。そういった部分を課題として取り上げていただきまして、その対策を改めて有識者を含めた13名の方々に検討していただくということは必要なのかなと、そんなように思っております。

3点目としまして、旭中央病院改革プランに記載された経営形態の調査及び研究を行うものであります。きのうも申し上げましたように、1番と2番目は自助努力である程度の解決はできるというようなことの中で、3点目が今回の大きな検討課題なのかなと、そんなようにも思っているところであります。

以上について、3名の学識経験者をはじめさまざまな立場、知見により幅広く意見を交わしていただけるような13名の委員で組織されました検討委員会の設置の必要性ということでもありますけれども、医師確保の問題、これにはいろいろと要因があると思いますが、それらの問題。また、市外からの患者が7割を占める中での診療、診察の待ち時間、市立病院としての立つ位置、市と病院との連携、さまざまな問題など多くあるわけでありまして、容易に解決できない問題、課題もありますので専門的な第三者の立場で検討していただき、広く市

民からの理解を得るために、経営状況が良好なうちに将来を見据えた調査・研究というものが必要であると考えて設置するものであります。

3番目の（2）のいいおか荘について、今後、施設をどのようにするかということであり
ます。

食彩の宿いいおか荘につきましては、一時期は解体も視野に入れて考えておりましたが、
情勢の変化によりまして、市として一番有益な道は何だろうかというようなことを検討して
いきたいと、そんなような中であり方懇談会を設置いたしました。

今後、施設をどのようにするかということではありますが、屋上を災害時の緊急避難場所と
しての活用、さらには震災を後世に伝えるための施設、あるいは防災教育の拠点施設として
の活用等について、復興庁の復興交付金制度の活用を含め、国への支援を要望するよう担当
課に指示をしたところであります。

いずれにいたしましても、あり方懇談会は今3回が終わりまして、あと1回最終諮問をし
ていただけるというようなことになっておりますので、その意見を踏まえまして決定したい
と考えております。特に、今年の夏期観光をずっと眺めておりましたけれども、いいおか荘
があそこに存在するということで、やはりこれまでいいおか荘の観光拠点としての位置づけ
があったのかなと、改めてそんなように感じたところでありまして、このいいおか荘の活用
については早急に結論を出していきたいと、そんなように思っているところであります。

次に、道の駅の問題、建設の目的はということであります。

国土交通省道路局の「道の駅」新規登録・案内要綱には、道路利用者の利便性の向上と施
設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを
目的とするとされております。また、道の駅に期待される基本的な機能として、駐車場やト
イレなどの休憩機能、道路情報や地域に関する情報を発信する情報発信機能、交流を促進す
る地域の連携機能の三つとされております。

本市の道の駅の整備につきましては、新市建設計画並びに後期基本計画においても、観光
や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭」の推進に資する施
設として整備すると位置づけております。

このことから、全国有数の農業のまち、そして旭市が誇る農水産物、観光や文化を全国の
多くの人に知ってもらうための施設とすることはもとより、交流の拠点として経済活性化、
地域振興、雇用促進にも大いに役立てるとともに、今回の東日本大震災の教訓を生かし防災
機能にも配慮した旭市らしい道の駅を設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、私のほうから、広域ごみ処理についての1点目、3市の焼却施設の耐用年数と最終処分場の埋め立て可能年数ということでお答え申し上げます。

まず、3市の焼却施設につきましては、旭市の焼却施設は稼働後約20年経過しております。銚子市の焼却施設につきましては約26年、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の焼却施設が約28年経過しております。焼却施設の耐用年数につきましては、一般的に15年から20年くらいという、そういうふうなことを言われております。そうしますと、各市の焼却の施設とももう20年を経過している状況でございます。そういったことで、今現在の施設につきましては延命化の措置を図りながら稼働している、そういった状況でございます。

また、最終処分場の埋め立て可能年数でございますけれども、旭市が約7年程度でございます。銚子市が約6年程度、匝瑳市が約14年程度と見込んでおると、そういう状況でございます。

次に、2番目の広域ごみ処理施設の進捗状況でございます。これにつきましては、焼却施設に関しまして平成24年8月末現在で、地元野尻町周辺の町内会、16町内会中13町内会と建設計画に係る事前協議を目的とした基本協定を結んでおります。24年4月、本年4月からは平成18年度に策定いたしました廃棄物のごみ処理基本計画等各種計画の見直し、それと焼却施設の処理方式、そういった選定等を含めて東総地区広域ごみ焼却施設建設検討委員会に諮問いたしまして、今現在、検討している最中でございます。

また、最終処分場につきましては、埋め立てる灰の量、そういったことが、また最終処分場の規模、そういったことも含めまして、先ほど申し上げました処理方式の選定、そういったことの中から量等が決まってくる、そういった状況がございますので、そういった方式が決定した後に候補地の選定等に着手するというようなことで聞いております。

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） 野尻町です。銚子市野尻町です。

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） 最終処分場ですか。これについては、その場所も含めてまだこれからという、そういう状況でございます。

その次に、計画策定時における計画の具体的な内容というようなことでございます。この計画につきましては、平成18年度に作成しましたごみ処理広域化基本構想、そういったこと

で、その中で大きくは、焼却施設は1か所に集約して新設をする、2番目としましては焼却施設の建設地は旭市を想定するというを前提条件として、当初計画を策定してございます。その中で、最終処分場についても広域で新たに建設し、一元化して処理することを基本的な考え方としているということで、ここの中でも建設地等については言及されておられません。また、焼却施設と最終処分場を同一市内に建設するということは、平成21年8月10日開催の東総地区広域市町村圏事務組合の首長会において、初めてここで確認されたものでございます。

それで、具体的に当時の18年に策定しました内容でございますけれども、まず3市の焼却施設を集約してということで、内容的には熱回収施設というようなことで、日量210トンの処理能力を持つということでございます。稼働の開始予定は平成24年度を目標としておりました。それと、そこに併せてリサイクルセンターということで、やはり併設をいたしまして、日量47トンのそういったリサイクルセンターと一緒に併設すると。それと、最終処分場の建設についてもここで、先ほど申し上げましたように当初の平成18年度に策定をしたときには、やはりあくまでも広域で新たに建設して、一元化して処理をするというような形になっております。それと、当時の建設に伴う費用の関係ですけれども、当初の18年度の中では具体的な建設費等については盛り込まれておりません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから中央病院の（1）の経営状況についてご説明申し上げます。

本年度の4月から7月までの4か月間が終了した時点での試算書によれば、利益状況については8,900万円の利益を確保しております。これは、昨年と比較しますと7,500万円ほど増加しております。

それから、今後の見込みということで、今回は、今年度は古い病棟ですか、こちらの解体部分を予算のほうに計上してありまして、この分が約8億円程度を見込んでおります。この分の解体工事が特別損失として出てきますので、最終的には当初予算どおりの5,600万円程度の利益を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから病院に関するご質問に関してお答え

いたします。

まず、現在の医師確保の状況についてどうかというご質問でございますが、医師確保につきましては、事業管理者みずからが各大学、病院等を積極的に訪問していただきまして、トップクルーティング活動を行っているところです。また、今年からは新たに民間のそういった専門の採用会社も活用しました活動も開始しているところでございます。旭中央病院は症例も多く設備が充実し、忙しいけれども学べる病院ということで定評がありますけれども、今後も医師の勤務環境や住環境の改善を行いまして、医師にとって働きやすい病院として評価が得られるよう努めていきたいと思っております。

続きまして、今回こういった医師確保の施策として医師宿舎が出てきたというところで、なぜ補正で出てきたのかというご質問がありましたけれども、私ども病院といたしましても、医師の確保の中でやはり病院がまずできること、取り組まなくてはいけないことは、この医師宿舎の改築ではないかというように優先的に考えております。こうしたことから、病院といたしましても、本来であればこの種の計画は当初予算できちっと措置するのが望ましいものとは考えておりますが、医師確保という緊急的な問題に対応するために補正で提案をさせていただいたものでございます。こうしたことによりまして、現在勤務している医師、また来年度、私どもとしても招聘したい医師、こういったことに対して効果が少しでも出ればというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

こういった問題について市とどういう話し合いをしているかということでございますけれども、市と病院との定期的な話し合いを持つようにしておりまして、市長と私ども病院長の会談を定期的に今年度に入ってから持つようにしております。今回の議会前にも開催させていただきましてけれども、この中で病院が抱える問題やさまざまな話題について意見交換をさせていただいているところでございます。

続いて、マンションの具体的な問題でございますけれども、戸数等概況でございますが、医師用の宿舎として管理しているものは現在11棟ございまして、単身用が98戸、世帯用が154戸ということで、合わせて252戸を管理してございます。この中で30年以上経過している建物が3棟ございまして、20年以上が2棟となっております。新しいものといましては、2000年以降は平成15年に建てたものと平成18年に建てたもの、9年、6年経過という、この2棟が比較的新しいものとなっております。

入居の状況でございますけれども、世帯用・単身用合わせて208戸に入っておりまして、入居率は83%ということになっております。

家賃の状況でございますが、最も安い単身用で5,000円からございます。それと、世帯用で大きいものでは一番高額なもので1万1,500円ということになっております。

それと、リフォームの状況でございますが、リフォームにつきましては大規模な修繕と小規模なリフォームという二つがあると思うんですが、私どもの病院は4月に多くの医師が入れ替わるということで、出る方と入る方の時間差が非常にないケースが多くて、なかなか大規模な改修というのがしづらい状況でございます。これまでの実績といたしましては、築25年経過いたしました第7医師マンションというのがあるんですけども、ここを大規模に改修しようということで、平成18年度に6,500万円ほどかけましてシステムキッチン交換、ユニットバス交換、給排水の取り替え等大規模な修繕を行っております。このほかは、基本的に小規模修繕が中心になっております。今後の予定としまして、やはり医師マンションの中ではちょっと古くなっております第8と第9については、今後同じような大規模修繕を今のところ計画を予定しているところでございます。

次は、市とはこの補正予算についていつごろから話を持ったのかということでございますが、この件につきましては私どもとしましても中期的な課題としては病院内部で検討を行っていたものではございますが、今年の医師の減少ということを踏まえまして、やはり早急に実施することが課題だということで、少し未成熟といえますが、まだ十分な検討が済んでいない段階ということもございましたので、市との協議は9月補正の通常のスケジュールの中でご説明させていただきました。ですので、通常の予算協議の中でこの案件を上げていったということでございます。

今後の宿舎整備についての考え方でございますが、今回補正予算でご承認いただいたあと、この新宿舎が建設されることによりまして全棟が空く宿舎ができますので、先ほど申し上げた大規模リフォームがかなりしやすくなるのではないかなというふうに考えております。こうしたことから、病院といたしましても看護師用も含めた病院の宿舎整備の全体的なことについても少し考えて、まとめていきたいというふうに考えています。

続いて、病院の中期計画についてでございますが、旭中央病院中期計画は地域医療の崩壊が叫ばれる中、5年後、10年後にも健全な状態で地域医療を提供し、住民のニーズに適切にこたえられる病院づくりを目指すことを目的に、平成23年、昨年策定したもので、平成23年度から5か年間の計画となっております。計画は四つのビジョンからなっておりまして、ビジョン1では「地域住民に信頼される病院」、ビジョン2では「地域医療の全国モデルとなる病院」、ビジョン3では「やりがいと働きがいのある病院」、ビジョン4では「財政基

盤の安定した病院」ということを位置づけておりまして、病院職員が一丸となってよりよい病院づくりに取り組んでいこうという趣旨のもとに策定したものでございます。

この中で、市との関与の問題でございますが、これにつきましてはビジョン2の地域医療の全国モデルとなれる病院の中に、一つの項目として旭中央病院を核にした地域活性化という項目がございまして、この中に医療集積による地域発展に関する研究を行うということを掲げてございます。ご承知のように、これから少子高齢化を迎える中で、病院としても地域にどういう貢献ができるかやはり事前に勉強しておこうということで、地域発展に関する研究を行うということを位置づけさせていただいたわけです。研究ということですので、また23年度から始まったということで、現時点で施策等、直接、市と何か協議をしているとか、計画づくりを始めるというレベルではまだございませんで、病院として今のところ、いろいろな事例研究をしているという段階でございます。

私からは以上でございます。

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） 高橋議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと答弁漏れなんですが、具体的なマンションの建設計画。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 申し訳ございません。具体的な建設計画でございますが、まだ具体的な計画が十分ない中で医師確保のために早急に着手したいということで、今回補正に提案をさせていただきました。こうしたことから、今後議会でご了解いただいたあと、基本設計等に着手したいということを考えておりまして、大変申し訳ありませんが、具体的なことについては今後の中で決めていきたいというスタンスでございます。

ただ、その中で、既に何回かご説明させていただきましたとおり、高さにつきましては市のはしご車の届く、30メートルのはしごが届く範囲内、また、資金計画につきましては、30メートルのはしご車の届く範囲内ということにさせていただきたいということ。それと、資金につきましては全額病院の自己資金で行いたいということ。そして、20億円以内におさめるというような方向で今後取り組んでいきたいということに考えておりまして、候補地につきましてはあくまで病院内の敷地内ということで、私どもとしては幾つか想定している地点はあるんですけれども、地質の調査とかそういったことが全然済んでおりませんので、基本設計等の中でそういった候補地の中から選定してまいりたいということでございます。

すみません、戸数とかにつきましては、あくまでその20億円の中で今後具体的に検討して

いきたいということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の食彩の宿いいおか荘について、これまでのあり方懇談会の具体的な協議内容等につきましてご質問がありました。

この懇談会につきましては、5月に第1回目を開催いたしまして、この1回目の中でおおむね4回程度開催しながら10月をめどに市長に報告をしよう、そんなことで現在まで3回開催しているところでございます。

具体的な協議内容はいろいろ出ておりますけれども、幾つかの事例を申し上げます。その中で一番多いのは、やはりこの旭市の観光の拠点として施設を利用したらいいんじゃないか、そういう意見。あるいは、一つには避難ビルとして屋上を使ったらどうか、あるいは、修繕をして旭市の観光拠点として有効に活用できないか等々の意見も出ております。その一方では、仮に解体をするのであれば、それに代わるものをぜひ建ててもらいたい、そういう意見も出たところでございます。

そういうようなことで、現在の協議の出ている内容等につきましては以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは質問項目4番目、行財政改革についての（1）他市と比較して職員が多く、行革を推進する中でなぜ職員を採用するのかについてお答え申し上げます。

議員、銚子市と比較しというお話でした。それと、市長から職員数が多いという話があった。その辺からお話しさせていただきます。

昨年の12月議会の市長答弁で職員数が多いと回答いたしましたのは類似団体と比較しての話で、7万人の人口に見合った職員数に削減することが当面の目標と回答させていただきました。そこで、今、定員適正化計画を作って管理・削減を進めているという回答でございます。

さて、銚子市との比較という話でしたので、若干説明的になりますが回答いたしますと、平成23年4月現在で旭市の全職員数は750人です。銚子市が737人で、差は13人となっております。ご指摘される件は、一般行政部門で比較すると確かに旭市が105人多くなっておりますが、職員配置には両市とも特殊要因がございますので、単純な数の比較はできないと考えております。旭市が多いものとしたしまして、市立の直営保育所、旭市は13か所ございまして98人、銚子市は4か所で43人。また、支所の関係ですが、旭市が3か所で36

人、銚子市は支所・出張所ございますが、こちらは正規職員がございません、ゼロで臨時で対応しております。なお、銚子市は高等学校、水道事業の職員が多くなっております。

さて、本題に戻りますが、まずその定員適正化計画を定めて職員の管理・削減を進めておるところですが、現在、第2次定員適正化計画、これは平成22年度から平成26年度まで5年間の期間で実施しているところです。計画では、24年4月1日に計画上755人としておりましたが、実際の職員数は738人となっており、計画より削減が進んでいる状態でございます。この現在行っている職員削減数の方法といたしましては、新規採用者数を退職者の2分の1に抑えております。今後もこの計画期間はこの形を堅持しまして、市民サービス等に影響が出ないように、また、職場環境に激変を招かないよう留意いたしまして、計画性をもって着実に削減を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革アクションプランにおける年度ごとの数値目標はというご質問でした。

何度かお答えしておりますが、この行政改革アクションプランの中で全体としての数値目標、歳出の削減額での目標ですが、これは設定されておられません。設定されているものは、今、総務課長の回答にもありましたが、職員の削減数、それから税の徴収率等、取り組み項目単体で数値の目標を持てるもの、これについては設定してあります。

数値目標はということでしたので、まず税の徴収率を上げようという目標ですが、これは毎年度0.2ポイントずつ現年度の徴収を上げようということで、計画最終年度26年の現年度分の徴収率を96.39%にしようというのが目標となっております。

それから、職員数につきましては今、総務課長からもありましたが、平成22年から23年にかけて22年度末の退職者と23年度当初の採用者、この差で8人。それから、23年から24年にかけて8人、24年から25年にかけて12人、25年から26年にかけて11人、26年から27年にかけて11人ということで、5年間で合計50人減らそうという目標を持っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 5番目の道の駅、地元商業者に対するデメリットとのご質問でございました。

確かに、同じ品目を扱う商店には影響が出る可能性があると考えれば、それがデメリット

になってしまうのかなと。ただ、他産地のものを販売する商店と地元と連携し地元生産物を中心に扱う道の駅直売所、レストランとは、ちょっと意味が違うんじゃないかなとも考えております。

道の駅は、地元組織や市民との強い連携が図れる場所でありまして、地域連携拠点としての施設であるわけでありまして。地元商工会からも道の駅建設については支持されておりまして、他の道の駅では商工会が直接運営しているところもあることであります。できるだけ多くの参加を募って市民が参加できる道の駅を整備することで、さまざまな可能性、例えば販路の拡大だとか生産性の向上だとか、旭市の観光や産業の活性化、交流拠点、市民の生きがいづくりなどが生まれると考えております。

道の駅につきましては、地域メリットとして前向きな考えで推進していきたいという準備委員会でございますので、そのようにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目の広域ごみの耐用年数等の関係でございますが、先ほどの答弁を聞きますと、通常、耐用年数が15年から20年。それが、中にはかなり耐用年数を過ぎているものもあるわけですね。それは分かりました。そういう中で最終処分場、あと旭市は7年しかないわけですね、ほかはかなりありますが。これは十分、分かりました。

そういう中で進捗状況でございますが、今、答弁いただきましたところ、まだ場所は未定ということでございますが、これらの焼却施設、それから最終処分場を造るとなると、まだ土地も決まらない中で、例えば焼却場だって、処分場だっていろいろ環境アセスやる、それから建設にかかるとなると、これからかなりの年月を要すると思うんですが、大体そのめど、どういうふうになっているかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、用地といいますか場所の関係でございますけれども、焼却施設の候補地といいますか、進めていこうとしている、その場所については銚子市野尻町という、そういったところでございます。

あともう一点、最終処分場の候補地といいますか、そういった選定については、まだ具体

的にどこへというようなことはございません。

あと、次に今、進めています計画の内容なんですけれども、まず基本協定が24年の中で結んでいくと、16町内会と結んでいくと。あと3か所ほど残っているんですけれども、これを24年度中の中でできるだけ早く結んでいく。それで、それらを含めまして、今度はそれと建設用地の最終的に具体の決定といいますか用地交渉、そういったこと。それと、今も進めています、まずは処理方式、こういったものも検討委員会の中で進めています。それと、今、議員おっしゃいましたように環境アセスということで、そういったこともこれからやっていくというようなことで、最終的に最終協定といいますか、地元のほうとの最終協定を平成28年度中、ここまでに終了する。この間に、今、申し上げました環境アセス等も含めて終わりたいというような予定をいたしているところです。

それで、建設工事着工しますのは平成29年度予定しまして、約3年間というようなことで、稼働の目標については、今現在としては平成32年度稼働を目標としているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、焼却施設、これは分かりました。完成が大体32年。しかし、最終処分場、これについては協定の中で、焼却場はある程度容認するけれどもこれは絶対駄目だと。そういうことがある中で、全く無の状態に出ていくわけですね。そうなった場合、この最終処分場はできるのかできないのか、概略の見込みで結構です。

それで、もしできるであったら何年くらいの予定なのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） すみませんでした。最終処分場の点について触れませんでした。

まず、今、ご質問の最終処分場の中で、確かに市長答弁の中にもあったと思うんですけれども、この16町内会、野尻地区なんですけれども、ここを周辺とした16町内会、ここには基本協定の中には、この地域には最終処分場は造らないというようなことが明記されております。ただ、首長会議の中で申し合わせがあるように、焼却施設と最終処分場というのは同一市内に設置をしていくということが確認されております。そういったことで、この地域については最終処分場は造りませんよと。ですから、銚子市内という中で最終処分場というのは候補地を選定した中で造っていくということでございます。

あと、この最終処分場の設置の建設といいますか年限ですけれども、これはあくまでもごみ焼却の施設の稼働に合わせて整備していくということでございますから、最終処分場についても平成32年稼働というようなことで進めていくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 焼却施設工事着工が28年ころの予定だということなんですが、これは現在まで交渉を進めてきた中でもこうなんです。それが全く用地のめども立たない。そんな中で32年に同時完成できるんですか。これがもし焼却場ができなかった場合、今度旭市だって何年もたないわけですよ。なぜ一体となって進めていかないのか、その辺まず1点お尋ねします。そして、できなかった場合、この最終処分場のめどが立たなかった場合、市としてはどういう考えでいるのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 最終処分場の問題、いろいろと心配をかけているところでありますけれども、首長会で話し合った中で、同一市内でやるということは最初の確認事項であるということで、それは絶対曲げないでやってもらいたいということを再三再四言っておりまして、それは大丈夫だと思いますけれども、ただ、どうして一緒に進行しないのかという問題でありますけれども、それも議題でいろいろ話し合っている中で手法として焼却場、いろいろな説明をしなければならないと。そういう中で、焼却場がまず第一だというような考え方の中に立って、焼却場が今年、大体、地元との基本協定で締結が終わるということの中で、今年の暮れに最終処分場の候補地の問題についても取りかかろうというような首長間での話し合いをしているところでありますので、今年度末には最終処分場の問題についてどのような方法で進めるのかというような具体的な内容について進めていきたいと、そんなように思っております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今、市長から説明を受けましたけれども、焼却場は案外容易なんですよ。しかし、最終処分場の建設となったら、これは大変なことなんです。そういう中で、今年めどをある程度つけるという話ですが、じゃ、そこでできなかった場合はどうするのか。それと同時に、例えば銚子市が焼却場は造りますよと造ってしまっ、今度は最終処分場を引き延ばして、最後、私らは努力しましたけれどもできませんでしたというようになった

場合、これは法的な何か絡みがあるのか、それともこれは道義的な問題なのか。そういう中で、一番の問題点ですからどういうふうにするか、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員、4回目の質問はもう終わっておりますので、次にいってください。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の計画時の具体的な内容。この中で、施設の計画はありました。しかし、最終処分場の計画はなぜなかったのか、この辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） この18年度に策定しました広域のごみ処理の計画の中では、なぜというか、そこまで私のほうで把握しておりませんが、あくまでも当時は旭市の遊正地区というようなことを前提とした計画が作られておりまして、施設の候補地ですけれども、ただ、その中で最終処分場の建設につきましては、これは広域3市の中というようなことで、全体を含めてあくまでも一元化して処理をしていくというような形で、具体の候補地、ですから当時同一市に造るですとか、そういったところまでの記載はしてございません。

ですから、当時については、広域の3市の中で最終処分場についてはまた見つけていくというようなことも含めて記載されていると、そういうふうな状況でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、焼却場と最終処分場というのは当初から同一市内へ造るという前提でやったんじゃないですか。それはみんな首長会議でも確認しているんじゃないんですか。そういう中で何で焼却場だけの計画がある。そして、この最終処分場の計画はない。これは最初から造る計画がないということじゃないんですかね。ちょっとこれおかしくないですか。市長、どういう話し合いになっているのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この計画の作成が19年ということで、私もそのときには議員でありましたが、具体的な協定内容といえましょうか、取り決めの内容については知っていないのが実情でありますけれども、最初から同一市内に焼却場と処分場を造るというような計画は、先ほど課長が言われたように、そういう話にはなっていなかったというようなことを聞いていますけれども、今は21年の首長会で同一市内で造るということには決まったわけでありまして、18年当時、19年当時の計画のときにはきっとそういったことでは合意がなされて

いないと、そんなふうに記憶していますけれども。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういうことであれば、この問題はただ計画だけの問題ですからね。次に進んで、その市単独の建設計画の問題です。

3市で話し合いした中で、銚子市に焼却施設、それから最終処分場も造るという中で、今度はその焼却場ができなかった場合、どういうふうに旭市としては考えているのか。単独での焼却施設、また最終処分場、どういうふうにするのか。それと同時に、特に旭市はあと最終処分場は7年しかないわけですね。そんな中で、いつまでもでれでれしていただけないわけですよ。そういう中で、市長、どういうふうに考えているか。最終処分場が銚子市にできないとなった場合。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にストレートにお答えすることにはならないと思いますが、今、3市の首長で一生懸命、同一市内で最終処分場も造るんだというような決意のもとに今、進めているところでありますので、そういったような状況は来ない、そういうように信じておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 来ないと、そういう悠長なことを言っていたら困ると思うんですよ。市長だって、これから何年市長を続けていくか分からない。その中で、今度代わったときにあとの人が困ってしまうわけですよ。ですから、これは最終処分場の問題を含めて、今度は最終処分場の問題だけじゃないと思うんですよ。銚子市で焼却場を造ったら、今度はランニングコストをかなり市としても負担しなくてはならないんですよ。そういう中で、早急にこれは市長の勉強の課題としていただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 一般質問の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、中央病院の問題で、経営の問題につきましては、今後ともこれは努力していただきたいと思います。

そういう中で、次に医師確保の対策の問題でございますが、民間の採用会社に依頼するか、また大学等へのリクルート活動を行っているということで、この辺はいいわけですが、この医師不足の問題、市はいつごろからどういうふうに把握していたのか。それから、その中で市が早く把握していれば、例えば中央病院サイドで、当初予算で出せなかった場合、医師確保にはこのマンションをどうするんだと、当初予算で出すのが本当だと思うんですがね。そういう中で、なぜこういう補正になったのか。そして、先ほどの答弁では、市と病院は定期的な話し合いをしているということですが、これは具体的には月にどのぐらいやって、どういうメンバーで話し合いをしているのか。その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 医師不足というようなとらえ方を高橋議員はしておりますけれども、そのことについては院長にも本当に医師不足なのかというような部分で、いろいろと話し合いの中でそんな話もしたんですけれども、今回、特に3月、4月の大量研修医といいたしょうか、専修医がやめたということについては、一過性といいたしょうか、そういった年もあると。そんなような状況の中で聞かされておまして、その実際の数字を知らされたのは4月25日に中央病院との話し合いの中で、今回これだけの人数が減ったというようなことを聞かされました。それと、内科をそういうような状況の中で、六つかそこらの診療窓口を減らすというような部分をそのときに知らされたわけでありまして、そういったときに、医師マンションのことまでそのときにはまだ議題にも上っていませんでしたし、その後、市の執行部と病院の執行部、院長・事業管理者、事務部長、企画監、副院長、そういった方々との公式な意見交換会、2か月に一遍程度やろうというようなことであったんですけれども、最近のいろいろな情勢の中で1か月に一遍くらいはやっていこうというようなことで、7月、8月に1回ずつやりました。そういうことでありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほど定期的な話し合いをしているということですが、ほとんど話し合いをしていないというのが実態だと思います。そういう中で、医師不足も医師確保も私は

そう変わらないと思うんですよ。中央病院の医師の状況ですか、研修医を含めた。それは当然医師の問題、それから経営の確保、これは当然執行部は中央病院サイドから説明を受けた中で把握していると思うんですよ。そういう中で、本来ならこの医師マンション、補正で出ないで当初予算で出るのが本当だと思うんですが、それらの問題を再度市長にお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 医師マンションについては、議案質疑でも質問がありましてお答えさせてもらいました。住環境、生活環境の整備をするということは、医師確保にとって非常に有効な手段だというような部分で、説明の中で聞きましたけれども、そのことについては議案質疑、きのうもあったんでしょうか。8月8日に報告を受けた。医師マンションを補正予算で出すというようなことでありましたので、当時、本当に私も寝耳に水というような感じの中で、それはそういうことではちょっと納得できないなというような話の中で、そういう問題が早くから提示されていれば、本当に大事なことでありますのできちっと理解して、議会にもいろいろな部分で働きかけをするということもできたのかもしれませんが、8月8日までは知りませんでしたので……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 議案質疑のときには8月10日というようなあれをしましたけれども、実際、あとでよく調べたら8月8日でありましたので訂正させていただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私のほうからも補足をさせていただきます。

今、市長から答弁がありましたように、私どもの検討もまだ未成熟な部分もございまして、4月当初、初めの段階等で懇談等の中で、病院として医師宿舎を早急に建てたいというところまではまだ報告・説明する段階には至っておりませんで、内部検討は進めていたんですが補正予算提出ぎりぎりになりまして、やはりこれは医師確保の観点からどうしても早急をお願いしたいということで、最終的に病院としてぜひ補正をお願いしたいということを決定するに至ったわけですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、医師確保の問題だけでなく、やはり中央病院と市は、市が開設者ですから、それは最低でも月一・二回は経営問題を含めて話し合いをした中でやっていただきたいと思います。それだけでなく、中央病院の経営いかんによって

は、旭市は大変なことになるわけですよ。そういうことを念頭に置いた中で、中央病院と市は十分な話し合いをこれから継続的にしていただきたいと思います。

それでは、次の医師マンションの問題でございしますが、老朽化という中で、先ほどの答弁では現在まで大規模でも小規模でもやっているという中で、なぜこういう老朽化が起きるのか。それから、かなりの空き部屋があるわけですね。普通であれば、空いたらすぐリフォームしてしまうんですよ。これだけの数を空き部屋にしたら、普通のアパートの賃貸をしている人であれば経営が成り立たないんですよ。そういう中でなぜこんなに空き部屋が出るのか。これはリフォームが悪いのか何なのか。それと、この具体的なマンションの建設計画はほとんどないわけですね。ただ、この議会には金額、そのみなんですよ。そうしたら今度は、ここに出された議案とはかなり相違があるわけですね。議案では26億円以内借金をするようになっている。しかし、今度は議案の説明では20億円以内で借金はしめせんと、こういうことなんです。

それと、もう一点は市長にお尋ねしますが、中央病院の予算等はどのような手順で、それからどのような根拠に基づいてこの議会に提案してくるのか。それから、あとは建設、これだけの空き部屋があった中でなぜ、概略ですけれども120戸のマンションを建設するのか。それらについてお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 予算書のことですけれども、年度当初の予算の説明、通常ヒアリングを2回くらい予算のことについて、全体のことについて説明を受けます。それで、納得ができないものはそのときにお聞きしたり、そういった部分でやっておるところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからリフォーム関係についてまずお答えいたします。

まずリフォーム、相当空きもあるのでもっとできたのではないかということですが、先ほども少し申し上げましたように、大規模なものをやっていくためにはやはりある程度、1階部分全部ですとかあるいは何回かに分けてやるということになると思うんですが、大規模なものについては各棟ごとのリフォームがなかなか難しいという状況がございします。今現在も少し空きは83%ということであるんですけれども、やはり既に入っている方がその

まま住んでいただく場合と、これから新しく入る方がここに入ろうかと思っただくのはちょっと違う面がございまして、入っただいていての方については、やっぱり引っ越し等もあるので何とか我慢して入っただいていてということもありますが、新しく来た方に、ここに住んでいただけますかというときには、ちょっとその辺は少し違うのかなという気がしております。

それと、具体的な建設計画の中で予算案提示されていたものと少し違うということですが、私どもとしては、やはりよりよい環境づくりに取り組んでいきたいということで、今回、最初にお示しさせていただいた予算書の中でいろいろなご意見をいただきましたので、よりよいものを造っていききたいということから、現在何回かお示しさせていただいているような方針に基づいて、今後しっかりとご了解いただいたあと、整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。どうかご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予算の調整の関係でご質問がありましたので、私のほうでちょっと補足させていただきます。

まず、予算の公営企業法の関係なんですけれども、公営企業法の第24条に公営企業の予算、これがございまして。この作成なんですけれども、地方公営企業の管理者、これが作成した予算の原案に基づきまして、これを地方公共団体の長が議会のほうにお出しして、その議決を受けると、そのような形になっておるかと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先般こういう予算を出されて私は憤慨したという答弁をしていましたけれども、今、財政課長が言ったように、中央病院から出た予算、これはちゃんと説明書をつけて出すということ。それが何もない、ただ金額だけ出たものをなぜ市長はこの議会に上程したのか。これからいったら、そういう議案はここへ出すべきじゃないんですよ。そうでしょう。それと同時に、中央病院はなぜ何が何だか分からない予算を出してきたのか。これでは議会軽視、議会を全くばかにしたようなものなんですよ。これに対して議員らが賛成したら、旭市の議会は物笑いになりますよ。

ですから、市長はなぜこれを上程してきたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 予算案の調製したものを、なぜ市長はそのまま議会に上程したのかとい

うことだと思いますけれども、今回の補正予算の中で、確かに唐突に出た予算についていろいろと質問をしました。その中で、ある程度の資料はそろえてありまして、まずその事情というものは共有するものがありましたし、その当時は補正予算の26億円について医師マンション12階とかそういった部分の説明書は用意してありましたので、それは、今こういう医師不足、医師確保の問題で非常に大変なときだから、それはやらなければならないのかなと、そんなような思いの中で議会に上程したということであります。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長の説明はちょっと違うんですけども、結局どんなマンションを建てるか分からないんでしょう。それと、今度は上程してきたものと説明が全く違うわけなんですよ。だから、これは市長が憤慨するより何より見当つかない、ただ金額、じゃ、市の予算もみんなここへ金額だけ出すんですか。そうでしょう。それと同じなんですよ。

市長は病院の開設者なんです。管理者は市長の指名によって管理者になるわけですよ。そういう中で、やはり市長はもっとしっかりしてくださいよ。中央病院、この経営いかんによって旭市が、まごまごしたら夕張市になってしまうわけです。もうそれ以上言いませんよ。

ですから、これから中央病院から出てきたものは、やはり公営企業法24条、さっき財政課長が説明したように、きちっとやはり筋道を立ててやっていただきたいと思います。市長は部下が何人いるんですか。職員、七百何人いるんですよ。そういうことで、あとは言いませんけれども。

次に、中央病院の検討委員会設立の具体的な目的でございますが、委員会のメンバーも決まって早速この検討委員会が動き出すようですが、先ほどどういうことを検討するか、要綱だけは説明いただいたわけでございますが、これを全部やるということは無理だと思うんです。ここで何を、今年度なら今年度絞ってやるのか、まずその辺を具体的にお聞きします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、具体的な目的ということで三つ提示してあるわけでありまして、2点目と3点目、旭中央病院における課題及びその対策ということと、3点目の旭中央病院改革プランに記載された経営形態の調査及び研究ということとを主な課題として議論、検討してもらいたいという思いでいるところであります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それなら、その2点、市長はどういう認識でいるのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 2点目のことについては、中央病院側に忌憚のない課題といたしましょうか、表面的なものだけでなく隠れたいろいろな問題点を洗いざらい出していただいて、それをどういったような課題があるのか、解決策があるのかという部分をやってもらいたいという思いであります。

それと、3点目については経営形態、7万市民を抱える大きな病院というような観点から、本当にこれが長期的に継続可能な病院として充実、発展してもらいたいというような思いの中で、どういった方法がいいのか。例えば、県立病院がいいのか、一部事務組合の病院がいいのか、市でこれからもずっとやっていくのにはどうしたらいいのか、そういった部分も含めて広い見地からこういった問題を検討していただきたいと、そういうような思いでいるところであります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 中央病院の問題じゃなく、やはりこの検討委員会の要綱を作ったということは、市長はそれだけの問題点があるという認識のもとに作ったんじゃないんですか。その辺を聞きたいんですよ。それでなくては、何も要綱を作らないでしょう、検討委員会。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 大きな問題としましては医師不足、今回3月、4月に異動があったというような部分の中で、中央病院にもその影響が出てきたのかなど。それを未然にこれから防ぐためにはどうしたらいいのか。また、地域医療の中で集中し過ぎるという点で、医師・看護師の過労度といいますか、労働がきついというような部分をどのように解決するのか。先ほども申し上げましたように、住環境、生活環境、それとまた医師の後継者に対する教育の問題、そういった幾つかの大きな問題を抱えている中央病院でありまして、それを旭市の中でどのように、これからも長期的に核になる病院として維持できるのかという部分を検討していただきたいと、そんなような思いでいるところであります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今も医師不足という問題がありましたけれども、医師不足という問題が果たして課題になるかどうか、私は疑問だと。市長だってその辺の中央病院の医師の推移ですか、それから患者の推移、それから決算の推移は、その辺スタッフが七百何人いるんで

すからよくご承知だと思うんですよ。それ以上言いません。

それで、次の中央病院の中期計画、この具体的な内容。23年、去年から5年間でやっていくということでございますが、先ほどの説明ではざっくりのことですが、いずれにしましても、そういう中でこれからどういう中央病院をつくっていくか、努力していただきたいと思っています。

そういう中で、中央病院を核としたこの地域の発展となれば、やはり当然市は関与していくべきだと思うんですが、それと同時にそういう事業計画を立てたら、中央病院、市サイドはやはりお互いにそれをどうするか検討する場を作るべきじゃないかと思うんですが、市長、どう思いますかね。市長はこういう中央病院の中期計画を知っていましたか。そういう中で答弁をいただきます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中期計画を作るということは承知していたわけでありましてけれども、具体的に内容については最近見せていただいたところであります。また、定期的にという部分は、先ほど来何回かありましたけれども、確かに市と中央病院の関係、そういったもの、公営企業法全適の中でどれだけより密接にかかわれるのかなという部分も含めて、そういった中で、執行部同士で話し合いの機会を多く作っていききたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、中央病院は市の一部分なんですよ。そういう中で、お互いに胸襟を開いて連携をとって、市と病院がお互いに発展できるよう、これは市長、それから事業管理者に頑張っていただきたいと思います。

次に、行財政改革でございますが……

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） いいおか荘の問題でございますが、あり方懇談会ではいろいろ、ここを生かした中でどうするという検討結果が多かったわけですが、これは最初とは、やはり、かなり内容が違ってきます。それはやはりメンバーの相違だと思うんですよ。そういう中で、ここを観光の拠点にするという、市長もそういう考えなんですね。どういう観光拠点を作り上げる計画なんですか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 観光拠点は地理的に非常にそういった思いを持っているところであります、いいおか荘は今、早速観光の拠点になるというような、早速やれるようなことは今、考えられない状況でありますけれども、あの建物が存続するということ、そしてまたある程度利用者が多く来るということ、そういった部分を含めまして観光拠点。将来的には飯岡中学校の問題もありますし、周りの用地もありますし、将来的にはその計画を見通しながら、これから拠点としてやっていきたいなと、計画を立てていきたいなと、そんなように思っておりますので、そういったことであります。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 具体的な計画はないようですが、そういう中で、今度はまた維持費がかかるから壊すとか何とかというそういう迷走はないと思いますが。そういう中で、先ほど話がありました飯岡中跡地ですか、ここを含めたということになりますとかなりの面積があるわけですね。飯岡中、いいおか荘、それからあそこに元の浜富士ですか、かなりの面積があるわけですよ。ですから、これを利用できるデベロッパーは私はなかなか少ないと思うんですが、いずれにしてもなるべく維持管理費がかからないように、早急に今度は何か利用計画を立てていただきたいと思います。

次に、行財政改革ですが、先ほど銚子市と比べたら100人、多くはないんだというような話でありましたが、銚子市は学校職員を除いてあるわけですね。一般職だけで銚子市のほうが少ないんですよ。旭市は保育園の保母が多いからとかなんとかと言っても、それぞれの地域、自治体に事情がある中で、やっぱり自治体は一番のサービス機関なんですよ。多い少ない、何だかんだ言ったらやはり類似団体と比較する以外ないわけですね。そんな中で、やっぱり銚子市が一番の比較しやすい場所だ、自治体だと思うんですがね。

それで、職員が多いということはやはり経常経費がかかる。それだけ住民サービスが減ってしまうわけです。これは、自治体は住民のサービス機関の中でやっていくわけですね。そうならば、当然職員を減らす。減らすためにはどうするか。現状でやっていると、もう旭市の合併による交付税のメリットもそろそろなくなっているわけですね。ですから、そういう中でどういう職員の計画を立てているのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 先ほどと同じような答えになろうかと思いますが、あくまでも多い

のは分かっておりまして、それで定員適正化計画を立てまして、これによって計画を立てて削減をしているところであります。

まず、第2次削減計画が22年度から26年度まで。ですから、この計画を立ててアクションプランに載せまして実施しているということで、ここまではこの計画どおりに進めたいと考えています。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次に数値目標、全くないということですが、6月議会で市長は、これから削減目標を上げろと指示したということで、数値目標がないのに何で削減目標を上げるというようなことがあるのか。それから、交付税はありますけれども、交付税なんかも真水の交付税というのは年々減っているんですよね。そんな中で、当然合併後10年のメリットの時期も近いという中で、この計画に数字がないのはなぜなのか。

それともう一点、行革の中で税の徴収率、これが果たして行革なのか。商人だってそうでしょう。売ったものを回収するのは当たり前。課税したのを回収するのは当然。これが果たして行革になるのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） すみません、ちょっと多かったので、もし漏れたら指摘してください。

まず、市長が目標を上げろと指示をしたということですが、これは現在のアクションプランには数値目標がないけれども、取り組みの中で数値目標を掲げられるものについてはできるだけその数値を出してみろということだと理解しております。

それから、交付税の減るのが見えている中で数字がないのはやはりおかしいというご指摘です。これも何度かお答えしていることなんですが、交付税が減っていく28年度に早速1割、約2億円ぐらい減るんだらうというが見えている中で、それに向かってどう、要は歳出を減らしていくのかというのをはっきり目標として持てということだと思いますが、そのことについては何度もお答えしましたとおり、数値の目標があるべきだろうとは考えております。したがって、現在いろいろな取り組みの中で歳出削減に向けた地ならしをしているということでご理解いただければと思います。27年からの新しいアクションプランではそういった目標を持ちたいということで、そこに向かった地ならしをしているんだということでご理

解いただきたいと思います。

それから、税が行革かということですが、名前は行政改革アクションプランですが、これが議員もおっしゃるとおり、いわゆる行財政の改革だと考えれば、歳入の増ということで、税の徴収率向上の目標というのも行財政改革のうちかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 27年からのアクションプランに数値目標を掲げる、しかし今のアクションプランに何でつけられないんですかね。この前課長は、私が行政改革推進課長として来たときにもうできていたからということですが、これはどこの企業でも同じでしょう。何かやるとなれば、当然計画と目標数値というのは必ずついて回る、これは表裏一体のものなんですよ。そういう中で、今からでもなぜ数値目標を掲げることができないのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 非常にお答えしにくいんですが、できないのかということではなくて、先ほども言いました、減っていく、歳出を削減していくところに向けた地ならしをこのアクションプランの中で、この取り組みの中でしっかりやっていくんだというふうに理解しておりますので、今はその仕事をしっかりしたい。次のアクションプラン、28年に1割減り、29年に3割減るというふうに段階的に減っていくわけですが、それには間に合うようにしたいというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、数値目標がなければ、職員は計画だけだと、絵にかいたもちだからやらなくてもいいんだと、そういうことになってしまうんですよ。そういう中で、職員がこういうふうにやっていかなくてもならないというような、努力できるような行財政運営をしていただきたいと思います。

次に、道の駅の問題でございますが、この道の駅、当初は建設省ですか、それから農水省が入って道の駅構想ができたわけでございますが、私はこの道の駅というのは休憩、それから情報発信の場所だから国道と思っていたら、今度は何ですか、中央病院の近辺に造るということでございますが、それは確かなものなのか。そういう中で、船井総研ですか、ここがコンサルをやっているわけですね。この内容を見ますと、当然これは運営あつての道の駅ですから、経営が成り立たなくてはおかしくなってしまうわけですね。そんな中で、船井総研

の検討資料を見ますとスーパー的なものなんですよ。

そうしますと、今度は検討委員会の方々がいろいろ、検討委員会の皆さん方の会議録を見ますと、やっぱりそういう道の駅的な発想が全くなく経営的なものしかないんですが、そういう中で、旭市の道の駅、どういうことをしていくのか。それと同時に、中央病院のあの辺、経営的には採算が合うかもしれませんけれども、果たしてあそこが外部の人の集客ができるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議員のご質問、3点あったかと思います。

まず場所の関係です。確かに国道ではなくて中央病院の東側の、中央病院へのアクセス道東西線と呼んで整備したあの道路沿いであると。約1キロの間の南か北かということで今、交渉を進めている段階ですので、ここかと言われればそのとおりです。

それから、二つ目に、運営のあり方、スーパー的じゃないかと、スーパーマーケット的じゃないかということでもあります。これは、旭市独自のものを今、建設準備委員会で、旭市独自のものは何があるかということで一生懸命検討しているところですので、もう少し長い目で見ていただけたらと思うわけであります。

それから、あの場所は外から見てどうなんだと、目立つところなのかというところなんです。やはりそれも議論になりまして、場所を決めるときにいろいろありました。カーブだとか信号に近くないとかいろいろな要素をやって、やはりあそこが一番いいだろうということで決めたわけでありますので、その辺のところはどうかご理解をお願いします。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう中で、結局、地元業者に対するデメリットですか、先ほどの答弁ですと、あまり地元の業者へのデメリットはないというような話ですが、しかし、道の駅となれば全部市が建設するわけですね。一般は自己資金でやる。そうすると、そこに一般の地元業者とは同じ土俵に乗れない、かなり道の駅に出店する人はメリットがあるわけですね。そういう中で、地元業者、これは飲食店を含めた小売業者、そういう意見はどういう意見が出ているのか、まずお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、地元の業者はどんな意見がということであります。

今、検討しているのは、地元の業者というよりも商工会の代表の方に出ていただきまして声を吸い上げて、その中で議論しているところであります。地元の業者、つまり商工会としては当初から造ってほしいというご意見でありましたので、そちらのほうの声を聞いて今、進めている状況ですので、こんなデメリットがあるとか、そういう声は今のところあまり聞かれておりません。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員に申し上げます。

残りの質問時間はあと3分でございますので、簡潔にお願いいたします。

○20番（高橋利彦） この道の駅、地元の方々に喜ばれるような、そして旭市の情報発信基地となるよう頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時15分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力よろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○副議長（林 七巳） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

旭市の将来都市像であります「日本一住みよいまちを目指して」というキャッチコピーは、非常に分かりやすいインパクトのあるすばらしい言葉だと思います。「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、日本一住みよいまちを目指してみんなが力を合わせて努力していけば、すばらしいまちになっていくことでしょう。

今回私は、関連する四つの項目、8点について質問いたします。市長はじめ担当課長の簡潔明瞭な答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず、最初に日本一住みよいまちを目指して、住みよさランキングはどのくらいなのか伺います。併せて、日本一住みよいまちを目指してどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、安心して安全なまちづくりについて伺います。

選挙のたびに各候補者が必ず掲げる公約の一つに「安心・安全なまちづくり」がございます。市民アンケートでいつも一番要望が多いのは安心・安全なまちづくりです。安心・安全なまちに住みたいというのは市民の一番の願いだからです。

そこで、2点ほど伺います。

先日、市民の方から「朽ちるインフラ」という本があるのでぜひ読んでみてくださいと言われ、読んでみました。内容は、相次いで建設された橋が老朽化し危険な状態になっているという内容でした。我が国でも、昨年4月時点で通行止めの橋は216か所、3年前の1.5倍。通行規制は1,658か所と倍になりました。10年後にはこれが6倍になると言われています。旭市も橋の数が大分あると思います。耐用年数、安全度が気になりますので伺うものであります。

安心・安全なまちづくりの2点目として、防犯対策について伺います。旭市は刑法犯の認知件数が多く、これが安全度ランキングを下げている原因の一つです。過去には凶悪な犯罪も発生したことがあります。未解決のままです。防犯対策はどのようになっているのか伺います。

次に、教育問題について伺います。

1980年ごろから社会問題化したいじめ。一過性のものと思われていましたが、おさまる気配が見られません。大津市の中学生自殺を機に、改めていじめへの対応が問題になっています。夏休み明けは鎮静化したいじめが一気に吹き出す可能性があります。絶対にあってはならないいじめへの対策について伺います。

質問の最後は、災害対策についてであります。

台風シーズンではありますが、幸いこの地方、本年台風の直撃は今のところありません。

しかし、災害は忘れたころにやって来るということわざもありますように、風水害に対する対策を伺うものであります。

2点目として、地震に対する対策を伺います。昨年の3.11の東日本大震災から、きのうでちょうど1年半が経過しました。千年に一度と言われた未曾有の大震災、千年に一度というこの言葉が誤解を生んでいる点があります。千年に一度だから、自分たちが生きているうちは大丈夫だろうという人たちがいることです。5月に匝瑳市で開かれた銚子連絡道路整備促進大会で、岩手県知事を3期務めた増田寛也氏の基調講演をお聞きになった方も多いと思います。思い出してください。過去の例に学ぶと、約1000年前、東海大地震が、東日本大震災が起こった東北地方に大きな地震が起きたそうです。貞観地震と呼ぶそうです。9年後に武蔵相模地方に大きな地震が発生しました。今の言葉を使えば首都圏直下型地震と言えましょう。さらに9年後には近畿地方に大地震が発生しています。南海トラフ大地震というようなものでしょう。その前後に富士山が爆発しているんです。

東大地震研究所が、首都圏直下型の大地震が4年以内に70%の確率で起こると発表しました。起きてほしくはありませんが、大地震は必ず起きます。私たちは、一生のうちにあと2回大地震を体験しなければならないそうです。県内で一番の人的被害をこうむった旭市、もう想定外という言葉は使えません。地震に対する対策を伺います。

最後に、放置された建築物に対する対策について伺います。少子高齢化、景気の低迷などの影響により人が住まなくなった建物が市内各所で見られるようになりました。台風や大地震が起こった場合どうなるのか、非常に心配です。市としてどのように考えておられるのか伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。なお、再質問については自席で行います。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問に対し、答弁をいたします。

私のほうからは、日本一住みよいまちを目指して、これからの市の取り組みについてということでお答えをしたいと思います。

木内議員の言われるとおり、安心・安全の度合いを上げることはまちづくりにとって大変重要なことと認識しております。安心という部分では、自治体病院としては全国でもトップクラスの中央病院があります。総合計画のリーディングプランに掲げる医療・福祉の郷の実

現に向け、中央病院のさらなる充実や子育て支援、健康づくりの推進などに取り組んでまいります。

安全という部分では、警察や地域と連携して犯罪の抑制に取り組むほか、昨年の震災で大きな被害を受けてしまいましたので、減災林や避難施設の整備を進め、皆さん方が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。また、震災の被災にもかかわらず、元気に復興に取り組んでいる姿を各種イベントなどにより日本全国に向けて発信し「住んでみたくなるまちへ旭～」をアピールしていきたいと思います。

いずれにしましても、まちづくりは行政だけでできるものではありませんので、きずなを大切にし、市民の皆様と連携・協力して行う協働によるまちづくりを進め、住みよさランキングが一つでも上がるよう取り組んでまいりたいと思っております。

あとのことにつきましては担当課から答弁いたさせます。

○副議長（林 七巳） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、住みよさランキングのご質問にお答えいたします。

東洋経済新報社という民間の機関が「都市データパック」という冊子を発行しています。この中で、2012年版によりますと旭市の住みよさは、全国で810の市と区が対象なんですけれども、そのうち403位、このようになっております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、2番の安心・安全なまちづくりの橋の耐用年数、安全度についてと、4番の災害対策についての風水害に対する対策についての2点についてお答えいたします。

まず、橋の耐用年数、安全度についてですけれども、橋の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参考といたしまして、50年としているのが一般的であります。安全度につきましては、平成21年に国庫補助事業により橋梁長寿命化修繕計画策定に係る橋梁点検を行いました。市内307橋の点検を実施し、現在の損傷及び変形状況を把握いたしました。23年には、これらの結果を受けて損傷の程度に応じた補修方法や優先順位等、具体的な橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。

次に、風水害に対する対応についてお答えいたします。

ごく一般的な対策になりますけれども、台風による大雨やゲリラ豪雨があった場合は、道

路冠水等の被害調査のため、パトロール等を実施しております。また、がけ崩れやのり面の崩壊があった場合には、のり面の復旧と併せて崩壊原因となる路肩の決壊を防止するために、土のう等で対応しております。

強風による倒木については、事前の対応が難しいのが現況ではありますが、街路樹等については台風時期に備えて剪定などを行っております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、2点目の安心・安全なまちづくりについての（2）防犯対策、それと4点目、災害対策についての（2）地震に対する対策、（3）放置された建築物に対する対策についてお答え申し上げます。

まず、防犯対策、市はどのような対策をといるお話ですが、現状市で行っている防犯対策としましては、防犯パトロール、防犯灯の設置、防犯講演会というものが防犯対策として挙げられます。

防犯パトロールは、市の防犯指導員並びにシルバー人材センターにより青色回転灯を装備したパトロール車により年間を通して行っております。パトロールは、市内を4地区に分け、それぞれの地区を2名1組で週1回以上、午後3時から午後7時までの間で実施しております。防犯灯については、夜間の犯罪を抑止するため、各地区からの要望に基づきまして設置しているところです。防犯講演会は、関係者や市民に対して行っており、また、市の行事、産業まつり等で多くの方が集まる場合の啓発活動も行っております。

次に、災害対策についての地震に対する対策です。議員おっしゃるように大地震は必ず起きるということで、常に防災意識を持ってもらいたいということから、まず一番大事なのが防災広報の充実ということで、予防と災害時、どういう心得を持って動くかというのが一番最初かと思っております。それから、自主防災体制の充実、それから防災訓練、訓練も常に行っていくべきだと考えております。そのような対策を行う、これからも行う予定でございます。とにかく、住民の皆さんに対しては防災意識を浸透させるための周知・啓発、これを常に途切れないようにしていくことが必要と考えております。

それから、放置された建築物に対する対策でございます。いわゆる空き家対策になろうかと思いますが、維持管理されないまま放置されている空き家が、防災、防犯、防火、衛生上などにおいて問題となることがございます。これらの空き家等は、所有者が建物の安全性を確保するしかるべき自己責任を果たしてもらうというのが一番よろしいんですが、それぞれ

空き家問題、1軒1軒それぞれの問題がありまして、簡単には解決しないのが現状でございます。今、市におきましては周辺住民等から相談された場合、その所有者等を見つけまして、その維持管理につきまして連絡・通知をしているところです。

以上です。

○副議長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから3番目のいじめ対策についてお答えいたします。

先ほど議員からもご質問がありましたように、大津市で起こりましたいじめの問題から、いじめられた生徒が自殺にまで追い込まれてしまうという痛ましい事件がございました。その後、全国各地でいじめに対する問題が大変クローズアップされているところでございます。学校教育課におきましても、各学校にいじめを絶対許さないという学校づくりを進めるよう指導しているところでございます。

そこで、日ごろから児童・生徒の理解に努め、丁寧に観察を行い、児童・生徒が発する小さなサインを見逃すことがないように早期に発見することに努めております。具体的な対策といたしましては、児童・生徒への小まめなアンケート調査、あるいは個人面談、教育相談、保護者との面談、あるいは生活ノートや日記を通しての情報収集、こういったような多様な手段を活用いたしまして、的確な対応ができるよう生徒指導体制をとっております。

また、いじめ対策としての予防的な日常の指導のほうも充実だと考えておりますので、現在も生徒指導はもとより、特別活動、体験活動あるいは中学校における部活動等、こういったものを通じて児童・生徒同士の心の結びつきを強めて、社会性をはぐくむ教育活動を推進しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

住みよさランキングが403位ということで、毎回注意して見ているんですが、ランキングが大分上がったように思われます。それと、これで見ると印西市が全国1位になったようでございますが、印西市はどういうことでランキングが1位になったのか、もし分かればお答えいただきたい。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 印西市が1位になったということであります。

12年版のランキングだと1位ということであります。これは、大型スーパーやディスカウントストアが多く利便性が高いということと、あとはこのデータのとり方がどうかと思うんですけども、このデータというのは五つあるんですね。五つというのは、安心度というのと利便性というのと、快適度、富裕度、それから住居、この五つの観点から順位をつけているんですけども、印西市はもう一つ、転入人口が多いと、こういうことでランクが1位と、これが主な原因だというふうに聞いております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） いろいろな各データのとり方があると思うんですが、私が提案したいのは安心度、この中に刑法犯の認知件数が入ると思うんですよ。それと、交通事故も1万人当たりの件数、あと火災発生件数とあるので、こういうのは市独自でどんどん改善すればできると思うんですね。利便性などはとても印西市には及びませんが、こういった面で改善すると大幅に上がるんですね、ランキングが。例えば、火災の発生件数なども今の3分の1ぐらいに抑えと、一気にランキング、全国で上位にランクされるんですね。

ですから、そういったできたものをどんどんやっていって、日本一住みよいまちというのを掲げている市というのはあまりないのかなと思うんです。しかし、掲げた以上、それに努力する責務がありますね。「日本一」と掲げておいて、日本四百何位では、これではちょっと近隣に失礼になります。ですから、掲げた以上これに努力する必要があると思って、今回の一般質問すべてに通じるんですが、行っているわけです。ですから、ランキングの件はこれでいいんですが。

今後の市の取り組みについて、先ほど市長からお答えがございました。医療とか言いましたけれども、このほかにももっと取り組んでいただくことがあると思うんですよ。研修に行きまして、旭市のパンフレットを見た幹部の方が、日本一住みよいまちを目指す旭市ですか、素晴らしいですねと、冒頭言われました。努力しているんですねと言われたからそこでいいんですが、じゃ、具体的に旭市は何をやっているんですかと聞かれた場合には言葉に詰まります、私どもも。市もそうだと思うんです。日本一住みよいまちを目指してというパンフレットを持ってあいさつに行って、じゃ、具体的に何をやっているんですかと聞かれた場合に困ると思うんですよ。さあ、具体的に何をやりますか、当面できること。どなたでも結構です。お答えください。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今ご質問で、日本一を掲げた以上は、努力は当然必要だと、これはもちろんであります。この今のお答えの前にもう一度ランキングに戻りますけれども、刑法犯の件数だとか火災の件数、交通事故の件数とか、2009年まではそういう安心度ランキング、それだけを出したんですね。今はそれを出していませんで、総合的なランキングでさっき言ったような403位という数字なんですけれども、その辺のところは、交通事故を減らしたから、刑法犯を減らしたからといって急に上がるものではない、それだけ、今は違いますよということだけはちょっとお知らせしたいと思います。

これから旭市は素晴らしいと言われて何をやるんですかということになりますと、まず総合計画でも掲げてあります、具体的には将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現を目指すと。それを具体的に何をということになりますと、やはり基本計画で六つの基本方針を掲げてありますので、それを総合的に進めるということ。あと、大切なことは、先ほど市長の答弁がありましたように、これは進める上においては素材、資源、これが大事ですので、中央病院だとか農業だとか、そういう資源を十分活用してまちづくり、これが上位ランクに行く近道ではないかと思います。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、大きな項目の2番目にいきます。

全部関連があるんですが、要するに安心なまちですから、橋の耐用年数なども大分来ていると思うんですね。ですから、先ほど建設課長が、307件ですか、見て、補修のできるところから補修をやると言いましたが、取りあえず近々補修するところがあればちょっとお答えください。予算もお願いします。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、近々やるという話ですけれども、今年度架け替えする橋が東部図書館西側の仁玉川にかかる無名橋ですか。これを、今回明許繰越をお願いして今年度じゅうに工事の発注をする予定でございます。事業費とすれば、一応総額として1億2,000万円を計上してございますので、その分を繰り越して事業を行う予定であります。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　ですから、今、事業費だけで1億幾らと言いましたが、橋というのは造るのは幾らでもいいんでしょうが、直すのに莫大なお金がかかりますね。ですから、これは直接関係はありませんが、雑談でも申し上げましたが、銚子市から広域農道、大きな橋が何本もかかっていますね。あれなんか果たしてこれから私たちの次の世代が直せるのかなと大変心配になります。

旭市でも結構大きな橋がかかっていますよね。先ほども先輩議員からご指摘を受けました。例えばやすらぎ園さんのところの橋だとか、あと陸橋をまたぐカワカさんの橋だとかありますね。JRをまたぐ橋がこんなにかかっているところはあまりないと思うんですけども、旭市は多いように思います。こういうものの耐用年数あるいは重量ですか、よそへ行くと何トン以上の車両は通行とかあるそうですが、そういったようなことを危惧するんですが、そういったところはいかがでしょうか。

○副議長（林　七巳）　木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　最荷重の関係だと思いますけれども、最近造ったものに関しては、今、議員が言われた二つの橋は県が管理しておりますのではっきりした状況は分かりませんが、最近ではうちのほうではあさひ中央橋ですか、あれを造ったのは一番最近での橋の新設した橋梁ですけれども、あれは25トン荷重に耐えるような形で造っておりますので、ほかの今、言った陸橋に関してはちょっと分かりませんが、今はそういった形で造ってあると思います。

○副議長（林　七巳）　木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　今、申し上げた橋は県が管理ということですが、我々は県会議員でも何でもありませんから県に言えるすべはございません。この場で言うしかないんですけども、ですから、ぜひそういった面も県のほうにこういう質問があったということで問い合わせさせていただいて、耐用年数がどうなのか、あるいはもう耐用年数は来ていると思うんですけども。それと、橋の強度はちゃんと検査しているのか。アメリカであったんですよ、橋が全部落ちてしまって1,000人以上亡くなったことがあります。ですから、日本でもやっぱりそういう危険性で通行止めをしているところがあると思いますので、市内にかかっているそういう県道の橋はどうなのかということを聞いていただきたいということと、市内に全部で橋は幾つぐらいありますか、いろいろな橋があると思いますが。

○副議長（林　七巳）　木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 橋の構造か何かですか。どのような形……

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 市に関しては307です。市道に関するものです。小さいもの、例えばボックスカルバートとか、そういった軽微なものから橋というものに関しては。2メートル以上の橋という定義になっておりますので、それを数えると307が全部の橋ですね。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 県のほうもこの修繕計画というのは多分やっていると思いますので、それは県のほうにお話しするような形にいたします。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございました。では、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて防犯対策のほうの再質問をさせていただきます。やはり、防犯パトロールあるいは防犯灯といったお答えがございましたが、私が申し上げたいのはもっと一歩先を進んで、昨日も防犯カメラの設置という要望が出ましたが、そういった件なんです。最近の新聞を見ると、渋谷センター街では7.4メートルに1台の防犯カメラを設置しているということです。あと、既に県内でも千葉市、市川市では運用を開始しています。旭市ではどうか、気があるのかないのかということをお聞かせいただきたい。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 防犯カメラによる犯罪抑止効果が得られることは推察されるため、犯罪抑止効果が見込める場所に設置することは必要ではあろうかとは、まずは考えます。

現状、旭市の刑法犯罪の年間認知件数を見てみますと、警察署のデータによるものなんです。合併後は平成20年の1,078件をピークに、以後、21年1,053件、22年887件、23年819件と、今のところ毎年減少しております。今年の7月末までを前年同期と比較した場合、認知件数は417件で昨年と比べ、100件減少している状況にあります。

このように、犯罪件数が減少傾向に今はあることから、当面は今のところ市内全域への防犯カメラの導入については現状を見守っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 犯罪件数が減っているのは大変いいことでいいと思いますけどね、

ただ、まだ今のところいいんですよ、凶悪犯罪がないから。子どもの誘拐であるとか、そういう犯罪が少ないからいいんですけども、こういう犯罪は都市部、田舎部にかかわらず起き得る問題であって、やはり住民が一番望んでいるのが安心・安全です。ぜひ、そういう自治体もやっているのだから、犯罪件数が減っているから、じゃ起きたらやるのかという、起きなければやらないのか、増えなければやらないのかということになるわけであって、柏市では、予算がかかる云々といった答弁があったときもありましたが、柏市では住宅街に25台設置して運用を開始しております。県が創設したひったくり対策防犯設備設置事業補助制度の1,000万円を使って設置し、市役所のモニターでチェックをしています。前回、プライバシー云々というお答えもございましたが、住民のプライバシーを守るため映像の保存期間は1週間にし、県警の照会に応じ画像を提供するという配慮がなされております。

こういった県の補助事業を活用しての防犯カメラの設置は、柏市のほか松戸市、船橋市、鎌ヶ谷市、野田市、市原市の各市でも予定しております。こういう補助金とかを使ってやる気はないのかどうか。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 早速その補助金等を使ってやる気はというお話ですが、旭市の実態についてまだ私も担当課としても把握していない状況にあります。防犯カメラを設置してどの程度の効果があるのか、それらも若干時間をいただきまして勉強させていただきたいと思っています。ちなみに、千葉市、松戸市で設置された箇所をざっと見てみますと、やはり駅中心だとか地下道だとか住宅街、結構込み入ったところといたしますか、そういうところが多いようにも感じているところです。研究させていただきたいと思います。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そういう都市部とは状況は違いますが、逆に田舎部などは子どもの登下校などはほとんど今、保護者が送迎なんですよ。ということは、子どもたち同士であまり行かないんですよ。うちのほうからも中学あたりは全部車で送迎です。自転車で行く子どもはいません。結局、防犯面の心配があるからなんですよ。

ですから、かえってそういったところには独自にやはり防犯カメラを設置していただければ、犯罪の抑止効果は大きいと思うんですよ。つい最近もオウムの指名手配の容疑者は防犯カメラのないところ、ないところと逃げているんでしょう。ですから、犯罪を犯す人は防犯カメラが一番嫌なわけなんですよ。ですから、防犯カメラの設置をぜひ、これは幾らもお

金かからないんですからやっていただいて、いずれやるようになると思いますよ、これ、どこの市も。ですから、安心・安全なまちづくり、旭市は防犯カメラを設置したんだってすぐマスコミが取り上げてくれますので、新聞記事になりますので、大きな抑止力があると思うので、検討もいいんですが前向きに、毎回言っていることなんですよ。何度も聞きます。早目にぜひやっていただきたいと思います。1か所でも構わないんですよ。どうですか。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 犯罪抑止に防犯カメラ、先ほど申し上げたとおりかなり効果があるとは思っています。きょうの段階では貴重な提案としていただきたいと思います。その他、見守りだとかパトロールだとか、そういう面にもまた力を入れていきたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしく願いいたします。結構、窃盗犯とかこそ泥なんかもいるんですよ。田舎部に限って多いんです。

それでは、続いていじめ対策についてに移ります。

文科省では、いじめは決して許されないこととした上で被害者、保護者、学校を支援する組織を全国200地域に設置するということですが、具体的にどのようなことか分かりますか。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） そういう情報は一応私ども伺っておりますが、まだ具体的にどのようなことかというのはちょっと確認しておりませんが、ただ、そういったいじめというものをなくすためには学校の中だけでは駄目だと。地域の方々とさまざまな方々が一緒になって、やっぱり子どもたちを見守っていききたいと、いこうという趣旨だと思います。

また、現在は学校の評議員制度ということで、各学校に評議員等も配置されているわけですので、そういった方々を中心に拡大して組織化していくということであろうかと思っています。

なお、本市におきましても、ある中学校区におきまして、いわゆる学区、小学校区あるいは地域のさまざまな方々、地域の方々と一緒にそのような取り組みをしている中学校区もございます。文科省が言っている内容につきましてははっきり把握できておりませんが、多分そういったものを今後、各学校区に作っていききたいということだと思っております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） これは、やはり弁護士であるとか、あるいは警察官OBであるとか、精神科医の先生とか、そういう方々と連携を組んで、そういう趣旨のことだと思うんですよ、私はね。ですから、ご存じかなと思って聞いたんですが、そういったいじめなんていう言葉が甘過ぎるという説もありますね。もう完全な犯罪ですから、脅迫とか恫喝とかいう言葉に替えたほうがいいんじゃないのか。いじめなんて何か軽いようなあれを受けちゃいますが、そうではないと。非常に重大な問題だということなんですね。

1980年代から始まって、そのいじめを受けた子どもたちが今、社会人になって、今度職場でやっぱりいじめたりいじめられたりとかというのが随分あるそうですね。パワハラとかいうやつですね。ですから、年間の自殺者が3万人を超えたというのは、恐らくそういった世代の子どもたちがそのまま大きくなってしまって、その職場でもいじめをしていると思うんですよ。いじめている本人はいじめとは思わないんですね。何だお前、そんなこともできないのかと、こういう言葉で傷ついて職場をやめる人も幾らでもいるということなんですよ。

ですから、いじめは絶対ほうっておいてはいけないということでこういうことが始まったと思うので、ぜひそちらのほうもご検討ください、どういったことか。スクールカウンセラーとかいろいろな方々で緊密に連絡をとろうということだと思うんですよ。

近年はインターネットを通じたいじめが非常に多くなっているということです。子どもたちだけじゃなくて大人の世界でもインターネットの書き込み、早く言えばいじめみたいなものもあると聞いております。お隣の韓国では、その書き込みによって有名女優が何人か自殺したこともありますね。こういった新たないじめ、携帯電話あるいはインターネットを使いたいじめもどんどん増えていると思いますが、これに対する対策は何かお考えですか。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 今、議員おっしゃるとおり、確かに新しい形での、さまざまなパソコン等、インターネット等を通じた形でのいじめやそういったような犯罪も増えているということは、私ども重々承知しております。例えば、携帯電話等につきましては、国あるいは県のほうから携帯電話の使い方というような形で、あるいは警察あたりからもそういった教材が来ておりますので、教材を使って携帯電話の使い方の教室を開いたりしている学校もございます。場合によっては、学級あるいは学校全体で開いたりとか、あるいは保護者も

交えてそういったようなDVDを見せて、特に携帯電話の使い方については多分子どもたちのほうが親以上にいろいろな機能を知っていると。ですから、親が予想しないような形で携帯電話をいろいろなふうに使っているということがありますので、そういった保護者の方にも知っていただきたいということで、各学校で取り組んでいる状況もございます。

ネットにつきましては、実は県警のほうでネットパトロール、サイバーパトロールというのをやっております、それで何か気になることがあればすぐ県警のほうから送っていただいております。今、ネットで子どもたちが実名でそこに書き込んだりとか、あるいは実名で人を中傷したりとか、学校名も実名で出したりとか、そういうような状況もございますので、それについては学校教育課の指導班が中心となって、そういったような情報があれば随時取り寄せていただきたいと。気になることがあればすぐに学校のほうに連絡するという形で、一応常に監視活動は行っているところでございます。

以上です。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今のご答弁のように、ぜひそうしていただきたいと思います。インターネットによるいじめの場合には、すぐ警察あるいはサイバー犯罪対策室へ相談をすると。今おっしゃっていましたが、そういったマニュアルを家庭と学校で共有する必要があるそうです。あつたらすぐ警察に行くということですね。

また、逆に一方視点を変えて、いじめに遭ってもくじけないという教育も新たに必要なのではないでしょうか。昔からいじめはありましたが自殺まで考えることはなかったです。今の子どもたちはそうはいきません。時代が変わっているんですから、いじめに負けない教育。

マラソンの君原健二さんが「私の履歴書」で述べていました。マラソンをやって、いつもやめようやめようと思うんですけれども、苦しくなったときに、取りあえずあと5キロ頑張ってみようか。それでも駄目だったら、あと1キロだけ頑張ろうか。それでもくじけそうになったときは、あの電柱まで頑張ろう。そして最後まであきらめないで頑張って銀メダルを取ったんですがね。そういえば、あの選手はいつも苦しそうに走っていましたね。最後から追い抜いて行って、先頭が脱落して、ですからその姿勢が公共広告機構の自殺防止キャンペーンに使われたことがございました。全国を今講演で回っています。例えば、そういう方の講演であるとか、あるいは旭市の警察署にもいらっしゃったことがあるんですが、現在千葉大の大学院の講師を務めております警察OBの方なんです、その方はご自分の本も3冊ぐらい出しているんですよ。各学校、たしか旭市でも一回呼んだことがあると思うんですがね。

そういった方々に来ていただいて負けない子どもを、容認するわけじゃありませんが、いじめに遭っても負けない強い生き方をするような講演というのも考えていただければなど、こんなふうに思っています。

先ほども申し上げましたが、社会に出てから今自殺者が3万人を超えていると。これはやはりそのころから、1980年代から始まったいじめに対する免疫のできない子どもたちがそのまま大人になって、職場で何気ない一言がいじめと感じられて自殺したりということがあると思うんですね。ですから、そういった教育も必要ではないかをご提案申し上げるのですが、どうですか、その点、教育長。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） ただいまの木内議員の提案でありますけれども、いじめから自殺あるいは死というふうには本当に危機的な状況が現在あるように思われます。そういう中にありまして、学校そしてまた教育委員会は丁寧な指導といたしますか、そういうもので対応していこうというふうに思っております。同時に、今、話がありましたように、やはり自分をしっかり持ったといたしますか、強い子ども、そしてまた心身ともに強い子どもを育てるというのも教育委員会の大きな仕事かなというふうに思っておりますので、これから、ただいまの提案を貴重なご意見として伺って、いろいろな行事等に活用できればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、災害対策、風水害に対する対策については課長のお答えそのままだと思います。私は、次の地震に対する対策、これはやはり非常に大きな問題だと思います。まだまだやるべきことがたくさんあるかと思えます。例えば、体育館の蛍光灯がどうなっているんだろうか。いつか小学校の体育館の天井が落ちたりもしました。今度はそれ以上に大きな地震があった場合に、そういった面での対策等々あれば具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 6月の議会でその問題、非構造部材による安全点検ということで答弁させていただきました。実は、その質問のあと、すぐに校長会議において実施してほしい

ということで、各学校の教室ごとすべての場所において文部省で示したマニュアル、これを配布しまして、すべての点検をしてほしいということでお願いしました。結果、今、各学校から全部上がってきているところです。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それと、大地震に対する対策ですが、阪神・淡路大震災を思い出していただければ分かると思います。あの大きな地震が来て6,100名ぐらい亡くなったと思うんですが、実はその1割以上が、その後に起こった通電火災による火災の死者なんですね。建物が壊れて、その後一たん停電になるからいいんですが、電気が通ったときに、前にも申し上げました熱帯魚の水槽から火が出たとか、そういう火災で焼け死んだ人が1割以上、五百数十名いるんですね。その場合には、なった場合に当然消防車などは来られません。もう燃えるに任せるしかないんですね。仮に消防車が来ても、消火栓が分断されていますので水が出せませんでした。そういった悲惨な被災者が五百数十名いるんです、二次災害で。

ですから、本市をそういう地震が襲った場合にそういうことも十分考えられます。消防車だとか救急車はあてにならないと思いますね。先日の東日本大震災のときに、やはり団員が負傷者を病院に運んだら、病院の対応に感謝していました。既にテントが用意してあって負傷者を受け入れる態勢ができていたというんですが、あの程度でよかったですが、もっと大きな地震が来た場合には救急車だって1台に1人しか乗せられないんですから、渋滞で何往復もできない、救急車もあまり運べないんですね。そうすると、どうしても自分の身は自分で守るあるいは隣近所に助けてもらおうと、こういった啓蒙活動が必要になろうかと思います。

そして、何よりも一番頼りになるのが第一線で働く消防団員の皆さん方の、常に自分たちの地域は自分たちで守るという、その協働意識の高まり、こういった芽をぜひぜひここで広めていくべきだと思いますが、いかがでしょう。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それではお答え申し上げます。

今、お話があったことですが、よく言われることに自助・共助・公助というのがございます。公助は、まずは市や防災関係機関がきちりできることはやっておく、現場でもやる。それから、議員お話がありましたように共助の話。それから、まずは自分の命を守ろうよということで、この辺のやっぱり啓発が一番大きなことかなとは思いますが。通電火災の件もそ

うですが、その辺のPRも、これから例えば広報紙等に地震の関係の、こういう心構えとか準備が必要だよとか、そういうものを消防と連絡しながらやっていきたいと思います。

今、防災計画も見直しをやっております。その中でも、そういうPR部分だとか啓発部分、もっと細かくできるものを作り上げていきたいと思います。

以上です。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、地震に対する対策、最後に茨城県の大洗町では「避難せよ」と、これは全国的に有名になりましたが、当初はやはり避難してくださいとかという放送だったらしいですね。そして、町長がそれを聞いていて生ぬるいと、避難せよだ。それで緊急命令「避難せよ」「家に戻らないでください」、そういった放送を常に流したということですが、旭市でもきのうも何かありましたね。避難勧告、避難指示、避難命令。避難命令が一番強いと思いますが、もしも一朝有事の際にはそういったことを考えておられるのかどうか。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 災害時の放送の関係ですが、緊急放送のあり方については今、消防のほうを含めて研究をしてくれております。そういう形で、強い命令口調だとかそんな形の放送になろうかと思います。

○副議長（林 七巳） 消防長。

○消防長（佐藤清和） ただいまの件ですけれども、避難指示よりも避難命令のほうが決定力が強いところが確かにございますので、状況に応じて指示、命令を使い分けるような方法で検討いたしておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） もう既に幾つかの市ではそういう具合に変えているんですよね。避難命令に変えているんです、大洗町に学んで。ですから、やはり先ほども言いましたように県下で一番の被害をこうむって、天皇・皇后両陛下も一番最初に訪れてくれた一番の被災地なんですよ。ですから、そういった面は人より早くやってもいいかと思いますので、ぜひこれは早急に決めていただければいいかなと思います。そんなにかかる問題じゃないでしょう。よろしくお願いします。

それでは、最後に放置された建築物に対する対策ですが、近年やはり結構空き家が目立ち

ますね。心配しておった飯岡のバイパスの大きな建物、あれは解体されたのでちょっと安心しているんですが、これからはああいったような建物がどんどん増えてくると思うんですね。持ち主がいるわけですからやたら行政もできませんが、埼玉県の大宮市ではこの条例を作ったというんですよ。人口は旭市と幾らも変わらないと思うんですが、そういった考えは旭市は考えておられるかどうか。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 空き家条例の関係ですが、県内でも千葉市が今準備をしているという情報をつい先日知りました。旭市で、今の段階でこちらの条例設置までは、今のところは考えてはいません。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうなんですよ。もう千葉市は12月定例会に出すと発表していますね。ですから、こういうことは先ほどの防犯ビデオのこともそうなんですよ、こういったことはどんどんやはりやっていくべきだと思うんですよ。千葉市は県内で最初ではないんですよ。もう既に市川市はやっているんですからね。

例えば、今、空き家の率というのはどのぐらいあるのかは分からないでしょうね。こちらのほうの資料でやりますけれども、2008年の国の調査で全国の空き家の割合は13.1%というんですよ。千葉市は12.6%で、10年間で7ポイント増えているというんですが、旭市でも相当あると思うんです。これから、この空き家率というのは減ることがあっても増えることはないと思うんですよ。ここで台風や地震のほかにも、あるいは放火であるとか不審者の出入りだとか、防犯面でも非常に困る問題です。見た目もよくないですよ。市内のあちこちにもう人が住まない崩れそうな建物やビルがあるというのは外観上もよくありません。

ですから、ぜひこの点も市のほうで大宮市の条例あるいは千葉市の条例、市川市の条例をとって、行政代執行までやらなくてもいいんですよ。勧告ぐらいできるくらいのことであればそんなに難しいことはないと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 先進市でやっている空き家の条例を見ますと、手続きの流れは、まずは実態調査をやるようになっていきます。その後、状態が悪い場合、管理状態が悪い場合、助言・指導、勧告、命令、行政代執行という、幾つか見てみますと全体がそういう流れにな

っているようです。その代執行までは、これは大変な強制力を伴うもの、議員おっしゃるとおりです。勧告まででもできないかというお話ですが、まず我々も今、実態をきちんとつかんでいない状態です。そんなことから、これらの先進市の事例等、条例だけでなくその中身も、その実効性といいますか、その辺も十分検証しまして、こちらも研究させていただきたい、勉強させていただきたいということでお願いしたいと思います。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） いろいろ多岐にわたる質問をさせていただきました。

難しい面もあるかと思いますが、ぜひ皆さんで知恵を絞って、冒頭で申し上げましたように日本一住みよいまちを目指して、旭市はこれだけのことをやっているんだという責務があります。我々議員も、こういう時期にこの議場にいるということは、それをやる責任があるわけでありますので、どうぞ皆さんともども知恵を絞って、少しでも旭市をよくしていきたい、このようにお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（林 七巳） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時25分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 俊介） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代。

平成24年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、児童福祉について、2点目、復興支援について、3点目、高齢者福祉について質

問いたします。

まず、1点目、児童福祉について。

(1) いじめの問題について質問いたします。日本全体で起こっているいじめの問題は、3万件以上に上っているというデータが出ています。子どもたちの自殺、子どもの水死事故などなくならない現在、学校・家庭・子どもたち自身、真剣に考えなければならないときなのではないかと考えます。教師は休み時間に教室で皆の様子を見ているのでしょうか。子どもたちの顔色、健康状態を一人ひとり見ているのかどうかと考えます。

ある友人に聞きました。その友人の子どものころは1クラス50人の生徒がいたそうです。しかし、先生は休み時間も教室にいて、残っている子どもと懇談をしたり運動場で生徒と一緒に遊んでいたそうです。だから、いじめがあるとすぐに分かり、両方を呼んで一緒に考えたり、家庭訪問を小まめに行って一緒に解決をしていたということを聞きました。

現在は1クラス20人から30人という少人数になり、先生の子どもの顔が寂しそうかどうか見られる人数になっていると考えます。旭市として、学校・父兄・生徒とのコミュニケーションを小まめにどのように気配りをしているのでしょうか、質問いたします。

(2) 放課後児童クラブの利用について質問いたします。今回、日本始まって以来の38個のメダルを持ち帰ったオリンピック、体操、卓球、柔道、レスリングなど水泳もメダルを取った人は皆3歳くらいからスポーツを始めたとか、親が練習場を経営しているとか恵まれた環境で育った人が多かったと考えます。しかし、旭市という自然環境の整った町から野球の選手、プロの人が出たと聞いていますが、そのほかについてはなかなか出てきていません。家の環境がそこまで練習させる余裕もないのかもしれないかもしれません。

しかし、子どもたちの中には隠れた才能を持った子どもがいるのではないかと考えます。旭市として、もう退職をして家にいるけれども昔サッカーをしていたとか、柔道の選手だったとかの先輩はいないのでしょうか。その人たちにボランティアで放課後の児童クラブの子どもたちの希望を聞いて無料で教え、才能を伸ばし、未来のスポーツの選手、囲碁の名人などを見つけ出し、訓練ができないか考えられないのでしょうか。

子どもが教室で静かに事故なくだけでなく、新しい芽を伸ばしてあげることにはできないのでしょうか、質問します。縦割り業務ではなく、全体の考えで進まなければ考えられないと思います。市長はどのように考えられますか、質問します。

2点目、復興支援について。

(1) 市営住宅の建設予定状況について質問いたします。市営住宅の建設はどのような予

定の工程なのか質問いたします。

(2) 液状化の補修状況について質問いたします。液状化の補修状況について、9割方終了していると聞いております。あとの残りの状況を報告してください。

3点目、高齢者福祉について。

(1) 熱中症対策について質問いたします。連日35度、34度と日中の温度が下がりません。9月いっぱい続くと聞いております。また、熱中症で亡くなる年齢は65歳以上が70%を超えると聞いております。また、独居老人の方が一番多いというデータが出ています。東京では、マンション暮らしの方で隣のひとり暮らしの方の郵便物が何日もたまっているのに気がついて管理人に調べてもらった結果、亡くなっていた。それも司法解剖の結果、亡くなって3か月もたっていたそうです。その話を聞いて、何かの変化に気づいて声をかけ合うことができないか、また、旭市としてどのように手を打っているのでしょうか、質問いたします。

(2) 老人クラブの活性化について質問いたします。現在、旭市として寿大学ということで開催されているということですが、それでは、そこまで行くことのできない高齢者がいるのではないのでしょうか。東京のような「隣は何をする人ぞ」という地域ですが、町会ごとに老人クラブに名前をつけて週に1度集会場に集まってコーラスの日、次の週は健康についてのアドバイス、次の週は紙芝居など体を使い頭を鍛えているところがあると聞いています。

我が旭市としても、地域には集会場があります。そのところへ、週に1度は無理かもしれないけれども、月に2度くらい昼間に集まって体操をしたり誕生会を開いたりして顔を合わせて、健康と無事を確認し合えるように友好を深めることができないか質問いたします。地域には、班長や組長などもいます。協力を呼びかけることができないか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうからいじめ問題と、あと放課後児童クラブの件がございましたが、具体的な内容でございますので、私のほうから回答のほうをさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、いじめ問題のほうでございますけれども、議員の趣旨といたしましては、いじめ問題を防ぐためには常日ごろ職員のコミュニケーション、こういったものが非常に大事ではないかというようなことかなと判断しておりますが、ふだんどういコミュニケーションをとっているかということだと思いますので、そういう視点で回答させていただきたいと思い

ます。

いわゆるいじめ問題を発見するためには職員が、教員が日ごろから児童・生徒の理解に努めて丁寧に観察を行うということ。そして、児童・生徒が発する小さなサイン、こういったものを見逃すことがないように早期に発見することであると、このように考えております。具体的には、先ほども若干申し上げましたが、日常の教育活動全体を通じて全教職員の目で子どもの様子、例えば声の調子とか顔色とか、あるいはしぐさとか服装、あるいは友達との様子、食事等、こういったことで気になれば声をかけて、全職員で情報を共有し、子どもだけでなく、時には保護者も交えて対応しております。

先ほど質問がございましたが、健康観察等も毎朝学級担任はやっておりまして、それを健康観察欄という形で記録いたしまして、養護教諭とも連携を毎日とっております。また、気になる児童・生徒がいれば、すぐに管理職に担任のほうから連絡をするとか、報告、連絡、相談等もどこの学校でも小まめにやっているところでございます。

それ以外にコミュニケーションをとる、つまり生徒の情報を集めるということで、先ほど申し上げましたように、例えば生活アンケートの調査を行ったりとか、あるいは、先ほど申し上げましたが定期的に教育相談期間といいますか、そういったものを設けて、放課後の時間を利用して子どもたちと計画的に、いわゆる個別面談を行ったりとか、昔はよく3年生が進路相談をやっておりましたが、今は中学3年生だけではなくて、中学校は1年生、2年生、場合によっては小学校も、ちょっと低学年は難しい部分もございますが、小学校高学年も教育相談期間・月間、こういったものを設けている学校もたくさんございます。

あと、保護者との連絡のやりとり、これはいろいろなノートを使って保護者との連絡のやりとりをしまして、保護者とのコミュニケーション、気になることがあれば保護者からいろいろとノートに書いていただいて、それを担任がチェックしたりとか、あるいは子どもたち自身とのノートのやりとり、日記のやりとり、こういったことを通して情報の収集をしております。特に、年ごろの女の子になりますとなかなか担任と直接話ができない部分がございますので、こういうノートのやりとりというものはかなり情報を得るということで有意だということで、取り組んでいる職員も多いと思います。

あと、さまざまな保護者会、これは定期的にやっておりますけれども、そういった中で保護者のほうからさまざまな情報を聞く、全体会が終わったあとに個別に話を聞く時間を設けたりとか、そういった形で保護者とのコミュニケーションも取るようにしております。あるいは学年だより、こういったものを通じて各学校の様子あるいはクラスの様子を家庭に連絡

する。場合によっては、家庭のほうからも学年だよりを読んだ感想をいただくとか、そういった形で一方通行にならないように、双方向という形でコミュニケーションをとっている学校もございます。

あるいは、管理職がふだんから授業参観をしまして、学級担任が気づかないような児童・生徒の様子ですね。管理職が見て、ついつい学級担任が見逃してしまう場合もございますので、そういった場合には管理職、校長・教頭が授業の様子を見て、子どもたちの様子を小まめに見るとか、そういった形で、さまざまな形で子どもたちの情報を集めるという形で、今取り組んでいるところでございます。

今こういう時代ですので、昔以上に、確かに昔は非常にいろいろな部分で遊んでいるということもございましたが、今もこういう状況ですので、より一層子どもたちの情報をいろいろな部分で見たいこうという気持ちで職員が一丸となって取り組んでいるというところでございます。

あと、続きまして、二つ目の放課後児童クラブのことでございますが、これは放課後児童クラブの中での活動というご理解でよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○学校教育課長（菅谷充雅） 放課後児童クラブということでお答えさせていただきますと、これは前もちょっと回答させていただいたんですけれども、まず放課後児童クラブというものは基本的にはどういう活動かということなんですが、放課後児童クラブというのは、いわゆる学童保育あるいは本市では放課後児童健全育成事業という形で、一般的には放課後児童クラブあるいは学童と呼んでいる部分でございますが、これは基本的には保育を受けることができない放課後児童に対して、授業が終わったあとに公民館や学校の空き教室等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図るということを目的としております。

他の市町村を見てみますと、学童保育、学校から離れた場所で実施したり、あるいは民営化されていたりというような多様な形態がとられていますが、本市におきましては子どもの移動中の安全、こういったものを考慮いたしまして、空き教室など学校施設を利用してほとんどの学校でほとんどの児童クラブが運営されておまして、現在公設公営で17クラブが学校施設、1クラブが公民館で運営されているという状況でございます。

こうした中で、例えば専門的な指導を取り入れようとした場合に、今、申し上げましたように、現在は保育がなかなか難しいという児童に対して、そういう子どもたちに対して、それが該当で児童クラブを運営しているものですから、そういった中にいわゆる専門的な立場

で教育の場の方を入れるといいますと、しかも学校敷地内でなると、入所できているお子さんと入所できていない児童とのちょっと差が出てくるのかなと。つまり、入所できていない児童の保護者からも、教育の場なら公平にやっぱりみんなやるべきじゃないかというようにいろいろな意見も出てくるんじゃないかなということも危惧されます。そうなりますと、例えば学童の生活室の確保も図れるかどうかというような危惧も生まれてまいります。

ということで、現状では今、申し上げましたように学童、保育ができないという形で、今、申し上げました遊びの範囲での指導ということでございまして、スポーツ教室などの専門的な指導というものにつきましては、民間の場で行うということでご理解いただきたいと、このように考えております。あくまでも児童クラブの中でということでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、市営住宅の建設予定、これは工程についてということでございました。お答え申し上げます。

まず、災害公営住宅の建設につきましては、今議会に補正予算をお願いしているところでございます。国の復興交付金事業計画の第4次申請ということで、10月中旬までに申請を行う予定でございます。

工程ということですが、今年度はまず地盤の調査、それから実施設計及びできれば建築確認申請まで進みたいと。できるだけ速やかに着工できるように進めると。平成25年度中の完成を予定している状況であるということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 液状化の復旧状況についてお答えいたします。

液状化により被災した道路等の復旧につきましては今年の24年7月末で完成しております。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 熱中症対策について、どのような手を打っているかのご質問にお答え申し上げます。

熱中症にかかる方のおよそ半数は65歳以上の高齢者と言われます。その要因としましては、高齢になりますと体温の調節機能が低下することや、暑さに対する感覚が鈍くなり、発汗などで体から熱を逃す機能も低下すると言われております。加齢によりのどの渇きに対する感覚が鈍くなりまして水分補給をあまりしないため、脱水症状を引き起こし熱中症になってし

まうと言われます。

市の対応でございますが、包括支援センターの保健師が、高齢者世帯の訪問や市内の各地区の高齢者を対象とした健康教室等を利用しまして、熱中症予防の指導やリーフレットを配布して注意喚起をしております。また、ひとり暮らし高齢者等につきましても、地域の民生委員や社会福祉協議会などと連携、協力を図りながら、見守りや呼びかけを行っております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 老人クラブの活性化についてお答えいたします。

本市の老人クラブは、現在65クラブ、2,368名の会員がいらっしゃいます。老人クラブ活動でございますが、単位クラブごとに活動内容は異なります。一般的には月二・三回程度お集まりになりまして、具体的な活動として地域において花いっぱい運動、あるいは防犯活動、清掃ボランティアなどの社会貢献運動のほか、グラウンドゴルフやスカットボール等の軽スポーツ、あるいはカラオケや手芸等の文化活動を行っております。

老人クラブは、ご存じのように任意加入の自主的な組織であり、活動内容については単位クラブごとに自主的に決定し、特に指導等は行っておりませんが、先進地と言われるような老人クラブ活動の情報等を提供し、老人クラブ活動が活性化するように老人クラブ連合会と連携しながら支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

児童福祉について、（1）のいじめ問題についてですけれども、このアンケートを調査するということで、これは定期的に、例えば年に何回とかそういうあれなんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） これは学校によってさまざまでございますが、小まめにやっている学校もございますし、場合によっては年1回というところもありますが、最近是这样いった状況がございますので、かなり小まめにやっている学校が増えてきているというふうにとらえております。また、過日文科科学省からも調査依頼が来ましたので、また改めて取り組んでいる学校もあるということでもありますので、すべての学校が足並みをそろえて何月何

日からやるということではなくて、学校によっていろいろ違ったと。ただ、今回の調査についてはすべての学校が一斉にやったというふうにとらえているんですけども。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） そのアンケートの内容というのは、どのような調査の内容なのか、もし教えていただければと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 手元にちょっとなくてはっきりしたことが申し上げられません
が、非常に多岐にわたっておりまして、例えば簡単に言いますと、嫌な目に遭ったことがある
かとか、あるいは嫌なことを見た、誰かがいじめられているとかそういったような困った
ことを見ていることがある。つまり、第三者的にそういったことを見かけたことがあるか
か、あるいは自分がそういったようなことを誰かにしたことがあるかとか、そういったよう
な形で多岐にわたって、基本的にはそういった、いじめという言葉が先ほどありましたので、
つまりいじめられたかと言われるとこの辺がなかなか答えにくい部分がありますので、嫌な
ことを見たかとか、嫌な目に遭ったかとか、そういうふうに考慮している学校がたくさんあ
るというふうに私たちはとらえております。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 現在、小学校・中学校、いじめに遭われたというとあれなんですけれど
も、何人ぐらいの方がいらっしゃるのか。もし分かれば教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） いじめにつきましては、きょう実は文部科学省から調査の結果
が出たんですけれども、毎年のように教育委員会で取りまとめております。なお、毎月月例
報告を受けておりまして、これはきょうの文科省のあれにもありましたが、いわゆる問題行
動調査ということで、その中にいじめの項目もございまして、それを毎月のように取りまと
めております。

ちなみに、23年度、昨年度、これはあくまでも認知件数です。ですから、認知した件数は
小・中学校合わせて23年度は16件ございました。これはあくまでも学校のほうで認知したと
いう件数でございます。16件、23年度は出てきております。本年度はまだ1学期のみの集計
なんですけれども、小・中合わせまして6件の認知という形になっております。件数は今の

ところ以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございます。何しろしっかりと、また学校と連携をとって家庭と生徒とということできしっかり頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に2点目の復興支援についての液状化の補修状況ということで、先ほど全部完了ということでありましたけれども、1点だけ、例えば排水路とか土地改良の部分と競合する部分に関しては残っているということはあるですか。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） うちのほうで把握している中ではない、小さい部分があるかも分かりませんが、大きな部分に関しては土地改良も絡んでございますので、ないと思っております。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） じゃ、全部道路のほうは完了したということですか。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 俊介） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行います。

大きな1番目としまして、社会保障制度改革推進法について。8月10日に国会で可決成立した社会保障改革推進法について、市長の意見と政治的な姿勢について質問いたします。

同法は、民主・自民・公明の3党の合意により提出されましたが、この中身は小泉改造内閣の総仕上げというような内容で、社会保障・福祉の全面解体をするということを宣言するような法律でございます。目的や中身は、これから設置されます社会保障制度改革国民会議に丸投げされております。同法の基本的な考え方は、自立・共助・公助が最も適切に組み合わせられるように留意し、国民が自立した生活を営むことができるように家族相互及び国民相

互の助け合いの仕組みを通じて、その実現を支援するということです。この考え方は、先ほどもあったように震災に対する心構えだとかそういったものについては有効でございますけれども、社会保障や福祉という言葉の中にはなじまない中身です。

これに対して、日本弁護士連合会会長名で声明が発表されております。少し長くなりますけれども紹介します。

社会保障制度改革推進法は、「安定した財源確保」「受益と負担の均衡」「持続可能な社会保障制度」の名のもとに、国の責任を「家族相互及び国民相互の助け合いの仕組み」を通じた個人の自立の支援に矮小化するものであり、国による生存権保障及び社会保障制度の理念そのものを否定するに等しく、日本国憲法第25条第1項及び第2項に抵触するおそれがあると告発しております。

また、年金・医療・介護の主たる財源を国民の負担する社会保険料に求め、国と地方の負担については補助的・限定的なものと位置づけており、公費負担の費用は消費税及び地方消費税の収入を充てるものとしているが、財源の確保は憲法第13条、14条、25条、29条などから導かれる応能負担原則のもとに、所得再分配や資産課税の強化など担税力のあるところからなされなければならないと表明しております。

また、地方自治法第1条の2、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとなっております。また、この地方自治法の精神にも反するところでございます。

こうした社会保障制度改革推進法について、市長の政治姿勢についての回答を求めるものであります。

次に、大きな2としまして国民健康保険について。

国民健康保険会計はこの30年間に付き大きな変化を遂げております。それまでは収入支出ともに極めて単純であり分かりやすかったのですが、現在は後期高齢者医療制度、共同事業、介護保険制度など細分化され、各会計に複雑な金のやりとりが行われております。非常に分かりづらい制度になっております。この経過の中で、一貫した傾向として第1に国庫支出金をはじめ国の負担の削減が続いており、これが国保税の高騰を引き起こしております。この負担軽減のため、多くの自治体では一般会計から独自の繰り入れを行っております。旭市の場合も同様ですが、これがない場合、国保会計は大体赤字になります。

次に、保険原理の徹底追求です。負担と給付の均衡を図ることを名目に、受給者の自己負担を急激に増やし、滞納者への過激な徴収も強められております。

第3に行政の広域化の推進です。後期高齢者医療制度や高齢者医療の共同事業等は、もう都道府県単位で行われておりまして、実質的に国民健康保険会計の広域化が進んでおります。

次の点について質問いたします。

国民健康保険会計について、この数年間の推移と法定外繰り入れについてご報告ください。

2、厳しい財政運営が続く中、来年度について保険税の値上げを検討されているかどうかお答えください。

3番目として、国保会計の方向として県単位の広域化が検討されておりますけれども、旭市のこれに対する影響について分かる範囲で回答を求めます。

4番目として、東日本大震災により被災した被保険者に対する保険税と一部負担金の減免が9月末で打ち切られますが、その後、国の8割の調整交付金の対象となりますけれども、残り2割を市が負担すると聞いておりますが、これについての説明をお願いいたします。

大きな3、旭市バイオマスタウン構想について。

旭市バイオマスタウン構想は、第1次産業のみならず家庭や企業で幅広く発生する廃棄物等を、飼料、肥料、エネルギーとして有効利活用し、循環型社会システムの形成を促進する制度として行われていると思います。それにとどまらず、地域の雇用や産業の育成まで見据えた計画になっていると思います。

過日、議員視察でブライトピック干潟工場、飼料工場、そこへ行きまして現場を拝見しましたけれども、農林水産行政から、有機物系の廃棄物の利活用に対するアプローチも優れたものであると感心しました。構想が出されてから5年が経過し、取り組みの進捗状況について説明を求めたいと思います。

大きな4、一般廃棄物処理行政について。

循環型社会形成推進基本法と旭市の基本計画について質問します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条には、市町村は一般廃棄物処理に関する計画の作成を義務づけられております。これは6項目になっていると思いますけれども、国の場合には大体5年間でこの見直しを必要としております。したがって、旭市も計画設定の義務があり、国に準ずれば5年ごとに大体の見直しをする必要があると思います。

次に、循環型社会形成推進基本法の制定により、国・地方自治体等の責務として基本計画の策定による施策を行わなければならないことになりました。旭市においても、この二つの法律により一般廃棄物処理基本計画が平成19年3月策定されまして、現在5年間が過ぎております。そろそろ見直しの時期になってくるのではないかと思います。同計画の基本方針は、

循環型社会形成を理念目標としては3R、ゼロ・ウェイスト社会の実施に取り組むとなっております。しかし、ごみゼロ社会の実現が目標としておりますけれども、目標とする削減数値が大変低いということです。また、分別収集の徹底を言いながら、可燃性のごみは全部まとめて焼却しており、削減が進んでおりません。

1番目の大きな質問の内容としまして、大胆なごみ削減計画を盛った基本計画の見直しが必要と思うがどうでしょうか。

(2)として可燃性ごみについて、今後も焼却中心でいくのかあるいは循環型として別な形で処理していくのか、二つの方法があると思いますけれども、これについてはどう考えているのか。

(3)電動生ごみ処理器やコンポスト等の購入助成件数が大変少ないのではないかと思います。これについては、啓発活動等をどういうふうに行っているのかお答えいただきたいと思います。

次に、広域ごみ処理について。旭市ごみ処理基本計画は広域圏計画を上位計画とし、これらの計画と整合性を保っており、東総地区広域市町村圏事務組合の規定では、共同で処理する事務は一般廃棄物の処理施設の建設及び管理運営となっております。東総広域ごみ処理施設整備基本構想等では、旭市の基本計画に強い影響を与えております。ダイオキシン対策で850度以上の高温の大型炉で大量の化石燃料で焼却するシステムであり、循環型社会とは相反する方式です。この計画が上位計画にあるため、旭市では循環型社会に向けた環境行政が困難になっていると思います。

農林水産行政のバイオマスタウン構想も、生ごみや草木などの有機系廃棄物の利活用はできません。生ごみ等の有機系の廃棄物は、品質がよければ飼料として使えます。品位の劣るものにつきましては発酵させ、バイオガス発電として利活用できますし、残された水溶性の液肥は有機肥料として農業に利用できます。こうした多段階の利用法が可能であり、これらの廃棄物を焼却処理するとしますと自然の循環が消え、資源として利活用ができなくなります。自然エネルギーの自給、地産地消、地域振興の一つのかなめとしてごみ処理を考えることが大切だと思います。

市長にお尋ねします。地域の循環を断ち切る広域ごみ行政は行うべきではないかと考えます。市長の考えを聞かせてください。

2、銚子市内に焼却場と最終処分場を建設することになっておりますけれども、最終処分場の建設の進捗状況の説明を求めます。これは先輩議員が行っておりますので、簡単に結構

ですのでお答えいただきたいと思います。

以上、この場所での質問を終わります。次は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の質問に対し、私のほうから1番目の社会保障制度改革推進法案について市長の政治姿勢ということで、それともう一つ、一般廃棄物処理行政について、広域で処理事業をやるべきではないのではないかというような質問にお答えいたします。

まず、最初の社会保障制度改革推進法案についてということですが、先般8月10日に国会で議決され、8月22日に施行された社会保障と税の一体改革の中での法案が可決されたわけであります。この法律で定められているとおり、公的年金、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策については、内閣総理大臣が任命する20人以内の有識者で組織される社会保障制度改革国民会議で今後審議されることとなりますので、国民生活に十分配慮した提言がなされるものと考えているところであります。国民会議は、この法律が施行された8月22日から1年を超えない範囲内において、政令で定める日まで設置されることから、それぞれの項目について早急に審議が開始されるものと思います。検討項目はどれも市民生活や市の財政に直接影響する事項であり、国民会議の動向には注視していきたいと、そのように思っているところであります。

次に、一般廃棄物処理行政についてであります。これは昨日の滑川議員、きょうの高橋議員からもご質問がありました。今、建設検討委員会ということで着実に合意形成をとりながら、いろいろやらなければならない、クリアしなければならない部分を審議していただいているところであります。広域ごみ処理事業は、18年に広域でやるという首長会の意思決定に伴いまして、平成21年8月10日に首長会で、ごみ処理広域化推進事業ということで焼却施設と最終処分場を同一市内で建設するということが決定されて、その後、東広の全員協議会、議会での予算、そしてまた各市の説明会、そういった部分を何度か繰り返して説明したわけでありまして、この広域ごみ処理焼却場の必要性というものは理解いただいているのかなと、そんなように思っているところでありまして、現在進めている3市のもとに広域ごみ処理を推進していきたいと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） それでは、私のほうから2番目の国民健康保険についてお答え申し上げます。

まず、最初に国民健康保険会計の推移であります。現在の市町村国保を取り巻く環境は依然と厳しい状況が続いており、旭市においても歳出の6割以上を占める保険給付費では被保険者数が減少しているにもかかわらず1人当たりの給付費が伸びており、今後も3から4%程度の増が見込まれております。一方の歳入における保険税の収納状況は、長引く景気低迷等によりまして減収傾向にあるということから、歳入歳出における収支不足分について、一般会計からの法定外繰出金により補てんしていただいている状況にあります。

続きまして、2番目の保険税の改定についてお答えいたします。

保険税率であります。平成20年度において後期高齢者医療制度の創設に伴い、改定したところであります。しかしながら、その後、保険給付費が増加する一方で保険税の減収により収支不足が生じていることから、財政調整基金を繰り入れて対応してまいりましたが、平成22年度にはこの財政調整基金を全部取り崩しても不足することとなりまして、一般会計から法定外繰出金をいただいて補てんしてきたところあります。

このような状況の中で、今後、収支不足がさらに膨らむことが予想されますので、国民健康保険特別会計では、本来、保険税で賄うという独立採算の原則があることから、支出の大半を占める保険給付費の伸びと税収等の収入予測を基に的確な推計を行い、保険税の改定を検討しなければならないと考えております。

3点目の財政運営の広域化による旭市への影響についてであります。現在国において国民健康保険制度に対する国と地方の協議が行われております。この中での財政運営の都道府県単位化ですが、全国知事会からは具体的な制度設計及びそれがもたらすメリット・デメリット等のデータを示し、その是非も含めて議論すべきとの意見があり、また、一方で全国市長会からは国保の都道府県単位の広域化は、国保が抱える構造的な問題の一つである保険料格差を解消し、負担の公平性を確保するためにも不可欠であるとの意見が上げられております。

このようなことから、市としましては現在のところ、この協議の動向を注視しているところであります。

4点目の東日本大震災による保険料の減免についてであります。東日本大震災による被災者に対する一部負担金の免除であります。平成24年9月30日まで延長してきたところで

ありますが、これをさらに平成25年3月31日まで延長し、被災者の支援とさせていただくことといたしました。10月以降に免除する一部負担金につきましては、免除額の10分の8が国の調整交付金にて措置されますが、残りの10分の2は保険者負担となっております。なお、この保険者負担分について、当該市町村に対する県単独の補助として今後要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、3番目の旭市バイオマスタウン構想についてご回答申し上げます。

旭市バイオマスタウン構想につきましては、市内で既に行われている取り組みや、今後バイオマス利用を検討する農業者等と、市内に潜在するバイオマス資源活用についての検討協議を通じまして、平成19年3月に策定したものでございます。

議員おっしゃいますように、構想の目標は三つございます。一つ目ですが、首都圏の「食」供給地域としての安全、資源循環の実現と産地間競争力の強化、2番目といたしまして、日本一住みやすいまち「旭」の実現、3番目といたしまして、地域の雇用促進等を掲げているところでございます。

事業の進捗状況ということでございますが、既にこの構想は平成22年度で終了しておりますので、5年間での実績ということでご報告させていただきたいと思います。18年度から22年度の間で事業を実施されました経営者につきましては7法人ございました。そのうち、このバイオマス構想の基本でありますものを実施しましたものは、議員も先ほど視察されました液状飼料製造工場、これが1者、1経営体ですね。それと、飼料発酵処理プラントを導入いたしましたものが1経営体の2者でございました。残りの5経営体につきましてはいずれも家畜ふん尿処理の堆肥化施設ということでございました。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、一般廃棄物処理行政についての、循環型社会形成推進法と旭市の基本計画についてということでお答え申し上げます。

まず、最初にご質問のありました中で、市の基本計画の見直しという点が1点ございました。この点につきましては、議員おっしゃいますように、廃棄物処理法の中で5年ごとに見直しをとるというふうなことはうたわれてございます。ただし、大きな変化がない場合にはとい

うことはありますけれども、そういったことで、今現在、市のほうの一般廃棄物ごみ処理基本計画につきましては、広域の中で今、ごみ処理の計画の見直し、これらを進めております。そういったことがございますので、そういった広域のごみ処理計画との整合性ということも含めまして、銚子市、匝瑳市、それらの市のほうとの整合性も図りながら、市の計画についても見直しを図りたいと、そういうふうと考えております。

次に、先ほどの循環型社会形成推進法と市の基本計画との整合ということでもありますけれども、これにつきましては、この社会形成推進基本法の中の趣旨というのは、市の基本の計画の中にも盛り込まれた中で、整合性をとった計画として策定してございます。当然、その3Rの取り組みというようなことで、減量化の推進ということもこの中にうたわれてございます。ただ、議員おっしゃいましたように減量化という部分が計画にあるんだけど、あまり進んでいないのではないかとという指摘もあったわけですが、しかしながら、減量化というものを私のほうで基本計画に定めております数値目標、そういったことからしますと、毎年減量化という数字については、減量化はされてきているということでございます。ただ、その減量化してくる率がもっとという話だと思います。

ただ、もう一つ、その中で議員のほうのご質問の中にごみをゼロに、今後、市の基本計画を見直ししていく中でごみゼロというような考え方でいくのか、または今の現状の焼却というような考え方でいくのかという両極端なご質問があったんですけど、これにつきましては3Rという考え方の中に、3Rのほかに熱回収というような項目もこの循環型社会形成推進法の中にはうたわれております。そういったこともございますので、あくまでも市としては、バランスのとれた形の中の計画を策定していくというようなことで、ご理解を願いたいと思います。

それと、生ごみの処理機の啓発の関係ですが、これについては市の広報ですとか、またはホームページ、そういったところで、利用についての制度は周知しているところでございます。

その次に、2項目めの広域ごみ処理の中でご質問のありました最終処分場の件ですが、これにつきましては既に前の議員のときにもご答弁はしてあるんですけど、現状からしますと、今現在は建設計画の検討委員会の中で検討されております施設の規模ですとか処理の方式、そういったことが検討されておまして、それが決まります段階になれば、今度その最終処分場に対しての埋め立てをしていく量の問題ですとか、そういったことが分かってきます。それらの量から何からを含めて、そういったことが決まった後に最終処分場の

用地の場所、用地の面積を含めて検討していくというような状況になってございますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 1番目の問題で、市長はこれから設置されます部会のほうに考え方を含めて注視するということで、見守るだけという形の答弁なんです。積極的にもっと、これにつきましてはもはや社会福祉を推進するという考え方ではないんですね。はっきり言って社会福祉を放棄するという、こういう考え方なんです。現実的に、一番この法律が通って部会が進んで困るのは地方自治体なんですね。ですから、大体、皆さん方がこの社会福祉の解体方向にいきますと、あるいは年金・保険だとかそういったところの負担だとか縮小していきますと、矢面に立たされるのは自治体の職員ということになると思います。その点では、単に見守るだけではなくて、やはり憲法上問題があるということでの対応をぜひしていただきたいと、これはお願いですので、そういう見地を持っていただきたいと思います。

次に、2番目の問題としまして、大変国保会計に入ったり入れたりするお金というのが非常に複雑になってきていて、素人が見てもほとんど分からないですね。今回の決算のご説明では、こういう勘定科目はこういうものですよという説明がありまして、比較的分かりやすかったと思うんですけども、後期高齢者医療制度ができて何年かたちまして、この間の会計のほうが大変大きな混乱があったということだと思うんですが、大体、現在大きな傾向といえますか、そういった流れというのは保険年金課のほうで分かっているのかどうか、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（林 俊介） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） 後期高齢者支援金の……

（発言する人あり）

○保険年金課主幹（渡邊 満） 2008年ということですか。

（発言する人あり）

○保険年金課主幹（渡邊 満） それでは、平成20年ですけども、後期高齢者医療制度ということで制度ができまして、各保険者から後期高齢者医療費に対する支援が行われるようになりました。つまり、50%は国の補助と、40%が後期高齢者支援金ということで、残りの10%が、要は1割が個人負担、一部負担金ということで、医療費のほうはそのような形で行

っているところであります。

この4割分の後期高齢者支援金であります、確かにこの算定につきましては社会保険診療報酬支払基金というところが被用者保険とか市町村国保、すべての保険者から、要は現役世代の方から支援金をいただいて後期高齢者広域連合のほうに配ると、助成するというような形になっておりまして、その試算が非常に、始まったばかりで、とにかく最初の年は概算額、すべて支援金についてはその年度、見込みで、概算額ということで、支払基金のほうで算定いたします。そして、2年後に確定額がはっきり出ますので、その時点でその額の差を精算するというようなことで、確かに20年度ですから22年度に初めて精算という行為が行われております。その当時、旭市ですけれども1億1,000万円ほどの精算額、要は20年度で余分に1億1,000万円支払っております。そういうことで、その分が差し引かれて22年度は支援金を出したところでありますが、その後23年度、24年度と、23年度が8,400万円ほど、それから今年の額ですが3,100万円ということで、だんだん年を追うごとに精算額が減少してきて、現実に近い数値で算定されるようになってきております。

そのように、すべて歳入歳出につきまして、共同事業拠出金もそうですが、すべてに関して国ないし県レベルでの積算に基づいて、そのような形で計算されて通知されると。その分について支出しているということで、我々としても正直な話、もっと単純な計算方法で出していただければ分かりやすいかなということで考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時40分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

太田將範議員。

○4番（太田將範） 国民健康保険の会計が非常に複雑になってきておりまして、赤字か黒字かよく分からない状態になってきているんですよ。非常に厳しいという話は聞くんですけども、それが保険料率の改定につきまして妥当な線かどうかということになりますと、その

辺の問題というのは非常に大きな問題になると思うんですね。ですから、議員といたしましても納得できない限り、なかなか値上げということも困るということになるかと思うんです。

ですから、私も大変不勉強なものですから、ちょっとこのところ国民健康保険会計の様子が分からなくなっているということがありますので、これから担当課ともきちっと協議して、なるべく勉強しながら予測をきちっとできるように考えておりますので、これからはそういうふうに対応していきますので、ひとつ協力していただきたいということです。

次に、先ほど第4の問題で、震災後の一時負担金と保険料の減免ということなんですが、県や国に対して担当課のほうでは申し入れておくという話なんですが、市長としてご見解をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） せんだっても少しお話をしたと思いますけれども、市町村長会議が近々ありますので、その席で事前に担当の部のほうへ行って、2割、県で負担してくださいというようなことはお願いするつもりでいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。被災者の方で、やはり一番困っているのが、病気にかかっている方は自己負担が大変だということになっていると思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

では、次に大きな第3番目のバイオマスタウンの話に移りたいと思います。

バイオマス資源としての利用、可能性について、この構想では生ごみは広域処理の問題と併せ今後の検討課題としてなっているというふうに、19年の場合、出てきているわけですが、その検討はどういう形で行われたかお聞かせください。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） お答え申し上げます。

その後、内部での検討をする前でございますが、いわゆる畜産農家のほうの食品残渣を取り入れる状況の中で、議員ご存じのように仕分け、特に成分の仕分けに関しまして、畜産農家のほうがより良質な肉質の開発ということで、かなり中身につきまして精査をするようになりました。以前ですと、残渣につきましてはすべて給餌するような形でございました。

が、今現在はかなり栄養バランスを重視しまして、畜産経営者の皆さん方につきましては、かなりすべての残渣を受け入れるということではございません。

当然ながら、生ごみもそうございまして、生ごみをすべて給餌するというわけではございません。特に、輸入されている穀物類の中には遺伝子操作をされた食品等がございますので、現在国内での畜産におきましては、そういったものを一切使用しないという方向で動いておりますので、生ごみについての部分は広域のごみ処理関連につきましても、特に協議をしております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4番（太田將範） えさのほうの関係はそうなんですけれども、多段階でいろいろな利活用ができるというのが生ごみだということがバイオマス構想には書いてあるはずなんです。ですから、品質の悪いものにつきましてはバイオガス化、あるいは肥料の液肥を取るという、そういった形での利活用は考えなかったんでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、その液肥の施設ですが、5年間で1経営者のみでございします。といいますのは、この17年ですか、いわゆる家畜排せつ物法が出まして、畜産経営者の皆さん方はいち早くふん尿処理に対しての施設整備をいたしまして、やはり新たなバイオマスについての投資部分というのは新たな経営の負担ということで手を挙げてきた方はおられませんでした。

生ごみにつきましても、例えば給食センターも以前は残渣のほうを使っていた様子がございしますけれども、やはり畜産経営者の方にとりますと余計なものが含まれている。例えばストローの外袋であり、あるいは紙ですね。そういったものが含まれていますので、今現在はそういったものは使用していない。それと、生ごみを使用するに当たりましても、先ほど申しましたように一般家庭におきましてのそういった生ごみの中での、遺伝子操作されたようなものの食品の分別はちょっと難しいのかなと、そんなふうに考えております。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4番（太田將範） どうもありがとうございました。では次のほうに進ませていただきます。

廃棄物処理のほうなんですけれども、先ほど処分場の問題が出ましたけれども、私、3月のときに東総広域の一般質問を行う前にちょっと打ち合わせしたんですけれども、そのとき

の話では、両方一緒に、焼却場と最終処分場と一緒にやることになっているんだけど、両方大丈夫かと担当課長に聞いたんですけども、非常に重い課題だと、こういう話なんです。実際検討しているふりは全くない、そういう感じでした。

16町との協定を結んでいるんですけども、その16町の分布を地図に落としますと、銚子市の西側はほとんどそうなんです。残っているのは豊里台ぐらいなんです。そうしますと、豊里台というのは、日下先生と一緒に産業廃棄物の問題で散々もめているところです。ですから、そこに処分場を持っていくということはほとんど無理だと思いますし、現在行われている八木地区、この辺もほとんど難しいだろうといいますが、ほとんど銚子市内に処分場を造るところがないというふうに考えたほうがいいんじゃないかと思います。その中からかなり大きな面積の処分場の用地を調達するというのはほとんど不可能に近いんじゃないかと思うんですね。その16町を除きますと。

ですから、その辺につきまして処分場のことは考えていないのかどうか、その辺のことを環境課長のほうから話を聞いてみたいと思うんですけども、会議の様子なんかどうだったのかということなんですが。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 私のほうからというと非常に重いご質問なんですけれども、私のほうとすれば、これは広域の中で進めている事業ですので、直接旭市がそのところについてはっきり答弁できる事案じゃないと思うんですけども、私のほうで今一緒になっているいろろ広域ごみ処理を進めていく中で、今、言われているのはあくまでも広域の処理施設、その検討を今やっていると。そういう中で、施設の規模、それと処理の方式、それらを決定した後、今の最終処分場の規模、そういったものも決まってくると。その後の中で、こういった候補地から何かからも含めて選定してくると。

それから、もう一つ、今、出ましたように、地域が銚子市の今の16町内の中を除くということになると非常に難しいのではないかというお話ですけども、しかしながら、今、私のほうで言われているものは、とにかく焼却施設と最終処分場は銚子市内に造るんだということが合意されているということですので、そういった方向で進めていっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4 番（太田將範） 銚子市内にほとんど造るところがないといいますと、もう太平洋しかないんですね。ですから、別のことを考えているのではないかというふうに、推測なんですけれども、具体的な話はまだ炉の話までいっていませんけれども、ガス化溶融炉になりますと、ほとんどアスファルトの下に敷けるような路盤材で回収できるような炉があるわけですね。ですから、そういったものが先にあるのではないかという疑いが出てくるんですよ。あるいは、八木のほうでは他市町村の灰は持って帰ってくれと言っているんですよ。銚子市の八木の処分場に埋めるのはやめてくれと言っているわけです。それが大きな反対の理由なんです。

ですから、ほとんどそういう形で、今、最終処分場のことを考えていないということにつきましては、そういう路線が現実的に先にあるのかどうかということですが、ちょっと疑わしいところなんです、そういったことも頭に含めておいたほうがいいのではないかと。

これから8月、9月になりますと、どういう炉の選択をするのかという話になろうかと思うんですが、8月の建設の委員会ですか、それはどんな中身の議論だったんでしょうか。ちょっと報告をお願いします。

○議長（林 俊介） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、検討委員会の8月に開催されました内容ですけれども、今、内容的には人口推計をさらに見直しをしております、当初出されました内容についてまだ人口推計が甘いというような指摘がございまして、それらの人口推計をさらに推計のやり直しといいますか、そういったことを8月には提案をされております。

あと、今、出ました焼却の方式の件ですけれども、これについても今、出ましたように従来型のストーカー式、流動式。そこへ溶融をプラスした方式ですとか、またはガス化溶融ですとか、そういった幾つかの種類のものについては示されております、方式については。

あと、今の中で10月の頭なんですけれども、そういった先進事例というようなことで、これは千葉県内なんですけれども、そういった視察というようなことが今、予定されております。それらの視察をした後に、10月、11月、その中くらいにはそういった選定作業に入ってくるのではないかと、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4 番（太田將範） 議員として、炉の選定とかそういったことについては今後も注目してい

きたいと思います。

次に、先ほどありましたけれども、電動生ごみ処理機とかコンポストの問題なんですが、電動生ごみ処理機というのは現在どのような機種のものを助成対象にしているのでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ちょっとその辺は詳しく承知しておりません。申し訳ございません。あとでご報告させていただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 俊介） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時55分

平成24年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成24年9月26日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長陳情報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 常任委員長陳情報告
 - 日程第 6 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 議案の補足説明
 - 追加日程第4 質疑、討論、採決
 - 日程第 7 事務報告
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（22名）

1 番 大 塚 祐 司

2 番 飯 嶋 正 利

3 番 宮 澤 芳 雄
 5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 3 番 嶋 田 哲 純
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

4 番 太 田 將 範
 6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 刃 田 哲 雄
 秘書広報課長 伊 藤 浩
 総 務 課 長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市民生活課長 斉 藤 馨
 保 険 年 金 課 長 渡 邊 満
 社会福祉課長 渡 辺 輝 明
 高 齢 者 福 祉 課 長 石 井 繁
 農 水 産 課 長 大久保 孝 治
 都市整備課長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 宮 應 孝 行
 水 道 課 長 新行内 弘
 病院経理課長 鈴 木 清 武

副 市 長 増 田 雅 男
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 改 革 林 清 明
 行 政 推 進 課 長
 企 画 政 策 課 長 米 本 壽 一
 兼 被 災 者 支 援 室 長
 税 務 課 長 佐 藤 一 則
 環 境 課 長 大 木 多可志
 健康 管理 課 長 高 山 重 幸
 子 育 て 支 援 課 長 佐久間 隆
 商 工 観 光 課 長 堀 江 隆 夫
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 加 瀬 喜 久
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病 院 事 務 部 長 菅 谷 敏之史
 庶 務 課 長 横 山 秀 喜

学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	監 査 委 員 長	馬 淵 一 弘
農 業 委 員 会 長	加 瀬 恭 史		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（林 俊介） 議案第1号から議案第16号までの16議案及び陳情第3号の1件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（林 俊介） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 木内欽市 登壇）

○決算審査特別委員長（木内欽市） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました、議案第1号、平成23年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ

いて、議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月14日及び18日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、歳入歳出差し引き額が28億円でこれまでにない額となっているがその主な理由はとの質疑では、地方交付税が予想よりも多く交付されたことが主な要因と思われるとの答弁がありました。

2点目として、民生費の生活支援事業の家族介護慰労金支給事業では対象者が65歳以上となっているが、65歳に達しない人は支給されないということかとの質疑では、65歳以下については身体障害者及び重度知的障害者の介護手当という事業で支給しているとの答弁がありました。

最後に、3点目として、消防費の非常通信設備整備事業について、車載型無線装置はどの車に設置したのか、また携帯型無線装置はどのようなところへ配備されるのかとの質疑では、車載型無線装置については災害時に出勤が多い公用車に優先的に取りつけ、携帯型無線装置は消防団と避難所等に配置される職員等に持たせることを想定しているとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

介護保険料収納率が昨年度より0.4%低下した理由はとの質疑では、普通徴収の滞納繰越分の収納率が低下したことが主な原因と思われるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、資本的収支の不足分を補てんする財源について、平成23年度末現在どのくらいの残高があるのかとの質疑では、総額109億4,700万円で、内訳の主なものは建設改良積立金で66億7,000万円、減債積立金で11億5,500万円、未処分利益剰余金で14億800万円、損益勘定留保資金で17億1,300万円となっているとの答弁がありました。

２点目として、中央病院の運転資金はどのくらいあるのかとの質疑では、預金が72億円、国債が５億円、毎月の診療報酬が約26億円で、これらが病院としての運転資金となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号から議案第６号までと議案第９号の７議案は全員賛成で認定することに決し、議案第７号及び議案第８号の２議案は全員賛成で可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年９月26日、決算審査特別委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第１号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第１号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第１号について採決いたします。

議案第１号、平成23年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

続いて、議案第２号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第7号は可決及び認定することに決しました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

続いて、議案第9号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（林 俊介） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第12号の主な質疑について申し上げます。

今回の補正予算に平成23年度繰越金をなぜ補正しなかったのかとの質疑では、繰越金は今後見込まれる修繕等の補正財源として留保しているとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、水質管理やヘラブナの管理について、指定管理者の責任はどのようになるのかとの質疑では、今後締結する管理協定の中で検討していきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、料金収入やヘラブナの放流などはどのように確認するのかとの質疑では、今後、指定管理者との協定の中で検討していきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第10号、議案第12号の2議案は全員賛成でいずれも原案のとおり可決すべきものとし、議案第14号は可否同数であったことから委員長裁決において可決と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年9月26日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（林 俊介） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前9時30分より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第13号の審査内容について、主な質疑3点とその答弁内容を申し上げます。

1点目として、今回は26億円の予算で宿舎を建設するのに配置図もなければどこに建てるのかも分からない、26億円の事業内容について説明を求めるとの質疑では、宿舎の配置場所は古い病棟の撤去後、旧6号館の辺りを予定しているが、具体的なことは今後基本設計の中

で検討していく。財源については全額自己資金で行う予定だが、議会でご了解いただいたあと、最終的な財源について市の執行部と協議をしていくとの答弁がありました。

2点目として、予算書では事業費は26億円で企業債が19億円、補足説明では事業費は20億円以内で全額自己財源ということで矛盾していると思うがとの質疑では、26億円はあくまでも上限額として提案させていただいており、執行はその範囲内でおさめたいとの答弁がありました。

最後に、3点目として、戸数を100戸にするのか120戸にするのか、事業費が20億円なのか26億円のかなど基本的な項目が何も決まっていないのに補正予算を議案上程するのかとの質疑では、今年の医師減少に伴い、現在勤務している医師や来年以降招聘する医師に対し、医師宿舍建設に着手していることの姿勢を示す必要があると考え、内容の検討が不十分ではあったが提案させていただいた。検討が不十分であったことについては深く反省したいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第10号、議案第11号、議案第16号の3議案は全員賛成でいずれも原案のとおり可決すべきものと決し、議案第13号は賛成者はなく否決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年9月26日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月24日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第10号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

今回、被災地あさひの震災記録誌ということで補正予算611万7,000円を組んだが、なぜ補正予算を組まないで先に記録誌を作成したのかとの質疑では、早いうちに各戸配布をしたい

という意向があり、予算執行科目の中での立て替えという形で現計予算を充当し、執行させていただいたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年9月26日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第10号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

大塚祐司議員、ご登壇願います。

(1番 大塚祐司 登壇)

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

第13号議案について賛成の立場から討論を行います。

21日の文教福祉常任委員会において本議案は否決されました。図面がなく場所も決まっていないので賛成できないとの意見が出されており、一理あると思います。しかしながら、私は病院事務部長の医師に対するメッセージが必要との発言内容を重視します。6月議会の一般質問でも述べたとおり、来年の3月に何名の医師が退職するのか正確な人数は分かりません。この点についてはさまざまな見方がありますが、相当の悲観的予測もあるのは事実です。現在、最悪の事態を避けるために病院はあらゆる手を尽くしており、今回の唐突とも見える本議案の提出も大量退職防止のためのやむを得ない措置と解釈しています。市長はふだんから病院のことは病院に任せると言っており、本事業も病院に任せてもよいのではないかと思います。病院としては、議会などの公式の場で来春に今年以上の規模で医師が大量退職するかもしれないと言えるはずもなく、議案の内容の不備よりも病院事務部長の発言を重視して、本議案に賛成することとしました。

本議案については、議案と議会開会日の説明において宿舍の高さと財源について食い違いが見られました。宿舍の高さについては、はしご車が届く高さにすべき、近隣に土地がたくさん余っているのだからメンテナンス費用を考慮して高層住宅は避けるべきなどの意見が出ています。消防法施行令では高層住宅の11階以上にはスプリンクラー設置が義務づけられており、はしご車の届く範囲を考慮する必要はありません。また、重症患者が多い中央病院においては走って駆けつけなければならないほどの緊急の呼び出しもしばしばあり、救急外来及び病棟にできるだけ近い敷地内に宿舍を建設することが大切です。その一方で、メンテナンス費用を考慮すべきとの意見は傾聴に値します。ですから、文教福祉常任委員会委員協議会で低層階にするように言われたからといって直ちに低層階にするのではなく、メンテナンス費用も含めて新宿舍建設にかかるトータルの費用及びメリット・デメリットを再検討して最終的な高さを決めるべきと考えます。

また、建設資金について、文教福祉常任委員会で中央病院には十分な資金がないのではないかという懸念が示され、起債をした場合、交付税措置よりも利子のほうが高くつく旨の指摘がなされました。しかしながら、中央病院に必要な運転資金は月々均等になるように調整されており、約20億円となっています。その一方で、72億円の現金、5億円の国債償還金、毎月26億円の診療報酬の入金、合わせて103億円があるため運転資金には十分な余裕があります。また、建設資金を全額自己資金で賄うのではなく、起債をすることにより自己資金を

手元に置いておければ医療機器への投資に回せ、患者サービスの向上につながるだけではなく、利子を超える投資効果が得られるものと考えます。

もし本議案が否決された場合でも、修正すべき部分は修正しつつも理解を求める部分は理解を求め、検討を重ねた上で再度議案を提出することを望みます。

以上で討論を終了します。

○議長（林 俊介） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、平成24年度旭市病院事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成少数。

よって、議案第13号は否決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 議席番号12番の滑川公英です。

私は提案された平成24年9月議会、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対の立場から討論を行います。

長熊釣堀センターは、平成20年9月議会で、補正予算を総予算を明示せず建設経済常任委員会で全委員の反対で否決されましたが本会議では賛成多数で可決成立した大改修事業でした。水深を深いところで6メートル強、しゅんせつ工事で出た残土を凝固剤で護岸に利用し、浮き栈橋を増設し、水深が深いので水面と湖底との温度差をなくすための循環装置を設置し、2億数千万円の工事予算でした。浮き栈橋は今の時代であれば亜鉛どぶづけ鉄骨と思いきや、

ただのペンキ塗り栈橋、凝固剤から溶け出した強アルカリの池の水を一度も替えることもなく、循環装置を建設せず予算を余し、平成21年4月にオープンいたしました。ゴールドエンウィークからヘラブナの釣果が激減、pH 9近い水質ではヘラブナも生命維持が大変だったのではないのでしょうか。大きなアクシデントがありながら梅雨の時期に入り水質も徐々に改善され、魚にすみやすい環境となり、秋口から釣果も出始めました。新しい釣堀は順調になるまで3年かかると言われます。これは当時の商工観光課長が質疑の中で答弁をしております。長熊は平成22年度1万6,000人、平成23年度1万9,000人と順調に入場者を伸ばしております。

指定管理者制度は、旭市が旭市の2億円強の財産を使用する側に管理費用を払い、赤字になれば一般会計から補てんし、黒字だと一般会計に繰り入れます。資本主義経済は努力した団体や企業にインセンティブがあるのが当たり前です。ましてや、長熊は人生で言うところから脂の乗る時代です。引き受ける企業、団体の努力次第で大きく伸長するチャンスがあります。インセンティブを付与すべきです。医療・福祉・介護等の難しい分野ではありません。建設経済常任委員会で商工観光課長は1者、大量、随意契約等のグレーなことの多いヘラブナの投入に関与するとの答弁でしたが、指定管理者制度ではなく市有財産のリースにすればこのような煩わしいことはなくなります。行政に利用料が入るか、管理料として出ていくかの単純なことです。指定管理者制度下では営業努力は報われません。匝瑳市は今、のさか望洋荘を単純リースしております。

いいおか荘解体のプレーバックのように市当局の再考を求め、長熊釣堀センターの指定管理者制度適用に反対の討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（林 俊介） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番議員、伊藤保。

議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

長熊釣堀センターは、昭和63年、旧干潟町時代、萬力地先に恵まれた自然環境を活用して地域住民らが自然に親しみ、余暇の活用と健康的な憩いの場を提供するために設置したものであります。施設の老朽化などによりまして、合併後の平成20年度に大規模改修を行い、併せて湖底のしゅんせつや栈橋の架け替え等を実施し、現在に至っております。

今回、同施設に指定管理者制度を導入することは、制度の趣旨に基づき、民間の発想やノ

ウハウを活用し、より一層の施設の利用向上と市民サービスの向上、さらに効果的な管理運営を図るというものであります。これまで長熊釣堀センターは市直営での管理運営をしてきたところであり、合併後に実施をしました湖底のしゅんせつ以後はヘラブナの放流等によりまして釣り客も年々増加している状況であります。これは市当局の努力によるところが大きな要因と考えられますが、将来にわたって安定的に運営及び経営を持続していくことが最も大切なことであります。指定管理者制度の導入によりまして、民間の優れた知識等を持った団体を指定し、管理をお願いすることで安定的な管理運営に結びつくものと考えます。

以上のような観点から、議案第14号、指定管理者制度の導入に伴う長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（林 俊介） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第16号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長(林 俊介) 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において付託されました、陳情第3号、「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月21日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく

説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、保育所施設の設備を充実するということは大事である。しかし、「県指針」が「県条例」になると市内の保育所では対応できないところが6か所あるということもあり、しばらくの間は見合わせてはどうかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成者はなく、不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年9月26日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより陳情第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第3号、「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成者なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時41分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第18号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成24年旭市議会第3回定例会議事日程（その2）の2枚目、本日9月26日水曜日、この後、追加日程第1、議案第18号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については病院事務部長を予定しております。追加日程第4、質疑、討論、採決といたしました。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第 1、議案上程。

議案第18号の 1 議案を上程いたします。

議案第 1 8 号 平成 2 4 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案 1 件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由について申し上げます。

議案第18号は、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、医師
宿舎建設に伴う基本設計料等、放射線治療室準備工事費として、資本的支出に 2 億1,542万
5,000円を増額するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第 3 議案の補足説明

○議長（林 俊介） 追加日程第 3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号について、病院事務部長、登壇してください。

(病院事務部長 菅谷敏之史 登壇)

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから議案第18号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についての補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、資本的支出予定額の補正で、資本的支出既決予定額46億9,907万3,000円に対し、2億1,542万5,000円を増額し49億1,449万8,000円に補正するものです。

恐縮ですが、一番最後になります、8ページをお開きください。

平成24年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書によりご説明申し上げます。

1款資本的支出1項1目1節工事費既決予定額7億6,968万5,000円に対し、医師確保対策の一環として早急に着手する必要がある医師宿舍建設に伴う基本設計料等7,000万円及び放射線治療室準備工事1億4,542万5,000円を増額し、9億8,511万円に補正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第18号について質疑に入ります。質疑はありますか。

太田將範議員。

○4番（太田將範） 4番、太田將範でございます。

1点お聞きしたいんですけども、先日6月の議会で触れまして、私と高橋議員、滑川議員、病院のことで一般質問をいたしました。そのときに私の一般質問の中で、やめていったお医者さん方のアンケートを行ったということで説明を求めたんですけども、聞き取りは行ったけれどもアンケートはやっていないよということだったんです。その中に、高橋議員

の回答の中に住宅の問題で苦情があったということが載っておりましてけれども、住宅の問題とお医者さんがやめていった具体的な理由というのがはっきり分からないんですね。ですから、その聞き取り調査の全体像を出してほしいということが第1点です。

それから、やめていった理由とどうも私は退職の理由と住居の問題とは結びつかないのではないかと思うんですね。ですから、その辺の議論といたしまして、なぜその医師マンションが悪いから退職していったんだということについてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田將範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから質問にお答えしたいと思います。

まずやめていった、今春やめていかれた方に対する確認の状況でございますが、議員がおっしゃるとおり、アンケートという形で正式にやったものではございません。ヒアリングの中でやはりいろいろな意味で不満といたしますか、そういったところはどういうことがあるかという確認の中でやはり宿舎の問題が上がっていたということでございます。

それと、私ども今、重要にしておりますのは、ちょうどこの時期が来年春の私どもの病院に来ていただける方あるいはそろそろ数年たって来年どうしようかということを考える時期にちょうどこの時期に当たりますので、この時期にやはり我々としては病院としてこれだけ医師の環境改善を図っているんだという姿勢を、動かれようとしている方あるいは旭に今後移ってもいいかなということを候補として考えられていただいている、いろいろな病院あるいは大学病院の医師の方々に、やはりそういうPRポイントを準備することが極めて重要ではないかと思っております。この秋から冬にかけてがやはり来年の医師確保の正念場というふうに思っていますので、この時期にどうしても私どもとしては着手しているという実績を残したいということで、ぜひともお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 私の質問に対してほとんど何も答えていないというのが今の状況ではないかと思えます。ですから、第一に、聞き取り調査の中身について全体像を議会に出してもらえるのかどうか。それがない限り私は議会人として建ててもいいものか悪いものか判断ができない、こういうことなんです。ですから、出せるのか出せないのか。

それから、医師の不足と宿舎の不足というか、宿舎の全体は足りているわけですから、なぜそのところで医師不足といたしますか、医師が大量にやめていったことと原因の究明とい

うのがされていないような感じなんです。ですから、そのところの議論をしっかりと議会の中で行わない限り医師不足の問題も解決しないと思います。もう1回確認します。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず1点目でございますが、ヒアリングの結果をどこまでと
いうことでございますが、正直申し上げてメモの形では残っておりますけれども、すべてを
やはりちょっと微妙な個人的な内容を書き取り、メモを本当にしていますので、要約的なも
のであればお出しできるかというふうに考えております。

それともう1点でございますが、医師の減少との直接の因果関係ということでございます
が、何回かお答えをしていますけれども、医師の減少に伴う要素というのは幾つかございま
して、宿舎を建てればすべて解決すると私ども思っておりません。医師不足につきましては、
病院独自に解決できる問題、あるいは地域として改善していかなきゃいけない問題、あるい
は国・県レベルで考えていただかなきゃならない政策、そういったものが複雑に絡まってい
ると思いますので、単に一宿舎を建てればすべて解決できるというふうに私どもは到底思っ
ておりませんし、そういう問題ではないと思っています。

しかしながら、やはり先ほど申し上げさせていただきましたように、病院としてできる範
囲でどこまで努力しているかという姿勢を見せることはやはり大きな重要な点ではないかと
思っております。そういう理解で私どもおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 聞き取り調査につきましては、個人が特定できるものは別といたしまし
て、概要ではなく、なるべく実態に近いものを議会に報告していただければと思います。こ
れは要望です。

それから、医師不足の問題につきましてはやはり因果関係がはっきり分からないんですね。
ですから、総合的にやるということなんですけれども、ほかにもっとやるべきことがあるの
ではないかと私は思うんです。勤務状況の改善だとかそういった点での考慮というのは今回
何ら議会に報告されておられませんし、どうなのかというそういうことがありますので、今後
もそういう問題について質問させていただきますので、よろしくお願いします。回答は結構
でございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは何点か質問いたします。

まず、今回設計料ということで7,000万円計上されたわけですが、これは医師マンションを建てたあとは、今度は残りのマンションですか、それらは看護師のマンションにするということでございますが、この設計料、新設のマンションの設計とそれからリフォームの設計含めた設計になるのか1点。

それから、医師マンションということになりますと補助金があると思うんですが、その補助金はどのぐらいあるのか。パーセントでいいです。

それから次に、今、医師マンション、医師数と比較しますと十分充足しているわけですね。そういう中でこの補助金ですか、この規模に関係なく、例えば旭中央病院であれば約250人の医者がいますと、その中で500戸建ててもいいのか。そうなった場合に、規模に関係なく何戸でもこれは補助金の対象になるのか。

それからあと、現在の医師マンション建設後には看護師のマンションにするという話ですね。そうなれば、当然これは医師マンションということで補助金を受けていると思うんですが、その補助金は返還しなくてもいいのか、その辺お尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからご質問のありました4点にお答えしたいと思います。

まず1点目でございますが、この新たに追加させていただいた7,000万円、どの部分までが範囲かというご質問でございますが、この7,000万円につきましては新築マンションのみの基本設計料等でございます。ですので、何回かご説明申し上げました今後考えていく全体的な宿舎はどうするんだということでございますが、これにつきましては、私どものほうで通常の今後の病院内の修繕とか改修で定期的に入っておる業者がおりますので、そのコンサルに全体計画についてはアドバイスを求めて、どの部分を残すのか、あるいはどの部分を看護師に転用するのか、そういったものは全体の計画づくりの中で別のコンサルといいますか、この予算とは別に通常持っているコンサル業務の中で担当していきたいというふうに思っています。

それと2点目でございますが、医師マンションに対する補助金があるのかということでございますが、議員ご指摘のようにかねては県の補助金がございます、今、建ててある医師宿舎についても補助金等をもたらしているものもございます。しかし、現在は補助金の見直し等の結果、宿舎に対する補助制度はございませんので、補助金はないということで3点目と4点目のお答えをさせていただきたいと思います。

4点目、看護師宿舎に転用した場合、これまで補助金を受けていたものはどうなるかということでございますが、これは最終的には補助金の支出権者でございます県等の判断を仰がなければいけません、現在補助金の目的外使用といえますか、転換についても大分かねてより柔軟になっておりまして、今回につきましては医師を例えば看護師に替えるということとは広い意味で医療従事者の利用ということで、それほど大きな目的外使用という形ではないのではないかというふうに考えられますので、ここは補助金の支出権者と協議をさせていただきたいと思っておりますが、私どもとすれば返還までは至らないのではないかと一応見込みを持っております。これはただ最終的には支出権者と協議が必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 21日の文教の委員会で全員反対でありました。そのときに今日のまた補正の補正を出すことを想定していたのか、それとも今回はきれいに否決されてから出すことを考えていたのか、その辺のことをはっきり述べてもらいたい。普通であれば補正はその時点で、委員会の全員反対の時点で考えるべきことではなかったのかと思うんですが。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、今回の追加補正の提出に至った経緯でございますが、まず文教福祉常任委員会で否決されたあと、私のほうで病院長と協議をいたしまして、その結果を財政課、副市長、市長と協議をさせていただきました。その中で、全員否決という厳しい状況でございましたので、本会議での動向を踏まえて幾つかの選択肢があるということを病院と執行部の間で協議をさせていただきました。そういう形で協議の結果、今回こういう形で追加補正をさせていただ

いたということでございます。ご理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） そうすること、本会議で否定されるのを分かっているながらやってきたということですね。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 否決されるかどうかは本会議を見てみないと分かりませんので、幾つかの想定を踏まえた上で協議をさせていただいたということでございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 普通であれば本会議に通るような努力をするのが常識の範囲ではないかと思いますので、今回みたいなちょっと想像ができないようなことは今後やめていただきたいと思います。もうちょっとはっきりした回答がちゃんとできるようなことで議会に提出するのが常識のある中央病院の執行部のお話ではないでしょうか。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 常任委員会をはじめ、質疑等におきまして今回の予算につきましては多くのご質問あるいはご意見等いただきました。病院といたしましては、今回いただきました多くのご意見等を踏まえまして、今後しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

林一哉議員。

○22番（林 一哉） それでは質問をさせていただきます。

私自体も文教福祉常任委員であったわけでございますけれども、当初から何か具体性のない26億円の予算が20億円になったり、12階建てが10階建てになったり、いろいろな何かアンバランスな答弁をしておったわけでございます。それが1つと、一番の問題は中央病院の医師マンション。これを見学させていただきましたけれども、第二医師マンション、第三、第四とこれがもう30年以上経過しておるわけですね。常任委員会のときにも私申し上げまし

たけれども、もう30年以上ですと、昭和58年か56年かもう耐震基準が変わっておって補強工事をしなければこの第二、第三、第四の26戸の医師マンション、これはもう耐震工事もやっていないから耐震不適なんですよ。常任委員会のときにも私申し上げましたよ。ですからもう将来的に医師マンション、この26戸分の替わりにもう最低でも建て直さなければ、医師マンションを建て直さなければやっていけない状態があるわけなんですよ。その点、現在の、今度この基本設計に7,000万円組みましたけれども、その点の兼ね合わせ、どういうふうに考えているかお答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 林一哉議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それではお答えいたします。

今、議員からご指摘がありましたように、病院では現在11棟の医師宿舎として管理をしております、そのうち一番古いものが第二医師マンションと呼ばれるものでして、昭和53年の建築ですので34年ほどたっております。そのほか第三、第四はやはり昭和54年と57年に建築したもので30年以上たっております。この辺につきましては、今後、私ども病院として医師宿舎、それと転用ということも含めて看護師宿舎も含めて、今後どうしていくかということを考えていきたいと思っておりますが、やはり30年以上たったものにつきましては耐震の問題とかありますのでこの辺は転用というよりは、今後検討の中ではありますが解体という方向でいくのかなというふうには思っております。ただ、その辺は全体計画の中できっちりと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（林 俊介） 林一哉議員。

○22番（林 一哉） ただいま答弁いただきましたけれども、恐らく耐震工事をやるか補強工事をやるか、これはまた皆さん方にお任せしますけれども、私はもう取り壊して今度、その方々も今後これから建てる医師マンションのほうへ入っていただいて、取り壊したほうがいいのかというふうに私自身は思っておりますので、その点ひとつよろしく願いいたします。私も医師マンションを建てるのは、林正一郎議員もおりますけれども、常任委員会のときにも、この放射線と医師マンションのこの設計、それを出すのが一番いいのかなというような話もしましたので、その形が今回この補正で放射線の関係と基本設計の関係が出てきたなというふうに思いますので、ひとつ私は賛成いたします。

○議長（林 俊介） 答弁はいりませんね。

○22番（林 一哉） はい。

○議長（林 俊介） 林一哉議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

これより議案第18号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（林 俊介） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金14万円を向後汽力工業株式会社様より、6月26日受納いたしました。

1つ、大型プリンター一式を八千代市野ばらの会様より、6月29日受納いたしました。

1つ、金12万円を住宅エコポイント事務局様より、7月19日受納いたしました。

1つ、金138万2,000円を生活クラブ生活協同組合様より、7月19日受納いたしました。

1つ、ソーラーパネル追尾式蓄電器1台を特殊技研金属株式会社様より、8月21日受納いたしました。

1つ、金50万円をU I ゼンセン同盟千葉県支部様より、8月21日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 俊介） 事務報告は終わりました。

◎日程第 8 閉 会

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成24年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 1 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 俊 介

副議長 林 七 巳

議員 平 野 忠 作

議員 伊 藤 房 代